

第4回 東京湾沿海岸保全基本計画策定懇談会

日 時：令和8年8月5日（水）10時～12時

場 所：神奈川県庁新庁舎12階局大会議室

次 第

1 開会あいさつ

2 議 題

- (1) 懇談会の傍聴について (資料1)
- (2) 懇談会規約について (資料2)
- (3) 懇談会委員の紹介 (資料2)
- (4) 会長・副会長の選出 (資料2)
- (5) 東京湾沿岸海岸保全基本計画の見直しについて . . . (資料3)
- (6) 東京湾沿岸海岸保全基本計画（素案）について . . . (資料4)
- (7) 今後のスケジュールについて (資料5)

3 閉 会

【配布資料】

次 第

第4回 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会出席者名簿

第4回 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会座席表

資 料 1 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会傍聴要領（案）

資 料 2 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会規約（案）

資 料 3 東京湾沿岸海岸保全基本計画の見直しについて

資 料 4 東京湾沿岸海岸保全基本計画（素案）について

資 料 5 今後のスケジュール

参考資料 東京湾沿岸海岸保全基本計画（素案）

第4回「東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会」出席者名簿

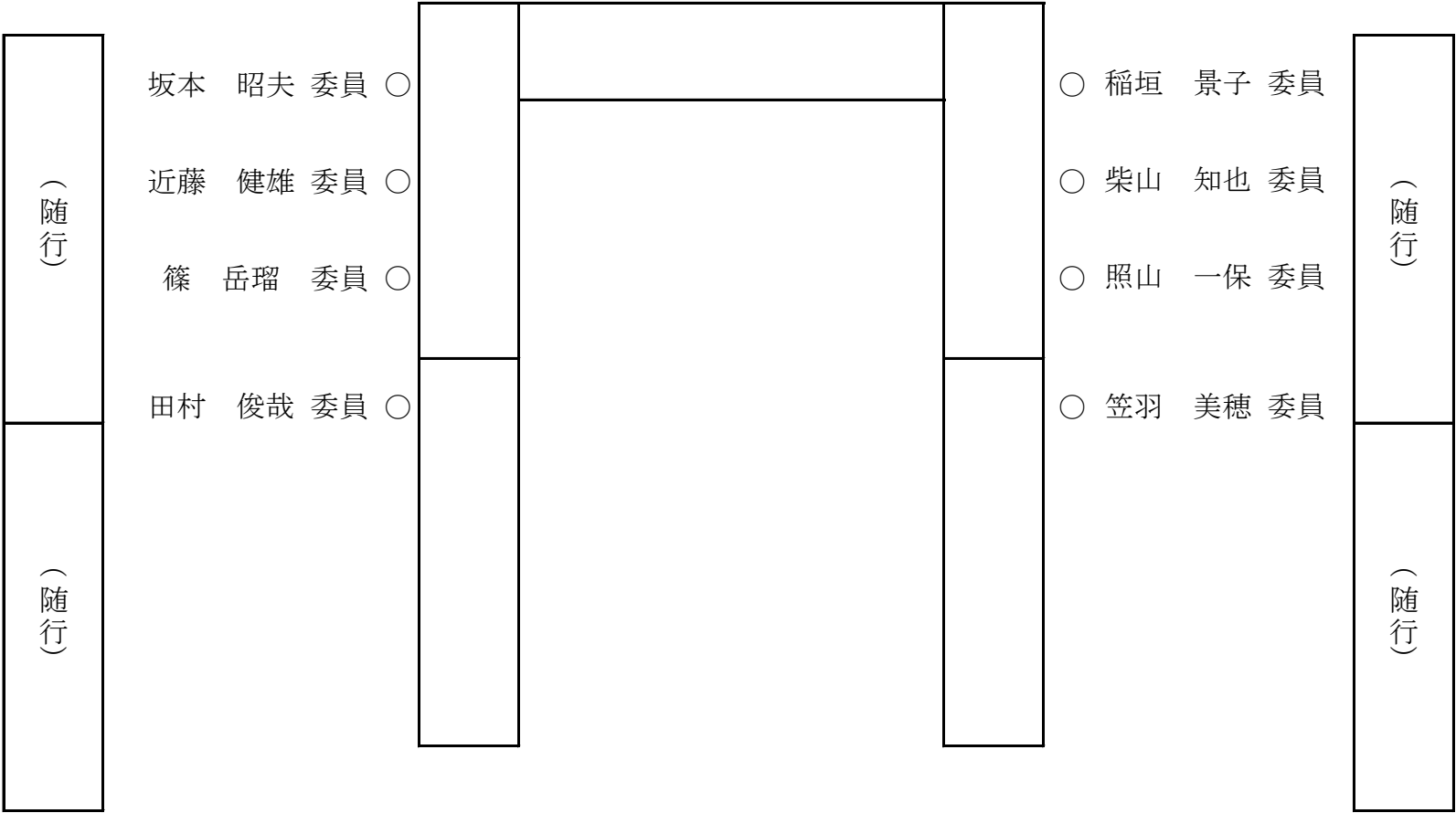
日 時: 令和8年8月5日(水曜日) 10時00分～12時00分

場 所: 神奈川県庁新庁舎12階局大会議室

氏 名	職 名	備考
坂本 昭夫	海をつくる会 事務局長	代理出席
稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 准教授	
笠羽 美穂	心理カウンセラー (特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立支援センター推薦)	
川辺 みどり	東京海洋大学 名誉教授 公益財団法人長尾自然環境財団 常務理事	欠席
近藤 健雄	日本大学 名誉教授	
柴山 知也	中央大学研究開発機構 機構教授	
篠 岳瑠	特定非営利活動法人 神奈川ライフセービング協会 理事	
高橋 征人	神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事会長	欠席
照山 一保	日本スタンドアップパドルボード協会 理事長	
田村 俊哉	神奈川港運協会 常務理事	代理出席

第 4 回 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 座席表

日時：令和 8 年 8 月 5 日（水）10：00～12：00
場所：神奈川県庁新庁舎12階局大会議室



傍聴・報道・委員受付

入
口

東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会傍聴要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の決定等）

第 2 条 一般席の定員は、原則 10 人以内とし、会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着により傍聴人を決定する。

（傍聴席に入場することができない者）

第 3 条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

（1） 決定した傍聴人以外の者

（2） 協議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 4 条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は協議の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第 5 条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者については、出席委員全員の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第 6 条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第 7 条 この要領に定めのない事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 日から施行する。

東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会規約(案)

(趣旨)

第1条 この規約は、東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）は、東京湾沿岸海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たって、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 海岸の防護に関すること。
- (2) 海岸環境の整備及び保全に関すること。
- (3) 海岸における公衆の適正な利用に関すること。
- (4) 海岸保全施設の整備に関すること。
- (5) その他、基本計画に関連すること。

(組織構成)

第3条 懇談会は、海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を推進するため、海岸に関しそれぞれの分野における学識経験等を有する者を持って構成する。委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課及び環境農政局農水産部水産課において処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮る。

(附則)

この規約は、平成 25 年 11 月 8 日から施行する。

この規約は、令和 8 年 8 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

【氏名 50 音順】

氏 名	現 職
伊東 徹雄	海をつくる会 会長 (特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会推薦)
稲垣 景子	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 准教授
笠羽 美穂	心理カウンセラー (特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立支援センター推薦)
川辺 みどり	東京海洋大学 名誉教授 公益財団法人 長尾自然環境財団 常務理事
近藤 健雄	日本大学 名誉教授
柴山 知也	中央大学研究開発機構 機構教授
篠 岳瑠	特定非営利活動法人 神奈川ライフセービング協会 理事 (NPO 法人 西浜サーフライフセービングクラブ 理事長)
高橋 征人	神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
照山 一保	日本スタンドアップパドルボード協会 理事長
藤木 幸太	神奈川港運協会 会長

【資料 3】 海岸保全基本計画の見直しについて

国の責務

(海岸法第2条の2第1項)

主務大臣は、政令で定めるところにより、**海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針**（以下「海岸保全基本方針」という。）を定めなければならない。



都道府県の義務

(海岸法第2条の3第1項)

都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、**海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画**（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。

東京湾沿岸海岸保全基本計画の経緯

平成16年策定

H11.12 海岸法一部改正：海岸保全基本方針に基づき、基本計画を定めることが義務化
東京都境から三浦半島剣崎までの延長280kmの本沿岸について
「**東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）**」を策定

平成27年改定

H23.3.11の**東日本大震災**を踏まえ、**設計津波の水位を反映**

平成28年改定

H26.12 **海岸法一部改正**：維持又は修繕に関する事項を追加

今回の見直し

気候変動の影響による将来予測（2100年時点）を見込んだ防護水準となるように、**基本計画を改定**



気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言（R2.7）

海岸保全の取組においては、過去のデータに基づくものに加え、**気候変動によって将来変化することが想定される現象を予測し、気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全対策へと転換すべき。**

海岸保全基本方針の変更（R2.11.20）

過去の災害発生状況を分析するとともに、**気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、防護水準を定める。**

「海岸保全施設の技術上の基準」の一部改正（R3.7.30）

潮位・沖波等について、**気象の状況及び将来の見通しを勘案して設定**

東京湾沿岸海岸保全基本計画改定

気候変動の影響を踏まえた防護水準（R8.3月設定）を反映し、東京湾沿岸海岸保全基本計画の改定を行う。

東京湾沿岸海岸保全基本計画策定懇談会の位置づけ

① <東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会（技術検討会）>

- ・ 学識経験者、関係行政機関で構成し、気候変動を踏まえた設計外力及び防護水準の設定について検討を行う。

② <東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会（検討会）>

- ・ 関係行政機関で構成し、海岸保全基本計画を策定するに当たって、関連計画との整合性の確保、関係行政機関と連携して計画案を作成する。

※ 海岸法では、海岸保全施設の整備に関する事項は関係海岸管理者が作成する案に基づいて海岸保全基本計画を策定することとされており、本検討会において、各管理者が作成する案の取りまとめを行う。

③ <海岸保全基本計画策定懇談会（懇談会）>

- ・ 学識経験者や海岸利用者等で構成し、海岸保全基本計画について、海岸の防護、環境及び利用に関わる者の意見を求める。

東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会

<主旨>

東京湾沿岸における**気候変動を踏まえた設計外力の設定等**に関する事項を、**専門的かつ技術的見地から検討**を行うため、**学識者、国、県等で構成**する「**東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会**」を設置

<主な検討事項>

- ① **気候変動を踏まえた設計外力の設定**について
- ② **気候変動を踏まえた防護水準の設定**について

<構成>

会長 柴山 知也 中央大学研究開発機構 機構教授

委員 近藤 健雄 日本大学 名誉教授

三上 貴仁 早稲田大学理工学術院 准教授

国交省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官

国交省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部 港湾・沿岸防災研究室長

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域津波高潮研究グループ長

その他、国、県土木・漁港事務所、沿岸市

<検討の経緯>

- ・ R6.11.22 第1回 技術検討会（委員会設置主旨、検討方針）
- ・ R7.2.25 第2回 技術検討会（将来外力の推算モデルの構築）
- ・ R7.8.18 第3回 技術検討会（各地区海岸の将来外力の推算結果）
- ・ R8.2.19 第4回 技術検討会（防護水準（案）の設定）

気候変動を踏まえた検討内容

✓ 2100年に世界の平均気温が2℃上昇することを前提に、海面水位の上昇量や、台風の規模がどのような状態になるかを予測検討しました。

■ 海面水位

- 過去の潮位観測データから近年の海面水位の上昇傾向を把握し、21世紀末までに38センチメートル上昇すると想定しました。

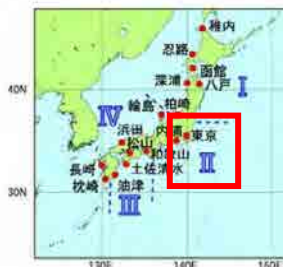


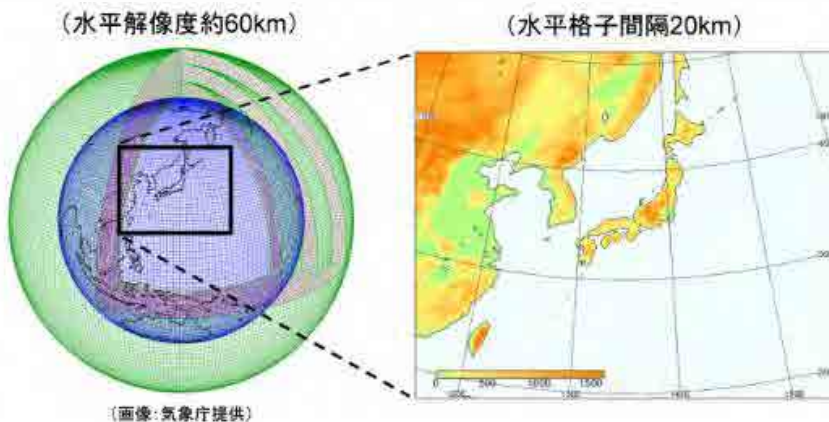
表 21世紀末における日本沿岸の海面水位の上昇量

領域	2℃上昇シナリオ(RCP2.6)	4℃上昇シナリオ (RCP8.5)
I	0.38m(0.22～0.55m)	0.70m(0.45～0.95m)
II	0.38m(0.21～0.55m)	0.70m(0.45～0.95m)
III	0.39m(0.22～0.56m)	0.74m(0.47～1.00m)
IV	0.39m(0.23～0.56m)	0.73m(0.47～0.98m)

出典：日本の気候変動2020（気象庁）

■ 台風の規模・経路

- 台風の規模については、文部科学省が公表している将来の気候予測データベースを活用して検討を行い、現計画で対象としている伊勢湾台風級の台風において、中心気圧が940ヘクトパスカルから、935ヘクトパスカルになると想定しました。

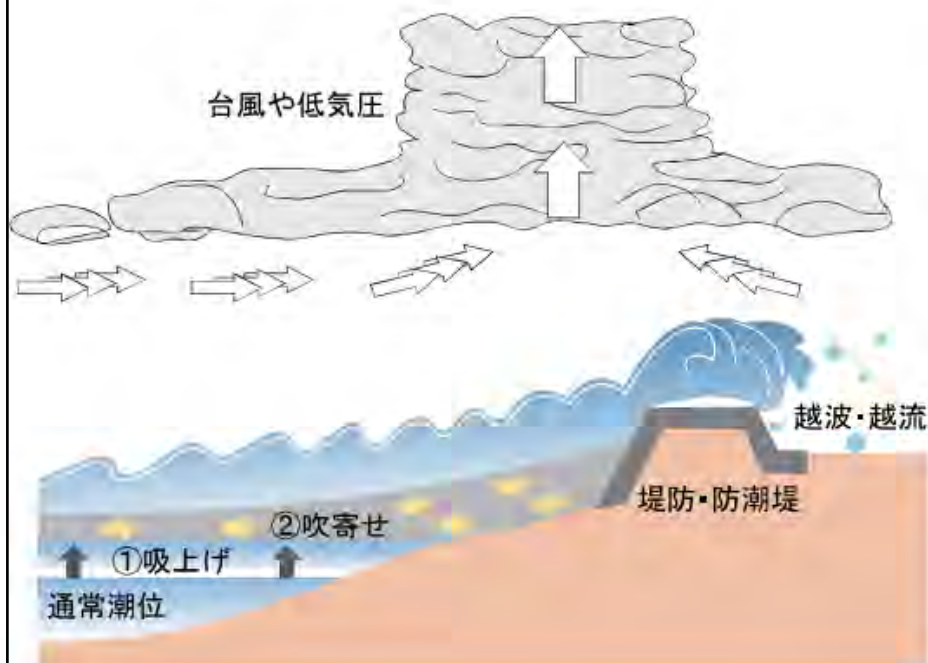


出典：地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベースHP

【高潮】海面水位の上昇や台風の強大化による沿岸部の影響

- ✓ 海面水位の上昇に加え、台風の強大化に伴う中心気圧の低下により海面が吸い上げられるとともに、台風に伴う風が強くなり、海水が沿岸に吹き寄せられることから、潮位がこれまで以上に上昇し、背後地への浸水のリスクが高くなると想定されます。

(高潮の発生機構)



●高潮は主に、①気圧の低下による吸上げ、②風による吹き寄せにより発生します。

●台風を中心付近の空気が海面を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。

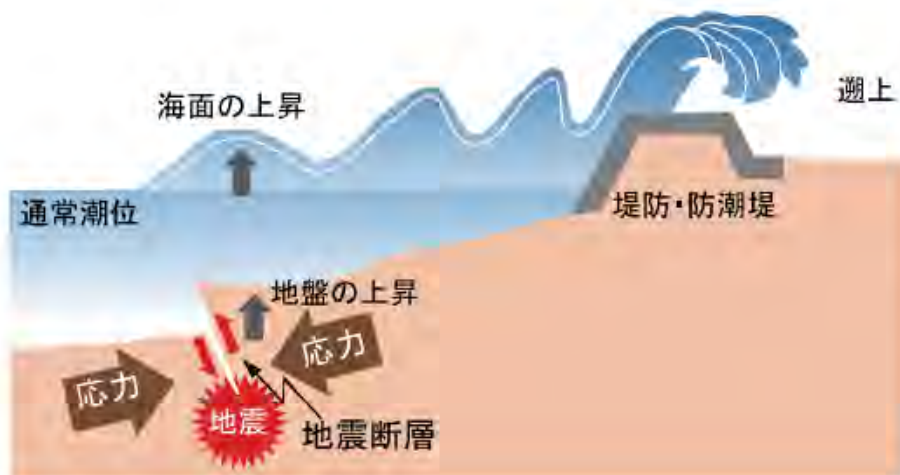
●気圧が1 hPa 低くなると、海面は約1 cm 上昇します。

●さらに、強風が海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられ、海面が上昇します。

【津波】海面水位の上昇による沿岸部の影響

- ✓ 地震は、気候変動の影響を受けず、規模に変化はないものの、海面の水位が上昇することに伴い、津波の高さが高くなり、背後地への浸水のリスクが、これまでよりも高くなることが想定されます。

(津波の発生機構)



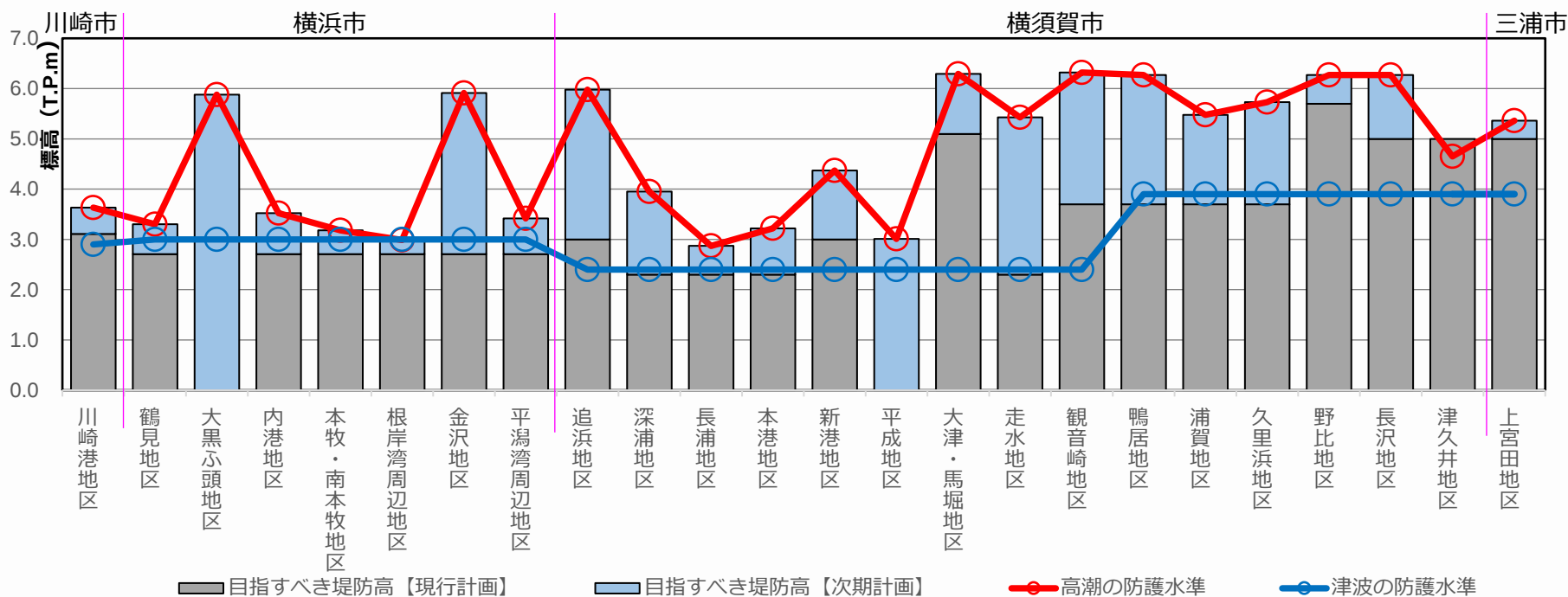
●津波は、主に海底で発生した地震による地盤の変動に伴って海水が押し上げられることにより発生します。

●津波は水深が深いほど速く伝わり、陸地に近づくにつれ遅くなるため、後から来る波が前の波に追いつき、波高が急速に高くなります。

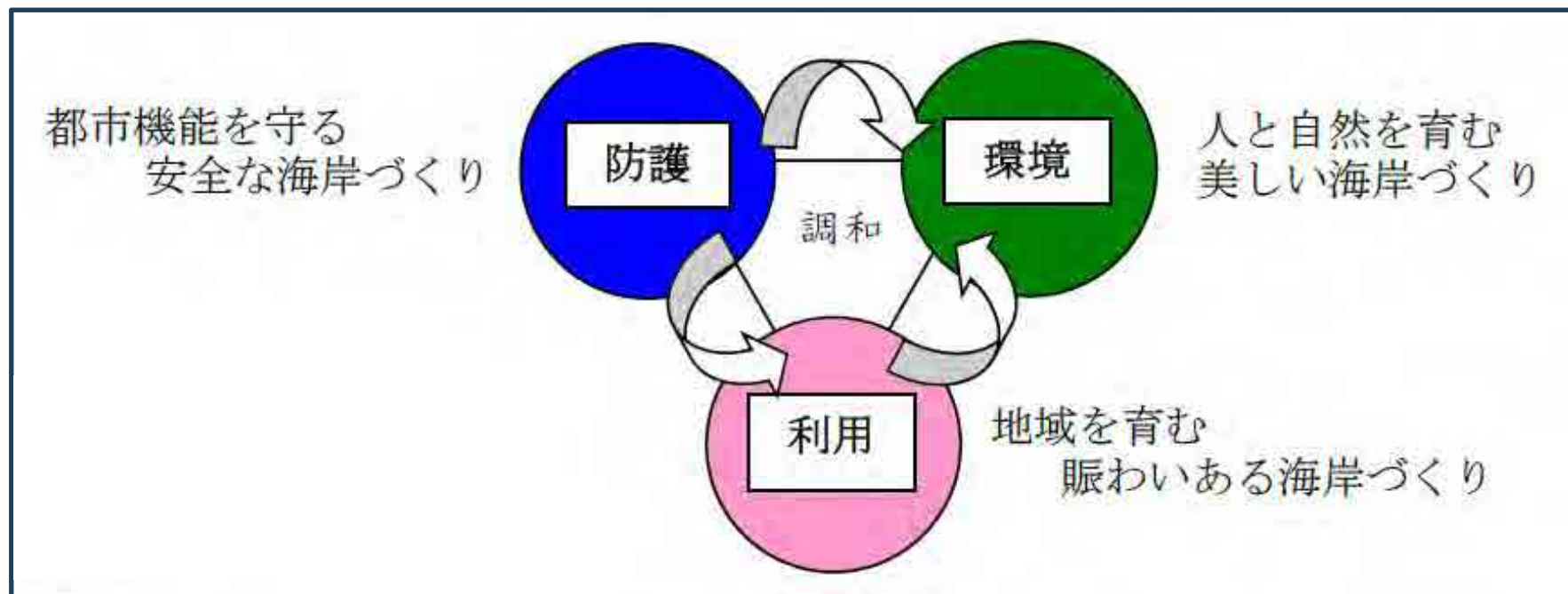
●近海地震による津波は数分から数十分と非常に早く海岸に到達します。

東京湾沿岸における防護水準

- ✓ 検討結果に基づき、増大する高潮や津波などに対して、背後地を浸水被害から守るために必要な護岸等の高さを設定しました。
- ✓ 次期計画の目指すべき堤防高は、**各地区海岸の高潮と津波の防護水準を比較し、高い方の値を基に設定**した。
- ✓ 今後、徐々に大きくなる気候変動の影響を踏まえると、2100年までに護岸などの海岸保全施設の高さを、現在の計画から平均で約1.0メートル高くする必要がある



～地域とともに歩み、
人・自然・都市を育む、
安全で、美しく、快適な海岸～



海岸保全基本計画に定めるべき事項について

第1編 定めるべき基本的な事項

1.1 海岸の保全に関する基本的事項

- 1.1.1 海岸の現況及び保全の方向 ・ ・ ・ 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を設定
- 1.1.2 海岸の防護 ・ ・ ・ 防護すべき地域、防護水準等の防護目標及び施策を設定
- 1.1.3 海岸環境の整備及び保全 ・ ・ ・ 海岸環境の整備・保全に関する施策を設定
- 1.1.4 海岸における公衆の適正な利用 ・ ・ ・ 海岸利用の促進に関する施策を設定

1.2 海岸保全施設の整備に関する基本的事項

1.2.1 海岸保全施設の新設又は改良

- (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- (3) 海岸保全施設による受益地域及びその状況

1.2.2 海岸保全施設の維持又は修繕

- (1) 海岸保全施設の存する区域
- (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- (3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

第2編 海岸保全基本計画策定時の留意事項

- 2.1 関連計画との整合性の確保 ・ ・ ・ 国土利用、環境保全、国土強靱化及び地域計画等との整合を確保
- 2.2 関連行政機関との連携調整 ・ ・ ・ 海岸に関する行政機関と十分な連携・調整を実施
- 2.3 地域住民の参画と情報公開 ・ ・ ・ 計画策定・実施段階における住民参画
防護・環境・利用に関する情報公開
事業の透明性向上
- 2.4 計画の見直し ・ ・ ・ 地域状況の変化への対応
社会経済状況の変化への対応
気候変動影響の変化への対応
計画内容及び施設整備内容の点検・見直し

時点更新

第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって

- 1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって
- 1.2 海岸法改正の趣旨
- 1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要
- 1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項
- 1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって

第2編 海岸の保全に関する基本的な事項

- 2.1 海岸の概要
- 2.2 自然的特性
- 2.3 社会的特性
- 2.4 海岸災害とその実態
- 2.5 関連する法規制・諸計画
- 2.6 海岸への要請

第3編 海岸保全の方向性について

- 3.1 海岸保全のための基本理念
- 3.2 海岸保全の方向性

気候変動を踏まえた
防護水準を反映

第4編 海岸保全の目標と施策について

4.1 海岸防護の目標

4.2 海岸の保全に関する施策

4.3 ゾーン毎の施策

第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良に関する事項

5.1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

5.1.3 受益の地域

5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

5.2.1 海岸保全施設の存する区域

5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

5.2.3 維持又は修繕の方法

5.2.4 受益の地域

時点更新

【資料 4】 東京湾沿岸海岸保全基本計画（素案）について

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言 の概要

- ◆ 令和2年7月、国は気候変動による海面上昇や台風の強大化等の影響を踏まえ、海岸保全を従来の過去データに基づく対応から、気候変動の影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」を取りまとめた。
- ◆ 提言では、気候変動の現状と将来予測を踏まえた外力変化の考え方や、それらに対応する今後の海岸保全の方向性・対策のあり方が示された。これらの概要を海岸保全基本計画に反映した。

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】

○ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。

- パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
- 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測(RCP8.5(4℃上昇に相当))も考慮し、これに適應できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

・ IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2℃上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4℃上昇に相当)で0.61-1.10m。

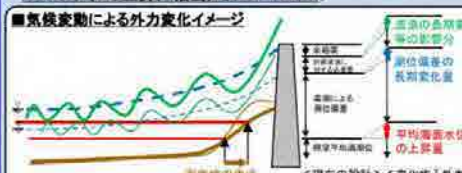


図 気候変動による外力変化イメージ

＜気候変動影響の将来予測＞

	将来予測
平均海面水位	・ 上昇する
高潮時の潮位偏差	・ 極値は上がる
波浪	・ 波高の平均は下がるが極値は上がる ・ 波向きが変わる
海岸侵食	・ 砂浜の6割〜8割が消失

II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

・ 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び極端低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。

・ d4PDFが活用できることを確認。

＜現在気候と将来気候の比較＞

	台風トラックデータ	極端低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端気象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端気象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

＜今後の課題＞

- ・ 適切なバイアス補正方法を含めた将来変化の定量化
- ・ 日本各地の海岸の将来変化の定量化
- ・ 波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

・ 気候変動の影響を踏まれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がる事が想定される。

・ 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。

・ 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

・ 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮時に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。

・ 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

＜海岸保全における対策＞

- ・ 地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・ 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・ 将来的な外力変化とライフサイクルコストをともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・ 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

＜他分野との連携が必要な対策＞

- ・ 高潮洪水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に資する情報提供の強化
- ・ 高潮と洪水の同時生起も想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- ・ 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

・ 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいので、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。

・ 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。

・ 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。

・ 30〜50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。

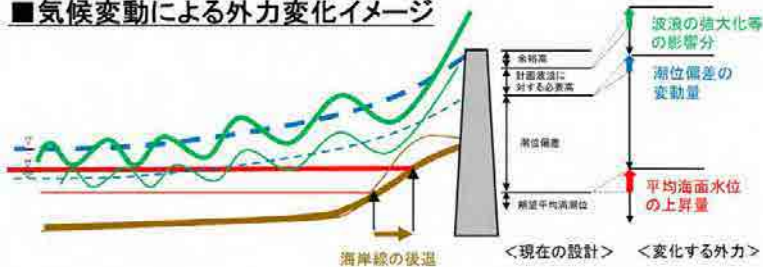
・ 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

IV 今後5〜10年の間に着手・実施すべき事項

- ・ 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見守る仕組み・体制を構築。
- ・ 地域リスクの将来変化について、防護だけでなく環境と利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

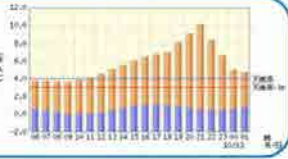
- ◆ 『第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって』に、本計画における気候変動を踏まえた海岸保全の考え方として、国が定めた「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言」の概要を追記した。（対比表 P.14～）

現行計画	変更案
(記載無し)	1.5 気候変動の影響を踏まえた海岸保全のあり方 2020（令和2）年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」が提言され、海岸保全を過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換する方向性が示された。今回計画では、以下に示す提言を踏まえて、RCP2.6（2℃上昇に相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等の推進を図るものである。 ＜気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言（抜粋）＞ I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測 IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6（2℃上昇に相当）で0.29-0.59m、RCP8.5（4℃上昇に相当）で0.61-1.10m。 ■気候変動による外力変化イメージ 

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

現行計画	変更案
(記載無し)	Ⅱ 海岸保全に影響する外力の将来変化予測 - 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース（D4PDF）の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。 - D4PDFが活用できることを確認。 Ⅲ 今後の海岸保全対策 - 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がることが想定される。 - 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。 - 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。 ⇒海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

現行計画	変更案
(記載無し)	Ⅲ-1 高潮対策・津波対策 - 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設（堤防、護岸、離岸堤等）については、整備・更新時点における最新の朔望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。 - 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。 ハード対策 面的防護 ・砂浜保全 ・沖合施設 線的防護 ・越流防止 ・越波抑制  ソフト対策 ・高潮の予測技術の高度化 ・浸水予測 ・タイムライン等  ハード・ソフトを組み合わせた地域づくり ・浸水想定区域の指定 ・リスクに応じた土地利用等 

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

現行計画	変更案
(記載無し)	Ⅲ-2 侵食対策 • 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいため、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。 • 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。 • 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。 • 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。 • 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。 Ⅳ 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項 • 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価・適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。 • 地域のリスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

- ◆ 『第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって』の「1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって」に、現行計画以降の策定経緯を追記した。（対比表P.16）

現行計画	変更案
（前略） そこで、今回の変更は、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するものである。 なお、計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に対応するために、計画の内容を適切に見直していくことが必要である。	（前略） そこで、2016（平成28）年3月の変更では、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加した。 さらに、2020（令和2）年7月には、気候変動の影響により世界的に平均海面水位の上昇が顕在化する中で、気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や、台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方について示す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が国から提示され、今後の海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することが示され、2020（令和2）年11月20日に海岸保全基本方針が変更された。そこで、外力の変化を予測し、数値シミュレーション等の手法により推算した上で、必要な安全度を確保するための防護水準を適切に設定した。 これらを踏まえ、海岸保全基本計画においても海岸の保全に気候変動の影響による外力の長期変化に関する事項を追加するものである。 なお、計画策定後においても、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直していくことが必要である。

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

現行計画の変更以降に発生した台風被害の状況の追記

- ◆ 現行計画が策定された平成28年3月以降で、東京湾で1m以上の潮位偏差は3回発生した。
- ◆ このうち、令和元年の台風15号、台風19号では当沿岸内で多くの被害を生じたことから、その被害の概要を追記した。

東京湾で最大偏差が1mを超えた高潮

年	月日	時分	検潮所	最大偏差 (m)	最低気圧 (hPa)	風速 (m/s)	気象要因
1911(M44)	7.26	3:15	霊岸島	1.80	968.6	SSE*31.4	台風
1917(T6)	10.1	3:50	小松川	2.06	952.7	SSE*39.6	台風
〃	〃	5:00	堀江	2.26	〃	〃	〃
1934(S9)	9.21	12	築地	1.03	989.8	S 22.3	室戸台風
1938(S13)	9.1	3:50	築地	1.94	978.6	S 31.0	台風
1949(S24)	8.31	21:30	霊岸島	1.41	986.1	SE 24.9	キティ台風
1958(S33)	7.23	9:55	月島	1.09	986.1	S 22.8	アリス台風
1959(S34)	9.27	2:10	月島	1.03	989.3	S 27.0	伊勢湾台風
1965(S40)	9.18	2:00	晴海	1.03	979.0	S 24.7	24号台風
1979(S54)	10.19	15:30	晴海	1.22	976.1	S 17.5	20号台風
1985(S60)	7.1	5:15	千葉	1.63	970.0	S 16.7	6号台風
2004(H16)	12.5	7:00	東京	1.08	971.9	SW 13.4	低気圧
2007(H19)	9.7	4:34 4:40	東京	1.09	979.3	ESE** 14.9	9号台風
2011(H23)	9.21	18:35	東京	1.26	972.5	S** 16.9	15号台風
2017(H29)	10.23	6:20	東京	1.03	967.5	S 24.9	21号台風
2019(R1)	9.9	5:37	東京	1.04	955.0	ENE 32.1	15号台風
〃	10.12	21:27	東京	1.59	915.0	SSE 34.6	19号台風

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

- ◆ 『第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項』の「2.4 海岸災害とその実態」に、現行計画以降に発生した2件の台風被害を追記した。（対比表P.30、31）

現行計画	変更案
記載なし	2.4.1 既往災害とその実態 (中略) 2019（令和元）年に発生した令和元年房総半島台風および令和元年東日本台風により、東京湾内で多くの被害が生じた。どちらの台風も台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。 令和元年房総半島台風は9月9日の午前4時ごろに横浜市付近を通過した。 千葉市で最大風速35.9m、最大瞬間風速57.5m/sを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。この際、東京検潮所での潮位偏差は0.94mを記録し、横浜市では、最低海面気圧969.1hPa、最大瞬間風速41.8m/sを観測した。 高潮と高波が重なって発生したことにより、横浜市金沢区では海水が侵入して工業団地が浸水する被害が発生した。 令和元年東日本台風は10月12日の21時ごろに横浜市付近を通過した。神奈川県足柄下郡箱根町では945.2mmの観測史上1位の24時間降水量を観測した。また、横浜市では、これまでの10月1位の値を更新する最大瞬間風速43.8m/sを観測するなど、多くの地点で記録的な降水量や最大瞬間風速等を観測した台風となった。この際、東京検潮所での潮位偏差は1.59mとキティ台風を上回る値を記録し、港湾区域を中心に高潮による浸水被害が生じた。 令和元年房総半島台風による被害 【金沢区福浦地区】

1. 気候変動を踏まえた海岸保全の考え方の追記

現行計画	変更案
記載なし	2.4.1 既往災害とその実態 撮影方向 衝突した船舶 一般貨物船 船名 BUNGO PRINCESS 全長 103.64m 全幅 18.8m GT 7,361 DWT 10,034t ① 鋼床版箱桁橋 高欄損壊及び衝突船残骸 ② 鋼床版箱桁橋 めくり上がり、照明柱傾斜 ③ PC橋 高欄損壊 令和元年東日本台風による被害 【川崎港東扇島地区】

2. 『気候変動を踏まえた設計外力検討会』の結果の反映

- ◆ 令和2年11月の海岸保全基本方針の変更を受け、東京湾沿岸海岸保全基本計画〔神奈川県区間〕の見直しを行うため、神奈川県は、東京湾沿岸における気候変動を踏まえた設計外力の設定等について専門的・技術的な検討を行うことを目的として、学識者、国、県等で構成する「東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力検討会」を設置した。
- ◆ 検討会は計4回開催し、高潮偏差、計画沖波波高及び設計津波の水位等の将来外力を最新の気候変動予測や数値シミュレーションに基づいて設定するとともに、これらの外力に対する今後の防護水準を地区海岸ごとに設定した。
- ◆ これらの検討結果を海岸保全基本計画に反映した。

表 東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力検討会の開催経緯

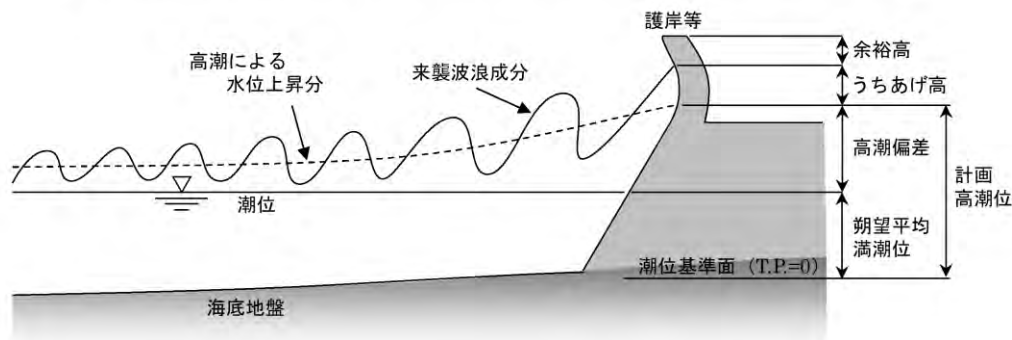
	第1回検討会 将来外力の 検討方針の決定	第2回検討会 将来外力の 推算モデルの構築	第3回検討会 各地区海岸の将来外 力の推算結果	第4回検討会 防護水準（案） の設定	検討会終了後
技術 検討会 議題	- 潮位・波浪の実態分析 - 気候変動を踏まえた計画高潮位の設定 - 気候変動の影響を踏まえた高潮偏差・波浪の検討方針	- 朔望平均満潮位の設定 - 想定台風の設定 - 高潮偏差、波浪、津波の推算モデルの構築（再現計算）結果	- 将来外力の設定 - 高潮偏差 - 計画沖波波高 - 設計津波の水位 - 防護水準及び段階的整備の考え方	- 各地区海岸の換算沖波波高の算出結果 - 各地区海岸の防護水準（案） - 今後の整備の考え方	海岸保全基本計画の改定に向けた調整

2. 『気候変動を踏まえた設計外力検討会』の結果の反映

- ◆ 現行計画では、高潮・波浪に対する計画堤防高は『朔望平均満潮位＋高潮偏差（＝潮位偏差）＋打ち上げ高＋余裕高』で定義している。一方、港湾区域が主体となる横須賀市内では、越波流量が許容越波流量未滿となるために必要な高さを採用してきた。
- ◆ 検討会では、改良仮想勾配法に基づく波の打ち上げ高と許容越波流量未滿とするための必要堤防高を算出し、技術基準及び各海岸管理者との協議結果等を踏まえて防護水準を設定することとしたため、これに合わせて計画書中の記載を変更した。

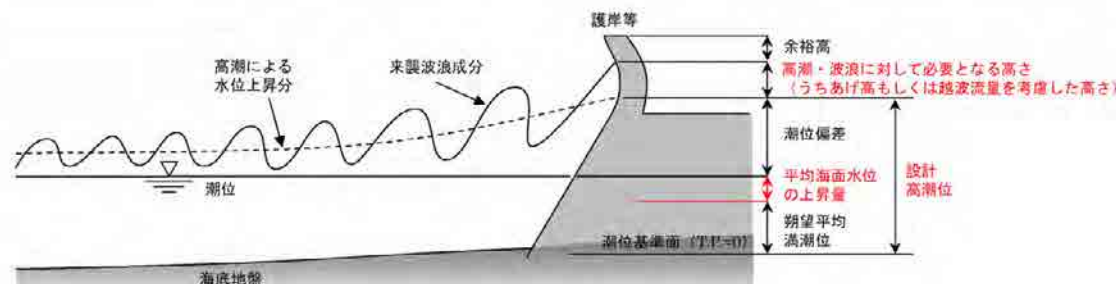
現行計画

計画天端高【高潮・波浪】＝朔望平均満潮位＋高潮偏差＋うちあげ高＋余裕高



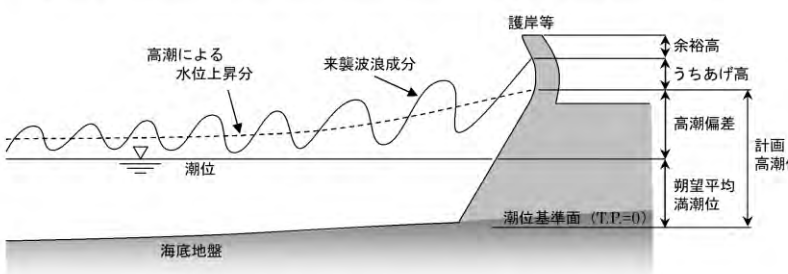
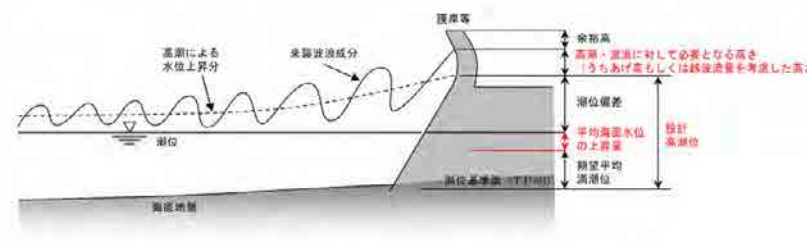
変更案

計画天端高【高潮・波浪】＝朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量＋潮位偏差
 ＋高潮・波浪に対して必要となる高さ（うちあげ高もしくは越波流量を考慮した高さ）＋余裕高



2. 『気候変動を踏まえた設計外力検討会』の結果の反映

- ◆ 『東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力検討会』の検討結果を踏まえ、『第4編 海岸保全の目標と施策について』(2)防護水準のうち、計画天端高の設定方法、設計水位に関する記載を変更した。(対比表P.45～)

現行計画	変更案
＜神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について＞ 海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さ と津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。 高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の式に表される。 この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。 計画天端高【高潮・波浪】＝朔望平均満潮位＋高潮偏差＋うちあげ高＋余裕高  図-4.1-3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図	＜神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について＞ 海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さ と津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。 高潮・波浪対策のための施設の計画天端高（将来の目指すべき堤防高さ）の設定は、波のうちあげ高もしくは許容越波流量を満足するための必要高から設定し、一般に以下の式に表される。 この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。 計画天端高【高潮・波浪】＝朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量＋潮位偏差 ＋高潮・波浪に対して必要となる高さ（うちあげ高もしくは越波流量を考慮した高さ）＋余裕高  図-4.1-3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図

2. 『気候変動を踏まえた設計外力検討会』の結果の反映

- ◆ 『東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力検討会』の検討結果を踏まえ、『第4編 海岸保全の目標と施策について』(2)防護水準のうち、計画天端高の設定方法、設計水位に関する記載を変更した。(対比表P.45～)

現行計画

津波に対して必要となる高さ(施設の計画天端高)は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日)に基づき、発生頻度の高い津波(数十年から百数十年に一回程度発生)を対象に設定することとする。

なお、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守る事を最優先とし、住民等の避難を軸に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な津波対策を講じていく。

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{期望平均満潮位} + \text{津波高(せり上がり考慮)} + \text{余裕高}$$

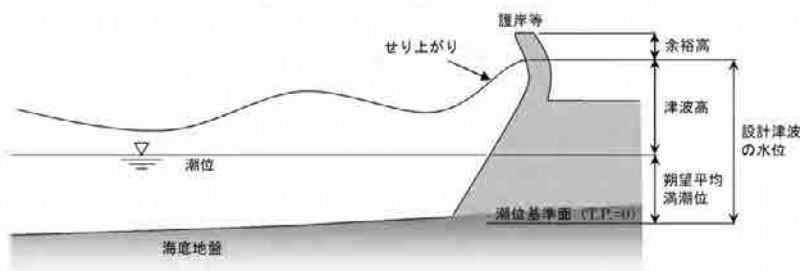


図-4.1-4 津波に対する計画天端高の設定方法の模式

変更案

津波に対して必要となる高さ(施設の計画天端高)は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について(平成23年7月8日)」に基づき、発生頻度の高い津波(数十年から百数十年に一回程度発生)を対象に設定することとする。(図-4.1-4)なお、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守る事を最優先とし、住民等の避難を軸に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な津波対策を講じていく。

設計高潮位及び設計津波の水位は、国から示された「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について(令和3年8月)」に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇、台風の強大化を考慮した。

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{期望平均満潮位} + \text{平均海面水位の上昇量} + \text{津波高(せり上がり考慮)} + \text{余裕高}$$

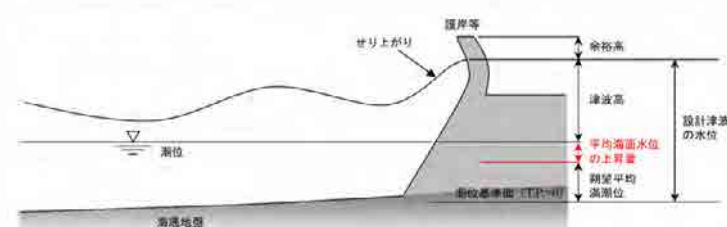


図-4.1-4 津波に対する計画天端高の設定方法の模式

2. 『気候変動を踏まえた設計外力検討会』の結果の反映

- ◆ 『東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力検討会』の検討結果を踏まえ、『第4編 海岸保全の目標と施策について』(2)防護水準のうち、計画天端高の設定方法、設計水位に関する記載を変更した。(対比表P.45～)

現行計画

○高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。

なお、来襲波浪は原則として、港湾海岸では、50年再現確率波相当とし、一般の海岸及び漁港海岸では、30年再現確率波相当とする。

ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

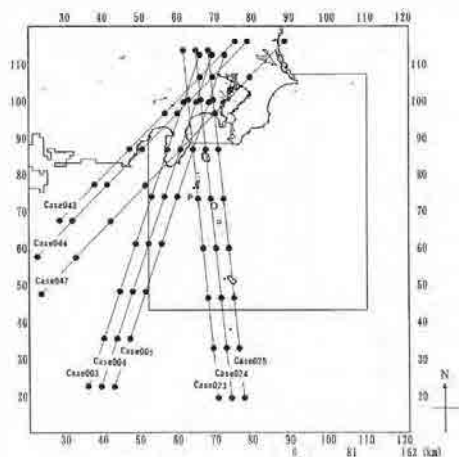


図-4.1-2 台風の想定コース

変更案

○高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた**設計**高潮位に来襲波浪によるうちあげ**高**等を加えたものに対して防護することを目標とする。

なお、来襲波浪は原則として、港湾海岸では、50年再現確率波相当とし、一般の海岸及び漁港海岸では、30年再現確率波相当とする。

ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

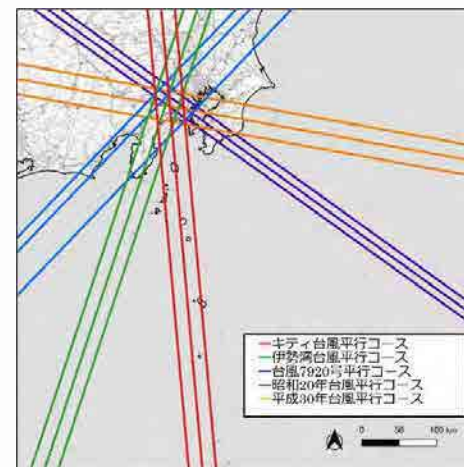


図-4.1-2 台風の想定コース

3. 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会の意見と対応

◆ 関係機関からいただいた主な意見に対する対応結果の案を以下に整理した。

対比表 ページ	機関名	ご意見 ※赤文字は該当箇所、黒字はご意見の内容を示す。	対応結果
19	横浜市 港湾局	図-2.1-2 神奈川県沿岸管理区分図の記載 横浜市域の「大黒ふ頭地区」及び「金沢地区の一部」が横浜市管理の海岸保全区域に指定されたので、追加すること。	ご指摘を踏まえ、追加した。
23	神奈川県 東部漁港 事務所	(4)干潟・藻場・石サンゴ類の記載 1994年の環境省調査に基づいて記載されているが、内容が古い。2025年の神奈川県水産技術センターの研究報告を踏まえて修正すること。	ご指摘を踏まえ、修正した。
37	川崎市 港湾局	ゾーン特性一覧の記載内容 川崎ゾーンの利用特性で、『港湾計画』の内訳に、「エネルギー」と「緑地」を追記したい。また、『レクリエーション』の内訳に「釣り」を追記したい	ご指摘を踏まえ、追記した。
51	横浜市 港湾局	(1) 海岸の防護のための施策の記載 海岸保全施設の整備にあたり、ソフト対策も組み合わせた対策を進める方針を記載すべき。	ご指摘を踏まえ、ソフト対策も組み合わせた適切な対策を計画的・段階的に進める方針を追記した。

3. 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会の意見と対応

対比表ページ	機関名	ご意見	対応結果
19	横浜市 港湾局	図-2.1-2 神奈川県沿岸管理区分図の記載 横浜市域の「大黒ふ頭地区」及び「金沢地区の一部」が横浜市管理の海岸保全区域に指定されたので、追加すること。	ご指摘を踏まえ、追加した。

現行計画

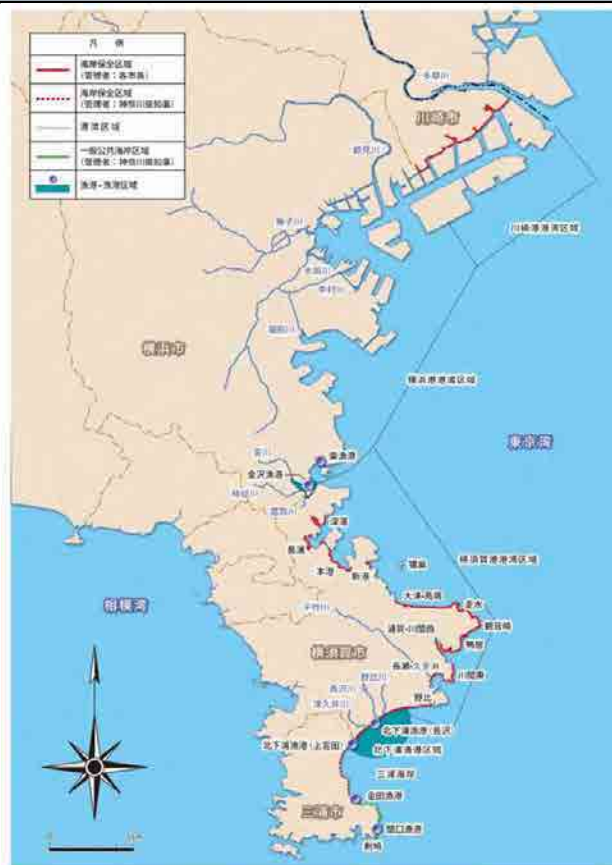


図-2.1-2 神奈川県沿岸管理区分図

変更案



図-2.1-2 神奈川県沿岸管理区分図

変更内容

- 新たに海岸保全区域指定された大黒ふ頭地区、金沢地区の一部を図化

3. 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会の意見と対応

対比表ページ	機関名	ご意見	対応結果
23	神奈川県 東部漁港 事務所	(4)干潟・藻場・石サンゴ類の記載 1994年の環境省調査に基づいて記載されているが、内容が古い。2025年の神奈川県水産技術センターの研究報告を踏まえて修正すること。	ご指摘を踏まえ、修正した。

現行計画	変更案
(4) 干潟・藻場・石サンゴ類 「第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査）（環境省自然環境局・（財）海中公園センター,1994年3月）」によると、神奈川県の東京湾沿岸に現存する干潟は2か所35ha、藻場は24か所1,122haであり、石サンゴの造礁については確認されていない。 また、藻場については、前回調査と比較して消滅したものではなく、その多くがアラメ場であり、一部アマモ場やガラモ場がある。	(4) 干潟・藻場・石サンゴ類 「閉鎖性海域における藻場・干潟分布状況調査結果（令和2～3年度 東京湾・伊勢湾）（環境省）」によると、神奈川県沿岸では、多摩川河口域、横浜市金沢区沿岸及び三浦半島東岸を中心として干潟が分布している。また、同調査によると、藻場は横浜市南部から横須賀市及び三浦市にかけての沿岸域を中心に分布している。 また、藻場については「神奈川県沿岸における藻場の分布状況と変遷（神奈川県水産技術センター研究報告,2025）」によると2022年時点の東京湾側の藻場面積（被度5%以上）は1,260haと、1990年の1,280haと比較して概ね維持されているが、一部地域では消失が確認されている。その多くは岩礁域が砂で埋没したことによるものとされている。 石サンゴ類については、「第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査）（環境省自然環境局・（財）海中公園センター,1994年3月）」によると、神奈川県沿岸における造礁は確認されていない。 変更内容 ・ご指摘にあわせて、干潟、藻場、石サンゴ礁それぞれについて、最新の調査結果に更新。

3. 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会の意見と対応

対比表ページ	機関名	ご意見	対応結果
37	川崎市 港湾局	ゾーン特性一覧の記載内容 川崎ゾーンの利用特性で、『港湾計画』の内訳に、「エネルギー」と「緑地」を追記したい。 また、『レクリエーション』の内訳に「釣り」を追記したい。	ご指摘を踏まえ、追記した。

変更案

ゾーン区分		川崎ゾーン										横浜ゾーン										横浜湾ゾーン										横浜・三浦									
エリア区分		川崎										横浜										横浜湾										横浜・三浦									
境界		行政界										行政界										行政界										行政界									
行政界		川崎市										横浜市										横浜市										横浜市									
行政区分		川崎区										横浜市中区										横浜市中区										横浜市									
海岸保全区域		海岸保全区域										海岸保全区域										海岸保全区域										海岸保全区域									
管理官		川崎市市長										横浜市長										横浜市市長										横浜市市長									
港湾		川崎港										横浜港										横浜港										横浜港									
漁港		川崎港										横浜港										横浜港										横浜港									
漁港		川崎港										横浜港										横浜港										横浜港									
海岸形態		人工海岸										人工海岸										人工海岸										人工海岸									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川										川崎川									
河川		川崎川										川崎川										川崎川																			

3. 東京湾沿岸海岸保全基本計画策定検討会の意見と対応

対比表ページ	機関名	ご意見	対応結果
51	横浜市 港湾局	(1) 海岸の防護のための施策の記載 海岸保全施設の整備にあたり、ソフト対策も組み合わせた対策を進める方針を記載すべき。	ご指摘を踏まえ、ソフト対策も組み合わせた適切な対策を計画的・段階的に進める方針を追記した。

現行計画	変更案
第4編 海岸保全の目標と施策について 4.2 海岸の保全に関する施策 (中略) (1) 海岸の防護のための施策 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者等、地域の意向を十分配慮し、地域との連携が図れるよう努めるものとする。 ① 海岸保全施設の計画的・段階的整備 県民生活の安全を確保する目的から、津波、高潮、越波、海岸侵食等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。	第4編 海岸保全の目標と施策について 4.2 海岸の保全に関する施策 (中略) (1) 海岸の防護のための施策 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者等、地域の意向を十分配慮し、地域との連携が図れるよう努めるものとする。 ① 海岸保全施設の計画的・段階的整備 県民生活の安全を確保する目的から、津波、高潮、越波、海岸侵食等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、ソフト対策も組み合わせた適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。 変更内容 ・ご指摘にあわせて、ソフト対策を組み合わせた対策を検討する旨を追記。

3. その他

- ◆ 『第4編 海岸保全の目標と施策について』のうち、⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進において、「相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会」の意見を踏まえ、高齢者等に配慮した情報提供について追記した。（対比表P.52）

発言者	相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会でのご意見	対応結果
笠羽委員	色々な障害を持たれている方がおり、情報提供の仕方について、検討をする必要がある。	ご意見を踏まえ、障害者等の避難に対する取り組みを追記した。

現行計画	変更案
⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進 海岸保全施設の整備等ハード面の対策の他に、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵等ソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、市町村間の広域的連携を図っていく。 海岸における具体的なソフト対策として、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置している。また、海岸利用者に対して津波警報・注意報の発令を知らせるオレンジフラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である。	⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進 海岸保全施設の整備等ハード面の対策のほかに、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵等ソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、各市との広域的連携を図っていく。 海岸における具体的なソフト対策として、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置している。また、海岸利用者に対しては、誰もが容易に理解・行動できるよう、視認性や多言語対応等に配慮した情報提供を行うとともに、津波警報・注意報の発令を知らせる津波フラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である。

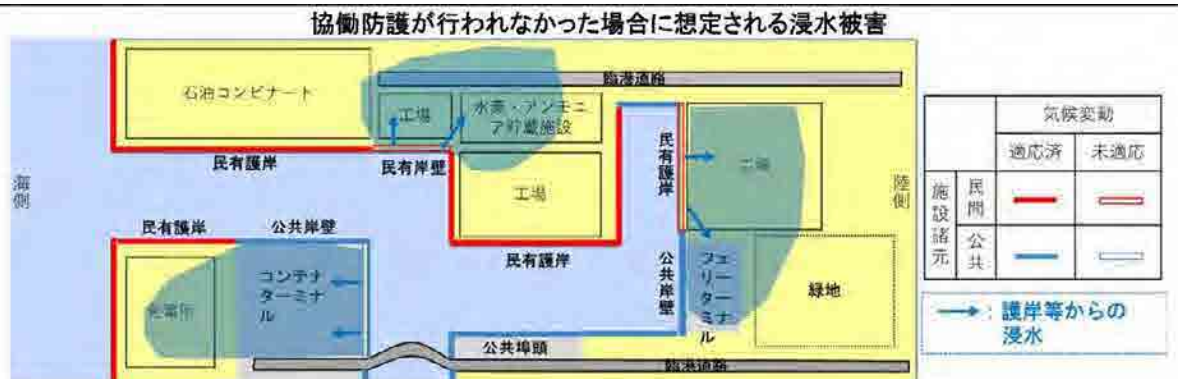
3. その他

- ◆ 『第4編 海岸保全の目標と施策について』のうち、「4.2海岸の保全に関する施策」(1)海岸の防護のための施策において、「港湾における気候変動適応策の実装方針」を踏まえ、「港湾における気候変動適応策の推進」に修正した。(対比表P.52)

＜港湾における気候変動適応策の実装方針 抜粋＞

協働防護の推進について

- 港湾には、公共・民間の多様な主体が集積。
- 一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾全体に及ぶため、物流機能や産業機能に支障が生じる恐れ。
- すべての関係者の合意のもと、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定め、各々が施設の改良等を行う「協働防護」を推進することにより、物流機能や産業機能の維持が可能。



現行計画

④ 都市機能・物流拠点との整合

都市機能、物流拠点が臨海部に集積している神奈川県沿岸では、防災を目的とする面的整備を推進する上で、港湾施設の維持管理が今後、重要な位置づけとなる可能性がある。

港湾のみならず海岸保全施設の維持・管理・更新は、都市基盤整備の重要課題であり、利用や景観上も神奈川県沿岸のイメージを形成する重要な要素であるため、環境・利用面からの配慮も必要である。

変更案

④ 港湾における気候変動適応策の推進

神奈川県沿岸では、物流・産業・生活機能が臨海部に集積している。その機能を継続的に維持するため、「港湾における気候変動適応策の実装方針」に基づき、必要となる対応を進めていく。



資料 5

今後のスケジュールについて

◇スケジュール案

	令和 8 年												令和 9 年		
海岸名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東京湾沿岸 (神奈川県区間)			 3.26 第 1 回 検討会	素案の作成（個票更新など）			 7.24 第 2 回 検討会					 第 3 回 検討会			
		 2.19 第 4 回 技術検討会	 技術検討会 とりまとめ					 8.5 第 1 回 懇談会 改定素案 提示		 議会報告	 パブコメ		 第 2 回 懇談会 改定案 提示		

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
東京湾沿岸海岸保全基本計画 〔神奈川県区間〕 平成 28 年 3 月 神 奈 川 県	【参考資料】 東京湾沿岸海岸保全基本計画 〔神奈川県区間〕 令和 8 年〇月 神 奈 川 県

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
まえがき 東京湾は、観音崎を挟んで南側を外湾部、北側を内湾部と呼んでいる。この内、神奈川県に接する沿岸は東京湾の南西側に位置し、外湾部は平磯地形やリアス式の岩石海岸と長い美しい砂浜海岸からなり、まだまだ豊かな自然が残っている。また、内湾部は川崎港、横浜港、横須賀港が並び、そのほとんどが港湾施設として利用され、我が国最大の生産拠点として中枢を形成している。 外湾の間口漁港は一本釣り及び磯根漁業、金田漁港は大・小型定置網漁業及び磯根漁業、三浦海岸は海水浴場として賑わい「琴音磯」の清水が湧き出る比較的広い砂浜があり、北下浦漁港は沿岸漁業が盛んに行なわれている。外湾から内湾へ続く横須賀港は、徳川幕府を起源として軍港の役割を果たし、その後自動車等の輸出入等の拠点及び房総半島とを結ぶフェリーによる旅客輸送拠点として発展してきた。横浜港は、日本の海の玄関口として安政6年の開港以来、我が国を代表する国際貿易港として重要な役割を果たしてきた。川崎港は、明治時代から京浜工業地帯を支える港湾として発展を遂げてきた。 このように神奈川県沿岸部は、豊かな自然ゾーンと物流ゾーン等の相反する形態を抱えているが、昨今の価値観の多様化、自然と触れ合い、自然を学ぼうとする欲求、自然環境に対する認識の高まり、活気のある拠点整備の取り組みなど、その存在価値はさらに高まっています。しかし、神奈川県沿岸の区域によっては、高潮による道路・住宅地への越波・浸水被害や北下浦漁港海岸等の砂浜の侵食、漂着ゴミ等の散乱等による影響、海岸における放置艇や海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。 このような状況を踏まえ、県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、東京都界から三浦半島剣崎まで延長約280kmの神奈川県沿岸に係る東京湾沿岸について、「地域とともにあゆみ、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」をテーマとして平成16年8月に海岸保全基本計画を策定した。この基本計画は、「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」並びに「海岸における公衆の海岸の適正な利用」の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現していくための道しるべとなるものである。そして、美しく、豊かで、活気のある神奈川県沿岸を次世代に引継いでいくためには、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。 そうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。 今回、平成26年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成27年2月に海岸保全基本方針を変更したことから、再度、計画を変更するものである。	まえがき 東京湾は、観音崎を挟んで南側を外湾部、北側を内湾部と呼んでいる。この内、神奈川県に接する沿岸は東京湾の南西側に位置し、外湾部は平磯地形やリアス式の岩石海岸と長い美しい砂浜海岸からなり、まだまだ豊かな自然が残っている。また、内湾部は川崎港、横浜港、横須賀港が並び、そのほとんどが港湾施設として利用され、我が国最大の生産拠点として中枢を形成している。 外湾の間口漁港は一本釣り及び磯根漁業、金田漁港は大・小型定置網漁業及び磯根漁業が行われている。また、三浦海岸には岩間から湧き出る清水にまつわる伝説が残る「琴音磯」をはじめとする比較的広い砂浜が残っており、海水浴場としても利用されている。北下浦漁港は沿岸漁業が盛んに行われている。外湾から内湾へ続く横須賀港は、徳川幕府を起源として軍港の役割を果たし、その後自動車等の輸出入等の拠点及び房総半島とを結ぶフェリーによる旅客輸送拠点として発展してきた。横浜港は、日本の海の玄関口として1859（安政6）年の開港以来、我が国を代表する国際貿易港として重要な役割を果たしてきた。川崎港は、明治時代から京浜工業地帯を支える港湾として発展を遂げてきた。 このように神奈川県内の東京湾沿岸（以下、“神奈川県沿岸”と称す）部は、豊かな自然ゾーンと物流ゾーン等の相反する形態を抱えているが、昨今の価値観の多様化、自然との触れ合い、自然を学ぼうとする欲求、自然環境に対する認識の高まり、環境変動影響の顕在化や活気のある拠点整備の取り組みなど、その存在価値はさらに高まっている。しかし、神奈川県沿岸の区域によっては、高潮・越波による道路・住宅地への浸水被害や北下浦漁港海岸等の砂浜の侵食、漂着ゴミ等の散乱等による影響、海岸における放置艇や海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。 このような状況を踏まえ、県では、2000（平成12）年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、東京都界から三浦半島剣崎まで延長約280kmの神奈川県沿岸に係る東京湾沿岸について、「地域とともにあゆみ、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」をテーマとして2004（平成16）年8月に海岸保全基本計画を策定した。この基本計画は、「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」並びに「海岸における公衆の海岸の適正な利用」の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現していくための道しるべとなるものである。そして、美しく、豊かで、活気のある神奈川県沿岸を次世代に引継いでいくためには、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。 そうした中、2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後10年が経過したため、時点修正を含め、2015（平成27）年3月に海岸保全基本計画の変更を行った。また、2014（平成26）年12月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が2015（平成27）年2月に海岸保全基本方針を変更したことから、再度、をうけ、計画の変更を行った。 2020（令和2）年7月には、気候変動の影響により世界的に平均海面水位の上昇が顕在化する中で、気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や、台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方について示す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が国から提示された。この提言では、今後の海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することが示され、2020（令和2）年11月20日に海岸保全基本方針が変更された。 これを受け、海岸保全基本計画においても海岸の保全に気候変動の影響による外力の長期変化を

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
なお、東京湾沿岸海岸保全基本計画は、東京湾沿岸の特性を踏まえ千葉県、東京都及び神奈川県 の1都2県共同により策定するものである。従って、この東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県 区間）は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の神奈川県の資料である。	見込むように本計画を変更するものである。 なお、東京湾沿岸海岸保全基本計画は、東京湾沿岸の特性を踏まえ千葉県、東京都及び神奈川県 の1都2県共同により策定するものである。従って、この東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県 区間）は、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」の神奈川県の資料である。



川崎港（夜光運河）



柴漁港と海の公園（人工海浜）



川崎港（夜光運河）



柴漁港と海の公園（人工海浜）



馬堀海岸（高潮対策護岸）



野比海岸（侵食対策の離岸堤）



馬堀海岸（高潮対策護岸）



野比海岸（侵食対策の離岸堤）



三浦海岸（砂浜）



金田漁港（朝市）



三浦海岸（砂浜）



金田漁港（朝市）

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
目次	目次
まえがき..... 2	まえがき..... 2
第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって..... 6	第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって..... 6
1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって..... 6	1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって..... 6
1.2 海岸法改正の趣旨..... 6	1.2 海岸法改正の趣旨..... 7
1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要..... 7	1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要..... 8
1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項..... 8	1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項..... 11
1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって..... 16	1.5 気候変動の影響を踏まえた海岸保全のあり方..... 14
第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... 17	第2編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... 17
2.1 海岸の概要..... 17	2.1 海岸の概要..... 17
2.2 自然的特性..... 20	2.2 自然的特性..... 20
2.2.1 気象・海象..... 20	2.2.1 気象・海象..... 20
2.2.2 地形・地質..... 20	2.2.2 地形・地質..... 20
2.2.3 漂砂特性..... 21	2.2.3 漂砂特性..... 21
2.2.4 河川..... 21	2.2.4 河川..... 21
2.2.5 水質..... 22	2.2.5 水質..... 22
2.2.6 生物相..... 23	2.2.6 生物相..... 23
2.3 社会的特性..... 25	2.3 社会的特性..... 25
2.3.1 人口..... 25	2.3.1 人口..... 25
2.3.2 産業..... 25	2.3.2 産業..... 25
2.3.3 漁業..... 25	2.3.3 漁業..... 25
2.3.4 土地利用..... 26	2.3.4 土地利用..... 26
2.3.5 歴史・文化..... 26	2.3.5 歴史・文化..... 26
2.3.6 レクリエーション利用..... 26	2.3.6 レクリエーション利用..... 26
2.3.7 沿岸利用..... 28	2.3.7 沿岸利用..... 28
2.4 海岸災害とその実態..... 29	2.4 海岸災害とその実態..... 29
2.4.1 既往災害とその実態..... 29	2.4.1 既往災害とその実態..... 29
2.4.2 海岸事業の実態..... 32	2.4.2 海岸事業の実態..... 32
2.5 関連する法規制・諸計画..... 33	2.5 関連する法規制・諸計画..... 33
2.5.1 関連する法規制..... 33	2.5.1 関連する法規制..... 33
2.5.2 関連する諸計画..... 35	2.5.2 関連する諸計画..... 35
2.6 海岸への要請..... 38	2.6 海岸への要請..... 38
第3編 海岸保全の方向性について..... 40	第3編 海岸保全の方向性について..... 40
3.1 海岸保全のための基本理念..... 40	3.1 海岸保全のための基本理念..... 40
3.2 海岸保全の方向性..... 41	3.2 海岸保全の方向性..... 41
第4編 海岸保全の目標と施策について..... 45	第4編 海岸保全の目標と施策について..... 45
4.1 海岸防護の目標..... 45	4.1 海岸防護の目標..... 45
4.2 海岸の保全に関する施策..... 51	4.2 海岸の保全に関する施策..... 51
4.3 ゾーン毎の施策..... 57	4.3 ゾーン毎の施策..... 57
第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項..... 71	第5編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項..... 71
5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項..... 71	5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項..... 71
5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域..... 71	5.1.1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域..... 71
5.1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置..... 72	5.1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置..... 72
5.1.3 受益の地域..... 73	5.1.3 受益の地域..... 72
5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... 73	5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... 73
5.2.1 海岸保全施設の存する区域..... 73	5.2.1 海岸保全施設の存する区域..... 73
5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置..... 73	5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置..... 73
5.2.3 維持又は修繕の方法..... 73	5.2.3 維持又は修繕の方法..... 73
5.2.4 受益の地域..... 73	5.2.4 受益の地域..... 73
5.3 ゾーンごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置等..... 74	5.3 ゾーンごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置等..... 74
5.3.1 留意事項..... 74	5.3.1 留意事項..... 74
第6編 用語集..... 108	第6編 海岸保全基本計画の実施にあたって..... 105
	6.1 計画実施時に配慮すべき事項..... 105
	6.1.1 連携と整合..... 105
	6.1.2 地域住民の参画と情報公開..... 105
	6.1.3 調査等の推進..... 105
	6.1.4 計画の見直し..... 105
	6.1.5 段階的な整備の考え方..... 106
	6.1.6 S D G s との関係..... 106
	第7編 用語集..... 108

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
第 1 編 海岸保全基本計画の策定にあたって 1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって 平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。 岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図 1. 1－1 に示すとおりである。 また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について次頁以降に示す。 The diagram illustrates the relationship between three key documents in coastal protection planning, connected by downward-pointing blue triangles. Each document is in a blue box, and each has an associated goal box with a grey header. Top Level: 海岸法の改正（平成11年5月28日公布・平成12年4月1日施行） Goal: 美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して Content: 防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ Middle Level: 海岸保全基本方針（主務大臣） Goal: 美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて Content: 防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ Bottom Level: 海岸保全基本計画（都道府県知事） Goal: 環境及び利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める。 Content: 策定にあたっては、地域の意見、専門家の意見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続き並びに関係住民の意見を反映する手続きを導入することとされている。 ※海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととされている。 図 1.1－1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係	第 1 編 海岸保全基本計画の策定にあたって 1.1 海岸保全基本計画の策定にあたって 1999（平成 11）年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図-1.1 -1 に示すとおりである。 また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について次頁以降に示す。 The diagram illustrates the relationship between three key documents in coastal protection planning, connected by downward-pointing blue triangles. Each document is in a blue box, and each has an associated goal box with a grey header. Top Level: 海岸法の改正（1999（平成11）年5月28日公布・2000（平成12）年4月1日施行） （2014（平成26）年6月11日公布・2014（平成26）年12月10日施行） Goal: 美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して Content: 防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ Middle Level: 海岸保全基本方針（主務大臣）： 2000（平成12）年5月作成 2015（平成27）年2月変更 2020（令和2）年11月変更 Goal: 美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて Content: 防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ Bottom Level: 海岸保全基本計画（都道府県知事） Goal: 環境及び利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める。 Content: 策定にあたっては、地域の意見、専門家の意見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続き並びに関係住民の意見を反映する手続きを導入することとされている。 ※海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直すこととされている。 図-1.1－1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1.2 海岸法改正の趣旨 海岸法改正の流れ、及び要点を、以下に示す。 The diagram illustrates the evolution of coastal law amendments. It features a central Venn diagram with three overlapping circles: '防 護' (Protection) in blue, '環 境' (Environment) in green, and '利 用' (Utilization) in pink. The flow is marked by yellow arrows: a downward arrow from 1956 (昭和31)年 海岸法 制定 (Protection only), a rightward arrow to 1999 (平成11)年 海岸法一部改正 (Protection and Environment), and a downward arrow to 2014 (平成26)年 海岸法一部改正 (all three). Text boxes provide details for each stage, including the impact of the Great East Japan Earthquake in 2011. The final goal is stated as '美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して' (Aiming for beautiful, safe, and vibrant coasts). 図 1.2- 1 海岸法改正の流れ 平成 11 年海岸法一部改正 <防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設> ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。 ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進。 <地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設> ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。 <海岸法の対象となる海岸の拡張> ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。 ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。 <海岸の適正な保全のための措置の創設> ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。 平成 26 年海岸法一部改正 <海岸の防災・減災対策の強化> ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け。 ・関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置。 ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け。 ・海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償。 <海岸の適切な維持管理の確保> ・海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化。 ・統一的な維持・修繕の基準を策定。 ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令。 ・海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定。 図 1.2- 2 海岸法改正の要点	1.2 海岸法改正の趣旨 海岸法改正の流れ、及び要点を、以下に示す。 The diagram illustrates the evolution of coastal law amendments. It features a central Venn diagram with three overlapping circles: '防 護' (Protection) in blue, '環 境' (Environment) in green, and '利 用' (Utilization) in pink. The flow is marked by yellow arrows: a downward arrow from 1956 (昭和31)年 海岸法 制定 (Protection only), a rightward arrow to 1999 (平成11)年 海岸法一部改正 (Protection and Environment), and a downward arrow to 2014 (平成26)年 海岸法一部改正 (all three). Text boxes provide details for each stage, including the impact of the Great East Japan Earthquake in 2011. The final goal is stated as '美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して' (Aiming for beautiful, safe, and vibrant coasts). 図-1.2- 1 海岸法改正の流れ 1999（平成 11）年海岸法一部改正 <防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設> ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。 ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進。 <地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設> ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。 <海岸法の対象となる海岸の拡張> ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。 ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。 <海岸の適正な保全のための措置の創設> ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。 2014（平成 26）年海岸法一部改正 <海岸の防災・減災対策の強化> ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け。 ・関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置。 ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け。 ・海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償。 <海岸の適切な維持管理の確保> ・海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化。 ・統一的な維持・修繕の基準を策定。 ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令。 ・海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定。 図-1.2- 2 海岸法改正の要点

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要 海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための基本理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。 海岸の保全に関する基本理念 －「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと－ 現状 ①我が国は、四方を海に囲まれ、約三万五千キロメートルの入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。 ②海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史等を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきた。 ③海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。 ④このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進んでいる。 ⑤海岸の汚損や海岸への車の乗入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損われている。 ⑥価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。 ＜海岸の保全に関する基本理念＞ ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。 ・ 海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。 ＜海岸の保全に関する基本的な事項＞ 1 海岸の防護に関する基本的な事項 ・ 自然条件や過去の災害の発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。 ・ 高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等、ソフト面の対策を併せて講じる。 ・ 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。	1.3 国が策定した海岸保全基本方針の概要 海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための基本理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。 海岸の保全に関する基本理念 －「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと－ 現状 ①我が国は、四方を海に囲まれ、約三万五千キロメートルの入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。 ②海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史等を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきた。 ③海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。 ④このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進んでいる。 ⑤海岸の汚損や海岸への車の乗入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損われている。 ⑥価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。 ＜海岸の保全に関する基本理念＞ ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。 ・ 海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。 ＜海岸の保全に関する基本的な事項＞ 1 海岸の防護に関する基本的な事項 ・ 自然条件や過去の災害の発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。 ・ 高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等、ソフト面の対策を併せて講じる。 ・ 侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

現行基本計画記載内容		変更記載内容（案）				
	2 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項 ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。 ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。 ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。 3 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項 ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損う施設の汚損、放置船等に適切に対処する。 ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナーの啓発活動を推進する。 4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 （１） 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項 ア 安全な海岸の整備 ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。 ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。 ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。 ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。 イ 自然豊かな海岸の整備 ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。 ウ 親しまれる海岸の整備 ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。 （２）海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項 ・海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。 5 海岸の保全に関するその他の重要事項 （１）広域的・総合的な視点からの取組みの推進 ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組みを推進する。 ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。 （２）地域との連携の促進と海岸愛護の啓発 ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。 ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。 （３）調査・研究の推進 ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。 ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等についての監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。			2 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項 ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。 ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。 ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。 3 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項 ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損う施設の汚損、放置船等に適切に対処する。 ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナーの啓発活動を推進する。 4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 （１）海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項 ア 安全な海岸の整備 ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。 ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。 ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。 ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。 イ 自然豊かな海岸の整備 ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。 ウ 親しまれる海岸の整備 ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。 （２）海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項 ・海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。 5 海岸の保全に関するその他の重要事項 （１）広域的・総合的な視点からの取組みの推進 ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組みを推進する。 ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。 ・気候変動の影響による平均海面水位の上昇については、長期的視点からこうした取組を進めるうえで目安となる平均海面水位を社会全体で共有するよう努める。 （２）地域との連携の促進と海岸愛護の啓発 ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。 ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。 （３）調査・研究の推進 ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。 ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等についての監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。		

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）	
		・質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、それらの情報や気候変動の影響による将来予測に関する最新の知見を継続的に共有し、対策に最新の知見を見込むことができるような体制の構築、効果的な防災・減災対策に関する調査研究、広域的な海岸の侵食や影響予測に関する調査研究、適切な維持及び修繕に関する調査研究、生態系等の自然環境に配慮した整備に関する調査研究、新工法等新たな技術に関する調査研究等を推進していく。 ・気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等、海岸のみならず国土保全の観点から深刻な影響を生ずるおそれがあることから、潮位、波浪等についての継続的な監視やデータの蓄積によりその変動を適時適切に把握し、気候変動による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の具体化を進める。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項 海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下のとおりである。（海岸保全基本方針より抜粋） 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項 都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。 また、沿岸が複数の都府県にわたる場合は、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。 海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。 1 定めるべき基本的な事項 （１） 海岸の保全に関する基本的な事項 海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。 ア 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。 イ 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。 ウ 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。 エ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。 （２） 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。 ア 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 (ア)海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域：一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。 (イ)海岸保全施設の種類、規模及び配置：（ア）の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。 (ウ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。 イ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 (ア)海岸保全施設の存する区域：維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。 (イ)海岸保全施設の種類、規模及び配置：（ア）の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。 (ウ)海岸保全施設の維持又は修繕の方法：（イ）の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。	1.4 海岸保全基本計画で定めるべき事項 海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下のとおりである。（海岸保全基本方針より抜粋） 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項 都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。 また、沿岸が複数の都府県にわたる場合は、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。 海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。 1 定めるべき基本的な事項 （１） 海岸の保全に関する基本的な事項 海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。 ア 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。 イ 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。 ウ 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。 エ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。 （２） 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 沿岸の各地域の海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。 ア 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 (ア)海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域：一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。 (イ)海岸保全施設の種類、規模及び配置：（ア）の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。 (ウ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。 イ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 (ア)海岸保全施設の存する区域：維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。 (イ)海岸保全施設の種類、規模及び配置：（ア）の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。 (ウ)海岸保全施設の維持又は修繕の方法：（イ）の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

現行基本計画記載内容		変更記載内容（案）	
	2 留意すべき重要事項 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。 (1) 関連計画との整合性の確保：国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等に関連する計画との整合性を確保する。 (2) 関連行政機関との連携調整：海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。 (3) 地域住民の参画と情報公開:計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。 (4) 計画の見直し：地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。		2 留意すべき重要事項 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。 (1) 関連計画との整合性の確保：国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等に関連する計画との整合性を確保する。 (2) 関連行政機関との連携調整：海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。 (3) 地域住民の参画と情報公開:計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。 (4) 計画の見直し：地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

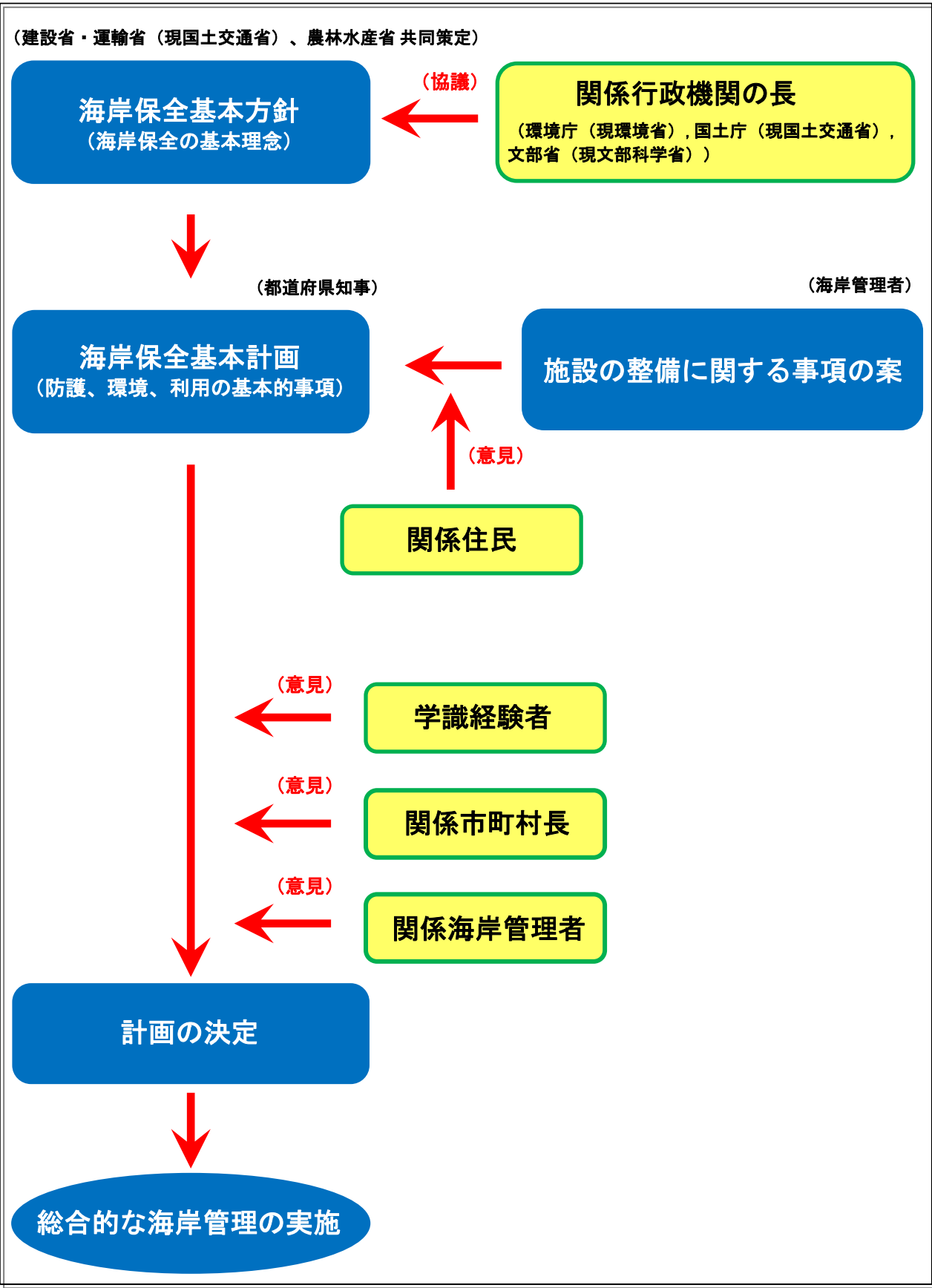


図 1.4- 1 海岸保全の計画制度

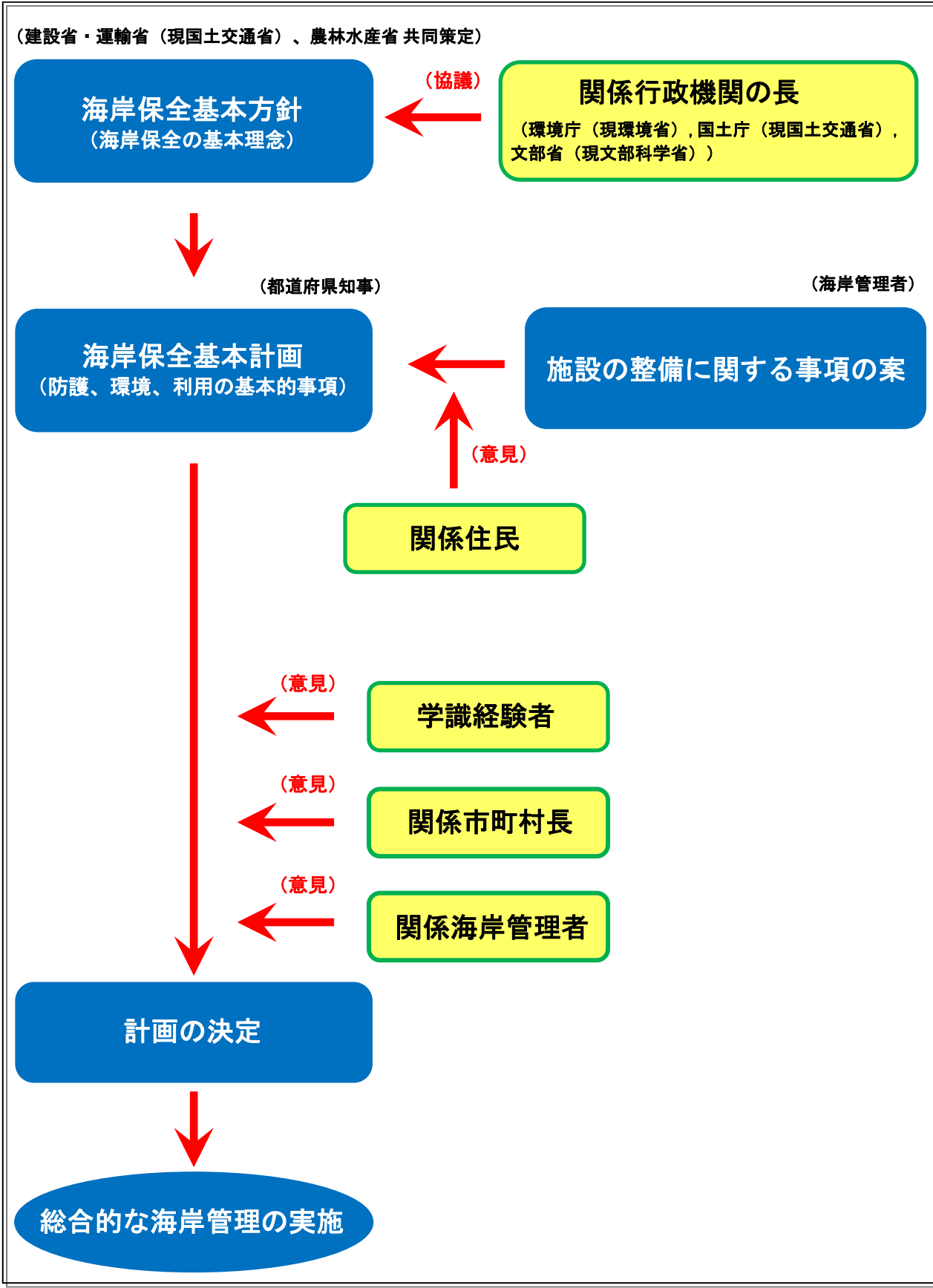
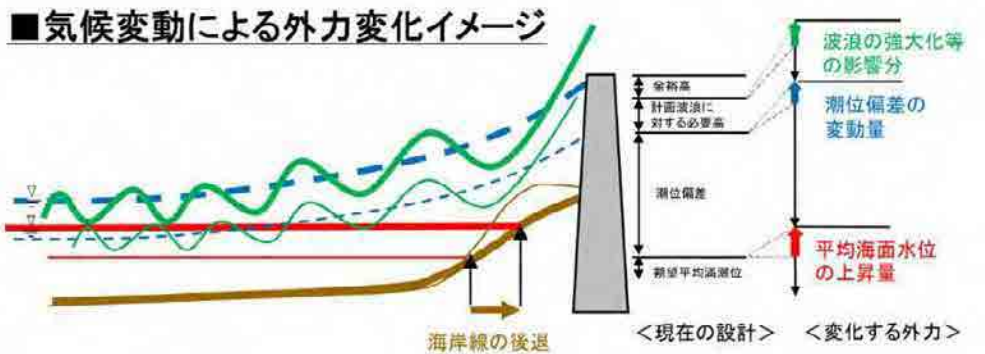
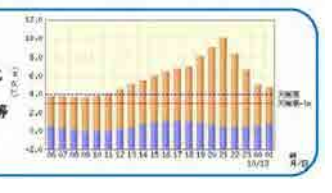
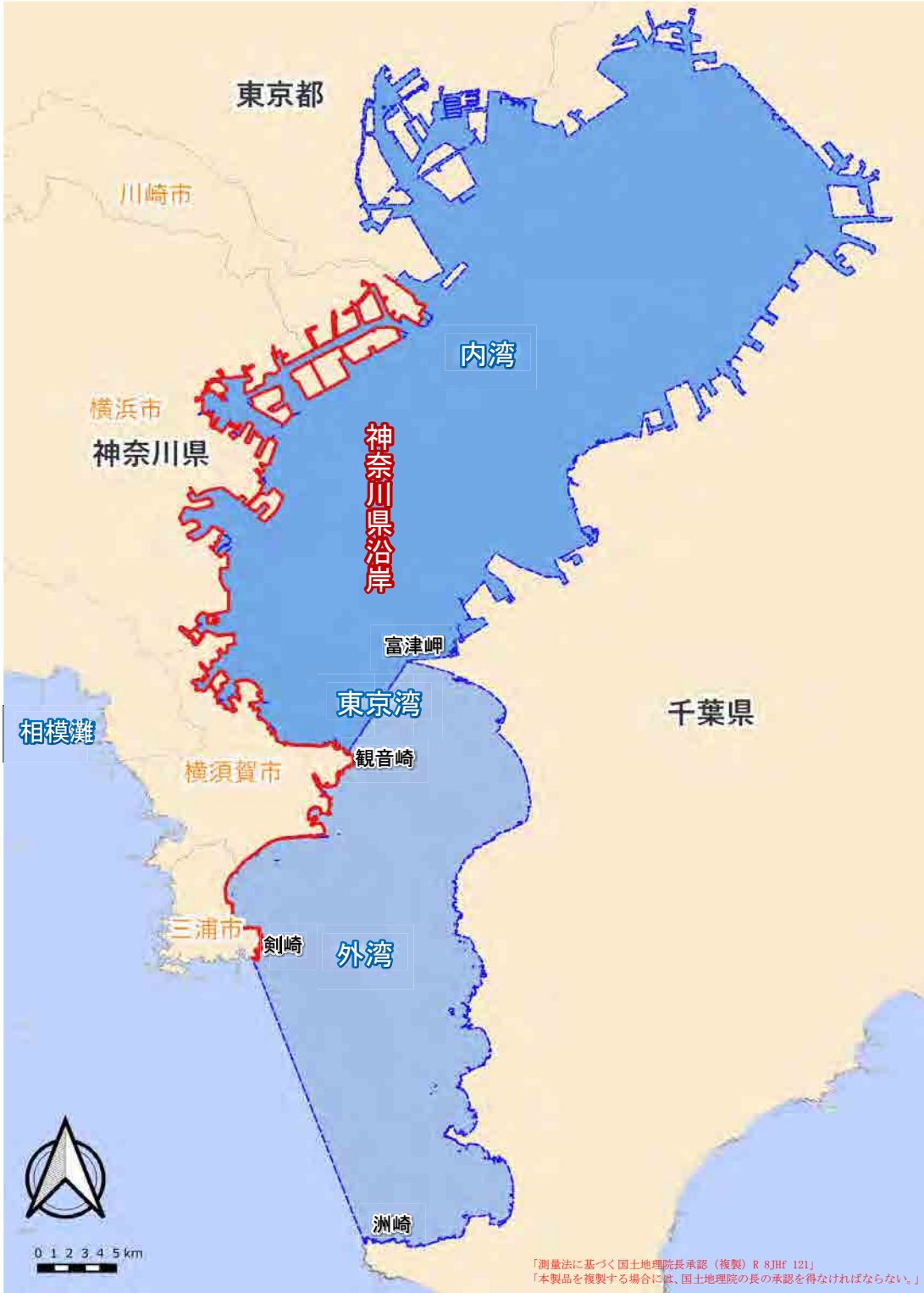


図-1.4- 1 海岸保全の計画制度

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	1.5 気候変動の影響を踏まえた海岸保全のあり方 2020（令和2）年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」が提言され、海岸保全を過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換する方向性が示された。今回計画では、以下に示す提言を踏まえて、RCP2.6（2℃上昇に相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等の推進を図るものである。 <気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言（抜粋）> Ⅰ 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測 ・IPCC のレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCC によれば、2100 年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6（2℃上昇に相当）で 0.29-0.59m、RCP8.5（4℃上昇に相当）で 0.61-1.10m。 ■気候変動による外力変化イメージ  Ⅱ 海岸保全に影響する外力の将来変化予測 ・潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース（d4PDF）の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。 Ⅲ 今後の海岸保全対策 ・気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がるのが想定される。 ・高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。 ・悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。 ⇒海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換 Ⅲ-1 高潮対策・津波対策 ・平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設（堤防、護岸、離岸堤等）については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。 ・潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きい。 ハード対策 面的防護 ・砂浜保全 ・沖合施設 線的防護 ・越流防止 ・越波抑制  ソフト対策 ・高潮の予測 ・技術の高度化 ・浸水予測 ・タイムライン等 

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
1.5 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって 平成 12 年 4 月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。 国の定めた海岸保全基本方針においては、この基本計画に定める事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全の施設に関する基本的な事項」の 2 つに大きく分けられている。さらに、この基本計画の策定に当たって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」「関係行政機関との連携調整」「地域住民の参画と情報公開」「計画の見直し」が挙げられている。この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するため、神奈川県に係る東京湾沿岸海岸保全基本計画を平成 16 年 8 月に策定した。 本沿岸の臨海部には古くから物流、交流、産業等の多様な機能が集積し、東京圏のみならず、我が国の経済社会を支えている。本沿岸には、横須賀港、横浜港や川崎港等日本の物流を担う重要港湾や国際戦略港湾また東京圏の海の食材を担う漁港等が連なっているが、一步、外湾に出るとそこは別世界の自然と都市が共存した自然海岸が広がり、良好な住宅地であるとともに観光地や海洋レクリエーション利用の場となり、多様化した沿岸である。 こうした本沿岸のこれからの海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、国土の保全、水質の改善等、環境問題への対応、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。そうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後 10 年が経過したため、時点修正を含め、平成 27 年 3 月に海岸保全基本計画の変更を行った。 一方、既存ストックの老朽化が懸念される中、海岸保全施設についても急速な老朽化が見込まれることから、今後の海岸管理においては、これまでに整備された海岸保全施設の適切な維持管理が重要な課題となっている。 このため、平成 26 年 12 月に改正された海岸法施行令や平成 27 年 2 月に変更された海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたところである。 そこで、今回の変更は、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するものである。 なお、計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に対応するために、計画の内容を適切に見直していくことが必要である。 また、施設整備に当たっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。	1.6 東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）の策定にあたって 2000（平成 12）年 4 月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。 国の定めた海岸保全基本方針においては、この基本計画に定める事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全の施設に関する基本的な事項」の 2 つに大きく分けられている。さらに、この基本計画の策定に当たって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」「関係行政機関との連携調整」「地域住民の参画と情報公開」「計画の見直し」が挙げられている。この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するため、神奈川県に係る東京湾沿岸海岸保全基本計画を 2004（平成 16）年 8 月に策定した。 本沿岸の臨海部には古くから物流、交流、産業等の多様な機能が集積し、東京圏のみならず、我が国の経済社会を支えている。本沿岸には、横須賀港、横浜港や川崎港等日本の物流を担う重要港湾や国際戦略港湾また東京圏の海の食材を担う漁港等が連なっているが、一步、外湾に出るとそこは別世界の自然と都市が共存した自然海岸が広がり、良好な住宅地であるとともに観光地や海洋レクリエーション利用の場となり、多様化した沿岸である。 こうした本沿岸のこれからの海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、国土の保全、水質の改善等、環境問題への対応、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。 そうした中、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後 10 年が経過したため、時点修正を含め、2015（平成 27）年 3 月に海岸保全基本計画の変更を行った。 一方、既存ストックの老朽化が懸念される中、海岸保全施設についても急速な老朽化が見込まれることから、今後の海岸管理においては、これまでに整備された海岸保全施設の適切な維持管理が重要な課題となっている。 このため、2014（平成 26）年 12 月に改正された海岸法施行令や 2015（平成 27）年 2 月に変更された海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたところである。そこで、2016（平成 28）年 3 月の変更では、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加した。 さらに、2020（令和 2）年 7 月には、気候変動の影響により世界的に平均海面水位の上昇が顕在化する中で、気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇や、台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方について示す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が国から提示され、今後の海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することが示され、2020（令和 2）年 11 月 20 日に海岸保全基本方針が変更された。そこで、外力の変化を予測し、数値シミュレーション等の手法により推算した上で、必要な安全度を確保するための防護水準を適切に設定した。 これらを踏まえ、海岸保全基本計画においても海岸の保全に気候変動の影響による外力の長期変化に関する事項を追加するものである。 なお、計画策定後においても、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直していくことが必要である。 また、施設整備に当たっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
第 2 編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 2.1 海岸の概要 東京湾沿岸の概要 東京湾沿岸は、房総半島の洲崎から三浦半島の剣崎に至る区間の海岸線をいい、千葉県、東京都、神奈川県 の 1 都 2 県にわたっている。 東京湾沿岸地域は、湾奥の江戸に幕府が置かれた 17 世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸 100 万の住民に供給していた。 明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに政治・経済の首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。 東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川の大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風等による高潮の影響が大きく、これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に、人口や都市機能が高度に集積していることから、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であり、内湾に比べて波浪が大きく津波の危険性が高い。大規模地震の発生が想定されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。 外湾の洲崎から富津岬、観音崎から剣崎にかけては、砂浜、岩磯、藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、生物の良好な生息環境や多くの人に親しまれる海水浴場が数多くある。一方、内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも海水浴場や潮干狩場等が広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸との関わりも少なくなった。 これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備等の対策が進んだため、昭和 50 年代以降水質は、昭和 40 年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態で、依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加等、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。 さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和 50 年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設等の親水空間の整備も進められてきた。	第 2 編 海岸の現況及び保全の方向に関する事項 2.1 海岸の概要 東京湾沿岸の概要 東京湾沿岸は、房総半島の洲崎から三浦半島の剣崎に至る区間の海岸線をいい、千葉県、東京都、神奈川県 の 1 都 2 県にわたっている。 東京湾沿岸地域は、湾奥の江戸に幕府が置かれた 17 世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸 100 万の住民に供給していた。 明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに政治・経済の首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。 東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川の大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風等による高潮の影響が大きく、これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に、人口や都市機能が高度に集積していることから、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であり、内湾に比べて波浪が大きく津波の危険性が高い。大規模地震の発生が想定されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。 外湾の洲崎から富津岬、観音崎から剣崎にかけては、砂浜、岩磯、藻場が分布しており、水質も比較的良好なため、生物の良好な生息環境が形成されるとともに、海水浴場をはじめとする親水利用の場となっている。一方、内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの生活排水や工場排水等が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも海水浴場や潮干狩場等が広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸との関わりも少なくなった。 これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備等の対策が進んだため、昭和 50 年代以降水質は、昭和 40 年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態で、依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加等、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。 さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和 50 年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設等の親水空間の整備も進められてきた。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
東京湾の範囲は、千葉県館山市洲崎と神奈川県三浦市剣崎とを結ぶ線以北の水域である。また、富津岬と観音崎を結ぶ線以北の水域を「内湾」、それ以外の東京湾の水域を「外湾」と定義する。 東京湾沿岸（神奈川県区間）（以下、“神奈川県沿岸”という）とは、東京都界である多摩川を北端として、相模灘との区域境である剣崎を南端とする範囲であり、川崎市、横浜市、横須賀市、三浦市の4市から構成されている。 海岸線延長は、東京湾全体で約770km、うち神奈川県沿岸は約280kmである。  図-2.1- 1 東京湾沿岸・神奈川県沿岸範囲	東京湾の範囲は、千葉県館山市洲崎と神奈川県三浦市剣崎とを結ぶ線以北の水域である。また、富津岬と観音崎を結ぶ線以北の水域を「内湾」、それ以外の東京湾の水域を「外湾」と定義する。 東京湾沿岸（神奈川県区間）（以下、“神奈川県沿岸”という）神奈川県沿岸とは、東京都界である多摩川を北端として、相模灘との区域境である剣崎を南端とする範囲であり、川崎市、横浜市、横須賀市、三浦市の4市から構成されている。 海岸線延長は、東京湾全体で約770km、うち神奈川県沿岸は約282kmである。  図-2.1- 1 東京湾沿岸・神奈川県沿岸範囲

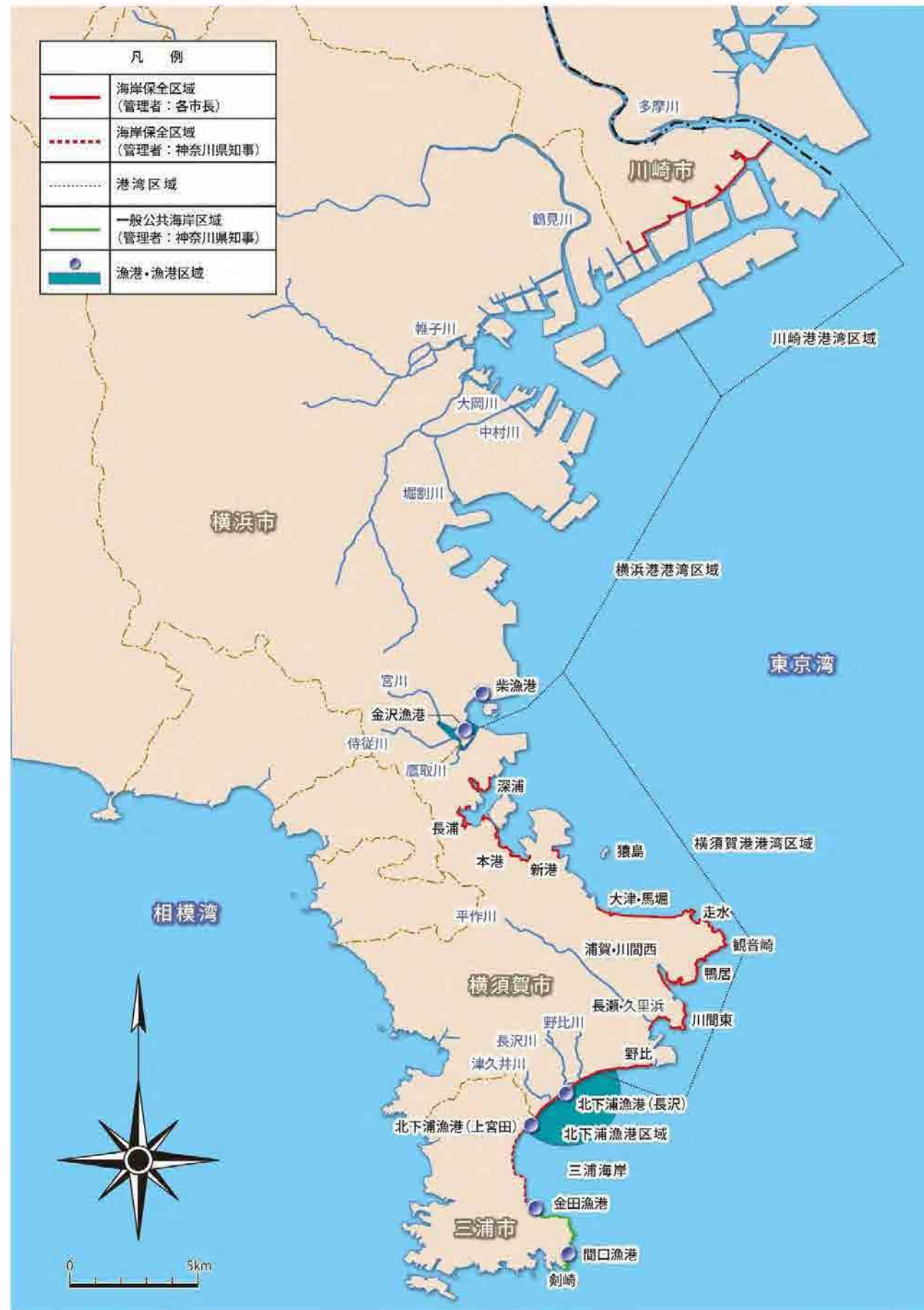


図-2.1- 2 神奈川県沿岸管理区分図

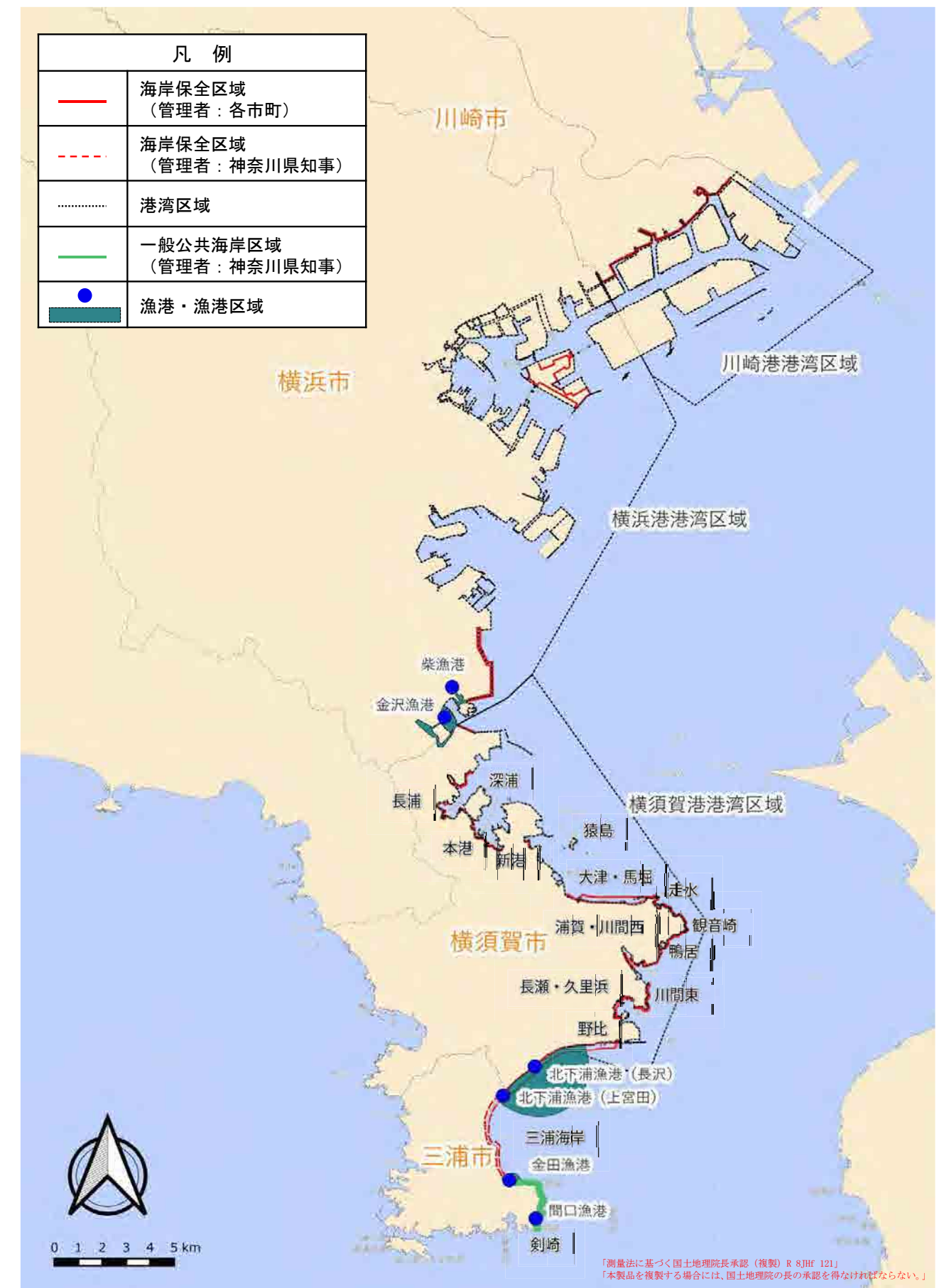


図-2.1- 2 神奈川県沿岸管理区分図

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.2 自然的特性 2.2.1 気象・海象 (1) 気象 本県は、関東地方の南西部に位置し、北西部には関東山地を控え、東部及び南部は海に面している。このため、冬の季節風の影響が少なく、黒潮（暖流）の影響を受け温暖で湿潤な気候である。本県沿岸地域では、県西部より年平均気温は高く、年間降水量は低い。 平均気温は約 16℃であるが、厳冬期（1、2 月）の月別平均最高気温は約 10℃であり、月別平均最低気温は約 3℃を記録している。一方、夏期（7～9 月）の月別平均最高気温は約 29℃を記録している。 年間降水量は、横浜で約 1,730mm、三浦で約 1,570mm、日吉で約 1,610mm であるが、時期別にみた降水量は、梅雨期の 6 月と台風期の 9 月～10 月にピークがあり、12～2 月は少ない。 横浜の風向は、9 月から翌 5 月までは北の風が卓越し、6～8 月は南西の風が卓越する。 (2) 海象 海水の流動は半日周期の潮流が最も卓越し、おおむね湾の主軸方向に沿っており、観音崎、富津岬間の狭窄した部分では 1.5 ノット以上の強い流れとなっている。恒流は冬期には北からの季節風の影響により、湾奥部で時計回りの循環流、夏期には西南からの季節風の影響により反時計回りの循環流となる。 また、湾奥部では北風の影響により上層の海水が沖へ移動し、それを補うために下層からの湧昇もおこっている。「東京湾の内湾部は観音崎、富津岬間の狭窄した形状により、外海との海水交換が悪く、滞留時間は年平均で 1.6 ヶ月となっている。」※伊勢・三河湾の年平均滞留時間は、0.7 ヶ月。） 2.2.2 地形・地質 (1) 地形 神奈川県沿岸地域を含む本県東部地域では、北には関東ローム層で覆われた標高差の少ない細かな起伏を持った多摩丘陵（標高 70～90m）や、平坦な下末吉台地（標高 40～60m）があり、その東には多摩川の氾濫原として形成され、自然堤防が発達した多摩川低地が続いている。海岸部は古くから埋め立てが進み、地盤が低く、液状化対策がされていない脆弱な埋立地が広範にわたり存在する。また、この埋立地が複雑に水路を残し、高潮や津波対策における脆弱性をもたらししている。 南の三浦半島は、多摩丘陵が連続し南に突き出た半島で、相模湾と東京湾を分けており、その中部以北が丘陵地、南部が台地となっている。南北に細長く延びている半島であるが、南北に延びる脊稜山脈に相当するものはなく、大部分は三浦層群からなる丘陵部で覆われ、最も高い山でも大楠山の 242.5m である。南部には畑地に利用された平坦な地勢をなしていることが多い。また、海岸部は小湾が多く変化に富んだ複雑な海岸線を示している。 (2) 地質 三浦半島は、約 50 万年前に陸地になった若い大地である。三浦半島の地質は、古第三系～中新統の葉山層群（2,300 万～1,500 万年前）を基盤とし、その上に中新統～鮮新統の三浦層群（1,200 万～280 万年前）、さらにその上位に更新統の相模層群が重なっている。半島中央部には、三浦層群が西北西から東南東方向に分布し、その北側と南側は断層によって区切られ葉山層群と接している。 一方、横浜市以北の多摩丘陵、下末吉台地は、鮮新統～下部更新統の上総層群（280 万～50 万年前）を基盤とし、その上に中部更新統以降の段丘堆積層とローム層が分布している。 ※東京湾環境データブック（東京湾港湾連携推進協議会監修，運輸省第二港湾建設局発行，2000）より	2.2 自然的特性 2.2.1 気象・海象 (1) 気象 本県は、関東地方の南西部に位置し、北西部には関東山地を控え、東部及び南部は海に面している。このため、冬の季節風の影響が少なく、黒潮（暖流）の影響を受け温暖で湿潤な気候である。本県沿岸地域では、県西部より年平均気温は高く、年間降水量は低い少ない。 平均気温は約 16℃であるが、厳冬期（1、2 月）の月別平均最高気温は約 10℃であり、月別平均最低気温は約 3℃を記録している。一方、夏期（7～9 月）の月別平均最高気温は約 29℃を記録している。 年間降水量は、横浜で約 1,730mm、三浦で約 1,570mm、日吉で約 1,610mm であるが、時期別にみた降水量は、梅雨期の 6 月と台風期の 9 月～10 月にピークがあり、12～2 月は少ない。 横浜の風向は、9 月から翌 5 月までは北の風が卓越し、6～8 月は南西の風が卓越する。 (2) 海象 海水の流動は半日周期の潮流が最も卓越し、おおむね湾の主軸方向に沿っており、観音崎、富津岬間の狭窄した部分では 1.5 ノット以上の強い流れとなっている。恒流は冬期には北からの季節風の影響により、湾奥部で時計回りの循環流、夏期には西南からの季節風の影響により反時計回りの循環流となる。 また、湾奥部では北風の影響により上層の海水が沖へ移動し、それを補うために下層からの湧昇もおこっている。「東京湾の内湾部は観音崎、富津岬間の狭窄した形状により、外海との海水交換が悪く、滞留時間は年平均で 1.6 ヶ月となっている。」※伊勢・三河湾の年平均滞留時間は、0.7 ヶ月。） 2.2.2 地形・地質 (1) 地形 神奈川県沿岸地域を含む本県東部地域では、北には関東ローム層で覆われた標高差の少ない細かな起伏を持った多摩丘陵（標高 70～90m）や、平坦な下末吉台地（標高 40～60m）があり、その東には多摩川の氾濫原として形成され、自然堤防が発達した多摩川低地が続いている。海岸部は古くから埋め立てが進み、地盤が低く、液状化対策がされていない脆弱な埋立地が広範にわたり存在する。また、この埋立地が複雑に水路を残し、高潮や津波対策における脆弱性をもたらししている。 南の三浦半島は、多摩丘陵が連続し南に突き出た半島で、相模湾と東京湾を分けており、その中部以北が丘陵地、南部が台地となっている。南北に細長く延びている半島であるが、南北に延びる脊稜山脈に相当するものはなく、大部分は三浦層群からなる丘陵部で覆われ、最も高い山でも大楠山の 242.5m である。南部には畑地に利用された平坦な地勢をなしていることが多い。また、海岸部は小湾が多く変化に富んだ複雑な海岸線を示している。 (2) 地質 三浦半島は、約 50 万年前に陸地になった若い大地である。三浦半島の地質は、古第三系～中新統の葉山層群（2,300 万～1,500 万年前）を基盤とし、その上に中新統～鮮新統の三浦層群（1,200 万～280 万年前）、さらにその上位に更新統の相模層群が重なっている。半島中央部には、三浦層群が西北西から東南東方向に分布し、その北側と南側は断層によって区切られ葉山層群と接している。 一方、横浜市以北の多摩丘陵、下末吉台地は、鮮新統～下部更新統の上総層群（280 万～50 万年前）を基盤とし、その上に中部更新統以降の段丘堆積層とローム層が分布している。 ※東京湾環境データブック（東京湾港湾連携推進協議会監修，運輸省第二港湾建設局発行，2000）より

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）																																																																																																						
また、沖積層は、多摩川をはじめとする大小河川及びその支流沿いと海岸低地等の沖積低地を構している。 (3) 東京湾の地形と底質 内湾の水深は70mより浅く、湾底には水深10～40mの平坦地が広がっている。湾岸には5m以浅の海底平坦面や干潟が連なり、それら浅海底と10m前後以深の平坦面との間は斜面で境され、ほぼその斜面下端を境に底質が砂から泥（シルト及び粘土）に変化する。すなわち、東京湾底は浅い砂質平坦地（州）と深い泥質底に分かれ、州はさらに干潮時に水面上に現れる干潟と現れない浅場に区別される。現在、州の大部分は埋立地や港湾に改変されている。 湾口部を大別すれば、次の三つの地形区よりなっている。 ①水深40～50m以浅の沿岸部で岩や砂底の多いところ。 ②中ノ瀬の西から南へと続く溝状をなし、水深50～100mの観音崎海底水道。 ③浦賀沖の水深100mの谷頭に始まり、相模湾底の1000m以深にまで続く東京海底谷。 平成23年3月に発生した東日本大震災以後、関心が高まっている放射性物質に係る、海底土のモニタリングについては、原子力規制委員会を中心とした関係機関により実施されている。	また、沖積層は、多摩川をはじめとする大小河川及びその支流沿いと海岸低地等の沖積低地を構している。 (3) 東京湾の地形と底質 内湾の水深は70mより浅く、湾底には水深10～40mの平坦地が広がっている。湾岸には5m以浅の海底平坦面や干潟が連なり、それら浅海底と10m前後以深の平坦面との間は斜面で境され、ほぼその斜面下端を境に底質が砂から泥（シルト及び粘土）に変化する。すなわち、東京湾底は浅い砂質平坦地（州）と深い泥質底に分かれ、州はさらに干潮時に水面上に現れる干潟と現れない浅場に区別される。現在、州の大部分は埋立地や港湾に改変されている。 湾口部を大別すれば、次の三つの地形区よりなっている。 ①水深40～50m以浅の沿岸部で岩や砂底の多いところ。 ②中ノ瀬の西から南へと続く溝状をなし、水深50～100mの観音崎海底水道。 ③浦賀沖の水深100mの谷頭に始まり、相模湾底の1000m以深にまで続く東京海底谷。 平成23年3月に発生した東日本大震災以後、関心が高まっている放射性物質に係る、海底土のモニタリングについては、原子力規制委員会を中心とした関係機関により実施されている。																																																																																																						
2.2.3 漂砂特性 多摩川のみ河床勾配が1/1,000と河口部における河床勾配としては急勾配であるが、河床を構成する砂礫の粒径が大きく、移動しにくいため、多摩川は流出量は多くない。 神奈川県沿岸における漂砂は、外洋に面した野比海岸から三浦海岸にかけての砂浜海岸のみ卓越方向が明確であり、南向きである。	2.2.3 漂砂特性 多摩川のみ河床勾配が1/1,000と河口部における河床勾配としては急勾配であるが、河床を構成する砂礫の粒径が大きく、移動しにくいため、多摩川は流出量は多くない。 砂浜が主体となっている三浦海岸では、北向きの沿岸漂砂が卓越している。このうち、海岸北側の北下浦漁港（上宮田地区）～ボッケ崎間では、1965（昭和40）～2007（平成19）年に漁港整備及び養浜の影響による顕著な海岸線の前進がみられたが、2007（平成19）年以降は変化量が小さくなり、北部で堆積傾向、中央部から南部で侵食傾向を示している。また、海岸南側のボッケ崎～金田漁港間では海岸線変化量は全体として小さいものの、同様に北部で堆積傾向、中央部から南部で侵食傾向が認められる。																																																																																																						
2.2.4 河川 神奈川県の東京湾に注ぐ一級河川、二級河川は、11河川であり、概要を以下に示す。 表-2.2- 1 神奈川県内の東京湾に注ぐ一級河川及び二級河川 <table><tr><th>種別</th><th>水系名</th><th>河川名</th><th>県内延長 (km)</th><th>県内流域面積 (km²)</th></tr><tr><td rowspan="2">一級河川</td><td>多摩川</td><td>多摩川</td><td>28.36</td><td>68.22</td></tr><tr><td>鶴見川</td><td>鶴見川</td><td>31.97</td><td>184.40</td></tr><tr><td rowspan="9">二級河川</td><td>帷子川</td><td>帷子川</td><td>17.34</td><td>57.90</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>大岡川</td><td>10.54</td><td>35.59</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>中村川</td><td>0.90</td><td>—</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>堀割川</td><td>2.70</td><td>—</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>大岡川分水路</td><td>3.64</td><td>13.64</td></tr><tr><td>宮川</td><td>宮川</td><td>2.04</td><td>7.98</td></tr><tr><td>侍従川</td><td>侍従川</td><td>2.62</td><td>5.27</td></tr><tr><td>鷹取川</td><td>鷹取川</td><td>0.57</td><td>2.30</td></tr><tr><td>平作川</td><td>平作川</td><td>7.07</td><td>26.08</td></tr></table> 出典：神奈川県河川・海岸・港湾図（神奈川県，平成23年4月）	種別	水系名	河川名	県内延長 (km)	県内流域面積 (km ²)	一級河川	多摩川	多摩川	28.36	68.22	鶴見川	鶴見川	31.97	184.40	二級河川	帷子川	帷子川	17.34	57.90	大岡川	大岡川	10.54	35.59	大岡川	中村川	0.90	—	大岡川	堀割川	2.70	—	大岡川	大岡川分水路	3.64	13.64	宮川	宮川	2.04	7.98	侍従川	侍従川	2.62	5.27	鷹取川	鷹取川	0.57	2.30	平作川	平作川	7.07	26.08	2.2.4 河川 神奈川県の東京湾に注ぐ一級河川、二級河川は、11河川であり、概要を以下に示す。 表-2.2- 1 神奈川県内の東京湾に注ぐ一級河川及び二級河川 <table><tr><th>種別</th><th>水系名</th><th>河川名</th><th>県内延長 (km)</th><th>県内流域面積 (km²)</th></tr><tr><td rowspan="2">一級河川</td><td>多摩川</td><td>多摩川</td><td>28.36</td><td>68.22</td></tr><tr><td>鶴見川</td><td>鶴見川</td><td>31.97</td><td>184.40</td></tr><tr><td rowspan="9">二級河川</td><td>帷子川</td><td>帷子川</td><td>19.34</td><td>57.90</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>大岡川</td><td>15.00</td><td>35.59</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>中村川</td><td>3.00</td><td>—</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>堀割川</td><td>2.70</td><td>—</td></tr><tr><td>大岡川</td><td>大岡川分水路</td><td>3.64</td><td>13.64</td></tr><tr><td>宮川</td><td>宮川</td><td>2.53</td><td>7.98</td></tr><tr><td>侍従川</td><td>侍従川</td><td>3.06</td><td>5.27</td></tr><tr><td>鷹取川</td><td>鷹取川</td><td>2.00</td><td>2.30</td></tr><tr><td>平作川</td><td>平作川</td><td>11.00</td><td>26.08</td></tr></table> 出典：神奈川県河川・海岸・港湾図（神奈川県，2023年）	種別	水系名	河川名	県内延長 (km)	県内流域面積 (km ²)	一級河川	多摩川	多摩川	28.36	68.22	鶴見川	鶴見川	31.97	184.40	二級河川	帷子川	帷子川	19.34	57.90	大岡川	大岡川	15.00	35.59	大岡川	中村川	3.00	—	大岡川	堀割川	2.70	—	大岡川	大岡川分水路	3.64	13.64	宮川	宮川	2.53	7.98	侍従川	侍従川	3.06	5.27	鷹取川	鷹取川	2.00	2.30	平作川	平作川	11.00	26.08
種別	水系名	河川名	県内延長 (km)	県内流域面積 (km ²)																																																																																																			
一級河川	多摩川	多摩川	28.36	68.22																																																																																																			
	鶴見川	鶴見川	31.97	184.40																																																																																																			
二級河川	帷子川	帷子川	17.34	57.90																																																																																																			
	大岡川	大岡川	10.54	35.59																																																																																																			
	大岡川	中村川	0.90	—																																																																																																			
	大岡川	堀割川	2.70	—																																																																																																			
	大岡川	大岡川分水路	3.64	13.64																																																																																																			
	宮川	宮川	2.04	7.98																																																																																																			
	侍従川	侍従川	2.62	5.27																																																																																																			
	鷹取川	鷹取川	0.57	2.30																																																																																																			
	平作川	平作川	7.07	26.08																																																																																																			
種別	水系名	河川名	県内延長 (km)	県内流域面積 (km ²)																																																																																																			
一級河川	多摩川	多摩川	28.36	68.22																																																																																																			
	鶴見川	鶴見川	31.97	184.40																																																																																																			
二級河川	帷子川	帷子川	19.34	57.90																																																																																																			
	大岡川	大岡川	15.00	35.59																																																																																																			
	大岡川	中村川	3.00	—																																																																																																			
	大岡川	堀割川	2.70	—																																																																																																			
	大岡川	大岡川分水路	3.64	13.64																																																																																																			
	宮川	宮川	2.53	7.98																																																																																																			
	侍従川	侍従川	3.06	5.27																																																																																																			
	鷹取川	鷹取川	2.00	2.30																																																																																																			
	平作川	平作川	11.00	26.08																																																																																																			

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.2.5 水質 平成 15 年 3 月に東京湾再生推進会議が取りまとめた「東京湾再生のための行動計画」に基づく、「陸域からの汚濁負荷削減方策（下水道対策、各種生活排水処理施設の整備等）」、「海域における環境改善対策（干潟・藻場の再生・創造、汚泥の除去や底質の改善等）」、「東京湾の環境モニタリング」の大きな 3 つの取組の結果、水質改善の目標としている底層の D0 に顕著な変化が認められるには至っていないものの、底層の D0 悪化の原因となる汚濁物質濃度の減少や再生された干潟や浅場で生物の生息が確認されるなど、陸域・海域の各施策の効果とみられる変化が、モニタリング結果に捉えられ、一定の成果を挙げたとみられることが、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間の期末評価（総括）の中で、報告されている。 「平成 25 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」によると、生活環境項目のうち、2 測定地点中 17 地点で環境基準を達成、全窒素は 22 測定地点中 14 地点、全磷は 22 測定地点中 17 地点で環境基準を達成している。 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以後、関心が高まっている放射性物質に係る、海水のモニタリングについては、原子力規制委員会を中心とした関係機関により実施されている。 神奈川県沿岸には、海の公園（横浜市金沢区）、走水、猿島（以上、横須賀市）、三浦海岸、大浦（以上、三浦市）等の海水浴場がある。 国の「海水浴場水質保全対策要綱」に基づき、平成 26 年の海水浴シーズン前（第 1 回）及び海水浴シーズン中（第 2 回）に県が実施した海水浴場水質検査結果によれば、神奈川県沿岸の海水浴場の水質は、「可または適」（B または AA）と判定されている。	2.2.5 水質 平成 15 年 3 月に東京湾再生推進会議が取りまとめた「東京湾再生のための行動計画」に基づく、「陸域からの汚濁負荷削減方策（下水道対策、各種生活排水処理施設の整備等）」、「海域における環境改善対策（干潟・藻場の再生・創造、汚泥の除去や底質の改善等）」、「東京湾の環境モニタリング」の大きな 3 つの取組の結果、水質改善の目標としている底層の D0 に顕著な変化が認められるには至っていないものの、底層の D0 悪化の原因となる汚濁物質濃度の減少や再生された干潟や浅場で生物の生息が確認されるなど、陸域・海域の各施策の効果とみられる変化が、モニタリング結果に捉えられ、一定の成果を挙げたとみられることが、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間の期末評価（総括）の中で、報告されている。 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」によると、生活環境項目のうち、COD は 22 測定地点中 18 地点で環境基準を達成、全窒素は 22 測定地点中 18 地点、全磷は 22 測定地点中 10 地点で環境基準を達成している。 2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災以後、関心が高まっている放射性物質に係る、海水のモニタリングについては、原子力規制委員会を中心とした関係機関により実施されている。 神奈川県沿岸には、海の公園（横浜市金沢区）、走水、猿島（以上、横須賀市）、三浦海岸、大浦（以上、三浦市）等の海水浴場がある。 国の「海水浴場水質保全対策要綱」に基づき、県が実施した海水浴場水質検査結果によれば、2025（令和 7）年の海水浴シーズン前（第 1 回）及び海水浴シーズン中（第 2 回）に神奈川県沿岸の海水浴場の水質は、「可または適」（B または AA）と判定されている。また、2026（令和 8）年の海水浴シーズン前（第 1 回）の調査結果は「可」（B または C）である。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.2.6 生物相 (1) 陸域植物相及び植生 県内の原自然植生は、現存する自然植生と気候データをもとに整理すると、海拔約 700～800m を境に高海拔地はブナやミズナラを主とする夏緑広葉樹林で、低海拔地はスダジイ、タブノキ、ウラジロカシ、アカガシ、シラカシなどを主とする常緑広葉樹林で覆われていた。また、河川沿いにはヤナギ林、海岸風衝地では、土壌、風衝等の環境条件に適応したクロマツ、トラベ、シャリンバイなどの常緑低木林が生育していたと考えられる。 しかし、現在、これらの自然植生は人間によって変えられた代償植生に置き換えられ、局地的に残されているにすぎない。例えば、三浦半島では、比較的まとまった緑地がみられるが、その大部分はコナラなどを主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林が占め、自然植生は社寺林と海岸断崖地等の環境条件の厳しい地域に限られている。また、川崎市、横浜市の沿岸地域の大部分は、市街地や工場地帯等に開発され、緑地部分は極めて狭く、僅かにクヌギ、コナラを主体とする二次林やスギ植林、アカマツ植林が広がり、その他には公園等に植栽された緑地、丘陵斜面の樹林が見られるにすぎない。 しかし、埋立地にある工場地帯の一部には、照葉樹を主とする環境保全林の形成がなされている。神奈川県レッドデータ生物調査報告書(2006)によると、三浦の岩礁海岸ではイソギク、ハチジョウススキ群集、多摩川河口や三浦の一部に残る塩生湿地にはアイアシ、サンカクイ、シオクグ、イセウキヤガラ、イソヤマテンツキの群落、金田湾ではハマグルマーコウボウムギ群落、マサキートベラ群落等、立地に適した多様な植物群落がみられる。 (2) 陸域動物相 三浦半島は入り江・岩礁・干潟が残されており、陸域動物の生息環境としての多様性を備えている。しかし、近年の急速な市街化等による環境の変化は、これらの動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭め、三浦半島の海岸動物も海岸線の人工化と海水の汚濁によって減少する傾向にある。 (3) 海域生物相 環境庁が実施した第2回及び第3回自然環境保全基礎調査（海域生物調査等）では、横須賀市走水において潮上帯（飛沫帯）及び潮間帯に生息する生物の調査が行われている。動物の優占種は潮上帯からアラレタマキビ・タマキビーイワフジツボームラサキガイで、中潮帯以下には岩表面にマガキ、ヒメクボガイ、レイシなどが、砂底部にはアサリが生息する。植物の優占種はボタンアオサーボタンアオサ・ヒモアオノリーボタンアオサ・フダラクーオキツノリ・フダラクで、中潮帯以上の植物相は貧しいが、低潮帯にはカイノリ、サクラノリなどの生育も多い。生物相については、第2回調査（1978年）と第3回調査（1985年）との大きな差はないが、第3回調査では中潮帯（転石区）において生息生物の種数及び量とも少なくなっている。 また、「浅海域生態系調査（ウミガメ調査）報告書（環境省自然環境局生物多様性センター,平成14年8月）」によると、1975～1976年に北下浦海岸でアカウミガメの上陸及び産卵、1983年に南下浦海岸でアカウミガメの上陸の記録がある 魚類については、横浜市沿岸域で192種、横須賀市沿岸域で166種の魚類の記録がある。この中で東京湾内湾において産卵する周年定住種として、マハゼなどのハゼ科の魚類、アイナメ、ギンポ、ウミタナゴ、アミメハギ、サッパ、カタクチイワシ、コノシロ、マコガレイ、イシガレイなどがあげられる。出典：東京湾の生物誌（沼田眞・風呂田利夫編、1997） (4) 干潟・藻場・石サンゴ類 「第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査）（環境省自然環境局・(財)海中公園センター,1994年3月）」によると、神奈川県の東京湾沿岸に現存する干潟は2か所35ha、藻場は24か所1,122haであり、石サンゴの造礁については確認されていない。	2.2.6 生物相 (1) 陸域植物相及び植生 県内の原自然植生は、現存する自然植生と気候データをもとに整理すると、海拔約 700～800m を境に高海拔地はブナやミズナラを主とする夏緑広葉樹林で、低海拔地はスダジイ、タブノキ、ウラジロガシ、アカガシ、シラカシなどを主とする常緑広葉樹林で覆われていた。また、河川沿いにはヤナギ林、海岸風衝地では、土壌、風衝等の環境条件に適応したクロマツ、トベラ、シャリンバイなどの常緑低木林が生育していたと考えられる。 しかし、現在、これらの自然植生は人間によって変えられた代償植生に置き換えられ、局地的に残されているにすぎない。例えば、三浦半島では、比較的まとまった緑地がみられるが、その大部分はコナラなどを主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林が占め、自然植生は社寺林と海岸断崖地等の環境条件の厳しい地域に限られている。また、川崎市、横浜市の沿岸地域の大部分は、市街地や工場地帯等に開発され、緑地部分は極めて狭く、僅かにクヌギ、コナラを主体とする二次林やスギ植林、アカマツ植林が広がり、その他には公園等の植栽や、丘陵斜面の樹林が見られる程度である。 しかし、埋立地にある工場地帯の一部には、照葉樹を主とする環境保全林の形成がなされている。神奈川県レッドデータ生物調査報告書(2006)によると、三浦の岩礁海岸ではイソギク、ハチジョウススキ群集、多摩川河口や三浦の一部に残る塩生湿地にはアイアシ、サンカクイ、シオクグ、イセウキヤガラ、イソヤマテンツキの群落、金田湾ではハマグルマーコウボウムギ群落、マサキートベラ群落等、立地に適した多様な植物群落がみられる。 (2) 陸域動物相 三浦半島は入り江・岩礁・干潟が残されており、陸域動物の生息環境としての多様性を備えている。しかし、近年の急速な市街化等による環境の変化は、これらの動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭め、三浦半島の海岸動物も海岸線の人工化と海水の汚濁によって減少する傾向にある。 (3) 海域生物相 環境庁（現環境省）が実施した第2回（1978（昭和53）年）及び第3回（1985（昭和60）年）自然環境保全基礎調査（海域生物調査等）では、横須賀市走水において潮上帯（飛沫帯）及び潮間帯に生息・生育する生物の調査が行われている。第2回自然環境保全基礎調査（1978（昭和53）年）と第3回自然環境保全基礎調査（1985（昭和60）年）を比較すると、植物ではボタンアオサ、ヒモアオノリ、ヨゴレクダモ及びフダラクの出現量が増加している。また、動物ではタマキビガイが消失し、タテジマフジツボが新たに出現するなど、主要な構成群に変化が認められる。 また、「浅海域生態系調査（ウミガメ調査）報告書（環境省自然環境局生物多様性センター,平成14年8月）」によると、1975（昭和50）～1976（昭和51）年に北下浦海岸でアカウミガメの上陸及び産卵、1983（昭和58）年に南下浦海岸でアカウミガメの上陸の記録がある。 魚類については、横浜市沿岸域で192種、横須賀市沿岸域で166種の魚類の記録がある。この中で東京湾内湾において産卵する周年定住種として、マハゼなどのハゼ科の魚類、アイナメ、ギンポ、ウミタナゴ、アミメハギ、サッパ、カタクチイワシ、コノシロ、マコガレイ、イシガレイなどがあげられる。出典：東京湾の生物誌（沼田眞・風呂田利夫編,1997） (4) 干潟・藻場・石サンゴ類 「閉鎖性海域における藻場・干潟分布状況調査結果（令和2～3年度 東京湾・伊勢湾）（環境省）」によると、神奈川県沿岸では、多摩川河口域、横浜市金沢区沿岸及び三浦半島東岸を中心として干潟が分布している。また、同調査によると、藻場は横浜市南部から横須賀市及び三浦市にかけての沿岸域を中

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
また、藻場については、前回調査と比較して消滅したものはなく、その多くがアラメ場であり、一部アマモ場やガラモ場がある。	心に分布している。 また、藻場については「神奈川県沿岸における藻場の分布状況と変遷（神奈川県水産技術センター研究報告, 2025)」によると、2022 年時点の東京湾側の藻場面積（被度 5%以上）は 1,260ha と、1990 年の 1,280ha と比較して概ね維持されているが、一部地域では消失が確認されている。その多くは岩礁域が砂で埋没したことによるものとされている。 石サンゴ類については、「第 4 回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査）（環境省自然環境局・（財）海中公園センター, 1994 年 3 月）」によると、神奈川県沿岸における造礁は確認されていない。

2.3社会的特性

2.3.1人口

神奈川県沿岸の市区人口データを表-2.2- 2に示す。

表-2.3- 1神奈川県沿岸域市区の人口

市	区	昼間人口 （人）	夜間人口 （人）	昼夜間人口比 （%）	人口密度 （人/㎢）
川崎市	（全市）	1, 275, 628	1, 425, 512	89. 5	9, 990
	川崎区	260, 412	217, 328	119. 8	5, 543
横浜市	（全市）	3, 375, 330	3, 688, 773	91. 5	8, 434
	鶴見区	250, 323	272, 178	92. 0	8, 191
	神奈川区	233, 168	233, 429	99. 9	9, 775
	西区	170, 450	94, 867	179. 7	13, 475
	中区	243, 277	146, 033	166. 6	7, 001
	磯子区	136, 711	163, 237	83. 8	8, 515
	金沢区	195, 740	209, 274	93. 5	6, 749
横須賀市	—	381, 727	418, 325	91. 3	4, 154
三浦市	—	40, 199	48, 352	83. 1	1, 498
4 市計	—	5, 072, 884	5, 580, 962	90. 9	7, 827
県計	—	8, 254, 193	9, 048, 331	91. 2	3, 745

注）昼夜間人口比＝（昼間人口／夜間人口）×100

出典：平成 22 年国勢調査

2.3.2産業

神奈川県で最も事業所の多い産業は、「卸売業、小売業」、次いで「宿泊業、飲食サービス業」である。「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」等は減少傾向にあり、特に県平均と比べ、臨海部の「卸売業、小売業」の減少率は大きい。

2.3.3漁業

神奈川県沿岸地域の漁業経営体・漁業就業者数は減少傾向が続いており、魚価の低迷や水産資源減少、高齢化等の問題を抱え、厳しい状況が続いている。都市化や工業化の進行と共に東京湾沿岸の砂浜や干潟の多くが埋め立てられ、人工海岸が9割（東京湾全体）にも達する状況であるが、湾内には東京・千葉の記録を合わせ約 400 種類もの魚介類が生息すると言われる。

東京湾で行われている主な漁業は、小型機船底引き網漁業、まき網漁業、刺網漁業、あなご筒漁業、たこつば漁業等である。また、湾口部の金田湾では定置網漁業も操業されている。東京湾地区では、干潟や浅場の減少に伴ってあさりやはまぐりといった貝類は少なくなったが、このしろ類、すずき類、あなご類等が漁獲されている。また、三浦半島地区では、さば類、いわし類等が漁獲されている。

2.3社会的特性

2.3.1人口

神奈川県沿岸の市区人口データを表-2.3- 1に示す。

表-2.3- 1神奈川県沿岸域市区の人口

市	区	人口 （人）	5年間の人口 増減数（人）	5年間の人口 増減率（%）	人口密度 （人/㎢）
川崎市	（全市）	1, 561, 132	22, 870	1. 48674	10920. 1
	川崎区	233, 568	603	0. 25884	5914. 6
横浜市	（全市）	3, 754, 840	-22, 651	-0. 59963	8568. 2
	鶴見区	296, 717	-720	-0. 24207	8934. 6
	神奈川区	252, 480	5, 213	2. 10825	10639. 7
	西区	108, 115	3, 180	3. 03045	15379. 1
	中区	154, 665	3, 277	2. 16464	7027
	磯子区	163, 675	-3, 056	-1. 83289	8605. 4
	金沢区	192, 249	-6, 690	-3. 36284	6211. 6
横須賀市	—	364, 978	-23, 100	-5. 95241	3620. 8
三浦市	—	38, 657	-3, 412	-8. 11049	1205. 8
4 市計	—	5, 719, 607	-26, 293	-21753. 3	8010. 1
県計	—	9, 193, 657	-43, 676	-0. 47282	3804. 5

出典：令和 7 年国勢調査

2.3.2産業

神奈川県で最も事業所の多い産業は、「卸売業、小売業」、次いで「宿泊業、飲食サービス業」である。「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」等は減少傾向にあり、特に県平均と比べ、臨海部の一部地区では「卸売業、小売業」の減少率は大きい。

2.3.3漁業

神奈川県沿岸地域の漁業経営体・漁業就業者数は減少傾向が続いており、魚価の低迷や水産資源減少、高齢化等の問題を抱え、厳しい状況が続いている。都市化や工業化の進行と共に東京湾沿岸の砂浜や干潟の多くが埋め立てられ、人工海岸が9割（東京湾全体）にも達する状況であるが、湾内には東京・千葉の記録を合わせ約 400 種類もの魚介類が生息すると言われる。

「わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業（神奈川県環境農政局総務室, 令和 7 年度版）」によると、東京湾で行われている主な漁業は、小型機船底びき網漁業、まき網漁業、刺網漁業、あなご筒漁業、たこつば漁業等である。また、湾口部の金田湾では定置網漁業も操業されている。

主要魚種は、東京湾地区（川崎市から横須賀市北下浦まで）では、干潟や浅場の減少に伴ってあさりやはまぐりといった貝類は少なくなったが、このしろ類、たちうお類、すずき類、あなご類等、また、三浦半島地区（三浦市と横須賀市大楠まで）では、いわし類、ぶり類、さば類等となっている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.3.4 土地利用 神奈川県沿岸の各市ともに全域が都市計画区域となっているが、三浦市の市街化区域率は 23. 2%と他市に比べて低く、自然あるいは農地が多いことが伺える。横須賀市の森林も 30. 4%と多い。 川崎市川崎区の臨海部は京浜工業地帯であり、川崎港の商業地域を除き、ほぼ全域が工業専用地域に指定されている。これに隣接する横浜市鶴見区もほぼ全域が工業専用地域であり、神奈川区も同様に、大黒ふ頭を除いたほぼ全域が工業関連地域（工業専用地域、工業地域）に指定されている。 一方、横浜市西区及び中区の北側の臨海部は、みなとみらい 21 地区を中心にして、商業関連地域の指定がほとんどである。中区の南側臨海部から金沢区に至る南の沿岸部は、工業専用地域および工業地域に指定されているが、金沢区では「八景島シーパラダイス」、「海の公園」等が整備されている。 川崎市、横浜市の臨海部は、高密度な都市域が広がり、木造住宅の密集地が存在するといった特徴もある。 横須賀市の追浜・田浦地区は、工業専用地域あるいは工業地域がほとんどである。本港地区は米軍基地が臨海部の大勢を占める。新港地区は港湾関連施設のほか、商業・業務施設や住宅、さらに「うみかぜ公園」「海辺つり公園」等の緑地が配置され、複合的な土地利用が見られる。馬堀地区から観音崎・鴨居地区にかけては住居地域および緑地が多い。浦賀・久里浜地区は工業地域、野比海岸から三浦市の三浦海岸までは住居地域である。金田漁港以南は、住居等の利用はほとんど見られず岩礁海岸が続く。その背後の丘陵地は農地がほとんどである。 臨海部に工業地域が広がり、港湾も存在するため、昼間、防潮堤の外側において多数の人々が勤務していることも大きな特徴といえる。 2.3.5 歴史・文化 文化財は、縄文・弥生時代から明治時代のものまで数多く存在し、漁労関係用具等民俗関連の文化財から、三浦一族や北条一族との関連を示す美術品・社寺等、建造物等多岐にわたる。また、鎌倉幕府や江戸幕府との関連の文化財や、横浜港が開港し国内でも真っ先に近代化・文明化を謳歌した明治時代の文化財等、この地域の特性を示す文化財が数多い。 明治時代以降の近代化遺産、特に、土木関連遺産は、今尚、現役で使用されているものが多い。土木学会では、横須賀市・猿島の砲台等、軍事要塞関連施設が推奨土木遺産として指定されている。 2.3.6 レクリエーション利用 近年、海洋性レジャーへの志向が高まり、ヨットやモーターボートを楽しむ人々の数が増えてきている。それに伴い、不法係留・事故等の問題も多く発生しているが、国土交通省関東運輸局、海上保安庁第三管区海上保安本部海洋情報部、社団法人日本マリーナ・ビーチ協会等が、インターネットのホームページを通じてマリーナに関する情報を提供している。 また、スタンドアップパドルボードなど、新しいマリンスポーツも出てきており、多様なレクリエーションにより利用されている。 川崎市は、港湾緑地をのぞいて海岸の利用と関連する施設等の立地は見られない。 横浜市では、MM21 地区を中心としてウォーターフロント空間整備が進められている。また、近年の海洋性レクリエーション嗜好に対応するマリーナ等が横浜市内各地に分布している。 横浜市、川崎市の臨海部を跨ぐ京浜工業地帯では、海上から夜景を眺める工場夜景クルーズ等が人気を博している。 一方、三浦半島地域は、海水浴場や緑地が多く見られる。	2.3.4 土地利用 神奈川県沿岸の各市ともに全域が都市計画区域となっているが、三浦市の市街化区域率は 23. 2%と他市に比べて低く、自然あるいは農地が多いことが伺える。横須賀市の森林も 28. 6%と多い。 川崎市川崎区の臨海部は京浜工業地帯であり、川崎港の商業地域を除き、ほぼ全域が工業専用地域に指定されている。これに隣接する横浜市鶴見区の臨海部も大黒ふ頭を除いたほぼ全域が工業専用地域であり、神奈川区の臨海部も同様に、大黒ふ頭を除いたほぼ全域が工業関連地域（工業専用地域、工業地域）に指定されている。 一方、横浜市西区及び中区の北側の臨海部は、みなとみらい 21 地区を中心にして、商業関連地域の指定がほとんどである。中区の南側臨海部から金沢区に至る南の沿岸部は、工業専用地域および工業地域に指定されているが、金沢区では「八景島シーパラダイス」、「海の公園」等が整備されている。 川崎市、横浜市の臨海部の背後には、高密度な都市域が広がり、木造住宅の密集地が存在するといった特徴もある。 横須賀市の追浜・田浦地区は、工業専用地域あるいは工業地域がほとんどである。本港地区は米軍基地が臨海部の大勢を占める。新港地区は港湾関連施設のほか、商業・業務施設や住宅、さらに「うみかぜ公園」「海辺つり公園」等の緑地が配置され、複合的な土地利用が見られる。馬堀地区から観音崎・鴨居地区にかけては住居地域および緑地が多い。浦賀・久里浜地区は工業地域、野比海岸から三浦市の三浦海岸までは住居地域である。金田漁港以南は、住居等の利用はほとんど見られず岩礁海岸が続く。その背後の丘陵地は農地がほとんどである。 臨海部に工業地域が広がり、港湾も存在するため、昼間、堤外地において多数の人々が勤務していることも大きな特徴といえる。 2.3.5 歴史・文化 文化財は、縄文・弥生時代から明治時代のものまで数多く存在し、漁労関係用具等民俗関連の文化財から、三浦一族や北条一族との関連を示す美術品・社寺等、建造物等多岐にわたる。また、鎌倉幕府や江戸幕府との関連の文化財や、横浜港が開港し国内でも真っ先に近代化・文明化を謳歌した明治時代の文化財等、この地域の特性を示す文化財が数多い。 明治時代以降の近代化遺産、特に、土木関連遺産は、今尚、現役で使用されているものが多く、横須賀市・猿島の砲台等、軍事要塞関連施設が推奨土木遺産として指定されている。 2.3.6 レクリエーション利用 近年、海洋性レジャーへの志向が高まり、ヨットやモーターボートを楽しむ人々の数が増えてきている。それに伴い、不法係留・事故等の問題も多く発生しているが、国土交通省関東運輸局、海上保安庁第三管区海上保安本部海洋情報部、社団法人日本マリーナ・ビーチ協会等が、インターネットのホームページを通じてマリーナに関する情報を提供している。 また、スタンドアップパドルボードなど、新しいマリンスポーツも出てきており、多様なレクリエーションにより利用されている。 川崎市は、港湾緑地をのぞいて海岸の利用と関連する施設等の立地は見られない。 横浜市では、MM21 地区を中心としてウォーターフロント空間整備が進められている。また、近年の海洋性レクリエーション嗜好に対応するマリーナ等が横浜市内各地に分布している。 横浜市、川崎市の臨海部を跨ぐ京浜工業地帯では、海上から夜景を眺める工場夜景クルーズ等が人気を博している。 一方、三浦半島地域は、海水浴場をはじめとする親水利用の場となっている。

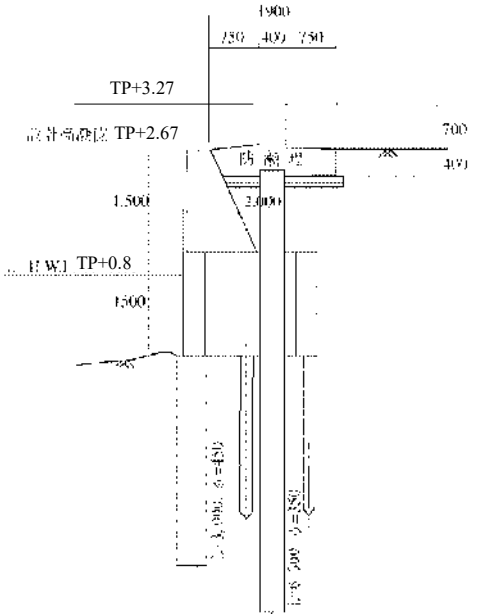
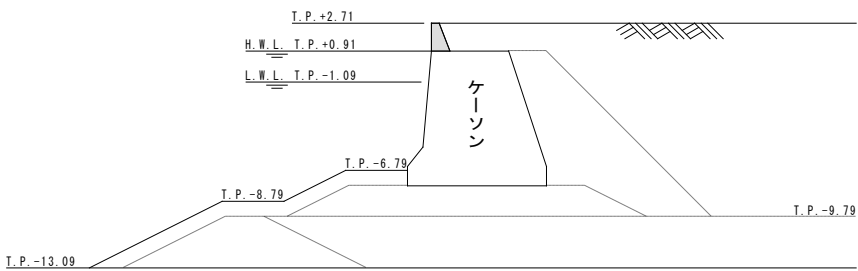
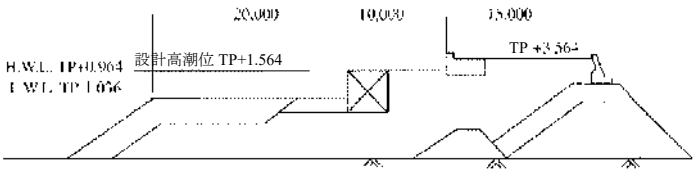
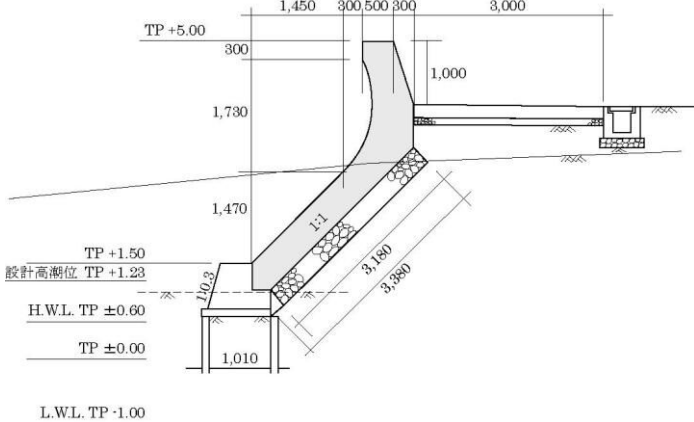
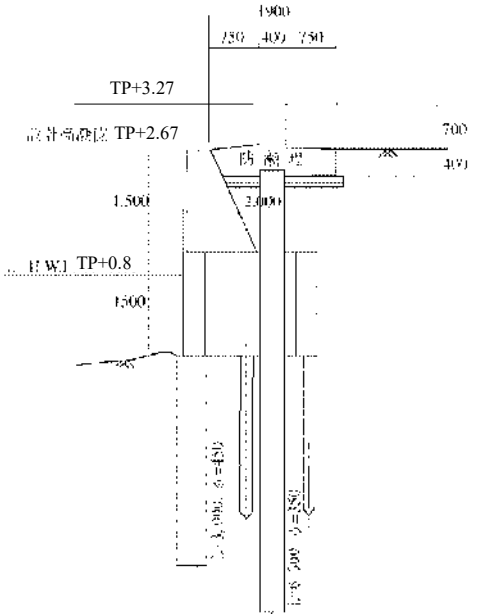
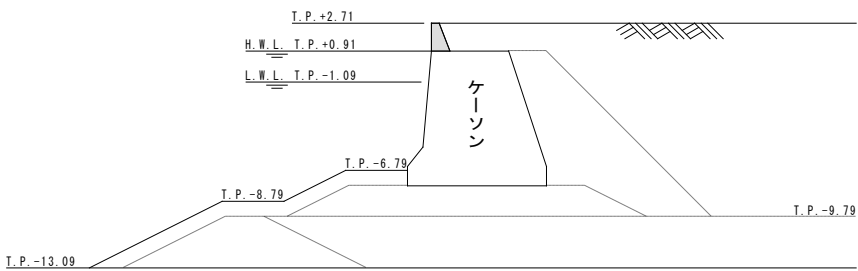
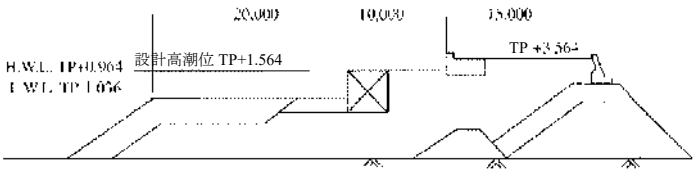
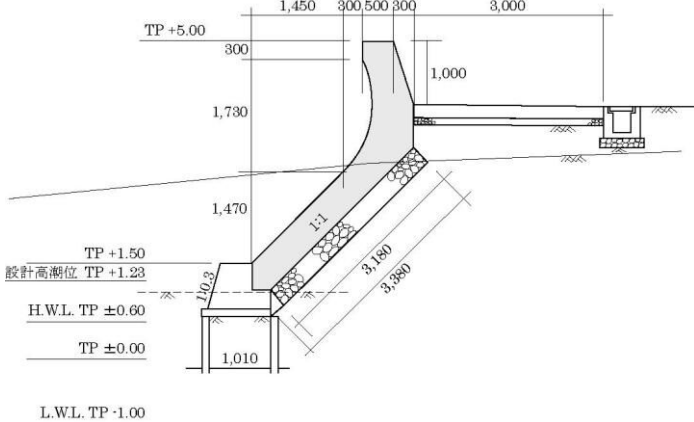
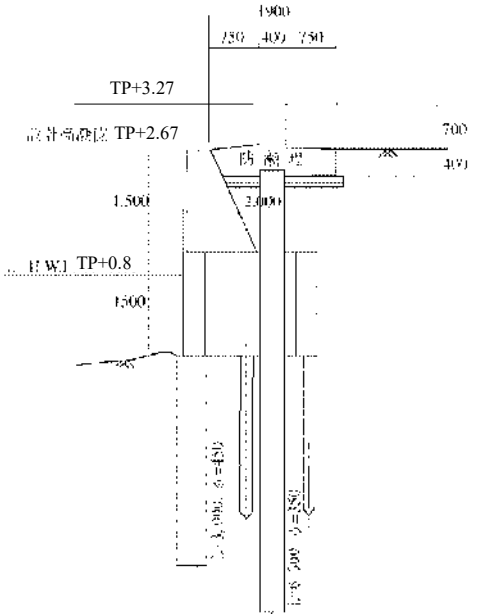
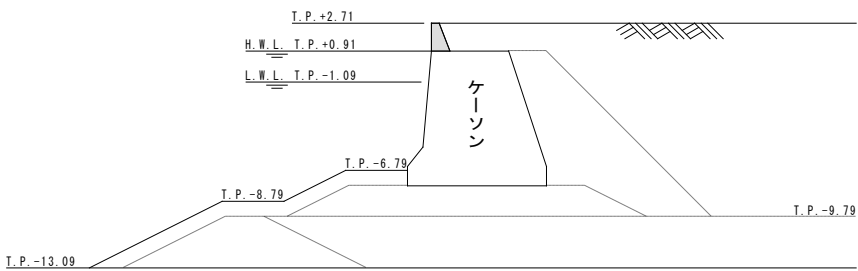
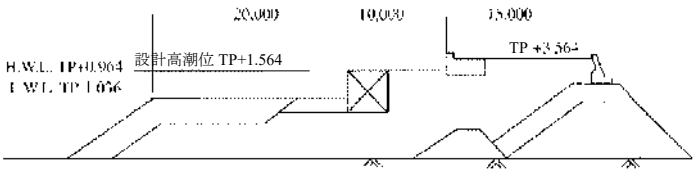
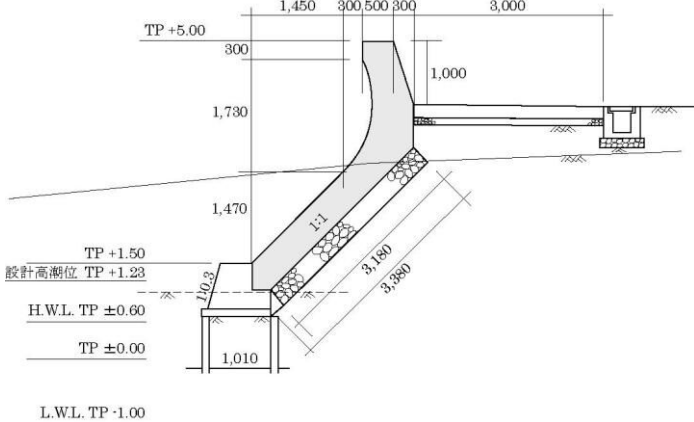
現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
神奈川県では、海水浴利用者に対し、平成 22 年 5 月 15 日に「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び同条例施行規則が施行された。	神奈川県では、海水浴利用者に対し、2010（平成 22）年 5 月 15 日に「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び同条例施行規則が施行された。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.3.7 沿岸利用 (1) 港湾関連 川崎港、横浜港、横須賀港の海上出入貨物量及び入港船舶を以下に示す。 川崎港83,292 千トン (平成24年) 横浜港121,388 千トン (平成24年) 横須賀港12,294千トン (平成24年) 川崎港100,441 千総ト (平成24 年) 横浜港273,870 千総ト (平成24 年) 横須賀港32,204 千総トン (平成24年) 120,000 千トン 80,000 40,000 150,000千総ト 100,000 50,000 0 8km 0 6km 図-2.3- 1 海上出入貨物量 図-2.3- 2 入港船舶 (2) 海面占有（不法係留船舶） 運輸省・建設省・水産庁3省庁による平成8年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県における不法係留船舶の隻数は、1,477 隻、河川域を含む神奈川県全域では 4,029 隻であった。 神奈川県では平成 10 年 11 月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定め、不法係留艇の撤去に向けて、広報啓発、係留保管施設の整備、暫定係留区域の指定、重点的撤去区域の指定等の対策を講じるとともに、平成 14 年 4 月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。 また、全国の市町村自治体における先進的な事例として、横浜市では平成7年に、市内全域の公共水面における船舶の放置及び移動について規定した『横浜市船舶の放置防止に関する条例』が制定され、平成8年4月より施行されている。 横須賀市においても、船舶の安全な航行及びプレジャーボートの適正な係留を確保するため、深浦、浦賀にボートパークが設置されるとともに、『ボートパーク条例』が制定され、平成 19 年 4 月より施行されている。 こうした動きを受け、平成 13 年、国土交通省は漁船を除くプレジャーボート・遊漁船等小型船舶（総トン数 20t 未満）の所有者特定化のため「小型船舶の登録等に関する法律」を制定した。 これらの対策を推進した結果、平成 22 年には河川域を含む神奈川県全域の不法係留船舶は、1,997 隻と半減しており、これらの対策を継続していくことが重要である。	2.3.7 沿岸利用 (1) 港湾関連 川崎港、横浜港、横須賀港の海上出入貨物量及び入港船舶を以下に示す。 川崎港55,037 千トン (2024 (令和6年)) 横浜港101,225 千トン (2024 (令和6年)) 横須賀港17,399千トン (2024 (令和6年)) 川崎港68,339 千総トン (2024 (令和6年)) 横浜港277,632 千総トン (2024 (令和6年)) 横須賀港30,624 千総トン (2024 (令和6年)) 0 2 4 6 8 10 km 0 2 4 6 8 10 km 図-2.3- 1 海外出入貨物量 図-2.3- 2 入港船舶 (2) 海面占有（不法係留船舶） 運輸省・建設省・水産庁3省庁による「平成8年度全国プレジャーボート実態調査」によれば、神奈川県における不法係留船舶の隻数は、1,477 隻、河川域を含む神奈川県全域では 4,029 隻であった。 神奈川県では 1998（平成 10）年 11 月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定め、不法係留艇の撤去に向けて、広報啓発、係留保管施設の整備、暫定係留区域の指定、重点的撤去区域の指定等の対策を講じるとともに、2002（平成 14）年 4 月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。 また、全国の市町村自治体における先進的な事例として、横浜市では 1995（平成 7）年に、市内全域の公共水面における船舶の放置及び移動について規定した『横浜市船舶の放置防止に関する条例』が制定され、1996（平成 8）年 4 月より施行されている。 横須賀市においても、船舶の安全な航行及びプレジャーボートの適正な係留を確保するため、深浦、浦賀にボートパークが設置されるとともに、『ボートパーク条例』が制定され、2007（平成 19）年 4 月より施行されている。 こうした動きを受け、2001（平成 13）年、国土交通省は漁船を除くプレジャーボート・遊漁船等小型船舶（総トン数 20t 未満）の所有者特定化のため「小型船舶の登録等に関する法律」を制定した。 これらの対策を推進した結果、国土交通省による「令和4年度プレジャーボート全国実態調査」によると、2022（令和 4）年度には河川域を含む神奈川県全域の不法係留船舶は、1,502 隻と減少しており、これらの対策を継続していくことが重要である。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.4 海岸災害とその実態 2.4.1 既往災害とその実態 明治中期以降、東京湾内において観測された異常潮位のうち、最大の高潮は大正6年の台風によるもので、潮位偏差は2m以上、ほぼ満潮時と重なったこともあり、東京湾北部沿岸一帯を未曾有の高潮が襲い、深川・品川等の沿岸一帯が浸水して大災害を起こし、多摩川以南の神奈川県沿岸も家屋倒壊・流出、浸水等の被害を被った。この大正6年台風の規模はその後の東京湾沿岸防災の目標となった。被害総数は、死者・行方不明1,301人、家屋全壊43,083戸、流出2,399戸、半壊21,010戸、床上浸水194,698戸、船舶流出・沈没8,220隻に達した。 昭和13年の台風では1.94mの最大偏差を記録しているが、東京湾付近を台風が通過したのがちょうど干潮時であったため、潮位偏差が大きい割には被害は少なかったが、台風中心が東京湾の西岸に接近して北上したため、東京湾周辺に強風が吹き荒れ、暴風による家屋倒壊等の直接的被害が目立った。 昭和24年のキティ台風の最大偏差は1.41mと昭和13年のものに比べて50cmほど小さかったものの、満潮時と重なったことに加え、第2次大戦の戦中から戦後にかけての海岸施設の老朽荒廃が重なったため、甚大な高潮被害が生じた。高潮以外による被害も含めると、神奈川県における被害は死者17人、傷者92人、家屋全壊529戸、半壊1,262戸、流出97戸、床上浸水799戸、床下浸水15,721戸、道路・堤防・橋梁の損壊168箇所、船舶の沈没・流出134隻、破損84隻であった。 1985（昭和60）年の6号台風では千葉で最大瞬間風速SSW32.9m/sを記録し、最大偏差1.63mの高潮が起こったが、被害は軽微であった。これは、キティ台風以降、沿岸施設の整備や防災体制の確立等の高潮対策が進捗した効果であるといえる。 横須賀港馬堀海岸は、平成7・8年と2年連続して台風による高潮が発生し、大規模な越波により甚大な被害が発生した。特に、平成8年9月の台風17号では、背後の国道16号が2日間にわたり通行止めになり、市民の生活や経済活動が麻痺するとともに、被害は浸水面積約70ha、冠水した自動車388台に上った。東北地方太平洋沖地震で発生した津波は、横浜市、横須賀市において1.6mの高さを記録した。 平成7年9月の台風12号による越波 【横須賀港海岸馬堀地区】 （出典：神奈川新聞社） 平成8年9月の台風17号越波による 浸水被害状況【横須賀港海岸馬堀地区】 （出典：横須賀市港湾部）	2.4 海岸災害とその実態 2.4.1 既往災害とその実態 明治中期以降、東京湾内において観測された異常潮位のうち、最大の高潮は1917（大正6）年の台風によるもので、潮位偏差は2m以上、ほぼ満潮時と重なったこともあり、東京湾北部沿岸一帯を未曾有の高潮が襲い、深川・品川等の沿岸一帯が浸水して大災害を起こし、多摩川以南の神奈川県沿岸も家屋倒壊・流出、浸水等の被害を被った。この1917（大正6）年台風の規模はその後の東京湾沿岸防災の目標となった。被害総数は、死者・行方不明1,301人、家屋全壊43,083戸、流出2,399戸、半壊21,010戸、床上浸水194,698戸、船舶流出・沈没8,220隻に達した。 1938（昭和13）年の台風では1.94mの最大偏差を記録しているが、東京湾付近を台風が通過したのがちょうど干潮時であったため、潮位偏差が大きい割には被害は少なかったが、台風中心が東京湾の西岸に接近して北上したため、東京湾周辺に強風が吹き荒れ、暴風による家屋倒壊等の直接的被害が目立った。 1949（昭和24）年のキティ台風の最大偏差は1.41mと1938（昭和13）年のものに比べて50cmほど小さかったものの、満潮時と重なったことに加え、第2次大戦の戦中から戦後にかけての海岸施設の老朽荒廃が重なったため、甚大な高潮被害が生じた。高潮以外による被害も含めると、神奈川県における被害は死者17人、傷者92人、家屋全壊529戸、半壊1,262戸、流出97戸、床上浸水799戸、床下浸水15,721戸、道路・堤防・橋梁の損壊168箇所、船舶の沈没・流出134隻、破損84隻であった。 1985（昭和60）年の台風6号では千葉で最大瞬間風速SSW32.9m/sを記録し、最大偏差1.63mの高潮が起こったが、被害は軽微であった。これは、キティ台風以降、沿岸施設の整備や防災体制の確立等の高潮対策が進捗した効果であるといえる。 横須賀港海岸馬堀地区は、1995（平成7）・1996（平成8）年と2年連続して台風による高潮が発生し、大規模な越波により甚大な被害が発生した。特に、1996（平成8）年9月の台風17号では、背後の国道16号が2日間にわたり通行止めになり、市民の生活や経済活動が麻痺するとともに、被害は浸水面積約70ha、冠水した自動車は388台に上った。 東北地方太平洋沖地震で発生した津波は、横浜市、横須賀市において1.6mの高さを記録した。 1995（平成7）年9月の台風12号による越波 【横須賀港海岸馬堀地区】 （出典：神奈川新聞社） 1996（平成8）年9月の台風17号越波による 浸水被害状況【横須賀港海岸馬堀地区】 （出典：横須賀市港湾部）

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	2019（令和元）年に発生した令和元年房総半島台風および令和元年東日本台風により、東京湾内で多くの被害が生じた。どちらの台風も台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となった。 令和元年房総半島台風は9月9日の午前4時ごろに横浜市付近を通過した。 千葉市で最大風速 35.9m、最大瞬間風速 57.5m/s を観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測する記録的な暴風となった。この際、東京検潮所での潮位偏差は 0.94m を記録し、横浜市では、最低海面気圧 969.1hPa、最大瞬間風速 41.8m/s を観測した。高潮と高波が重なって発生したことにより、横浜市金沢区では海水が侵入して工業団地が浸水する被害が発生した。 令和元年東日本台風は10月12日の21時ごろに横浜市付近を通過した。 神奈川県足柄下郡箱根町では 945.2mm の観測史上1位の24時間降水量を観測した。また、横浜市では、これまでの10月1位の値を更新する最大瞬間風速 43.8m/s を観測するなど、多くの地点で記録的な降水量や最大瞬間風速等を観測した台風となった。この際、東京検潮所での潮位偏差は 1.59m とキティ台風を上回る値を記録し、港湾区域を中心に高潮による浸水被害が生じた。  令和元年房総半島台風による被害 【金沢区福浦地区】

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	 令和元年東日本台風による被害 【川崎港東扇島地区】

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）										
2.4.2 海岸事業の実態 神奈川県沿岸の海岸保全施設等の現況の施設断面の事例を下表に示す。 表-2.4- 1 施設断面の事例 <table border="1" data-bbox="201 247 1383 1822"><thead><tr><th data-bbox="201 247 468 283"></th><th data-bbox="468 247 1383 283">断面図の例</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="201 283 468 869">川崎市 (千鳥運河防潮堤)</td><td data-bbox="468 283 1383 869"></td></tr><tr><td data-bbox="201 869 468 1239">横浜市 (大黒地区：港湾施設)</td><td data-bbox="468 869 1383 1239"></td></tr><tr><td data-bbox="201 1239 468 1417">横須賀市 (馬堀海岸)</td><td data-bbox="468 1239 1383 1417"></td></tr><tr><td data-bbox="201 1417 468 1822">三浦市 (三浦海岸)</td><td data-bbox="468 1417 1383 1822"></td></tr></tbody></table>		断面図の例	川崎市 (千鳥運河防潮堤)		横浜市 (大黒地区：港湾施設)		横須賀市 (馬堀海岸)		三浦市 (三浦海岸)		2.4.2 海岸事業の実態
	断面図の例										
川崎市 (千鳥運河防潮堤)											
横浜市 (大黒地区：港湾施設)											
横須賀市 (馬堀海岸)											
三浦市 (三浦海岸)											

2.5 関連する法規制・諸計画

2.5 関連する法規制・諸計画

2.5.1 関連する法規制

2.5.1 関連する法規制

(1) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況

神奈川県沿岸における自然環境保全法に基づく自然環境保全法地域、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区、都市計画法に基づく風致地区の指定状況は図-2.5-1 に示す通りである。尚、自然公園法等に基づく自然公園地域の指定はない。

(1) 自然環境保全地域等の指定状況

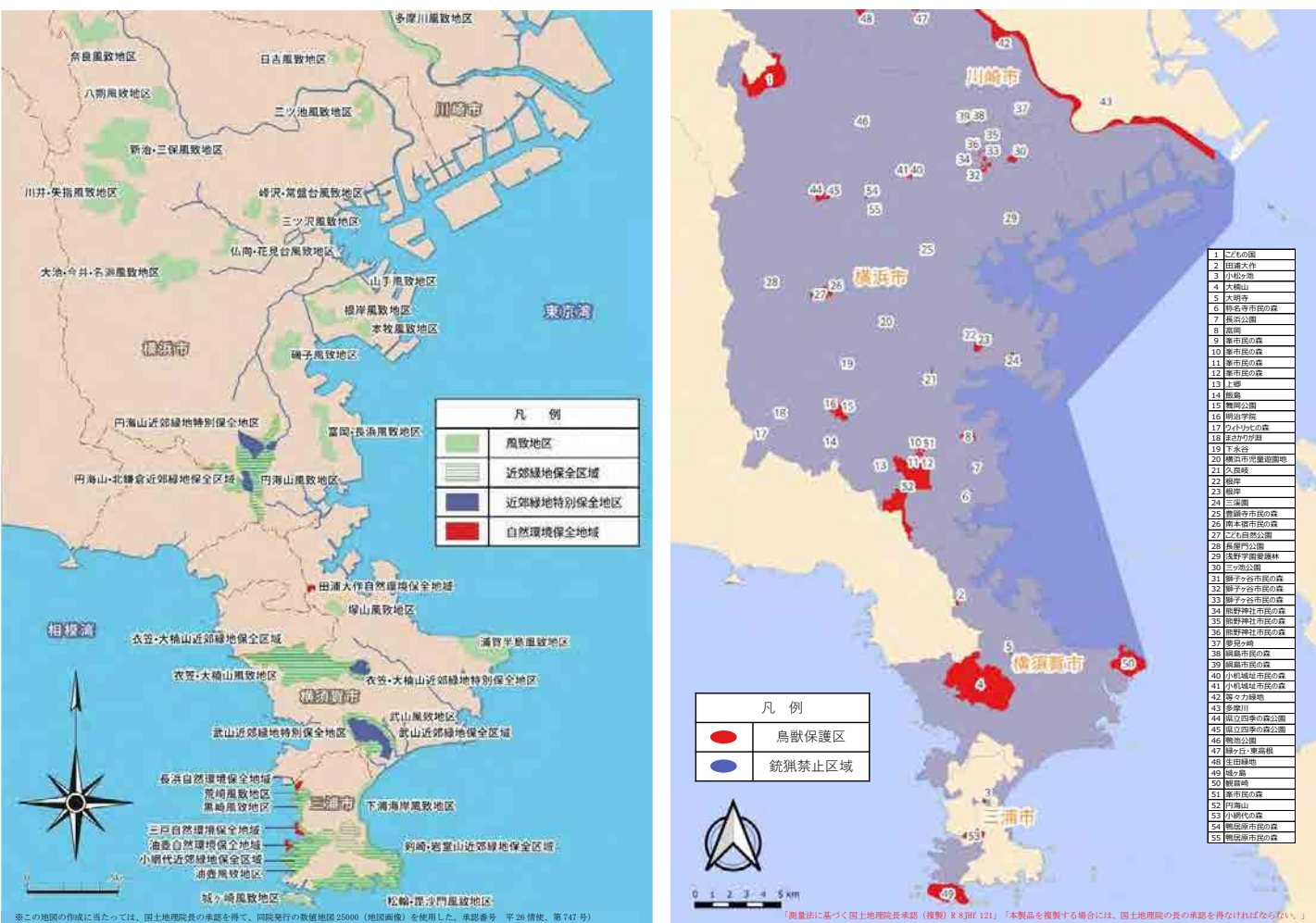
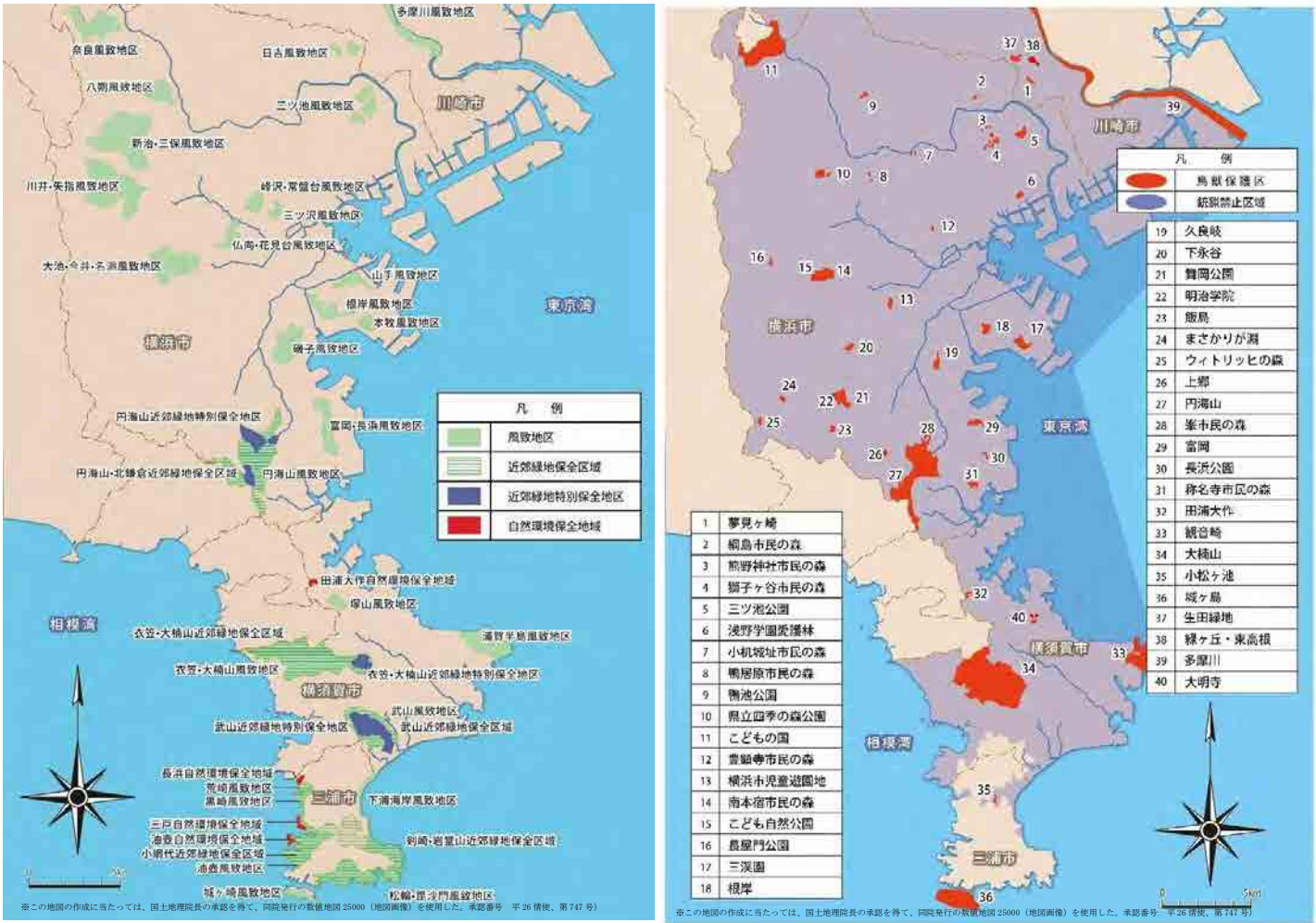
神奈川県沿岸における自然環境保全法に基づく自然環境保全~~法~~地域、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区、都市計画法に基づく風致地区の指定状況は図-2.5- 1 に示す通りである。尚、自然公園法等に基づく自然公園地域の指定はない。

(2) 鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

神奈川県沿岸地域における鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況は、図-2.5-2 に示すとおりである。なお、神奈川県沿岸地域においては、鳥獣保護区特別保護地区の指定はない。

(2) 鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況

神奈川県沿岸地域における鳥獣保護及狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況は、図-2.5- 2 に示すとおりである。なお、神奈川県沿岸地域においては、鳥獣保護区特別保護地区の指定はない。



出典：かながわの公園緑地マップ
(神奈川県，平成 23 年 9 月改訂版)

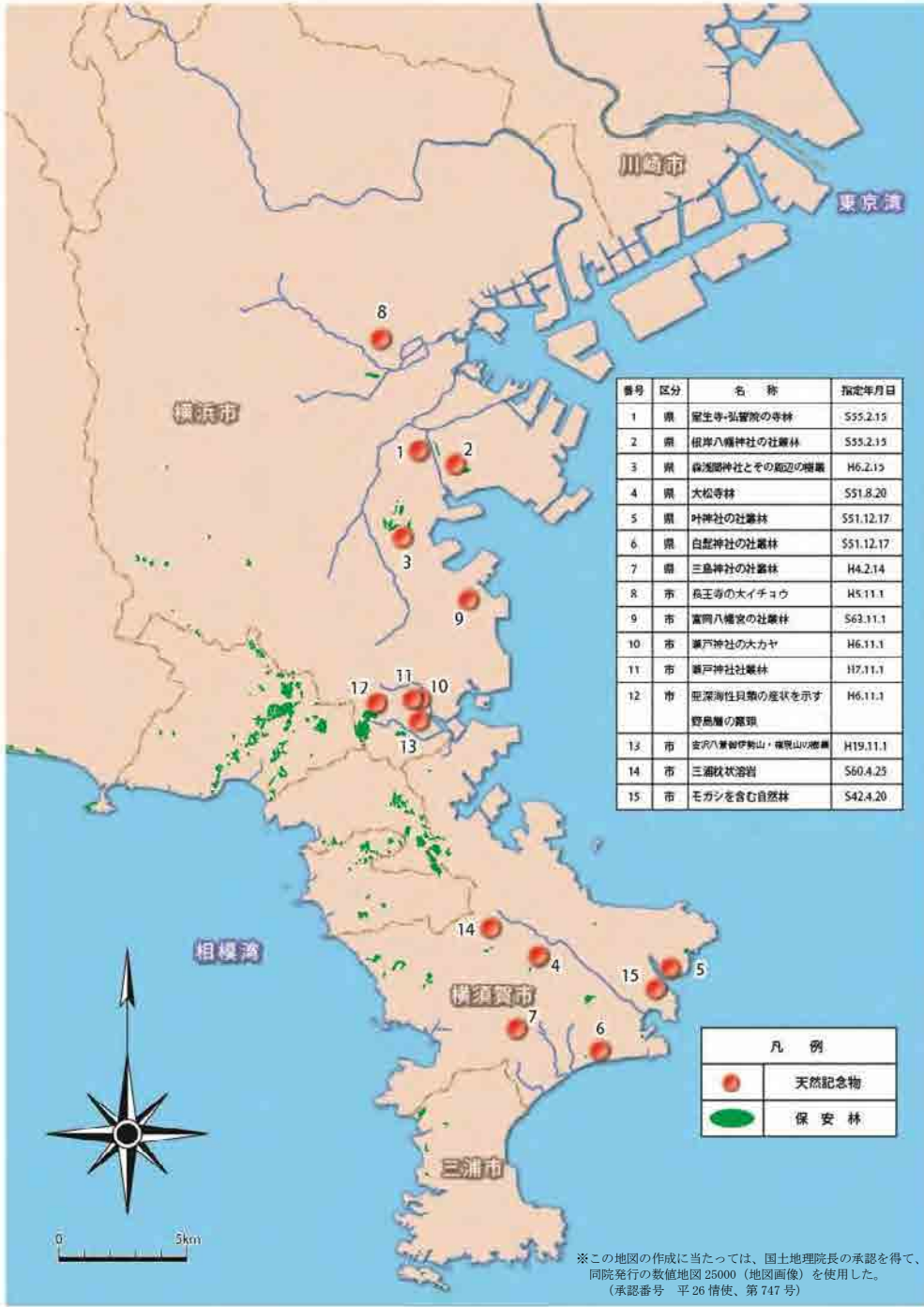
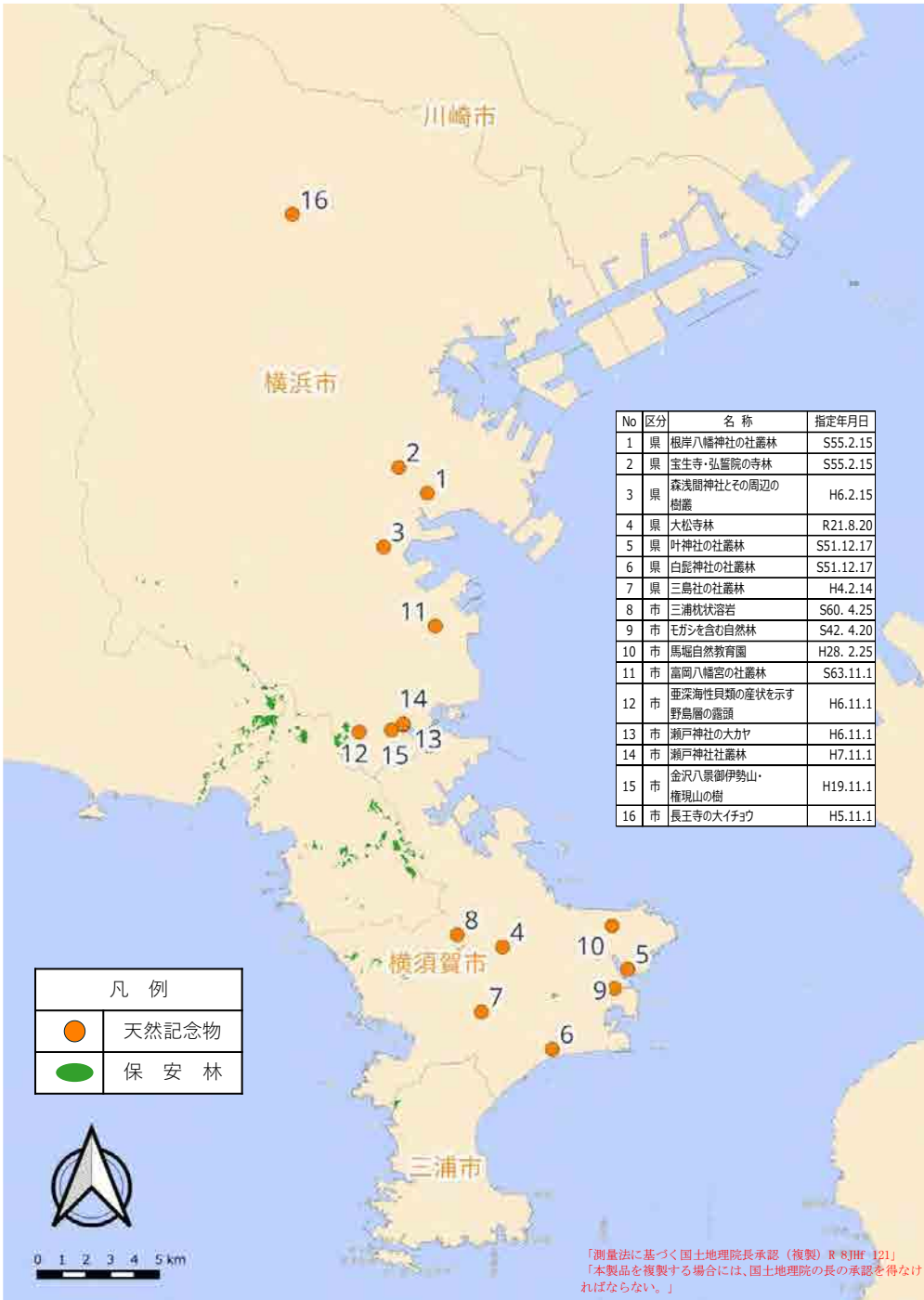
出典：平成 26 年度鳥獣保護区等位置図
(神奈川県)

出典：かながわの公園緑地マップ
(神奈川県 平成 23 年 9 月改訂版)

出典：令和 7 年度鳥獣保護区等位置図
(神奈川県)

国土交通省国土数値情報 鳥獣保護区データ (平成 27 年)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A15.html>

図-2.5- 2 鳥獣保護区

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）																																																																																																																																				
(3) 森林法に基づく保安林の指定状況 神奈川県沿岸における森林法に基づく保安林の指定状況は、図-2. 5-3 に示す通りである。 (4) 文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況 神奈川県沿岸の文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況は、図-2. 5-3 に示す通りである。 <table><tr><th>番号</th><th>区分</th><th>名 称</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>1</td><td>県</td><td>宝生寺・弘誓院の寺林</td><td>S55.2.15</td></tr><tr><td>2</td><td>県</td><td>根岸八幡神社の社叢林</td><td>S55.2.15</td></tr><tr><td>3</td><td>県</td><td>森浅間神社とその周辺の樹叢</td><td>H6.2.15</td></tr><tr><td>4</td><td>県</td><td>大松寺林</td><td>S51.8.20</td></tr><tr><td>5</td><td>県</td><td>叶神社の社叢林</td><td>S51.12.17</td></tr><tr><td>6</td><td>県</td><td>白龍神社の社叢林</td><td>S51.12.17</td></tr><tr><td>7</td><td>県</td><td>三島神社の社叢林</td><td>H4.2.14</td></tr><tr><td>8</td><td>市</td><td>長王寺の大イチョウ</td><td>H5.11.1</td></tr><tr><td>9</td><td>市</td><td>富岡八幡宮の社叢林</td><td>S63.11.1</td></tr><tr><td>10</td><td>市</td><td>瀬戸神社の大カヤ</td><td>H6.11.1</td></tr><tr><td>11</td><td>市</td><td>瀬戸神社社叢林</td><td>H7.11.1</td></tr><tr><td>12</td><td>市</td><td>田深海性貝類の産状を示す野島嶺の露頭</td><td>H6.11.1</td></tr><tr><td>13</td><td>市</td><td>金沢八景御伊勢山・権現山の樹</td><td>H19.11.1</td></tr><tr><td>14</td><td>市</td><td>三浦枕状溶岩</td><td>S60.4.25</td></tr><tr><td>15</td><td>市</td><td>モガシを含む自然林</td><td>S42.4.20</td></tr></table> 凡 例 天然記念物 保安林 ※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用した。（承認番号 平 26 情使、第 747 号） 出典：【保安林】国土数値情報 森林地域データ（平成 18 年 3 月 31 日現在） 【天然記念物】・神奈川県文化財目録（神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課，平成 26 年 9 月） ・国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録（横浜市横浜市教育局委員会生涯学習文化財課，平成 26 年 11 月 15 日現在） ・横須賀市内所在指定重要文化財等一覧（横須賀市教育委員会教育総務部生涯学習課，平成 26 年 4 月 1 日現在） 図-2. 5- 3 保安林及び天然記念物指定状況	番号	区分	名 称	指定年月日	1	県	宝生寺・弘誓院の寺林	S55.2.15	2	県	根岸八幡神社の社叢林	S55.2.15	3	県	森浅間神社とその周辺の樹叢	H6.2.15	4	県	大松寺林	S51.8.20	5	県	叶神社の社叢林	S51.12.17	6	県	白龍神社の社叢林	S51.12.17	7	県	三島神社の社叢林	H4.2.14	8	市	長王寺の大イチョウ	H5.11.1	9	市	富岡八幡宮の社叢林	S63.11.1	10	市	瀬戸神社の大カヤ	H6.11.1	11	市	瀬戸神社社叢林	H7.11.1	12	市	田深海性貝類の産状を示す野島嶺の露頭	H6.11.1	13	市	金沢八景御伊勢山・権現山の樹	H19.11.1	14	市	三浦枕状溶岩	S60.4.25	15	市	モガシを含む自然林	S42.4.20	(3) 森林法に基づく保安林の指定状況 神奈川県沿岸における森林法に基づく保安林の指定状況は、図-2. 5- 3 に示す通りである。 (4) 文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況 神奈川県沿岸の文化財保護法に基づく天然記念物の指定状況は、図-2. 5- 3 に示す通りである。 <table><tr><th>No</th><th>区分</th><th>名 称</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>1</td><td>県</td><td>根岸八幡神社の社叢林</td><td>S55.2.15</td></tr><tr><td>2</td><td>県</td><td>宝生寺・弘誓院の寺林</td><td>S55.2.15</td></tr><tr><td>3</td><td>県</td><td>森浅間神社とその周辺の樹叢</td><td>H6.2.15</td></tr><tr><td>4</td><td>県</td><td>大松寺林</td><td>R21.8.20</td></tr><tr><td>5</td><td>県</td><td>叶神社の社叢林</td><td>S51.12.17</td></tr><tr><td>6</td><td>県</td><td>白龍神社の社叢林</td><td>S51.12.17</td></tr><tr><td>7</td><td>県</td><td>三島社の社叢林</td><td>H4.2.14</td></tr><tr><td>8</td><td>市</td><td>三浦枕状溶岩</td><td>S60. 4.25</td></tr><tr><td>9</td><td>市</td><td>モガシを含む自然林</td><td>S42. 4.20</td></tr><tr><td>10</td><td>市</td><td>馬場自然教育園</td><td>H28. 2.25</td></tr><tr><td>11</td><td>市</td><td>富岡八幡宮の社叢林</td><td>S63.11.1</td></tr><tr><td>12</td><td>市</td><td>田深海性貝類の産状を示す野島嶺の露頭</td><td>H6.11.1</td></tr><tr><td>13</td><td>市</td><td>瀬戸神社の大カヤ</td><td>H6.11.1</td></tr><tr><td>14</td><td>市</td><td>瀬戸神社社叢林</td><td>H7.11.1</td></tr><tr><td>15</td><td>市</td><td>金沢八景御伊勢山・権現山の樹</td><td>H19.11.1</td></tr><tr><td>16</td><td>市</td><td>長王寺の大イチョウ</td><td>H5.11.1</td></tr></table> 凡 例 天然記念物 保安林 「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8.1HF 121」 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」 出典：【保安林】国土数値情報 森林地域データ（平成 27 年度） https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13-2015.html 【天然記念物】・神奈川県文化財目録（神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課，令和 7 年 5 月） ・国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録（横浜市横浜市教育局委員会生涯学習文化財課，令和 7 年 8 月 6 日現在） ・横須賀市内所在指定重要文化財等一覧（横須賀市教育委員会教育総務部生涯学習課，令和 6 年 4 月 8 日現在） 図-2. 5- 3 保安林及び天然記念物指定状況	No	区分	名 称	指定年月日	1	県	根岸八幡神社の社叢林	S55.2.15	2	県	宝生寺・弘誓院の寺林	S55.2.15	3	県	森浅間神社とその周辺の樹叢	H6.2.15	4	県	大松寺林	R21.8.20	5	県	叶神社の社叢林	S51.12.17	6	県	白龍神社の社叢林	S51.12.17	7	県	三島社の社叢林	H4.2.14	8	市	三浦枕状溶岩	S60. 4.25	9	市	モガシを含む自然林	S42. 4.20	10	市	馬場自然教育園	H28. 2.25	11	市	富岡八幡宮の社叢林	S63.11.1	12	市	田深海性貝類の産状を示す野島嶺の露頭	H6.11.1	13	市	瀬戸神社の大カヤ	H6.11.1	14	市	瀬戸神社社叢林	H7.11.1	15	市	金沢八景御伊勢山・権現山の樹	H19.11.1	16	市	長王寺の大イチョウ	H5.11.1
番号	区分	名 称	指定年月日																																																																																																																																		
1	県	宝生寺・弘誓院の寺林	S55.2.15																																																																																																																																		
2	県	根岸八幡神社の社叢林	S55.2.15																																																																																																																																		
3	県	森浅間神社とその周辺の樹叢	H6.2.15																																																																																																																																		
4	県	大松寺林	S51.8.20																																																																																																																																		
5	県	叶神社の社叢林	S51.12.17																																																																																																																																		
6	県	白龍神社の社叢林	S51.12.17																																																																																																																																		
7	県	三島神社の社叢林	H4.2.14																																																																																																																																		
8	市	長王寺の大イチョウ	H5.11.1																																																																																																																																		
9	市	富岡八幡宮の社叢林	S63.11.1																																																																																																																																		
10	市	瀬戸神社の大カヤ	H6.11.1																																																																																																																																		
11	市	瀬戸神社社叢林	H7.11.1																																																																																																																																		
12	市	田深海性貝類の産状を示す野島嶺の露頭	H6.11.1																																																																																																																																		
13	市	金沢八景御伊勢山・権現山の樹	H19.11.1																																																																																																																																		
14	市	三浦枕状溶岩	S60.4.25																																																																																																																																		
15	市	モガシを含む自然林	S42.4.20																																																																																																																																		
No	区分	名 称	指定年月日																																																																																																																																		
1	県	根岸八幡神社の社叢林	S55.2.15																																																																																																																																		
2	県	宝生寺・弘誓院の寺林	S55.2.15																																																																																																																																		
3	県	森浅間神社とその周辺の樹叢	H6.2.15																																																																																																																																		
4	県	大松寺林	R21.8.20																																																																																																																																		
5	県	叶神社の社叢林	S51.12.17																																																																																																																																		
6	県	白龍神社の社叢林	S51.12.17																																																																																																																																		
7	県	三島社の社叢林	H4.2.14																																																																																																																																		
8	市	三浦枕状溶岩	S60. 4.25																																																																																																																																		
9	市	モガシを含む自然林	S42. 4.20																																																																																																																																		
10	市	馬場自然教育園	H28. 2.25																																																																																																																																		
11	市	富岡八幡宮の社叢林	S63.11.1																																																																																																																																		
12	市	田深海性貝類の産状を示す野島嶺の露頭	H6.11.1																																																																																																																																		
13	市	瀬戸神社の大カヤ	H6.11.1																																																																																																																																		
14	市	瀬戸神社社叢林	H7.11.1																																																																																																																																		
15	市	金沢八景御伊勢山・権現山の樹	H19.11.1																																																																																																																																		
16	市	長王寺の大イチョウ	H5.11.1																																																																																																																																		

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.5.2 関連する諸計画 国、県、市の関連する総合計画は以下に示すとおりである。 ・国：第五次全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」（目標年次：H22～H27 年） ・県：『かながわグランドデザイン 実施計画』（計画期間：H24～H26 年度） ・各市：①川崎市の総合計画『新たな総合計画』（策定中）（計画期間：H28～H37 年度） ②横浜市の総合計画『横浜市中期 4 か年計画』（計画期間：H26～H29 年度） ③横須賀市の総合計画『横須賀市基本計画』（計画期間：H23～H33 年度） ④三浦市の総合計画 第 4 次三浦市総合計画『三浦まちづくりプラン』（計画期間：H25～H28 年度） 次に、「2.1 海岸の概要」から「2.5 関連する法規制・諸計画」の内容をまとめたものを表として示す。	2.5.2 関連する諸計画 国、県、市の関連する総合計画は以下に示すとおりである。 ・国：第三次国土形成計画「時代の重大な岐路に立つ国土」（目標年次：2023（令和 5）～2033（令和 15）年度） ・県：『新かながわグランドデザイン 実施計画』（計画期間：2024（令和 6）～2027（令和 9）年度） ・各市：①川崎市の総合計画『川崎市総合計画』（計画期間：2026（令和 8）～2037（令和 19）年度） ②横浜市の総合計画『横浜市中期計画 2026～2029』（計画期間：2026（令和 8）～2029（令和 11）年度） ③横須賀市の総合計画『YOKOSUKA ビジョン 2030』（計画期間：2022（令和 4）～2029（令和 11）年度） ④三浦市の総合計画 第 5 次三浦市総合計画（計画期間：2026（令和 8）～2035（令和 17）年度） 次に、「2.1 海岸の概要」から「2.5 関連する法規制・諸計画」の内容をまとめたものを表として示す。

現行基本計画記載内容

ゾ ー ン 区 分		川崎ゾーン	横浜ゾーン								横須賀ゾーン						浦賀・三浦ゾーン														
エ リ ア 区 分		川 崎	横 浜								長 浦		本 港		馬 堀		浦 賀		北下浦	三 浦	間 口										
境 界		行政界	行政界				南本牧				行政界	行政界				観音崎	観音崎	火力 発電所	行政界	行政界	金田漁港										
海岸概況	行 政 範 囲 地 区 区 分	川崎市 川崎区	横浜市 中 区								横須賀市 追 浜						長 浦		本 港		新 港		馬 堀		走 水		浦 賀	久里浜	北下浦	三浦市 南下浦	
	海 岸 保 全 区 域	海岸保全区域									海岸保全区域						海岸保全区域							海岸保 全 区域							
	管 理 者	川崎市長	横浜市長								横須賀市長						横須賀市長						神奈川県知事 (漁港は三浦市長管理)								
	港 湾	川崎港	横浜港								横須賀港						横須賀港														
	漁 港								柴漁港 金沢漁港														北下浦 漁港			金田漁港 間口漁港					
	東 京 湾	内湾	内湾								内湾						外湾														
	海 岸 形 態	人工海岸	人工海岸								人工海岸				砂浜 岩礁		リアス式海岸		砂浜		岩礁										
	漂 砂 特 性																						流出→		→流入						
	河 川	(多摩川)	鶴見川		帷子川	大岡川		堀割川		侍従川	鷹取川							平作川													
	水 質 (T - N)	基準超過	基準超過					基準超過								基準超過															
	水 質 (T - P)	基準超過	基準超過					基準超過								基準超過															
	動 植 物																観音崎イデ- ー群		観音崎イデ- ー群				アカシガメ								
	藻 場																藻場		藻場												
	自 然 資 源																海成段丘		海成段丘						波蝕台 (鰐崎)						
自 然 環 境 保 全 区 域																風致地区 鳥獣 保護区		風致地区 鳥獣 保護区				武山近郊緑 地特別保全 地区	風致地区 近郊緑地保全 地区								
利用特性	漁 業		小型底引き網漁業、刺し網、あなご筒等の漁業						区画漁業権 区域 養殖	共同・区画漁業権区域						共同・区画・定置漁業権区域															
									養殖	海苔・わかめ・昆布養殖						わかめ・昆布養殖															
	土 地 利 用	工業	工業		商業・業務		工業		住居 緑地	工業		軍港 商業	複合	住居		緑地		緑地			自然 農地										
	港 湾 計 画	生産	生産・エネルギー		港湾管理中枢・商取引		生産・エネルギー		物流	生産	住居	物流		交流拠点	緑地	船だまり	交流地点	物流													
			海洋性レクリエーション					海洋性レクリエーション						緑地		自然環境	緑地	エネルギー													
	レクリエーション		マリナ 釣り		MM21 釣り			マリナ 釣り		マリナ						海水浴	マリナ		海水浴												
					釣り											磯遊び	磯遊び		ホ-ドセーリング		磯遊び 釣り										
																	散策路 (同左)			散策路											
	観 光 等	マリエン	釣り公園		MM21			釣り公園		八景島 海の公園		ヴェルニー公園	猿島		観音崎	燈明崎	ペリー公園 くりはま花 の国				三浦海岸 鰐崎										
		釣り公園			山下公園																										
	東扇島東公園																														
	東扇島西公園																														

ゾーン特性一覧

変更記載内容（案）

ゾ ー ン 区 分		川崎ゾーン	横浜ゾーン							横須賀ゾーン						浦賀・三浦ゾーン														
エ リ ア 区 分		川 崎	横 浜							長 浦		本 港		馬 堀		浦 賀		北下浦	三 浦	間 口										
境 界		行政界	行政界				南本牧			行政界	行政界				観音崎	観音崎	火力 発電所	行政界	行政界	金田漁港										
海岸概況	行 政 範 囲 地 区 区 分	川崎市 川崎区	横浜市 中 区							磯子区	金沢区				追 浜		長 浦	本 港	新 港	馬 堀	走 水		横須賀市 浦 賀		久里浜	北下浦	三浦市 南下浦			
	海 岸 保 全 区 域	海岸保 全区域		海岸 保全 区域					海岸 保全 区域		海岸保全区域										海岸保全区域									
	管 理 者	川崎市長	横浜市長										横須賀市長										横須賀市長			神奈川県知事 (漁港は三浦市長管理)				
	港 湾	川崎港	横浜港										横須賀港										横須賀港							
	漁 港								柴漁港 金沢漁港															北下浦 漁港		金田漁港 間口漁港				
	東 京 湾	内湾	内湾										内湾										外湾							
	海 岸 形 態	人工海岸	人工海岸										人工海岸				砂浜 岩礁	リア式海岸		砂浜		岩礁								
	漂 砂 特 性 河 川	(多摩川)	鶴見川		帷子川	大岡川		堀割川		侍従川	鷹取川						平作川	流出→	→流入											
	水 質 (T - N)	基準超過	基準超過					基準超過													基準超過									
	水 質 (T - P)	基準超過	基準超過					基準超過													基準超過									
	動 植 物																						観音崎イテ ーザ群	観音崎イテ ーザ群		アカミガメ				
	藻 場																						藻場		藻場					
	自 然 資 源																						海成段丘	海成段丘				波蝕台 (剣崎)		
	自 然 環 境 保 全 区 域																						風致地区 鳥獣 保護区	風致地区 鳥獣 保護区		武山近郊緑 地特別保 全地区	風致地区 近郊緑地保 全地区			
利用特性	漁 業		小型底引き網漁業、刺し網、あなご筒等の漁業						区画漁業権 区域 養殖	共同・区画漁業権区域										共同・区画・定置漁業権区域										
										海苔・わかめ・昆布養殖					わかめ・昆布養殖															
															定置網															
	土 地 利 用	工業	工業		商業・業務		工業		住居 緑地		住居	軍港 商業	複合	住居		工業	住居		自然 農地											
	港 湾 計 画	生産・ エネルギー 物流	生産・エネルギー		港湾管理中枢・商取引		生産・エネルギー			生産	物流		交流拠点	緑地	船だまり	交流地点	物流													
			物流						物流		緑地		自然環境	緑地	エネルギー															
		緑地		海洋性レクリエーション				海洋性レクリエーション				緑地		船だまり	船だまり															
	レクリエーション	釣り	マリナ 釣り		MM21 釣り			マリナ 釣り		マリナ					海水浴 磯遊び 釣り	マリナ 磯遊び 釣り		海水浴 ポイント・サーリング		磯遊び 釣り										
観 光 等	マリエン	釣り公園		MM21			釣り公園		八景島			ヴェルニー公園	猿島		観音崎	燈明崎	ベリ公園 くりはま 花の国		三浦海岸 剣崎											
	釣り公園			山下公園				海の公園				三笠公園				愛宕山公園														
	東扇島東 公園											うみかぜ 公園																		
	東扇島西 公園											海辺つり 公園																		

ゾーン特性一覧

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2.6 海岸への要請 東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な沿岸利用がなされている地域である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議において、総合的沿岸管理が強く打ち出された。東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県沿岸分）を立案するにあたり、国際的な動向を参考に、神奈川県沿岸の特性を反映した計画を立案することが肝要である。 (1) 沿岸域管理の理念 国際的な合意を得られている理念には、以下のものが挙げられる。 ①開発と環境に関する理念 ②沿岸域と海洋の特性に係わる理念 (a) 沿岸域の生物的特性に関する理念 (b) 海洋の公共性と沿岸域・海洋資源と空間の利用に関する理念 ①開発と環境に関する理念 全般的に、以下の項目をつなぐ役割を果たすのは、“持続可能な開発と発展”という目標と“総合化”の理念である。総合化の理念とは、課題間や経済発展と環境保全といった相互の関係、相互の依存性を示す。 ・世代間の公平に関する原則 ・開発の権利に関する原則 ・予防理念 ・汚染者負担の原則 ・公開性と透明性に関する原則 ②沿岸域と海洋の特性に係わる理念 この理念の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。 資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的理念として用いられている。 (2) 海岸保全基本計画を立案するにあたっての要請事項	2.6 海岸への要請 東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な沿岸利用がなされている地域である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議において、総合的沿岸管理が強く打ち出された。東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県沿岸分）を立案するにあたり、国際的な動向を参考に、神奈川県沿岸の特性を反映した計画を立案することが肝要である。 (1) 沿岸域管理の理念 東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な沿岸利用がなされている地域である。1997（平成9）年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議において、総合的沿岸管理が示された。 沿岸域管理の理念には、以下のものが挙げられる。 ①開発と環境に関する理念 ②沿岸域と海洋の特性に係わる理念 (a) 沿岸域の生物的特性に関する理念 (b) 海洋の公共性と沿岸域・海洋資源と空間の利用に関する理念 ①開発と環境に関する理念 全般的に、以下の項目をつなぐ役割を果たすのは、“持続可能な開発と発展”という目標と“総合化”の理念である。総合化の理念とは、課題間や経済発展と環境保全といった相互の関係、相互の依存性を示す。 ・世代間の公平に関する原則 ・開発の権利に関する原則 ・予防理念 ・汚染者負担の原則 ・公開性と透明性に関する原則 ②沿岸域と海洋の特性に係わる理念 この理念の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。 資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的理念として用いられている。 (2) 海岸保全基本計画を立案するにあたっての要請事項 海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための基本理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。 このため、海岸保全基本計画の立案にあたっては、海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸にお

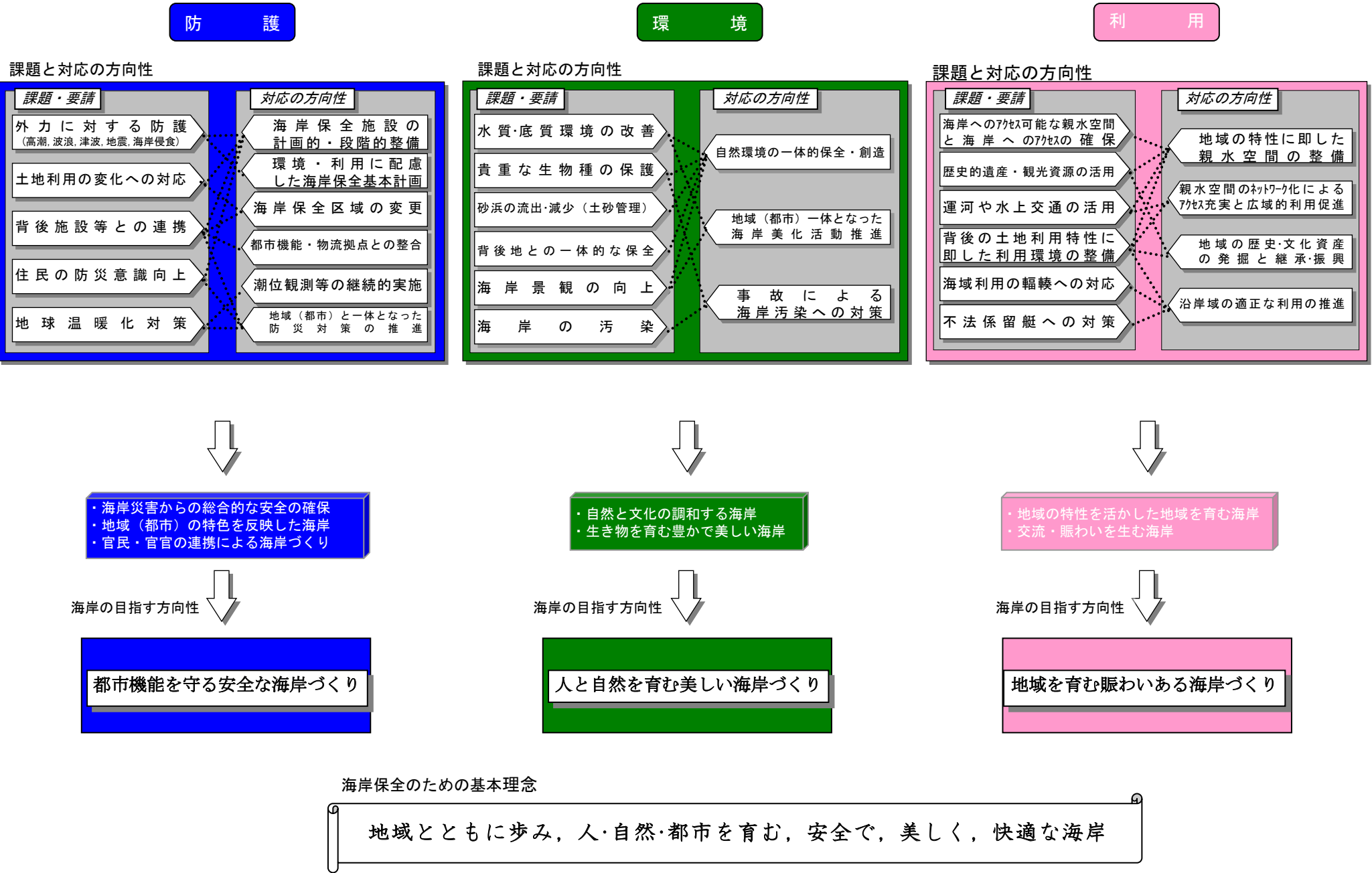
現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
①海岸保全施設の整備に関する事項 現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画等に位置付けるとともに、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進する。また、関係者間の連携を図り、海岸保全施設の整備水準の連続性を確保する必要がある。 ②海岸保全区域の変更に関する事項 沿岸域の土地利用状況等を適切に把握し、防護機能を確保する必要がある地区については、新たな海岸保全区域に指定するとともに、海岸保全基本計画の中に位置付け、計画的かつ段階的な整備を推進する必要がある。 ③背後施設等との連携に関する事項 背後地の土地利用状況等を適切に把握し、環境や利用、親水性等を考慮した多目的利用を促進するとともに、背後施設等と連携した一体的な海岸防護を推進する必要がある。 ④地球温暖化対策に関する事項 海岸関係者は、地球温暖化に伴い懸念される潮位上昇等について、検潮記録等による監視を行い、状況の把握と適切な対応に努める必要がある。	ける公衆の適正な利用が相互に調和するよう、地域の実情を踏まえて検討する必要がある。 ①海岸保全施設の整備に関する事項 現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画等に位置付けるとともに、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進する。また、関係者間の連携を図り、海岸保全施設の整備水準の連続性を確保する必要がある。 ②海岸保全区域の変更に関する事項 沿岸域の土地利用状況等を適切に把握し、防護機能を確保する必要がある地区については、新たな海岸保全区域に指定するとともに、海岸保全基本計画の中に位置付け、計画的かつ段階的な整備を推進する必要がある。 ③背後施設等との連携に関する事項 背後地の土地利用状況等を適切に把握し、環境や利用、親水性等を考慮した多目的利用を促進するとともに、背後施設等と連携した一体的な海岸防護を推進する必要がある。 ④地球温暖化対策に関する事項 海岸関係者は、地球温暖化に伴い懸念される潮位上昇等について、検潮記録等による監視を行い、状況の把握と適切な対応に努める必要がある。 また、2020（令和2）年7月に提示された「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言では、今後の海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することが示されている。これを受け、海岸保全基本計画においても海岸の保全に気候変動の影響による外力の長期変化を見込む必要がある。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
第3編 海岸保全の方向性について 3.1 海岸保全のための基本理念 東京湾沿岸においては、「首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸」を次世代へ継承していくことを、海岸保全の基本理念としている。 神奈川県沿岸には、低平地に高度に開発された都市域と、急峻な崖地が海岸に迫り比較的自然の多く残る地域とが存在し、沿岸域の防護資産や利用状況等が大きく異なる。沿岸域とは“資源システム”（沿岸域と海洋の特性に係わる理念^{注）}）であり、外界からの力に対する緩衝帯としての役割を持っている。したがって、現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画に位置付け、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進することが必要である。 このような状況を鑑み、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（海岸保全基本方針）にあるように、背後地の状況や自然・社会特性等の地域（都市）特性に応じた柔軟な計画とする。 東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な利用がなされている地域（都市）である。1997年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議では、総合的沿岸管理が強く打ち出された。神奈川県沿岸の海岸保全基本計画の立案に当たっては、国際的な動向を参考に、海岸の管理形態や利用の高度化等の神奈川県沿岸の事情を反映した計画を立案することとする。 国際的には、開発と環境に関する基本理念として“持続可能な開発と発展”（Sustainable Use and Development）という目標がある。目標達成のためには、世代間の公平に関する原則に則り、開発の権利、予防、汚染者負担、公開性と透明性といった点に配慮して計画を立案する必要がある。 神奈川県沿岸の地域特性を考慮し、地域住民が誇りと愛着を持てる「地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」を育て継承していくことを、今後の神奈川県に係る東京湾沿岸の海岸保全基本計画（以下「本基本計画」という）のための基本理念とする。 注）この理念の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的理念として用いられている。	第3編 海岸保全の方向性について 3.1 海岸保全のための基本理念 東京湾沿岸においては、「首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸」を次世代へ継承していくことを、海岸保全の基本理念としている。 神奈川県沿岸には、低平地に高度に開発された都市域と、急峻な崖地が海岸に迫り比較的自然の多く残る地域とが存在し、沿岸域の防護資産や利用状況等が大きく異なる。沿岸域とは“資源システム”（沿岸域と海洋の特性に係わる理念^{注）}）であり、外界からの力に対する緩衝帯としての役割を持っている。したがって、現況の海岸保全施設の整備水準を適切に把握するとともに、背後地の土地利用状況等を勘案した適切な整備水準を定め、海岸保全基本計画に位置付け、計画的かつ段階的な海岸保全施設の整備を促進することが必要である。 このような状況を鑑み、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（海岸保全基本方針）にあるように、背後地の状況や自然・社会特性等の地域（都市）特性に応じた柔軟な計画とする。 東京湾沿岸は、世界的に見ても人口と資産が集中し高度な利用がなされている地域（都市）である。1997（平成9）年に台北市で30ヶ国以上からの専門家が参加して開催された国際会議では、総合的沿岸管理が強く打ち出された。神奈川県沿岸の海岸保全基本計画の立案に当たっては、国際的な動向を参考に、海岸の管理形態や利用の高度化等の神奈川県沿岸の事情を反映した計画を立案することとする。 国際的には、開発と環境に関する基本理念として“持続可能な開発と発展”（Sustainable Use and Development）という目標がある。目標達成のためには、世代間の公平に関する原則に則り、開発の権利、予防、汚染者負担、公開性と透明性といった点に配慮して計画を立案する必要がある。 神奈川県沿岸の地域特性を考慮し、地域住民が誇りと愛着を持てる「地域とともに歩み、人・自然・都市を育む、安全で、美しく、快適な海岸」を育て継承していくことを、今後の神奈川県に係る東京湾沿岸の海岸保全基本計画（以下「本基本計画」という）のための基本理念とする。 注）この理念の根本には、沿岸域は資源システム（Resource System）であり、また外界からの力に対して緩衝帯としての役割を持っているということを重要視している。資源システムとは、沿岸域が人間にとって何らかの利用価値（機能）を潜在的に有する資源であるとする考え方である。ただし、そうした資源としての潜在的価値は、人間が沿岸域の利用を図ったり、逆に間違った利用によってダメージを与えたりした場合に顕在化することになる。この考え方は、沿岸域や海洋の管理政策を立案する上での基本的理念として用いられている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
3.2 海岸保全の方向性 東京湾沿岸は、湾奥の江戸に幕府がおかれて 17 世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸 100 万の住民に供給していた。 明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、一貫して我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。特に、神奈川県沿岸は、背後に大都市を抱え、都市・港湾・産業機能の中心的位置を占める。しかし、このような沿岸利用形態が人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にする一因ともなった。 東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川等の大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風等による高潮の影響が大きく、これに加えて、地盤沈下に伴う低地帯に、人口や都市機能が高度に集積しているため、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であるため内湾に比べて波浪が大きく、津波の危険性も高い。特に、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。これまで、高潮や津波から人々の暮らしを防護するため、これまでも海岸保全施設や都市施設の整備が進められてきたものの、まだまだ大型台風等が来襲すると甚大な被害を被ることとなる。これらの対応のため、災害に対して全てを海岸保全施設等のハード面で対応していただくでは不十分であり、警戒・避難等のソフト面の対策の役割は大きい。 本基本計画で対象とする神奈川県沿岸の内湾は、なすび型をした東京湾に位置する閉鎖された水域であることから干満差が大きく、また、湾口幅は約 20km と狭いため、湾口部で速い潮流が発生している。この湾口部を通り、多くの海生生物が出入りしている。外湾の観音崎から剣崎にかけては、砂浜・磯・藻場が多く残されており、水質も比較的良好なため、動植物の良好な生息地となっているとともに、多くの人に親しまれる海水浴場がある。 内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの汚濁負荷が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも、海水浴場や潮干狩場等広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸の関わりも少なくなった。 これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備等の対策が進んだため、昭和 50 年代以降水質は、昭和 40 年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態である。依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加等、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息が確認されている。さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和 50 年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設等の親水空間の整備も進められてきた。また、湾岸道路、東京湾横断道路の開通等により広域的なアクセス性も向上し、観光やレクリエーション活動の地域間交流も進んでいる。余暇時間の増加、少子高齢化社会の到来、健康や環境への関心の高まりの中で、神奈川県沿岸に求められる役割は多様化し、年間を通じて開放された優しい海辺が要求されている。このような社会環境の変化を受けて、自然環境の保全と再生、人々に開放された海岸利用、歴史的資産との関連を考慮し	3.2 海岸保全の方向性 東京湾沿岸は、湾奥の江戸に幕府がおかれて 17 世紀以降、我が国の中心的な地域へと発展した。江戸時代の東京湾は、干潟・浅場や人間活動による適度な栄養の流入が水産物の生産を支え、江戸前の海として豊かな水産物を江戸 100 万の住民に供給していた。 明治時代から工業集積のために埋立てが進み、高度経済成長期には、臨海部に工業地帯が発展した。さらに首都圏への一極集中に伴って、人口や都市機能が高度に集積し、都市住民の生活を支える埋立地造成が加速した。これらにより、東京湾沿岸地域は、一貫して我が国の経済成長と首都圏住民の生活を支えてきた。特に、神奈川県沿岸は、背後に大都市を抱え、都市・港湾・産業機能の中心的位置を占める。しかし、このような沿岸利用形態が人々を海や水辺から遠ざけ、身近な海の利用を疎遠にする一因ともなった。 東京湾は、富津岬・観音崎間の狭窄部を境とした内湾と外湾で、地形特性が大別できる。内湾は、閉鎖性が強く静穏であるとともに、荒川、多摩川等の大河川が流入し、浅く平坦である。また、南西に開口部をもった細長く浅い地形から、台風等による高潮の影響が大きく、これに加えて、地盤沈下に伴う低地帯に、人口や都市機能が高度に集積しているため、高潮からの防護が極めて重要となっている。一方、外湾は、外海の影響を受けやすく、海底が急峻な地形であるため内湾に比べて波浪が大きく、津波の危険性も高い。特に、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることから、津波に対する安全性確保も急務となっている。これまで、高潮や津波から人々の暮らしを防護するため、これまでも海岸保全施設や都市施設の整備が進められてきたものの、まだまだ大型台風等が来襲すると甚大な被害を被ることとなる。これらの対応のため、災害に対して全てを海岸保全施設等のハード面で対応していただくでは不十分であり、警戒・避難等のソフト面の対策の役割は大きい。 本基本計画で対象とする神奈川県沿岸の内湾は、なすび型をした東京湾に位置する閉鎖された水域であることから干満差が大きく、また、湾口幅は約 20km と狭いため、湾口部で速い潮流が発生している。この湾口部を通り、多くの海生生物が出入りしている。外湾の観音崎から剣崎にかけては、砂浜・磯・藻場が分布しており、水質も比較的良好なため、動植物の良好な生息地となっているとともに、多くの人に親しまれる海水浴場がある。 内湾は、高度成長期における都市活動の増大に伴い、首都圏からの生活排水や工場排水等が流入し、水質悪化が進んだ。過去には、内湾にも、海水浴場や潮干狩場等が広く分布していたが、高度成長期における水質悪化や臨海部の産業用地利用により減少し、人々と海岸の関わりも少なくなった。 これらの状況に対応するため、流域における排水規制や下水道整備等の対策が進んだため、昭和 50 年代以降水質は、昭和 40 年代の最も悪化した状態より改善されたが、近年は、ほぼ横ばい状態である。依然として赤潮や青潮が発生しており、汚泥の残存もある。しかし、減少していた水生生物の増加等、環境改善の兆しも見られ、貴重な干潟や浅場には、希少な動植物の生息・生育が確認されている。さらに、多様な社会ニーズに応え、昭和 50 年代から砂浜や干潟・浅場の再生・整備とともに、レクリエーション拠点、人工海浜、海釣り施設等の親水空間の整備も進められてきた。また、湾岸道路、東京湾横断道路の開通等により広域的なアクセス性も向上し、観光やレクリエーション活動の地域間交流も進んでいる。余暇時間の増加、少子高齢化社会の到来、健康や環境への関心の高まりの中で、神奈川県沿岸に求められる役割は多様化し、年間を通じて開放された優しい海辺が要求されている。このような社会環境の変化を受けて、自然環境の保全と再生、人々に開放された海岸利用、歴史的資産との関連を

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
て、今後の方針を立案することが重要である。 神奈川県沿岸では、まず、人々の生命や財産を守ることを基本とし、人と生き物とが共生できる環境づくりを進めていくことを海岸保全の方向性として明確に打ち出すこととする。	考慮して、今後の方針を立案することが重要である。 神奈川県沿岸では、まず、人々の生命や財産を守ることを基本とし、人と生き物とが共生できる環境づくりを進めていくことを海岸保全の方向性として明確に打ち出すこととする。

神奈川県沿岸における海岸の防護・環境・利用の課題と対応の方向性を整理すると以下のとおりとなる。



~~神奈川県沿岸における海岸の防護・環境・利用の課題と対応の方向性を整理すると以下のとおりとなる。~~



第4編 海岸保全の目標と施策について

4.1 海岸防護の目標

海岸保全の方向性、海岸保全のための基本理念を踏まえ、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を以下に定める。

(1) 防護すべき地域

本基本計画において防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。※

○高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

○津波からの防護

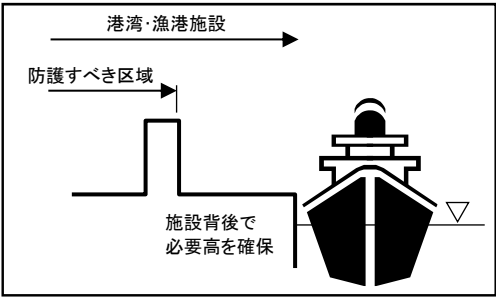
地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

○侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

※港湾・漁港施設等について

港湾（ふ頭）や漁港等の施設のうち、荷役作業等に利用している施設は、土地利用の状況等から防護対象としない地域も存在する。



(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもソフト・ハード対策等種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、以下のとおりとする。

○高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。

なお、来襲波浪は原則として、港湾海岸では、50年再現確率波相当とし、一般の海岸及び漁港海岸では、30年再現確率波相当とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

図-4.1-1 防護すべき区域

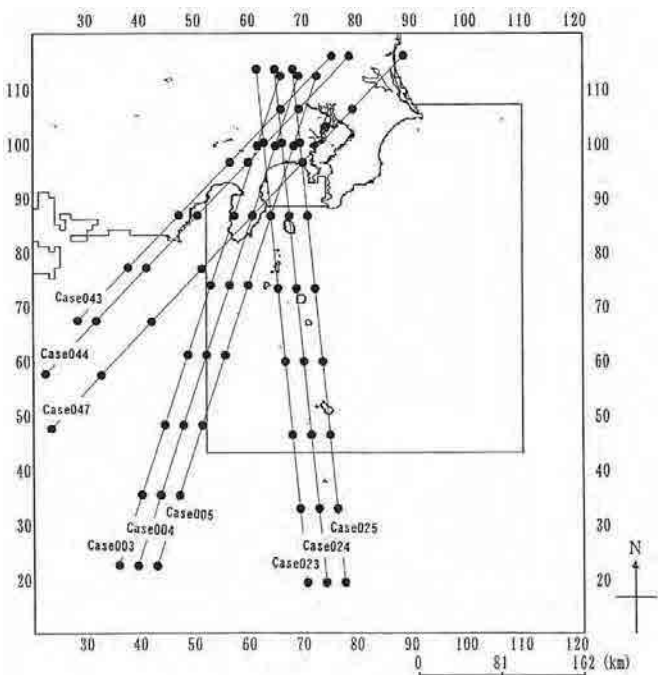


図-4.1-2 台風の想定コース

第4編 海岸保全の目標と施策について

4.1 海岸防護の目標

海岸保全の方向性、海岸保全のための基本理念を踏まえ、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を以下に定める。

(1) 防護すべき地域

本基本計画において防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。※

○高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

○津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

○侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

※港湾・漁港施設等について

港湾（~~ふ頭~~）や漁港等の施設のうち、荷役作業等に利用している施設は、土地利用の状況等から防護対象としない地域も存在する。

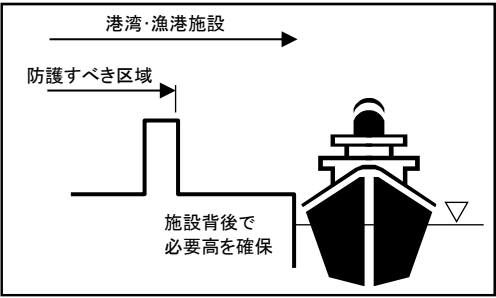


図-4.1-1 防護すべき区域

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもソフト・ハード対策等種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、以下のとおりとする。

○高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた**設計**高潮位に来襲波浪によるうちあげ**高等**を加えたものに対して防護することを目標とする。

なお、来襲波浪は原則として、港湾海岸では、50年再現確率波相当とし、一般の海岸及び漁港海岸では、30年再現確率波相当とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて、柔軟に対応していく。

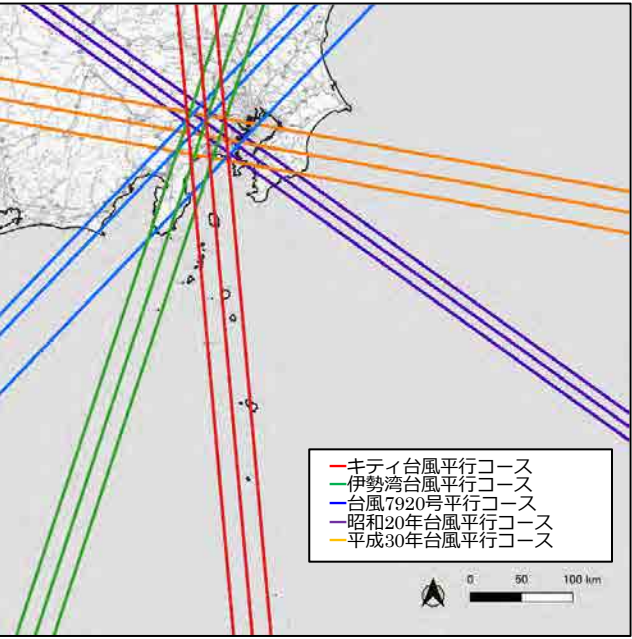


図-4.1-2 台風の想定コース

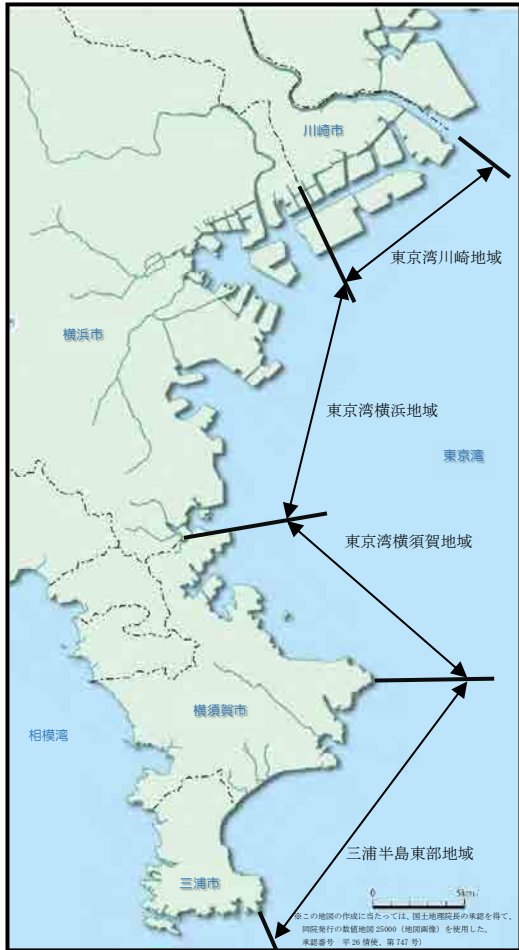
現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
○津波 地域海岸毎に発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一回程度発生）を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。 なお、地域の実情等を勘案した海岸保全施設等の防護水準の確保についても検討する必要がある。 ○海岸侵食 現状の汀線を保持することを基本的な目標とし、必要に応じて、適切な勾配の維持を含めて、砂浜海岸全体の回復を図る。 ○その他 長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、潮位観測等の継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していき、基本計画の見直しについて検討する。 なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」、「利用」へ配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。	○津波 地域海岸毎に発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一回程度発生）を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。 なお、地域の実情等を勘案した海岸保全施設等の防護水準の確保についても検討する必要がある。 ○海岸侵食 現状の汀線を保持することを基本的な目標とし、必要に応じて、適切な勾配の維持を含めて、砂浜海岸全体の回復を図る。 ○その他 長期的には、地球温暖化に伴う平均海面水位の上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、環境モニタリング等の継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図る。り、必要に応じて防護水準に加味していき、基本計画の見直しについて検討する。 なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」、「利用」へ配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について> 海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さ と津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。 高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の式に表される。（図-4.1- 3） この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。 津波に対して必要となる高さ（施設の計画天端高）は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月 8 日）に基づき、発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一回程度発生）を対象に設定することとする。（図-4.1- 4）なお、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守る事を最優先とし、住民等の避難を軸に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な津波対策を講じていく。	<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について> 海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さ と津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。 高潮・波浪対策のための施設の計画天端高（将来の目指すべき堤防高さ）の設定は、波のうちあげ高もしくは許容越波流量を満足するための必要高から設定し、一般に以下の式に表される。（図-4.1- 3） この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。 津波に対して必要となる高さ（施設の計画天端高）は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について（平成 23 年 7 月 8 日）」に基づき、発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一回程度発生）を対象に設定することとする。（図-4.1- 4）なお、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守る事を最優先とし、住民等の避難を軸に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な津波対策を講じていく。
計画天端高【高潮・波浪】＝朔望平均満潮位＋高潮偏差＋うちあげ高＋余裕高	計画天端高【高潮・波浪】＝朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量＋潮位偏差 ＋高潮・波浪に対して必要となる高さ（うちあげ高もしくは越波流量を考慮した高さ）＋余裕高
図-4.1- 3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図	図-4.1- 3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図

図-4.1- 3 高潮・波浪に対する計画天端高の設定方法の模式図

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
計画天端高【津波】＝ 朔望平均満潮位 ＋ 津波高（せり上がり考慮）＋ 余裕高 図-4.1- 4 津波に対する計画天端高の設定方法の模式	計画天端高【津波】＝朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量＋津波高（せり上がり考慮）＋余裕高 図-4.1- 4 津波に対する計画天端高の設定方法の模式 【用語説明】 うちあげ高：防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さ。 越波流量：防護水準として設定した潮位および波浪条件のもとで、堤防・護岸等を越えて背後地に流入する海水の単位時間・単位幅あたりの流量。 余裕高：現象の不確実性等を総合的に考慮した上で、施設整備の段階において、各管理者が必要に応じて設定する高さ。 潮位基準面：東京湾平均海面（T. P. ±0m） 潮位偏差：各海岸に対して想定台風が襲来した際を想定した場合に生じる潮位偏差。 平均海面水位の上昇量：気温 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）における平均海水面の上昇量（38cm）。 朔望平均満潮位：朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面。 津波高：津波によって海面が上昇した高さ。 せり上がり：津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。

現行基本計画記載内容				
○東京湾沿岸（神奈川県区間）の設計水位 以下の表は、「湾の形状や山付け等の自然条件」等により海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。 今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。				
表-4.1- 1 地域海岸毎のうちあげ高の水位と設計津波の水位比較表				
地域海岸区分		高潮に対する防護水準	津波に対する防護水準	設計水位③ (①と②を比較) (T.P.)
		うちあげ高の水位① 注1)、注2)	設計津波の水位② 注1)、注3)	
		(T.P.)	(T.P.)	
東京湾沿岸	東京湾川崎地域	+2.666m ～ +3.03m	+2.5m	+2.666m ～ +3.03m
	東京湾横浜地域 注4)	+2.71m	+2.6m	+2.71m
	東京湾横須賀地域	+2.3m ～ +6.5m	+1.8m	+2.3m ～ +6.5m
	三浦半島東部地域	+1.9m ～ +6.4m	+3.7m	+3.7m ～ +6.4m



注1) 各水位は、各地区毎の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。

注2) 図4.1-3〔計画高潮位（朔望平均満潮位＋高潮偏差）＋うちあげ高（横須賀市は、越波流量を考慮した高さ）〕を示した値。
高潮偏差は、〔平成11年度東京湾高潮対策調査報告書（平成12年8月）、運輸省第二港湾建設局企画課〕の成果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。なお、横須賀市の追浜地区については、上記の成果がないことから、同条件で計算された〔東京湾の大規模高潮浸水想定(平成21年4月2日公表)、国土交通省港湾局〕の成果を補完的に用いて設定する。

注3) 図4.1-4〔朔望平均満潮位＋津波高（せり上がり考慮）〕を示した値。〔平成26年度海岸高潮対策工事設計業務委託 県単（その1）津波予測調査業務委託〕による。

注4) 東京湾横浜地域（横浜市）は、旧運輸省の推算した高潮偏差に基づき高潮に対する防護水準を定めており、埋立等、港湾整備の中でその確保を図っているが、必要に応じ、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設を整備していく。施設整備に必要な設計水位は、各地区の防護ラインの位置等を踏まえ、設定していく。

変更記載内容（案）				
○東京湾沿岸（神奈川県区間）の設計水位（気候変動考慮） 以下の表は、「湾の形状や山付け等の自然条件」等により海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の将来の目指すべき堤防高さを設定する。 今後、実施にあたって整備する天端高は、将来の目指すべき堤防高さを基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定める。なお、気候変動には不確実性があることから、必要に応じて天端高の見直しを行う。				
表-4.1- 1 地域海岸毎のうちあげ高の水位と設計津波の水位比較表				
地域海岸区分		高潮に対する防護水準	津波に対する防護水準	設計水位③ (①と②を比較) (T.P.)
うちあげ高の水位① 注1)、注2)	設計津波の水位② 注1)、注3)			
(T.P.)	(T.P.)			
東京湾沿岸	東京湾川崎地域	+3.63m	+2.9m	+3.63m
東京湾横浜地域 注4)	+2.99m ～ +5.91m	+3.0m	+3.00m ～ +5.91m	
東京湾横須賀地域	+2.55m ～ +6.32m	+2.4m	+2.55m ～ +6.32m	
三浦半島東部地域	+2.51m ～ +6.27m	+3.9m	+3.90m ～ +6.27m	



注1) 各水位は、各地区の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さをいう。
気候変動シナリオとして、IPCCの第5次報告書において提示された2℃上昇シナリオを用い、2100年時点を想定年次として設定した。
気候変動には不確実性があることから適宜高さの見直しを図る。

注2) 図-4.1- 3〔設計高潮位（朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量＋潮位偏差）＋波浪に対して必要となる高さ（うちあげ高もしくは越波流量を考慮した高さ）〕を示した値である。
潮位偏差は、技術検討会の結果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。

注3) 図-4.1- 4〔朔望平均満潮位＋平均海面水位の上昇量＋津波高（せり上がり考慮）〕を示した値である。技術検討会の結果による。

注4) 東京湾横浜地域（横浜市）のうち、海岸保全区域の指定がない地区については、必要に応じ海岸保全区域を指定し海岸保全施設を整備していく。その際、施設整備に必要な設計水位は、各地区の防護ラインを検討し、設定していく。

| 図-4.1- 5 地域海岸位置図 | | | | |

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
海岸保全施設等の整備フロー（例） 海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、逆の手順となったり、繰り返したりする場合があることに留意する。 <pre>graph TD; A[海岸保全基本計画の策定] --> B[海岸保全基本計画で示した設計水位を基に海岸管理者（県・市）が整備を予定している範囲で海岸の機能の多様性の配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して整備計画を作成する。]; B --> C[整備計画を基に、地元住民に対し説明を行い、意見を反映するなどの事業実施に向けて合意形成を図る。]; C --> D[事業を実施する。]; D --> E[事業の完了後や事業の実施状況によって、必要となった場合は効果検証を行うためモニタリングを実施する。]; E --> F[モニタリングの結果によっては、計画の見直しを行う。];</pre>	

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
4.2 海岸の保全に関する施策 海岸防護の目標を達成する目的から、「海岸の防護のための施策」を以下に示す。また、基本理念を踏まえ、「海岸環境の整備及び保全のための施策」、「海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策」についても、併せて示す。 (1) 海岸の防護のための施策 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者等、地域の意向を十分配慮し、地域との連携が図れるよう努めるものとする。 ① 海岸保全施設の計画的・段階的整備 県民生活の安全を確保する目的から、津波、高潮、越波、海岸侵食等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。既存の堤防や護岸等の海岸保全施設については、老朽化対策を検討する必要がある。特に、背後地に多くの資産を抱える地区については、地震・水害（高潮、津波、地下空間への浸水等）に対する防護の観点から、施設の老朽化対策に加え、施設の耐震補強や液状化対策についても長期的に取り組んでいく。さらに、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」によると「海岸保全施設等については、設計対象の津波高を越えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。」とある。また、三浦海岸の砂浜やリアス式海岸に点在する砂浜等においては、長期的かつ広域的な視点より、侵食対策を検討する必要がある。 なお、海岸保全は、地区海岸毎の、防災上あるいは利用、環境の多様性を十分に考慮して検討を行うとともに、費用とそれから生まれる効果等を踏まえて計画・実施するものとする。 ② 環境及び利用に配慮した海岸保全基本計画 海岸災害からの防護に当たっては、「海岸環境の整備及び保全」及び「海岸における公衆の適切な利用」を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現することであるが、今後、計画・実施に当たっては関係住民、漁業者、障害者、海岸利用者等の意見を聴き、海岸保全の多様な面のバランスを考慮し、策定していくものとする。 都市機能の拡充、港湾施設としての利用や海岸環境の保全等をバランスさせつつ、可能な限り自然の営力の活用も含めて検討することとする。特に海岸堤防は、嵩上げにより産業活動への影響や利用上の制約、海岸へのアクセスの分断、景観への影響等も懸念されるため、防災面のみならず、環境及び利用にも配慮していく。 海岸の整備にあたって、海岸につながる通路等の開口部については、津波、高潮、越波等により波の浸入が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者が技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。 ③ 海岸保全区域の変更 神奈川沿岸は、約 280km の延長に対して約 48km の海岸保全区域が設定されている。背後地の資産状況や開発計画の進捗に合わせ、適宜、海岸保全区域の変更を行っていくことが必要である。 現在、海岸保全区域を設定していない自治体については、必要に応じて海岸保全区域の設定について検討する。参考までに、海岸法の改正により一般公共海岸区域が新設されたが、現在、神奈川県沿岸では約 7 km の一般公共海岸区域が設定されている。	4.2 海岸の保全に関する施策 海岸防護の目標を達成する目的から、「海岸の防護のための施策」を以下に示す。また、基本理念を踏まえ、「海岸環境の整備及び保全のための施策」、「海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策」についても、併せて示す。 (1) 海岸の防護のための施策 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくために、関係住民、漁業者、海岸利用者等、地域の意向を十分配慮し、地域との連携が図れるよう努めるものとする。 ① 海岸保全施設の計画的・段階的整備 県民生活の安全を確保する目的から、津波、高潮、越波、海岸侵食等の海岸災害からの防護に重点をおいた対策が必要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、ソフト対策も組み合わせた適切な対策を検討し、計画的・段階的に整備を進めることが肝要である。既存の堤防や護岸等の海岸保全施設については、老朽化対策を検討する必要がある。特に、背後地に多くの資産を抱える地区については、地震・水害（高潮、津波、地下空間への浸水等）に対する防護の観点から、施設の老朽化対策に加え、施設の耐震補強や液状化対策についても長期的に取り組んでいく。さらに、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」によると「海岸保全施設等については、設計対象の津波高を越えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくことが必要である。」とある。また、三浦海岸の砂浜やリアス式海岸に点在する砂浜等においては、長期的かつ広域的な視点より、侵食対策を検討する必要がある。 なお、海岸保全は、地区海岸毎の、防災上あるいは利用、環境の多様性を十分に考慮して検討を行うとともに、費用とその整備効果等を踏まえて計画・実施するものとする。 ② 環境及び利用に配慮した海岸保全基本計画 海岸災害からの防護に当たっては、「海岸環境の整備及び保全」及び「海岸における公衆の適切な利用」を図り、これらが調和した総合的な海岸の管理を実現することであるが、今後、計画・実施に当たっては関係住民、漁業者、障害者、海岸利用者等の意見を聴き、海岸保全の多様な面のバランスを考慮し、策定していくものとする。 都市機能の拡充、港湾施設としての利用や海岸環境の保全等を両立させつつ、可能な限り自然環境が本来備える機能の活用も含めて検討することとする。特に海岸堤防は、嵩上げにより産業活動への影響や利用上の制約、海岸へのアクセスの分断、景観への影響等も懸念されるため、防災面のみならず、環境及び利用にも配慮していく。 海岸の整備にあたって、海岸につながる通路等の開口部については、津波、高潮、波浪等により波の浸入が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者が技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。 ③ 海岸保全区域の変更 神奈川県沿岸は、約 282km の延長に対して約 62km の海岸保全区域が設定されている。背後地の資産状況や開発計画の進捗に合わせ、適宜、海岸保全区域の変更を行っていくことが必要である。 現在、海岸保全区域を設定していない自治体については、必要に応じて海岸保全区域の設定について検討する。参考までに、海岸法の改正により一般公共海岸区域が新設されたが、現在、神奈川県沿岸では約 7km の一般公共海岸区域が設定されている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
④ 都市機能・物流拠点との整合 都市機能、物流拠点が臨海部に集積している神奈川県沿岸では、防災を目的とする面的整備を推進する上で、港湾施設の維持管理が今後、重要な位置づけとなる可能性がある。 港湾のみならず海岸保全施設の維持・管理・更新は、都市基盤整備の重要課題であり、利用や景観上も神奈川県沿岸のイメージを形成する重要な要素であるため、環境・利用面からの配慮も必要である。 ⑤ 潮位観測等の継続的实施 長期的な視点から見た地球温暖化による海面上昇への対応のため、気象・海象や水質等に関するモニタリングデータを継続的に収集していく。モニタリングの結果、ならびに国内外の研究機関の動向に基づき、必要に応じて温暖化による海面上昇量を防護水準に加味していく。 ⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進 海岸保全施設の整備等ハード面の対策の他に、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵等ソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、市町村間の広域的連携を図っていく。 海岸における具体的なソフト対策として、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置している。また、海岸利用者に対して津波警報・注意報の発令を知らせるオレンジフラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である。 また、日ごろから初等教育等による防災教育、後世への伝承、防災訓練への参加や、行政機関が作成するハザードマップ等を基に、避難経路や避難場所を確認するなど、行政をはじめ、地域や企業の一人ひとりが発災時に自ら考え、行動できる力を身につけることが重要となる。  津波情報盤（三浦海岸）  津波情報看板（三浦海岸）	④ 港湾における気候変動適応策の推進 都市機能、物流拠点が臨海部に集積している神奈川県沿岸では、物流・産業・生活機能が臨海部に集積している。その機能を継続的に維持するため、「港湾における気候変動適応策の実装方針」に基づき、必要となる対応を進めていく。 港湾のみならず海岸保全施設の維持・管理・更新は、都市基盤整備の重要課題であり、利用や景観上も神奈川県沿岸のイメージを形成する重要な要素であるため、環境・利用面からの配慮も必要である。 ⑤ 潮位観測等の継続的实施 長期的な視点から見た地球温暖化による平均海面水位の上昇への対応のため、気象・海象や水質等に関するモニタリングデータを継続的に収集していく。モニタリングの結果、ならびに国内外の研究機関の動向に基づき、必要に応じて温暖化による平均海面水位の上昇量を見直し防護水準に加味していく。 ⑥ 地域（都市）と一体となった防災対策の推進 海岸保全施設の整備等ハード面の対策のほかに、災害発生時の避難経路や避難場所の確保、緊急時支援物資の貯蔵等ソフト面の対策も必要であり、県及び各市で作成されている地域防災計画の充実を図ると共に、各市との広域的連携を図っていく。 海岸における具体的なソフト対策として、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し、危険を知らせる津波情報盤、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置している。また、海岸利用者に対しては、誰もが容易に理解・行動できるよう、視認性や多言語対応等に配慮した情報提供を行うとともに、津波警報・注意報の発令を知らせる津波フラッグの掲出の推進や情報の周知を図ることが必要である。 また、日ごろから初等教育等による防災教育、後世への伝承、防災訓練への参加や、行政機関が作成するハザードマップ等を基に、避難経路や避難場所を確認するなど、行政をはじめ、地域や企業の一人ひとりが発災時に自ら考え、行動できる力を身につけることが重要となる。  津波情報盤（三浦海岸）  津波情報看板（三浦海岸）



津波情報看板の記載内容（三浦海岸）



津波避難場所図記号



津波避難ビル図記号



津波情報看板の記載内容（三浦海岸）



津波避難場所図記号



津波避難ビル図記号

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
(2) 海岸環境の整備及び保全のための施策 ① 自然環境の一体的保全・創造 神奈川県沿岸には、日本でも有数の工業地帯やその産業活動を支える港湾が立地し、その発展の経緯から沿岸域の多くが埋め立てによる人工的な海岸となり、生物の生息環境として重要な干潟・藻場等の浅場は減少している。しかし、三浦半島先端部の帯状に発達した砂浜・岩礁地帯の海岸植生、観音崎のイノデータブ群集等の特定植物群落、観音崎から剣崎周辺にかけて帯状に分布する藻場、アカウミガメの生息・繁殖地等、貴重な動植物やその生息環境が現在でも確認されている。また、県指定天然記念物である叶神社や白髭神社の社叢林等海岸背後地の自然環境は、生息環境としてのみならず沿岸域の文化的環境としても重要な存在であり、海岸はこうした背後地と一体的に捉えられるべきである。 こうした観点から、背後地を含めた沿岸域の自然環境の保全に努めるとともに、土地利用の再編に伴う海岸事業等の際には、周辺の土地利用特性や自然特性等を考慮しながら、砂浜や干潟の回復・再生や藻場の造成、海岸緑地の再生・創造等を研究機関やNPO等との調整・連携・支援を図っていく。 また、東京湾に流入する汚水による環境負荷は、富栄養化による赤潮の発生等、生物環境にも大きなダメージを与える他、漁業等の生産活動にも大きな影響を与える。特に、工場等の事業系の排水とともに、一般家庭から排水される生活系の排水による水質の汚染が懸念される。 したがって、海域のみならず、下水道や水処理施設の高度化等河川流域や内陸部との連携による水質・底質環境の維持・改善に努め、海岸美化活動や海岸域でのイベント活動等の機会を通じて、住民の生活と海岸環境との関わりについての理解と協力を積極的に推進していく。 ② 地域（都市）一体となった海岸美化活動推進 河川等からの東京湾への汚水の流入のほか、漂着ごみや海岸利用者によって放置されたゴミや釣り糸・針等は、沿岸域の生物環境に大きな影響を及ぼすのみならず、海岸の美的環境を著しく損なう原因となっており、神奈川県沿岸域の利用者や海岸利用者のモラルの向上が望まれている。 このような状況下、東京湾においては国土交通省関東地方整備局や港湾管理者による東京湾クリーンアップ大作戦等の海岸美化活動が行われているが、県としてもバックアップする立場で海岸の清掃活動を推進し、こうした活動やイベント等を通じて海岸利用者のモラル意識向上を図るとともに、住民主体による日常的な海岸美化活動等を積極的に支援していく。	(2) 海岸環境の整備及び保全のための施策 ① 自然環境の一体的保全・創造 神奈川県沿岸には、日本でも有数の工業地帯やその産業活動を支える港湾が立地し、その発展の経緯から沿岸域の多くが埋め立てによる人工的な海岸となり、生物の生息環境として重要な干潟・藻場等の浅場は減少している。しかし、三浦半島先端部の帯状に発達した砂浜・岩礁地帯の海岸植生、観音崎のイノデータブ群集等の特定植物群落、観音崎から剣崎周辺にかけて帯状に分布する藻場、アカウミガメの生息・繁殖地等、貴重な動植物やその生息環境が現在でも確認されている。また、県指定天然記念物である叶神社や白髭神社の社叢林等海岸背後地の自然環境は、生息環境としてのみならず沿岸域の文化的環境としても重要な存在であり、海岸はこうした背後地と一体的に捉えられるべきである。 こうした観点から、背後地を含めた沿岸域の自然環境の保全に努めるとともに、土地利用の再編に伴う海岸事業等の際には、周辺の土地利用特性や自然特性等を考慮しながら、砂浜や干潟の回復・再生や藻場の造成、海岸緑地の再生・創造等を研究機関やNPO等との調整・連携・支援を図っていく。 また、東京湾に流入する汚水による環境負荷は、富栄養化による赤潮の発生等、生物環境にも大きなダメージを与えるほか、漁業等の生産活動にも大きな影響を与える。特に、工場等の事業系の排水とともに、一般家庭から排水される生活系の排水による水質の汚染が懸念される。 したがって、海域のみならず、下水道や水処理施設の高度化等河川流域や内陸部との連携による水質・底質環境の維持・改善に努め、海岸美化活動や海岸域でのイベント活動等の機会を通じて、住民の生活と海岸環境との関わりについての理解と協力を積極的に推進していく。 ② 地域（都市）一体となった海岸美化活動推進 河川等からの東京湾への汚水の流入のほか、漂着ごみや海岸利用者によって放置されたゴミや釣り糸・針等は、沿岸域の生物環境に大きな影響を及ぼすのみならず、海岸の美的環境を著しく損なう原因となっており、神奈川県沿岸域の利用者や海岸利用者のモラルの向上が望まれている。 このような状況下、東京湾においては国土交通省関東地方整備局や港湾管理者による東京湾クリーンアップ大作戦等の海岸美化活動が行われているが、県としてもバックアップする立場で海岸の清掃活動を推進し、こうした活動やイベント等を通じて海岸利用者のモラル意識向上を図るとともに、住民主体による日常的な海岸美化活動等を積極的に支援していく。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
③ 事故による海岸汚染への対応 環境庁では大規模油流出事故への対応を目的とした「1990 年の油汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」（OPRC 条約）を受けて 1995 年 12 月に閣議決定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の円滑な推進を図るため、油汚染事件発生時の環境保全の観点から脆弱性沿岸海域図を作成・公開している。 海上保安庁では官民一体となった対処が必要との認識から、官民合同の調整・防除機関である協議会の設置、民間の防除機関である海上災害防止センターの指導・育成等、関係機関相互の協力体制の強化を進めている。東京湾沿岸においては、「東京湾排出油防除協議会」、「三浦半島排出油防除協議会」、油防除の専門家らからなる「横浜機動防除基地」等が設置されており、油汚染事故発生時に甚大な影響を受ける自然環境の把握に努めるとともに、国や東京湾沿岸自治体等関係各所との連携を図り、このような広域災害時の協力体制を強化し、事故時の迅速・適切な対応について検討していく。 (3) 海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策 ① 地域の特性に即した親水空間の整備 京浜工業地帯として工業的な土地利用が卓越する川崎市や、港とともに歩んできた都市の歴史と現代的都市空間が水辺と融合する横浜市の都心臨海部、リアス式の複雑な海岸地形を有し、自然環境の多く残る横須賀市や三浦市等、神奈川県沿岸の海岸地形特性や水際線の利用特性、周辺の土地利用特性は非常に多様性に富んでいる。 港湾施設や工場が集積する地域等は、今後も引き続き物流や生産活動を通じて地域の発展を支える重要な地域である。こうした地域については、土地利用の再編等に応じて水際線の開放、親水空間の拠点的整備に取り組むほか、運河を利用した水上交通等による沿岸域利用の促進を図っていく。 海水浴利用等により多数の利用者が訪れる砂浜海岸等については、誰もが水際線にアクセス可能なユニバーサルデザインに配慮した海岸保全施設等の整備・充実を図っていく。この際、砂浜海岸や背後地の自然との調和を損なわないよう海岸保全施設等の設計・配置に十分配慮する。 ② 親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進 港湾や工業地域等の埋立地前面の土地利用状況、海岸の地形的条件等を考慮すると、アクセス可能な水際線を増やすことが現実的には困難な場所が存在する。また、三浦半島先端の一部は、地理的にアクセスの利便性が必ずしも満足できるものではない状況にある。 このような観点から、土地利用再編や交通体系の見直し等の関連計画に対応・連携してアクセスルートを整備するとともに、海上ルートや海上クルーズ等の既存の海上交通網を活用した新たな広域的な「海遊ルート」の形成、運河の活用、神奈川県「三浦半島ぐるり一周プロムナード」構想等と連携し水辺を結ぶ散策路の整備等、海陸交通網の連携によって各地の拠点を結ぶ親水空間のネットワーク化を図り、広域的な利用・交流と各拠点の活性化を促進していく。また、海陸交通網を基盤に、海洋性レクリエーションや漁業・地場産業・観光・商業・サービス業等の多様な連携によって地域の活性化を促進し、広域的に多様な親水の間を提供していく。	③ 事故による海岸汚染への対応 環境庁（現環境省）では大規模油流出事故への対応を目的とした「1990 年の油汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」（OPRC 条約）を受けて 1995（平成 7） 年 12 月に閣議決定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の円滑な推進を図るため、油汚染事件発生時の環境保全の観点から脆弱性沿岸海域図を作成・公開している。 海上保安庁では官民一体となった対処が必要との認識から、官民合同の調整・防除機関である協議会の設置、民間の防除機関である海上災害防止センターの指導・育成等、関係機関相互の協力体制の強化を進めている。東京湾沿岸においては、「東京湾排出油防除協議会」、「三浦半島排出油防除協議会」、油防除の専門家らからなる「横浜機動防除基地」等が設置されており、油汚染事故発生時に甚大な影響を受ける自然環境の把握に努めるとともに、国や東京湾沿岸自治体等関係各所との連携を図り、このような広域災害時の協力体制を強化し、事故時の迅速・適切な対応について検討していく。 (3) 海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策 ① 地域の特性に即した親水空間の整備 京浜工業地帯として工業的な土地利用が卓越する川崎市や、港とともに歩んできた都市の歴史と現代的都市空間が水辺と融合する横浜市の都心臨海部、リアス式の複雑な海岸地形を有し、自然環境の多く残る横須賀市や三浦市等、神奈川県沿岸の海岸地形特性や水際線の利用特性、周辺の土地利用特性は非常に多様性に富んでいる。 港湾施設や工場が集積する地域等は、今後も引き続き物流や生産活動を通じて地域の発展を支える重要な地域である。こうした地域については、土地利用の再編等に応じて水際線の開放、親水空間の拠点的整備に取り組むほか、運河を利用した水上交通等による沿岸域利用の促進を図っていく。 砂浜海岸等については、誰もが水際線にアクセス可能なユニバーサルデザインに配慮した海岸保全施設等の整備・充実を図っていく。この際、砂浜海岸や背後地の自然との調和を損なわないよう海岸保全施設等の設計・配置に十分配慮する。 ② 親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進 港湾や工業地域等の埋立地前面の土地利用状況、海岸の地形的条件等を考慮すると、アクセス可能な水際線を増やすことが現実的には困難な場所が存在する。また、三浦半島先端の一部は、地理的にアクセスの利便性が必ずしも満足できるものではない状況にある。 このような観点から、土地利用再編や交通体系の見直し等の関連計画に対応・連携してアクセスルートを整備するとともに、海上ルートや海上クルーズ等の既存の海上交通網を活用した新たな広域的な「海遊ルート」の形成、運河の活用、県「三浦半島ぐるり一周プロムナード」構想等と連携し水辺を結ぶ散策路の整備等、海陸交通網の連携によって各地の拠点を結ぶ親水空間のネットワーク化を図り、広域的な利用・交流と各拠点の活性化を促進していく。また、海陸交通網を基盤に、海洋性レクリエーションや漁業・地場産業・観光・商業・サービス業等の多様な連携によって地域の活性化を促進し、広域的に多様な親水の間を提供していく。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
③ 地域の歴史・文化資産の発掘と継承・振興 神奈川県の東京湾沿岸には地域の歴史や文化にまつわる数多くの文化財が存在し、それにまつわる祭り等の海岸を利用したイベントも開催されている。 住民の地域に対する誇りと愛着、海岸に対する意識の向上を図るため、地域が一体となって地域独自の歴史・文化資産や観光資産の掘り起こしを図るとともに、散策ルートの提案、海岸利用マップの作成、イベントの開催等による広報活動を通じて広くその普及に努め、広域的な海岸利用の促進、地域の活性化を図っていく。 ④ 沿岸域の適正な利用の推進 東京湾には、首都圏の経済活動を支える物資輸送用の船舶が多数出入りしているほか、漁業利用、遊漁、海上クルーズ、海洋性レクリエーション利用等、沿岸域は高密度に利用されている。 沿岸域の適正で安全・快適な利用を図るため、海洋性レクリエーション参加者への法令・条例遵守の呼びかけ、監視体制の構築、係留施設の整備等により、総合的な不法係留対策を推進していく。 プレジャーボートなど海洋性レクリエーション利用に供する沿岸域の設定や海岸利用のルールづくりを検討し、海岸利用者への情報提供・普及を推進していく。 海岸利用に伴い必要となるトイレなどの施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子供、お年寄り、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。	③ 地域の歴史・文化資産の発掘と継承・振興 神奈川県沿岸には地域の歴史や文化にまつわる数多くの文化財が存在し、それにまつわる祭り等の海岸を利用したイベントも開催されている。 住民の地域に対する誇りと愛着、海岸に対する意識の向上を図るため、地域が一体となって地域独自の歴史・文化資産や観光資産の掘り起こしを図るとともに、海岸利用や散策を促すためのマップの作成、イベントの開催等による広報活動を通じて広くその普及に努め、広域的な海岸利用の促進、地域の活性化を図っていく。 ④ 沿岸域の適正な利用の推進 東京湾には、首都圏の経済活動を支える物資輸送用の船舶が多数出入りしているほか、漁業利用、遊漁、海上クルーズ、海洋性レクリエーション利用等、沿岸域は高密度に利用されている。 沿岸域の適正で安全・快適な利用を図るため、海洋性レクリエーション参加者への法令・条例遵守の呼びかけ、監視体制の構築、係留施設の整備等により、総合的な不法係留対策を推進していく。 プレジャーボートなど海洋性レクリエーション利用に供する沿岸域の設定や海岸利用のルールづくりを検討し、海岸利用者への情報提供・普及を推進していく。 海岸利用に伴い必要となるトイレなどの施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子ども、高齢者、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。

現行基本計画記載内容

4.3 ゾーン毎の施策

(1) ゾーン区分

神奈川県沿岸について、海岸の特性、環境特性、利用状況、行政区域等から、以下のように9つのエリアと、4つのゾーンに区分した。

表-4.3- 1 神奈川県沿岸のゾーニング

行政界	ゾーン	エリア	備 考
川崎市	⑦川崎ゾーン	⑦-1 川崎エリア	川崎区 (川崎港)
横浜市	⑧横浜ゾーン	⑧-1 横浜エリア	鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区 (横浜港)
横 須 賀 市	⑨横須賀ゾーン	⑨-1 長浦エリア	追浜、深浦、長浦
		⑨-2 本港エリア	米軍基地、横須賀本港、新港、平成
		⑨-3 馬堀エリア	大津・馬堀、走水、観音崎
	⑩浦賀・三浦ゾーン	⑩-1 浦賀エリア	鴨居、浦賀、川間東、久里浜
⑩-2 北下浦エリア		野比、北下浦漁港	
⑩-3 三浦エリア		三浦海岸（県管理）	
三浦市		⑩-4 間口エリア	金田漁港～剣崎

※ゾーン、エリアの番号について、①～⑥は、千葉県、東京都が対象

変更記載内容（案）

4.3 ゾーン毎の施策

(1) ゾーン区分

神奈川県沿岸について、海岸の特性、環境特性、利用状況、行政区域等から、以下のように9つのエリアと、4つのゾーンに区分した。

表-4.3- 1 神奈川県沿岸のゾーニング

行政界	ゾーン	エリア	備 考
川崎市	⑦川崎ゾーン	⑦-1 川崎エリア	川崎区 (川崎港)
横浜市	⑧横浜ゾーン	⑧-1 横浜エリア	鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区 (横浜港)
横 須 賀 市	⑨横須賀ゾーン	⑨-1 長浦エリア	追浜、深浦、長浦
		⑨-2 本港エリア	米軍基地、横須賀本港、新港、平成
		⑨-3 馬堀エリア	大津・馬堀、走水、観音崎
	⑩浦賀・三浦ゾーン	⑩-1 浦賀エリア	鴨居、浦賀、川間東、久里浜
⑩-2 北下浦エリア		野比、北下浦漁港	
⑩-3 三浦エリア		三浦海岸（県管理）	
三浦市		⑩-4 間口エリア	金田漁港～剣崎

※ゾーン、エリアの番号について、①～⑥は、千葉県、東京都が対象

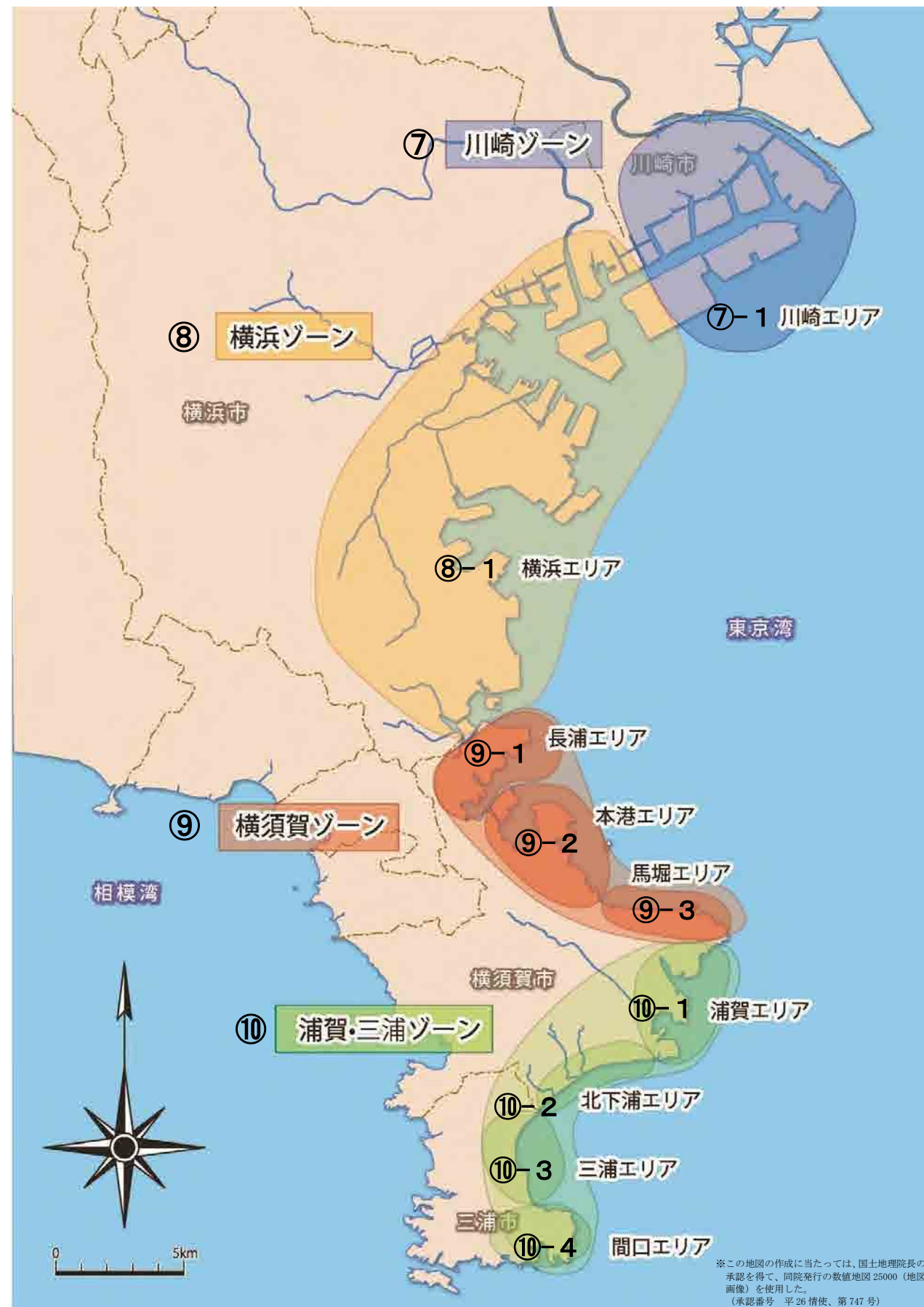


図-4.3- 1 東京湾沿岸のゾーン区分図

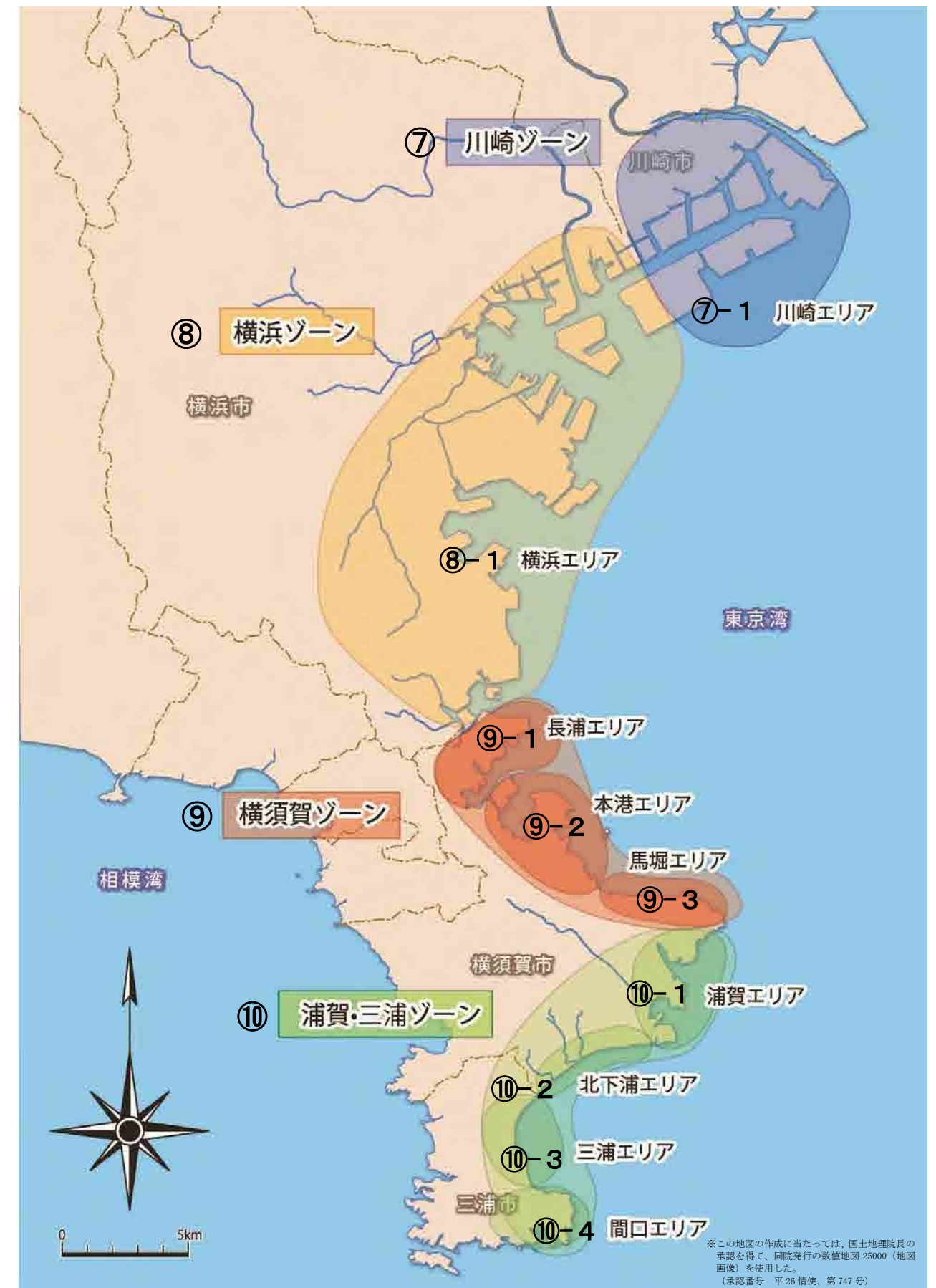


図-4.3- 1 東京湾沿岸のゾーン区分図

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
【各ゾーンの特性】 ⑦川崎ゾーン 川崎ゾーンは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。 元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅海岸だったが、現在は前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。 土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。 この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13, 515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑧横浜ゾーン 横浜ゾーンは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。 元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の大きな魅力となっている。 横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されていたが、最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全区域を指定し、海岸保全施設を整備していく。	【各ゾーンの特性】 ⑦川崎ゾーン 川崎ゾーンは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。 元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅海岸だったが、現在は前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。 土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。 この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13, 515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑧横浜ゾーン 横浜ゾーンは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。 元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域及び工業系用途地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の大きな魅力となっている。 横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、これに加えて柴漁港、金沢漁港がある。この区間は、大黒ふ頭及び金沢（幸浦・福浦）地区が横浜市長管理の海岸保全区域に指定されている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
⑨横須賀ゾーン 横須賀ゾーンは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市鴨居地先の観音崎までの海岸線区間とする。 陸域は、標高 100m以下の丘陵地をバックにし、その丘陵地と海岸に挟まれた細長い平坦地に市街地・住宅地が形成されている。この区間の原海岸地形は、リアス式海岸、岩礁・砂浜海岸であるが、走水・観音崎地区を除くほぼ全域が埋立による人工海岸となっている。 海岸は、観音崎を境に比較的静穏な水域である東京湾内湾部に位置するが、特に大津・馬堀地区の海域は東京湾の海底谷から発する幾つかの支谷が伸びる比較的急深な海域で、高波浪が発生しやすい性質を持っており、順次、高潮対策事業が実施されている。 米軍基地及び関連する米軍関連施設、海上自衛隊関連施設が存在する特徴的な地域を有し、その周辺の横須賀本港・新港地区臨海部は、横須賀市の拠点として商業・業務系の機能が集中する他、様々な都市機能や物流機能、居住機能等が集中する複合的土地利用が進んでいる。こうした機能とともに「ヴェルニー公園」、「三笠つり公園」、「うみかぜ公園」、「海辺つり公園」が整備され、JR 横須賀駅からこれらを結びながら観音崎に至る「海と緑の 10,000m プロムナード」が海岸沿いに整備されている。一方、走水・観音崎地区の岩礁・砂浜は、海水浴、釣り、磯遊びの場として多くの人々に利用されており、追浜・深浦・長浦地区は大部分が生産系の産業が多く立地する工業地域である。 全区間が横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く海岸の大部分は、横須賀市管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑩浦賀・三浦ゾーン 浦賀・三浦ゾーンは、三浦半島の南東部に位置し、横須賀市鴨居地先の観音崎から東京湾沿岸の終点である剣崎までの海岸線区間とする。 陸域の大部分を丘陵地・台地とし、海岸は、横須賀市野比海岸から三浦市の金田漁港以北まで続く、大きく緩やかな曲線を描く浜地形を中心に、その南北に複雑な地形の出入を持つリアス式地形を有した、自然海岸の原地形形態を特徴とする海岸である。 海岸は観音崎を境とする東京湾外湾部に当たり、波浪の影響を受けやすい地域であり、海岸と背後の丘陵・台地に挟まれた細長い低平地に、住居地域を主とした市街地、あるいは工業地域が形成されている。 沿岸域は、砂浜海岸やリアス式の岩礁海岸等の自然的海岸地形を活かした海水浴、釣り、磯遊び等の利用が盛んで、その他ボードセーリングや遊漁、漁業利用等による沿岸利用の幅輳が進んでいる。風致地区や近郊緑地保全地区に指定される丘陵地・台地や自然海岸を背景として、随所に観光名所、公園、散策路等を配しながら、漁港や住宅地等の生活の風景が溶け込んだゾーンである。 横須賀市の海岸の大部分が横須賀市長管理の海岸保全区域に、金田漁港以北の三浦市の海岸が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定され、金田漁港以北の三浦市の海岸が漁港を除き一般公共海岸区域となっている。	⑨横須賀ゾーン 横須賀ゾーンは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市鴨居地先の観音崎までの海岸線区間とする。 陸域は、標高 100m以下の丘陵地をバックにし、その丘陵地と海岸に挟まれた細長い平坦地に市街地・住宅地が形成されている。この区間の原海岸地形は、リアス式海岸、岩礁・砂浜海岸であるが、走水・観音崎地区を除くほぼ全域が埋立による人工海岸となっている。 海岸は、観音崎を境に比較的静穏な水域である東京湾内湾部に位置するが、特に大津・馬堀地区の海域は東京湾の海底谷から発する幾つかの支谷が伸びる比較的急深な海域で、高波浪が発生しやすい性質を持っており、順次、高潮対策事業が実施されている。 米軍基地及び関連する米軍関連施設、海上自衛隊関連施設が存在する特徴的な地域を有し、その周辺の横須賀本港・新港地区臨海部は、横須賀市の拠点として商業・業務系の機能が集中するほか、様々な都市機能や物流機能、居住機能等が集中する複合的土地利用が進んでいる。こうした機能とともに「ヴェルニー公園」、「三笠つり公園」、「うみかぜ公園」、「海辺つり公園」が整備され、JR 横須賀駅からこれらを結びながら観音崎に至る「海と緑の 10,000m プロムナード」が海岸沿いに整備されている。一方、走水・観音崎地区の岩礁・砂浜は、海水浴、釣り、磯遊びの場として多くの人々に利用されており、追浜・深浦・長浦地区は大部分が生産系の産業が多く立地する工業地域である。 全区間が横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く海岸の大部分は、横須賀市長管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑩浦賀・三浦ゾーン 浦賀・三浦ゾーンは、三浦半島の南東部に位置し、横須賀市鴨居地先の観音崎から東京湾沿岸の終点である剣崎までの海岸線区間とする。 陸域の大部分を丘陵地・台地とし、海岸は、横須賀市野比海岸から三浦市の金田漁港以北まで続く、大きく緩やかな曲線を描く浜地形を中心に、その南北に複雑な地形の出入を持つリアス式地形を有した、自然海岸の原地形形態を特徴とする海岸である。 海岸は観音崎を境とする東京湾外湾部に当たり、波浪の影響を受けやすい地域であり、海岸と背後の丘陵・台地に挟まれた細長い低平地に、住居地域を主とした市街地、あるいは工業地域が形成されている。 沿岸域は、砂浜海岸やリアス式の岩礁海岸等の自然的海岸地形を活かした海水浴、釣り、磯遊びのほか、ボードセーリングや遊漁、漁業利用等の沿岸利用が盛んである。風致地区や近郊緑地保全地区に指定される丘陵地・台地や自然海岸を背景として、随所に観光名所、公園、散策路等を配しながら、漁港や住宅地等の生活の風景が溶け込んだゾーンである。 横須賀市の海岸の大部分が横須賀市長管理の海岸保全区域に、金田漁港以北の三浦市の海岸が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定され、金田漁港以南の三浦市の海岸が漁港を除き一般公共海岸区域となっている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
【各エリアの特性】 ⑦-1 川崎エリア 川崎エリアは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。 元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅の海岸だったが、現在前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。 土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。 この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13, 515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑧-1 横浜エリア 横浜エリアは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。 元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域（港湾地区）及び工業地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の大きな魅力となっている。 横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、この中に柴漁港、金沢漁港があり既定の計画高さまではこれまでの港湾整備等によって確保されていたが、最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設の整備が必要な場所に海岸保全区域を指定する。 ⑨-1 長浦エリア 長浦エリアは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市田浦港町地先までの海岸線区間とする。海岸は、追浜地区と吾妻島とに挟まれた長浦湾沿岸で、大小の入り江を持つリアス式海岸を形成している。 追浜地区を中心とした沿岸部は埋立により開発が進み、臨海部の大部分は生産系の産業が多く立地して工業地帯を形成しており、一部に米軍・海上自衛隊関連施設が立地する。都市計画の用途地域上は、追浜地区は工業専用地域、その他大部分が工業地域（一部、準工業地域）である。 深浦湾及び長浦湾奥部（田浦港町・長浦町）に面する海岸等が、海岸保全区域に指定されている。 ⑨-2 本港エリア 本港エリアは、横須賀市長浦町 1 丁目地先から横須賀市平成町 3 丁目地先までの海岸線区間とする。 陸域沿岸部は、標高 50～60m の台地を背後にし、崖地形の下部前面に広がった埋立地である。海岸は、東京湾の内湾部に位置し、東京湾の西南に面したリアス式の人工海岸である。海域はやや遠浅であるが、東京湾の海底谷から伸びる支谷が存在する。 物流拠点や官公庁等の他、横須賀本港・新港地区には、米軍基地及びそれに関連する米軍関連施設及び海上自衛隊関連施設が多く立地する特徴的な地区であり、更にその背後には、業務系の機能が集積する横須賀市臨海部の都市的拠点となっている。 沿岸には、「記念艦三笠」が停泊する「三笠公園」、「うみかぜ公園」や「海辺つり公園」が整備され、観光客や、散策や釣りを楽しむ人々で賑わっており、公園、都市機能、住宅、物流、米軍など様々な分野の機能が集中した地域である。 本区間は、全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く区間が海岸保全区域に指定されている。	【各エリアの特性】 ⑦-1 川崎エリア 川崎エリアは、東京都界の多摩川から横浜市との行政界までの海岸線区間とする。 元々の地形は、多摩川の沖積平野に位置し、海域は遠浅の海岸だったが、現在前面に埋立地が張り出して、その人工地盤上に日本有数の工業地帯である京浜工業地帯の工場群が立地している。海岸保全施設は最奥部に位置しており、その前面には工場や港湾施設が立地する埋立地が存在するため、波浪の影響は受けにくい地域である。陸域は、京浜工業地帯の中核地区であり、その土地利用は、東扇島、千鳥町及び夜光等の商業地域を除き、臨海部のほぼ全域が工業専用地域となっている。 土地利用上海岸利用の観点での制約はあるが、工業地帯の呈する独特の景観を有しており、現在工場夜景として人気を博している。 この区間は、埋立地最奥部の白石町から小島町（旧末広町）に至る海岸線 13, 515m が川崎市長管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑧-1 横浜エリア 横浜エリアは、川崎市との行政界から横須賀市との行政界までの海岸線区間とする。 元来の地形は、鶴見川やその他の河川がつくる沖積低地上に発展した都市であり、海岸は比較的遠浅の海岸であったが、現在の沿岸地域の陸域は、ほぼ全域が埋立造成によって形成された海岸線である。この埋立地に日本を代表する国際コンテナ戦略港湾としての港湾施設と工業地帯が形成されており、用途地域上も商業地域及び工業系用途地域がほぼ全域を占めている。しかし、一方で、みなとみらい地区や新港地区などは港と共に発展した横浜市の歴史・文化と現代の都市の機能・賑やかさ華やかさを併せ持つ都市と水域とが融合した現代的な水辺空間を形成しており、また、金沢区ではベイサイドマリーナや海の公園、八景島等のレクリエーション空間が形成されるなど、これらは横浜の沿岸域の大きな魅力となっている。 横浜市の沿岸は、大部分が横浜港港湾区域であり、これに加えて柴漁港、金沢漁港がある。この区間は、大黒ふ頭及び金沢（幸浦・福浦）地区が横浜市長管理の海岸保全区域に指定されている。 ⑨-1 長浦エリア 長浦エリアは、横須賀市夏島町地先（横浜市との行政界）から横須賀市田浦港町地先までの海岸線区間とする。海岸は、追浜地区と吾妻島とに挟まれた長浦湾沿岸で、大小の入り江を持つリアス式海岸を形成している。 追浜地区を中心とした沿岸部は埋立により開発が進み、臨海部の大部分は生産系の産業が多く立地して工業地帯を形成しており、一部に米軍・海上自衛隊関連施設が立地する。都市計画の用途地域上は、追浜地区は工業専用地域、その他大部分が工業地域（一部、準工業地域）である。 深浦湾及び長浦湾奥部（田浦港町・長浦町）に面する海岸等が、海岸保全区域に指定されている。 ⑨-2 本港エリア 本港エリアは、横須賀市長浦町 1 丁目地先から横須賀市平成町 3 丁目地先までの海岸線区間とする。 陸域沿岸部は、標高 50～60m の台地を背後にし、崖地形の下部前面に広がった埋立地である。海岸は、東京湾の内湾部に位置し、東京湾の西南に面したリアス式海岸であったが、現在は埋立造成によって形成された海岸線になっている。海域はやや遠浅であるが、東京湾の海底谷から伸びる支谷が存在する。 物流拠点や官公庁等のほか、横須賀本港・新港地区には、米軍基地及びそれに関連する米軍関連施設及び海上自衛隊関連施設が多く立地する特徴的な地区であり、更にその背後には、業務系の機能が集積する横須賀市臨海部の都市的拠点となっている。 沿岸には、記念艦三笠が展示されている「三笠公園」のほか、「うみかぜ公園」や「海辺つり公園」が整備され、観光客や、散策や釣りを楽しむ人々で賑わっており、公園、都市機能、住宅、物流、米軍など様々な分野の機能が集中した地域である。 本区間は、全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域であり、米軍基地などを除く区間が海岸保全区域に指定されている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
⑨-3 馬堀エリア 馬堀エリアは、横須賀市三春町 4 丁目地先から横須賀市鴨居 4 丁目地先の観音崎までの海岸線区間とする。 陸域は、商業施設や住宅等が立地する大津地区、宅地造成に伴う埋立地である馬堀地区と標高 100m 以下の丘陵地を背後にした崖地形の下部に発達する走水地区に区分される。海岸は、東西に伸びて東京湾を北側に臨み、リアス式の岩礁海岸、砂浜海岸、人工海岸からなっている。海域は、東京湾の海底谷から幾つかの支谷が伸び、比較的急深で高波浪を発生し易い性質を持っている。このため、馬堀地区では平成 7 年・8 年の台風による高潮のために背後の住宅地が浸水被害を受け、国土交通省（京浜港湾事務所）直轄事業により高潮対策事業が実施された。大津地区では度重なる高潮越波被害や護岸の老朽化対策として、現在、高潮対策護岸の整備が進められている。また、走水地区においては、砂浜海岸の一部が侵食する傾向にある。 大津地区及び馬堀地区は、埋立造成地上に商業施設や住宅が密集し、一方、走水地区は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地へ細長く住宅等が建ち並んでいる。 沿岸には、走水神社や走水隧道、横須賀市風物 100 選に選ばれている走水の「水道水源地」などの名所があり、海岸沿いには「海と緑の 10,000 メートルプロムナード」も整備されている。また、走水地区には砂浜があり海水浴場として利用され、閑静な住宅地等と背後の豊かな自然とが調和した風景美を持つエリアである。 全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内にあって、これらの区域は海岸保全区域に指定されている。 ⑩-1 浦賀エリア 浦賀エリアは、横須賀市鴨居 3 丁目地先から横須賀市久里浜 9 丁目地先（東京電力横須賀火力発電所）までの海岸線区間とする。 陸域は、標高 50～100mの丘陵地・低山地とそれらが侵食されて形成された平野や谷地形を成し、その最大の平坦地は平作川河口部である。海岸は、一様に東京湾浦賀水道の北西側に面し、浦賀湾、久里浜湾を有するリアス式の岩礁海岸であり、一部岬部の突端部は埋め立てられかもめ団地や横須賀火力発電所等として利用されている。海域は比較的急深で、高波浪を発生し易い性質を持っている。 比較的広い平野を形成する平作川河口部背後には住宅や事業所、店舗等の資産が集中しているが、それ以外は、埋立地又は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地に細長く住宅等が建ち並んでいる。沿岸には、東叶神社、愛宕神社の樹蒼、横須賀市風物 100 選に選ばれている燈明堂等の名所がある。資産の集中する区域と美しい自然が残る区域が混在し、リアス式地形の海岸沿いに住宅地が調和した風景を呈するエリアである。 地形的に良港が多く、全区間横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内に位置し、浦賀港や東京湾フェリーの定期航路がある久里浜港等が存在する。これらの区域は一部地域を除き海岸保全区域に指定されている。	⑨-3 馬堀エリア 馬堀エリアは、横須賀市三春町 4 丁目地先から横須賀市鴨居 4 丁目地先の観音崎までの海岸線区間とする。 陸域は、商業施設や住宅等が立地する大津地区、宅地造成に伴う埋立地である馬堀地区と標高 100m 以下の丘陵地を背後にした崖地形の下部に発達する走水地区に区分される。海岸は、東西に伸びて東京湾を北側に臨み、リアス式の岩礁海岸、砂浜海岸、人工海岸からなっている。海域は、東京湾の海底谷から幾つかの支谷が伸び、比較的急深で高波浪を発生し易い性質を持っている。このため、馬堀地区では 1995（平成 7）年・1996（平成 8）年の台風による高潮のために背後の住宅地が浸水被害を受け、国土交通省（京浜港湾事務所）直轄事業により高潮対策事業が実施された。大津地区では度重なる高潮越波被害や護岸の老朽化対策として、現在、高潮対策護岸の整備が実施された。また、走水地区においては、砂浜海岸の一部が侵食する傾向にある。 大津地区及び馬堀地区は、埋立造成地上に商業施設や住宅が密集し、一方、走水地区は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地へ細長く住宅等が建ち並んでいる。 沿岸には、走水神社や走水隧道、横須賀市風物 100 選に選ばれている走水の「水道水源地」などの名所があり、海岸沿いには「海と緑の 10,000 メートルプロムナード」も整備されている。また、走水地区には砂浜があり海水浴場として利用され、閑静な住宅地等と背後の豊かな自然とが調和した風景美を持つエリアである。 全区間が横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内にあって、これらの区域は海岸保全区域に指定されている。 ⑩-1 浦賀エリア 浦賀エリアは、横須賀市鴨居 3 丁目地先から横須賀市久里浜 9 丁目地先（東京電力横須賀火力発電所）までの海岸線区間とする。 陸域は、標高 50～100mの丘陵地-低山地とそれらが侵食されて形成された平野や谷地形を成し、その最大の平坦地は平作川河口部である。海岸は、一様に東京湾浦賀水道の北西側に面し、浦賀湾、久里浜湾を有するリアス式の岩礁海岸であり、一部岬部の突端部は埋め立てられかもめ団地や横須賀火力発電所等として利用されている。海域は比較的急深で、高波浪を発生し易い性質を持っている。 比較的広い平野を形成する平作川河口部背後には住宅や事業所、店舗等の資産が集中しているが、それ以外は、埋立地又は海岸と崖地との間に発達する狭い隆起平坦地に細長く住宅等が建ち並んでいる。沿岸には、東叶神社、愛宕神社の樹蒼、横須賀市風物 100 選に選ばれている燈明堂等の名所がある。資産の集中する区域と美しい自然が残る区域が混在し、リアス式地形の海岸沿いに住宅地が調和した風景を呈するエリアである。 地形的に良港が多く、全区間横須賀市長管理の横須賀港港湾区域内に位置し、浦賀港や東京湾フェリーの定期航路がある久里浜港等が存在する。これらの区域は一部地域を除き海岸保全区域に指定されている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
⑩-2 北下浦エリア 北下浦エリアは、横須賀市野比5丁目地先から三浦市との行政界までの海岸線区間とする。 陸域の南西側は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈し、北東側は丘陵地形を呈している。海岸は、金田湾の北側に位置し、やや幅の狭い砂礫海岸と一部には岩礁が露出し、緩やかにカーブを描く形態が特徴である。 沿岸部は比較的平坦地であり、国道134号の背後は住宅地や商業施設が全体的に形成されている。また、県道久里浜港線に沿った区間は、やや地形的にも高いため、住宅は少ないが、景観がよく、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター等が設置されている。 沿岸には、白髭神社の樹蒼、長岡半太郎記念館や若山牧水夫婦歌碑などの名所もあり、北下浦海岸の長く続く汀の景観は横須賀風物100選の一つであり、農地と住宅地が織りなす風景や、自然と保養地の香りを残すエリアである。 全体的に遠浅な海岸であるが、ゾーン南にある北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。このため、全域にわたり護岸前面の砂浜が侵食する傾向にあり、侵食対策として離岸堤等の整備が進められている。 本区間は横須賀市長管理の横須賀港湾区域と北下浦漁港区域内に位置し、全区間が海岸保全区域に指定されている。 ⑩-3 三浦エリア 三浦エリアは、三浦市上宮田地先の北下浦漁港南側端から三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港の北側端までの海岸線区間とする。陸域は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈している。海岸は、一様に金田湾の西側に面し、比較的幅の広い緩やかにカーブを描く砂浜海岸が特徴である。全体的に遠浅な海岸であるが、本区間北端の北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。 比較的平坦地であり、国道134号や県道上宮田金田三崎港線の背後等は三浦市の市街地が全体的に形成されており保全対象は多い。また、全区間が堆積傾向にある砂浜であり、遠浅海岸でもあるため海水浴場の適地となっている。そして、海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然と歴史の香りを残すエリアである。 全区間が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定されており、T.P.+5m以上の護岸が整備されている。	⑩-2 北下浦エリア 北下浦エリアは、横須賀市野比5丁目地先から三浦市との行政界までの海岸線区間とする。 陸域の南西側は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈し、北東側は丘陵地形を呈している。海岸は、金田湾の北側に位置し、やや幅の狭い砂礫海岸と一部には岩礁が露出し、緩やかにカーブを描く形態が特徴である。 沿岸部は比較的平坦地であり、国道134号の背後は住宅地や商業施設が全体的に形成されている。また、県道久里浜港線に沿った区間は、やや地形的にも高いため、住宅は少ないが、景観がよく、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター等が設置されている。 沿岸には、白髭神社の樹蒼、長岡半太郎記念館や若山牧水夫婦歌碑などの名所もあり、北下浦海岸の長く続く汀の景観は横須賀風物100選の一つであり、農地と住宅地が織りなす風景や、自然と保養地の香りを残すエリアである。 全体的に遠浅な海岸であるが、ゾーン南にある北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。このため、全域にわたり護岸前面の砂浜が侵食する傾向にあり、侵食対策として離岸堤等の整備が進められている。 本区間は横須賀市長管理の横須賀港港湾区域と北下浦漁港区域内に位置し、全区間が海岸保全区域に指定されている。 ⑩-3 三浦エリア 三浦エリアは、三浦市上宮田地先の北下浦漁港南側端から三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港の北側端までの海岸線区間とする。陸域は、なだらかに傾斜する段丘地形を呈している。海岸は、一様に金田湾の西側に面し、比較的幅の広い緩やかにカーブを描く砂浜海岸が特徴である。全体的に遠浅な海岸であるが、本区間北端の北下浦漁港付近の沖合は、東京湾の海底谷から伸びてくる支谷が存在し、波の拡散・収れんを受け易い場所に位置する。 比較的平坦地であり、国道134号や県道上宮田金田三崎港線の背後等は三浦市の市街地が全体的に形成されており保全対象は多い。また、全区間が堆積傾向にある砂浜であり、遠浅海岸でもあるため海水浴場の適地となっている。そして、海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳などもあり、田園と住風景がミックスし、自然と歴史の香りを残すエリアである。 全区間が神奈川県知事管理の海岸保全区域に指定されており、T.P.+5m以上の護岸が整備されている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
⑩-4 間口エリア 間口エリアは、三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港を含む区間から東京湾沿岸の終点である剣崎までの海岸線区間とする。 三浦半島の南東部に位置し、陸域は一様に標高 30m前後の台地である。海岸は、東京湾へ突き出しており、三浦市雨崎より南側は東京湾西側に面し、北側は金田湾の南側に面する平磯隆起海岸地形を呈し、入り組んだリアス式の海岸線が特徴である。沖の海底地形は、海脚部の尾根地形を呈しており、波の収れんを受け易い場所に位置する。 背後地は、間口漁港、大浦海岸、金田漁港周辺の低平坦地で小集落が形成されているのみで保全対象は少ない。全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、また、岩礁海岸の間に砂浜の残る大浦海岸はポケットビーチとなっており、原海岸風景と漁港風景を兼ね備え持つ手つかずの自然が残るエリアである。 本区間は、海岸保全区域には指定されていないが、間口漁港、金田漁港の他は、一般公共海岸区域となっている。	⑩-4 間口エリア 間口エリアは、三浦市南下浦町金田地先にある金田漁港を含む区間から東京湾沿岸の終点である剣崎までの海岸線区間とする。 三浦半島の南東部に位置し、陸域は一様に標高 30m前後の台地である。海岸は、東京湾へ突き出しており、三浦市雨崎より南側は東京湾西側に面し、北側は金田湾の南側に面する平磯隆起海岸地形を呈し、入り組んだリアス式の海岸線が特徴である。沖の海底地形は、海脚部の尾根地形を呈しており、波の収れんを受け易い場所に位置する。 背後地は、間口漁港、大浦海岸、金田漁港周辺の低平坦地で小集落が形成されているのみで保全対象は少ない。全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、また、岩礁海岸の間に砂浜の残る大浦海岸はポケットビーチとなっており、原海岸風景と漁港風景を兼ね備え持つ手つかずの自然が残るエリアである。 本区間は、海岸保全区域には指定されていないが、間口漁港、金田漁港のほかは、一般公共海岸区域となっている。

変更記載内容（案）										
(2) ゾーンごとの施策 各ゾーンおよびエリアごとの「海岸の防護」、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用促進」に関する施策を、以下に示す。 表-4.3- 2 ゾーン毎の施策一覧表（防護）										
	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			三浦・浦賀ゾーン			
				長浦 エリア	本港 エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
防 護	海岸保全施設の計画的・段階的整備	- 将来の目指すべき堤防高さに対して、高潮・波浪から背後地域を防護するため、既存施設の嵩上げ等を行っていく。 - 供用後の沈下等を想定した防護水準の確保を検討していく。 - 日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	- 水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分配慮しながら、海岸保全施設の整備を進めていく。 - 最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設を整備していく。 - ソフト対策も組み合わせた防護機能の確保を図っていく。 - 施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	防波堤などの外郭施設が比較的整備されているため、波浪からの遮蔽効果が期待できるが、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。		高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。大津・馬堀地区では高潮対策に取組み、走水地区では、侵食対策を検討していく。	防波堤などの外郭施設が比較的整っているため、波浪からの遮蔽効果が期待でき、相対的に津波より高潮が高いので、高潮からの防護に主眼を置いた対策が重要である。	相対的に津波より高潮が高いので、高潮や波浪からの防護に主眼を置いた対策が重要である。北下浦漁港地区及び野比海岸では、砂浜の侵食対策に取り組む。	- 本エリアは相対的に津波より高潮が高く、高潮防護水準をほぼ満足しているので、海岸保全施設の適切な補修・維持・管理を実施する。 - 老朽施設の更新の際は、背後地の資産状況等を考慮し、計画的・段階的な整備を実施していく。	海岸保全施設は無いが、高潮や津波に対しては背後地の利用状況等を考慮しながら必要な防護を検討していく。
	環境・利用に配慮した海岸基本計画	背後地の土地利用転換等に合わせ、防護対策のあり方を検討する。	地域の土地利用状況に応じて、環境や利用に配慮した計画を検討していく。	- 自然環境や現在の港湾利用、市民利用に配慮する。 - 将来計画に当たっては、港湾の開発、利用を規定する港湾計画、環境のあり方を規定する港湾環境計画と一体的に策定する。さらに、背後地域のまちづくりに資するよう配慮していく。					自然環境や利用に配慮する。	現況の自然環境の保全に努めていく。
	海岸保全区域の変更	将来的な土地利用動向等を見ながら、適宜、検討していく。	将来的な土地利用動向や防護対策のあり方を検討し、適宜海岸保全区域を設定していく。						将来的な土地利用動向、海岸保全の必要性等を見ながら、適宜、検討していく。	
	港湾における気候変動適応策の推進	- 港湾・産業機能の維持・発展を基本的な目標とする。 - 新たな土地利用を踏まえた、防護対策のあり方を検討しつつ、効果的に施設整備を進める。 - 大部分が企業の敷地内に整備されることから、企業活動を考慮し、利用上必要な箇所に防潮扉等を設置する。	地域特性に応じて、利用や環境に配慮した検討を行う。						—	
	潮位観測等の継続的実施	潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	潮位・水質環境等に関するデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。					潮位等のデータ収集を継続的に実施し、その影響の把握に努める。	
	地域（都市）と一体となった防災対策の推進	「川崎市地域防災計画」、「川崎市臨海部防災対策計画」等との連携を図っていく。	地域防災計画との連携を図るとともに、住民の防災意識の向上にも努める。	地域防災計画に基づき、防災当局との連携をとっていく。					地域防災計画との連携を図っていく。	

変更記載内容（案）										
表-4.3- 3 ゾーン毎の施策一覧表（環境）										
	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			三浦・浦賀ゾーン			
				長浦 エリア	本港 エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
環 境	自 然 環 境 の 一 体 的 保 全・創 造	・海岸保全区域周辺 水域の水質等のデ ータ収集を継続的 に実施し、その影 響の把握に努め る。	・水質の改善や環境 負荷の低減対策を 関係諸機関と連携 して推進する。	・ 防衛省、米軍施設が沿岸部に点在し、沿 岸の多くが石積やコンクリートの人工的 海岸域である。環境モニタリングを実施 することにより、水質環境等を監視して いく。		・自然海岸が残っており、侵食対策により砂浜の保全に努める。 走水、観音崎のアマモ場や磯場、砂浜など、生物生息に適した 場の保全に努める。			・藻場等の海域生物相や陸域の生物相、緑 地環境に配慮し、背後地を含めた沿岸域 の自然環境の一体的な保全に努めてい く。	
	地 域（都 市）一体と な っ た 海 岸 美 化 活 動 推 進	・イベント等の機会 を活用して、公共 財産としての海岸 の美化への意識の 高揚を図ってい く。	・NPO や市民による 自主的な海岸清掃 活動等を支援して いく。 ・イベントなどによ る海岸利用の促進 を図りつつ、公共 財産としての海岸 の美化への意識の 高揚を図ってい く。	・人工的な護岸が大部分であるが、水際線 に公園等が点在しており、施設管理者と 連携を図りながら沿岸部の景観・美化活 動を推進していく。		・走水地区では豊かな漁場環境の維持 に配慮した砂浜保 全を検討する。	・沿岸部に自然海岸が残っており、海岸事 業実施時において、海域環境への負荷を 軽減できるよう、十分に配慮していく。		・背後地の自然や海域の自然との調和の取 れた施設整備を検討していく。 ・海浜植生等、貴重な生物の生息が確認さ れており、現況の自然環境の保全に努め ていく。	
	事 故 に よ る 海 岸 汚 染 へ の 対 応	・国や沿岸自治体と 連携し、油汚染や 漂着ごみへの対 応・防止策につい て引き続き実施し ていく。	・国や沿岸自治体と 連携し、油汚染や 漂着ごみへの対 応・防止策につい て引き続き実施し ていく。	・国や沿岸自治体と連携し、油汚染や漂着ごみへの対応・防止策について引き続き実施していく。						

表-4.3- 4 ゾーン毎の施策一覧表（利用）

	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			浦賀・三浦ゾーン			
				長浦エリア	本港エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア
利 用	地域の特性に即した親水空間の整備	- ユニバーサルデザインに配慮した施設の導入について検討していく。 - 背後地の土地利用転換等に合わせ、他事業との連携を図りながら、水際線の開放について検討していく。	地域特性に応じて、水際線の開放や親水空間の整備について検討していく。	防衛施設が点在している沿岸部の水際線へのアクセスが可能となるよう検討していく。		「海と緑の 10,000m プロムナード」の区間であるため、関係部局と連携して検討していく。	造船所跡地利用計画と一体的に検討していく。	自然海岸の保全に配慮していく。	遊歩道等、利用に配慮した親水空間の整備を進める。	漁業拠点として海の総合的な活用のあり方につき、関係諸機関と連携しながら検討していく。
	親水空間のネットワーク化によるアクセスの充実と広域的利用の促進	「川崎緑の基本計画」、「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」等と連携ととりながら、親水空間等の充実を進めていく。	京浜臨海部の再編計画や都市計画、港湾事業等と連携しながら、検討していく。			自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく。	自然海岸が残る部分は、その保全に配慮していく。			
		他事業・他市との連携を図りながら、親水空間のネットワーク化、海陸アクセスのあり方等について検討していく。								
	地域の歴史・文化遺産の発掘と継承・振興	地域住民やNPO等と連携しながら、イベントなどを通じた地域資産の発掘と普及を進めていく。	NPO や地域住民と連携しながら、歴史や文化の保存に配慮する。	各地区に残された歴史・文化遺産の保全及び自然、景観に配慮する。					- 利用マップの作成等を視野に入れ、NPO や地域住民と連携しながら、散策ルートの提案、イベントを通じた地域資産の発掘と普及を積極的に進めていく。 - NPO や地域住民によるガイドボランティアなどを支援していく。	
	沿岸域の適正な利用の推進	総合的な対策を検討していく。	船舶の放置防止に関する条例の活用などにより、沿岸域の適正な水域利用を進めていく。	港湾内の船舶航行や一般公衆の港湾・海岸利用等に障害となる不法係留艇等に対し規制し、放置等禁止区域の指定とその受け皿となる係留・保管施設の整備により、適正な水域利用を推進していく。					一般公衆の海岸利用等に障害となる不法係留艇の総合的対策を進めていく。	

表-4.3- 4 ゾーン毎の施策一覧表（利用）

	施策	川崎ゾーン	横浜ゾーン	横須賀ゾーン			三浦・浦賀ゾーン				
				長浦 エリア	本港 エリア	馬堀エリア	浦賀エリア	北下浦エリア	三浦エリア	間口エリア	
利用	地域の特 性に即し た親水空 間の整備	・背後地の土地利用 転換等に合わせ て、他事業との連 携を図りながら、 水際線の開放につ いて検討してい く。	・地域特性に応じ て、水際線の開放 や親水空間の整備 について検討して いく。 ・ユニバ＝サルデガ インに配慮した施 設の導入について 検討していく。	・防衛施設が点在している沿岸部の水際線 へのアクセスが可能となるよう検討して いく。			・「海と緑の 10,000m プロムナ ード」の区間であ るため、関係部局 と連携して検討し ていく。	・造船所跡地利用計 画と一体的に検討 していく。	・自然海岸の保全に 配慮していく。	・遊歩道等、利用に 配慮した親水空間 の整備を進める。	・自然海岸の保全に 配慮していくとと もに、漁業拠点と して海の総合的な 活用を進める。
	親水空間 のネット ワーク化 によるア プの活用 の促進	・「川崎緑の基本計 画」、「かわさき臨 海のもりづくり緑 化推進計画」等と 連携ととりなが ら、親水空間等の 充実を進めてい く。	・京浜臨海部の再編 計画や都市計画、 港湾事業等と連携 しながら、検討し ていく。				・自然海岸が残る部 分は、その保全に 配慮していく。	・自然海岸が残る部 分は、その保全に 配慮していく。			
		・他事業・他市との連携を図りながら、親水空間のネットワーク化、海陸アクセスのあり方等について検討していく。									
	地域の歴史・文化遺産の発掘と継承・振興	・地域住民やNPO等 と連携しながら、 イベントなどを通 じた地域資産の発 掘と普及を進めて いく。	・NPOや地域住民と 連携しながら、歴 史や文化の保存に 配慮する。	・各地区に残された歴史・文化遺産の保全及び自然、景観に配慮する。						・利用マップの作成等を視野に入れ、NPO や地域住民と連携しながら、散策ルート の提案、イベントを通じた地域資産の発 掘と普及を積極的に進めていく。 ・NPOや地域住民によるガイドボランティ アなどを支援していく。	
沿岸域の適正な利用の推進	・総合的な対策を検 討していく。	・船舶の放置防止に 関する条例の活用 などにより、沿岸 域の適正な水域利 用を進めていく。	・港湾内の船舶航行や一般公衆の港湾・海岸利用等に障害となる不法係留艇等に対し規制し、放置等禁止区域の 指定とその受け皿となる係留・保管施設の整備により、適正な水域利用を推進していく。						・一般公衆の海岸利用等に障害となる不法 係留艇の総合的対策を進めていく。		

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
第 5 編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 第 5 編では、第 2 編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について示す。 5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 5. 1. 1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 （1）施設整備の意義 神奈川県沿岸は、首都圏に位置し、背後地に人口や都市機能が高度に集積している。 第 2 編で述べたように、東京湾は南西に開口部をもった細長く浅い地形であるため、内湾部では、台風等による高潮の影響が大きく、風向きによっては、例外的に波浪が大きくなる。これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に生命・財産が集積していることから、高潮・波浪等による浸水の危険性が高い。 神奈川県沿岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風を契機に集中的に整備されたため、建設後 30～40 年経過したものもあり、老朽化が進展しているものや耐震性が十分確保されていないものが存在する。南関東地震等、大規模地震の発生も想定されているため、施設の耐震性を確保することや、外湾部における津波対策が重要となっている。 また、神奈川県沿岸に残された貴重な砂浜等では、河川からの流出土砂の減少や、土砂動態の変化等により、侵食が進行している箇所が見られる。このため、国土の保全とともに、首都圏住民の憩いの場や生物の生息環境を保全する観点から、砂浜等の侵食を防止することが重要である。 H. 8 年 台風 17 号による浸水 (神奈川県横須賀市) H. 7 年 台風 12 号による越波 (神奈川県横須賀市) 神奈川県沿岸は、背後に首都圏の多くの人口や都市機能を抱えているため、計画的な施設整備を進め、高潮や津波、侵食等の自然災害に対する安全性を確保していく必要がある。 このため、海岸に作用する外力や地域特性に応じて、ソフト対策等も含め、適切な防護方式や施設配置等を検討し、効果的な施設整備を行っていく。加えて、既存の施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて老朽化対策や耐震性の向上、液状化対策を図ると共に、設計対象の津波高を超える津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流することにより、海岸堤防が破壊、倒壊する場合であっても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い海岸堤防等の構造上の工夫を検討していく。これらにより、首都圏の安全で安心できる暮らしを守っていく。 また、整備にあたっては、防護だけでなく、水生生物への配慮や景観の形成、水際へのアクセス確保等、環境や利用面にも十分配慮して、首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸や水辺を創造していく。 （2）整備計画の位置づけ 整備計画では、ゾーン毎の目標等に基づき、各海岸において実施しようとする整備の対象区域及び整備方針を示す。 各海岸における整備計画は、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。	第 5 編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 第 5 編では、第 2 編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について示す。 5.1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項 5. 1. 1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 （1）施設整備の意義 神奈川県沿岸は、首都圏に位置し、背後地に人口や都市機能が高度に集積している。 第 2 編で述べたように、東京湾は南西に開口部をもった細長く浅い地形であるため、内湾部では、台風等による高潮の影響が大きく、風向きによっては、例外的に波浪が大きくなる。これに加え、地盤沈下に伴うゼロメートル地帯等の低地帯に生命・財産が集積していることから、高潮・波浪等による浸水の危険性が高い。 神奈川県沿岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風を契機に集中的に整備されたため、建設後 50～60 年経過したものもあり、老朽化が進展しているものや耐震性が十分確保されていないものが存在する。南関東地震等、大規模地震の発生も想定されているため、施設の耐震性を確保することや、外湾部における津波対策が重要となっている。 また、神奈川県沿岸に残された貴重な砂浜等では、河川からの流出土砂の減少や、土砂動態の変化等により、侵食が進行している箇所が見られる。このため、国土の保全とともに、首都圏住民の憩いの場や生物の生息環境を保全する観点から、砂浜等の侵食を防止することが重要である。 令和元年房総半島台風による被害【金沢区福浦地区】 神奈川県沿岸は、背後に首都圏の多くの人口や都市機能を抱えているため、計画的な施設整備を進め、高潮や津波、侵食等の自然災害に対する安全性を確保していく必要がある。 このため、海岸に作用する外力や地域特性に応じて、ソフト対策等も含め、適切な防護方式や施設配置等を検討し、効果的な施設整備を行っていく。加えて、既存の施設について、適切な維持管理を行い、必要に応じて老朽化対策や耐震性の向上、液状化対策を図ると共に、設計対象の津波高を超える津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流することにより、海岸堤防が破壊、倒壊する場合であっても、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した、粘り強い海岸堤防等の構造上の工夫を検討していく。これらにより、首都圏の安全で安心できる暮らしを守っていく。 また、整備にあたっては、防護だけでなく、水生生物への配慮や景観の形成、水際へのアクセス確保等、環境や利用面にも十分配慮して、首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸や水辺を創造していく。 （2）整備計画の位置づけ 整備計画では、ゾーン毎の目標等に基づき、各海岸において実施しようとする整備の対象区域及び整備方針を示す。 各海岸における整備計画は、現時点での海岸の現況特性、地元住民の意向や現地の実態に即した基本的な実施内容及び実施箇所を示している。そのため、今後の地元住民との調整、背後や水域利用の状況等の変化に応じて、適切な整備を推進していく。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
また、整備予定となっていない箇所や既に整備が終わっている箇所についても、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、整備計画は、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。 5. 1. 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を（海岸保全施設平面図）に、種類及び規模を表-5. 1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。 5. 1. 3 受益の地域 海岸保全施設の新設又は改良によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、（受益地域図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5. 1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。	また、整備予定となっていない箇所や既に整備が終わっている箇所についても、今後、新たに整備が必要となる場合も予想され、部分的な変更が生じることも考えられるので、整備計画は、今後の状況の変化に応じて見直しを行うなど、適切な措置を行っていく。 5. 1. 2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を（海岸保全施設平面図）に、種類及び規模を表-5. 1- 1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。 5. 1. 3 受益の地域 海岸保全施設の新設又は改良によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、（受益地域図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5. 1- 1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 5.2.1 海岸保全施設の存する区域 海岸保全施設は、背後地を津波、高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要である。維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を、（海岸保全施設平面図）に示す。 5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類及び規模を表-5.1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に、配置を（海岸保全施設平面図）に示す。 5.2.3 維持又は修繕の方法 海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な措置を講じ、施設の機能維持を図る。 また、海岸保全施設は、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定するなど、施設の維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つよう努める。 海岸保全施設の維持又は修繕の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ①海岸保全施設においては、変状による性能の低下が、直接防護機能の低下につながりやすい。 ②長い延長の一箇所でも破堤すると他が健全でも大きな被害をもたらす可能性がある。また、施設の天端高が不足すると、施設本体は破堤しなかったとしても、背後地に大きな被害をもたらすことになる。 ③海岸保全施設の変状は、主に地震、津波、高潮、高波浪の発生時に進展するとともに、海岸の地形や構造物の配置等によって、劣化や被災による変状が起りやすい箇所がある。 ④構造物の破壊に至る変状連鎖の第一段階が堤体材料の吸出しであり、これにより堤体内の空洞化が進行するケースが多いが、基礎部分が海面下に没していることが多く変状を発見しにくい。 ⑤堤体材料の吸出しや堤体の変状に対する予防保全として、堤防前面に十分な幅の砂浜が確保されている状態を維持することが重要であるため、堤防だけでなく砂浜の変化に対する点検もあわせて実施していく必要がある。 なお、海岸保全施設ごとの維持又は修繕の方法を表-5.1-1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。 5.2.4 受益の地域 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、（受益地域図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5.1-1～7（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。	5.2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 5.2.1 海岸保全施設の存する区域 海岸保全施設は、背後地を津波、高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要である。維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を、（海岸保全施設平面図）に示す。 5.2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類及び規模を表-5.1- 1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に、配置を（海岸保全施設平面図）に示す。 5.2.3 維持又は修繕の方法 海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な措置を講じ、施設の機能維持を図る。 また、海岸保全施設は、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画に基づき、施設の維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つよう努める。 海岸保全施設の維持又は修繕の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ①海岸保全施設においては、変状による性能の低下が、直接防護機能の低下につながりやすい。 ②長い延長の一箇所でも破堤すると他が健全でも大きな被害をもたらす可能性がある。また、施設の天端高が不足すると、施設本体は破堤しなかったとしても、背後地に大きな被害をもたらすことになる。 ③海岸保全施設の変状は、主に地震、津波、高潮、高波浪の発生時に進展するとともに、海岸の地形や構造物の配置等によって、劣化や被災による変状が起りやすい箇所がある。 ④構造物の破壊に至る変状連鎖の第一段階が堤体材料の吸出しであり、これにより堤体内の空洞化が進行するケースが多いが、基礎部分が海面下に没していることが多く変状を発見しにくい。 ⑤堤体材料の吸出しや堤体の変状に対する予防保全として、堤防前面に十分な幅の砂浜が確保されている状態を維持することが重要であるため、堤防だけでなく砂浜の変化に対する点検もあわせて実施していく必要がある。 なお、海岸保全施設ごとの維持又は修繕の方法を表-5.1- 1～7（海岸保全施設の整備に関する基本的な事項）に示す。 5.2.4 受益の地域 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、（受益地域図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表-5.1- 1～7（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	5.3 ゾーンごとの海岸保全施設の種類、規模及び配置等 5.3.1 留意事項 海岸保全施設を整備しようとする区域ごとに海岸保全施設の種類、規模、配置等について定める。海岸保全施設の種類、規模、配置等は、各地区などの実態に応じて防護、環境及び利用の観点から施設計画を立てることとし、従来の線的防護方式に対し、海岸の環境や利用に優れる面的防護方式の採用も検討する。その際、気候変動には不確実性があることを考慮する。海岸保全施設の新設・改良にあたっては、工法選定を防護、環境及び利用面から合理的な理由を位置づける。また、施設計画を策定するにあたっては、自然条件や海岸環境、利用に配慮した、適切な施設の整備とソフト的な対策を計画するが、このことについては沿岸各市、漁業関係者、関係住民、海岸利用者等の意見を聴く必要がある。 老朽化護岸の場合は、その改築も施設計画の一部である。海岸保全施設の効用を果たしている道路擁壁等は、各施設管理者と調整のうえ、既設擁壁等を撤去して改築する案、既設擁壁の前面に新たに海岸保全施設を設置する案などを検討する。 また、海岸保全施設の防護機能を長期にわたり確保するためには、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理を行うことが必要である。 なお、海岸保全施設がその防護水準に達していない箇所は、警戒・避難などのソフト対策で対処する。さらに、防護水準を超える外力に対しては、地域防災計画に従って関係行政機関や地域住民と連携を図りながら警戒・避難などのソフト対策で被害の軽減を図るものとする。 また、防護水準を超える最大クラスの津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防等が破堤、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。

変更記載内容（案）

表-5.1- 1 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その1）														
ゾーン名	番号	海岸名 （地区名等）	市名 （管理者）	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 （m）	天端高 （T. P. m）	延長等 （m）	天端高 （T. P. m）				
川崎ゾーン	1	川崎港 （小島町）	川崎市 （市）	国土交通省 港湾局	胸壁		1,815	3.11	1,815	3.63	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行う。	1	工業・住宅・商業	・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					陸閘	改良	12 (2基)	3.11	未定	3.63				
					護岸		91	3.11	91	3.63				
	胸壁				4,285	3.11	4,285	3.63	・胸壁、護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。					
	陸閘	改良			204.72 (27基)	3.11	204.72 (27基)	3.63						
	護岸				115	3.11	115	3.63						
	3	川崎港 （池上町）			堤防 （二線堤）		6	3.11	6	3.63	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行う。 また、一部の海岸保全施設について最大クラスの津波である慶長型地震に対応した嵩上げを行う。			・胸壁及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					胸壁	改良	2,249	3.11	2,249	3.63				
					堤防 （二線堤）		25	3.11	25	3.63				

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

表-5. 1-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その2）

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T. P. m)	延長等 (m)	天端高 (T. P. m)				
川崎ゾーン	4	川崎港 (南渡田・浅野町)	川崎市 (市)	国土交通省 港湾局	胸壁		3, 097	3. 11	—	—	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行い、運河等を活用した親水空間や緑地の創出に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。	1	工業・住宅・商業	・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘及び樋門については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					陸閘	改良	21. 48 (3基)	3. 11	未定	未定				
					護岸		159	3. 11	—	—				
					樋門		2	3. 11	—	—				
	5	川崎港 (白石町)			胸壁		1, 629	3. 11	—	—				
					護岸		36	3. 11	—	—				
					樋門		6	3. 11	—	—				

表-5.1- 2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その2）

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T. P. m)	延長等 (m)	天端高 (T. P. m)				
川崎ゾーン	4	川崎港 (南渡田・浅野町)	川崎市 (市)	国土交通省 港湾局	胸壁		3, 097	3. 11	3, 097	3. 63	安全で快適な海岸づくりに向けて海岸保全施設の適正な機能維持を図り、背後地の土地利用転換等に合わせて海岸保全施設の見直しを行う。	1	工業・住宅・商業	・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・陸閘及び樋門については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					陸閘	改良	21. 48 (3 基)	3. 11	21. 48 (3 基)	3. 63				
					護岸		159	3. 11	159	3. 63				
					樋門		2. 39 (1 基)	3. 11	2. 39 (1 基)	3. 63				
	5	川崎港 (白石町)			胸壁		1, 629	3. 11	1, 629	3. 63				
					陸閘	改良	4. 4 (1 基)	3. 11	4. 4 (1 基)	3. 63				
					護岸		36	3. 11	36	3. 63				
					樋門		5. 0 (2 基)	3. 11	5. 0 (2 基)	3. 63				

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

表-5.1-3 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その3）

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T. P. m)	延長等 (m)	天端高 (T. P. m)				
横浜ゾーン	6	横浜港 (鶴見：現在、海岸保全区域の指定は無い)	横浜市 (市)	国土交通省 港湾局	—	—	—	—	—	—	水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分配慮しながら、海岸保全施設の整備を進める。	2	—	
	7	横浜港 (内港：現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				
	8	横浜港 (山下・本牧：現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				
	9	横浜港 (根岸湾周辺：現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	—				
	10	横浜港 (金沢：現在、海岸保全区域は無い)			—	—	—	—	—	—				
	11	横浜港 (平潟湾周辺：現在、海岸保全区域は無い)		水産庁	—	—	—	—	—	—				

変更記載内容（案）

表-5.1- 3 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その3）														
ゾーン名	番号	海岸名 （地区名等）	市名 （管理者）	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 （m）	天端高 （T. P. m）	延長等 （m）	天端高 （T. P. m）				
横浜ゾーン	6	横浜港 （鶴見：現在、海岸保全区域の指定は無い）	横浜市 （市）	国土交通省 港湾局	—	—	—	—	—	—	最新の知見による想定や護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、水際線の利用、海辺の賑わい、景観等にも十分配慮しながら、海岸保全施設の整備を検討していく。	2	工業・商業	・胸壁及び護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	7	横浜港 （大黒ふ頭）			胸壁	—	1,046	2.71	検討中	3.29～5.88				
	8	横浜港 （内港：現在、海岸保全区域の指定は無い）			—	—	—	—	—	—				
	9	横浜港 （本牧・南本牧：現在、海岸保全区域の指定は無い）			—	—	—	—	—	—				
	10	横浜港 （根岸湾周辺：現在、海岸保全区域の指定は無い）			—	—	—	—	—	—				
	11	横浜港 （金沢÷現在、海岸保全区域は無い）			護岸	—	3,274	6.42	検討中	3.00～5.91				
	12	横浜港 （平潟湾周辺：現在、海岸保全区域は無い）	水産庁	—	—	—	—	—	—					
※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。														

表-5.1- 4 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その4）														
ゾーン名	番号	海岸名 （地区名等）	市名 （管理者）	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 （m）	天端高 （T. P. m）	延長等 （m）	天端高 （T. P. m）				
横須賀ゾーン	13	横須賀港 （追浜）	横須賀市 （市）	国土交通省 港湾局	護岸	—	1,180	2.4～3.0	1,180	2.85～5.98	工業専用地域としての土地利用を尊重しつつ、隣接する横浜市との連携を図りながら、水際線の開放や生物生息、水質浄化等の向上を図る。	3	工業	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	14	横須賀港 （深浦）			護岸		1,831	1.5～3.5	1,829	2.79～3.95	水際線を開放し、地域住民のレクリエーションや憩いの場として親水空間の機能向上を図る。		住宅地	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	15	横須賀港 （長浦）			護岸		1,801	2.8～3.0	1,642	2.87	横須賀港らしい景観と親水性を創出し、水とのふれあいの楽しめる親水空間を整備する。		工業・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	16	横須賀港 （本港）			護岸		2,247	2.2～3.6	2,208	3.22	防衛関連施設による独特の景観を生かした親水空間を整備する。		公園・防衛	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

表-5.1-5 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その5）

ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T. P. m)	延長等 (m)	天端高 (T. P. m)				
横須賀ゾーン	16	横須賀港 (新港)	横須賀市 (市)	国土交通省 港湾局	護岸		556	1.5～2.3	—	—	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、三笠公園等の自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	3	公園・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	17	横須賀港 (平成：現在、海岸保全区域の指定は無い)			—	—	—	—	—	海辺つり公園等の親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	港湾		—	
	18	横須賀港 (大津・馬堀)			護岸		4,128	3.0～3.8	—	—	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、市民の憩いの場として、港湾利用と環境(景観、親水、生物生息)の調和した施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					護岸	新設	—	—	517	5.0				
					防波堤		46	3.5～3.8	—	—				
	19	横須賀港 (走水)			護岸		977	6.0	—	—	自然海浜を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					防波堤		651	1.3	—	—				
	20	横須賀港 (観音崎)			護岸		1,345	3.0～7.0	—	—	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。		住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

表-5.1- 5 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その5）														
ゾ ー ン 名	番 号	海岸名 （地区名等）	市名 （管理者）	所管	種 類	新設・ 改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 （m）	天端高 （T. P. m）	延長等 （m）	天端高 （T. P. m）				
横須賀ゾーン	17	横須賀港 （新港）	横須賀市 （市）	国土交通省 港湾局	護岸		597	1.5～2.3	556	3.29～4.37	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、三笠公園等の自然、歴史資産を保全、活用しつつ、親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	3	公園・港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
	18	横須賀港 （平成：現在、海岸保全区域の指定は無い）			—	—	—	—	3.01	海辺つり公園等の親水空間の充実を図り、海を資源とする観光・レクリエーション空間を整備する。	港湾		—	
	19	横須賀港 （大津・馬堀）			護岸		2,524	3.0～5.3	4,128	6.29	高潮越波に対する防護施設を整備するとともに、市民の憩いの場として、港湾利用と環境(景観、親水、生物生息)の調和した施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					護岸	新設	—	—	517	6.29				
					防波堤		166	3.5～4.8	—	—				
	20	横須賀港 （走水）			護岸		977	6.0	977	2.55～5.43	自然海浜を保全するとともに、海岸侵食を防止する施設を整備する。		住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					防波堤		651	1.3	—	—				
	21	横須賀港 （観音崎）			護岸		1,421	3.0～7.0	—	5.23～6.32	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。		住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

変更記載内容（案）

表-5.1- 6 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その6）														
ゾーン名	番号	海岸名 （地区名等）	市名 （管理者）	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 （m）	天端高 （T. P. m）	延長等 （m）	天端高 （T. P. m）				
浦賀・三浦ゾーン	22	横須賀港 （鴨居）	横須賀市 （市）	国土交通省 港湾局	護岸		1,846	1.5～3.9	1,693	4.93～6.27	良好な自然環境を有しており、これらを活用、保全する一方、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。	3、4	住宅地	・護岸、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					突堤		89	3.4	—	—				
	23	横須賀港 （浦賀）			護岸		1,179	2.0～2.6	1,481	3.9～5.48	造船所跡等を中心とした再開発計画に沿った市民の交流、憩いの空間として活用するとともに、市街地が迫る地域においては高潮越波から防護する施設を整備する。		住宅地・ 港湾	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。
					24	横須賀港 （久里浜）	護岸		2,093	2.0～4.7	—			
	25	横須賀港 （野比）					護岸		477	4.1～5.9	477	6.27	隣接する漁港区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4
					離岸堤		1,544 (8基)	2.4	—	—				
					離岸堤	新設	＝	＝	400 (2基)	2.4				
					突堤	新設	50	1.9	100 (1基)	未定				
					砂浜		＝	＝	＝	＝				

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または2100年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

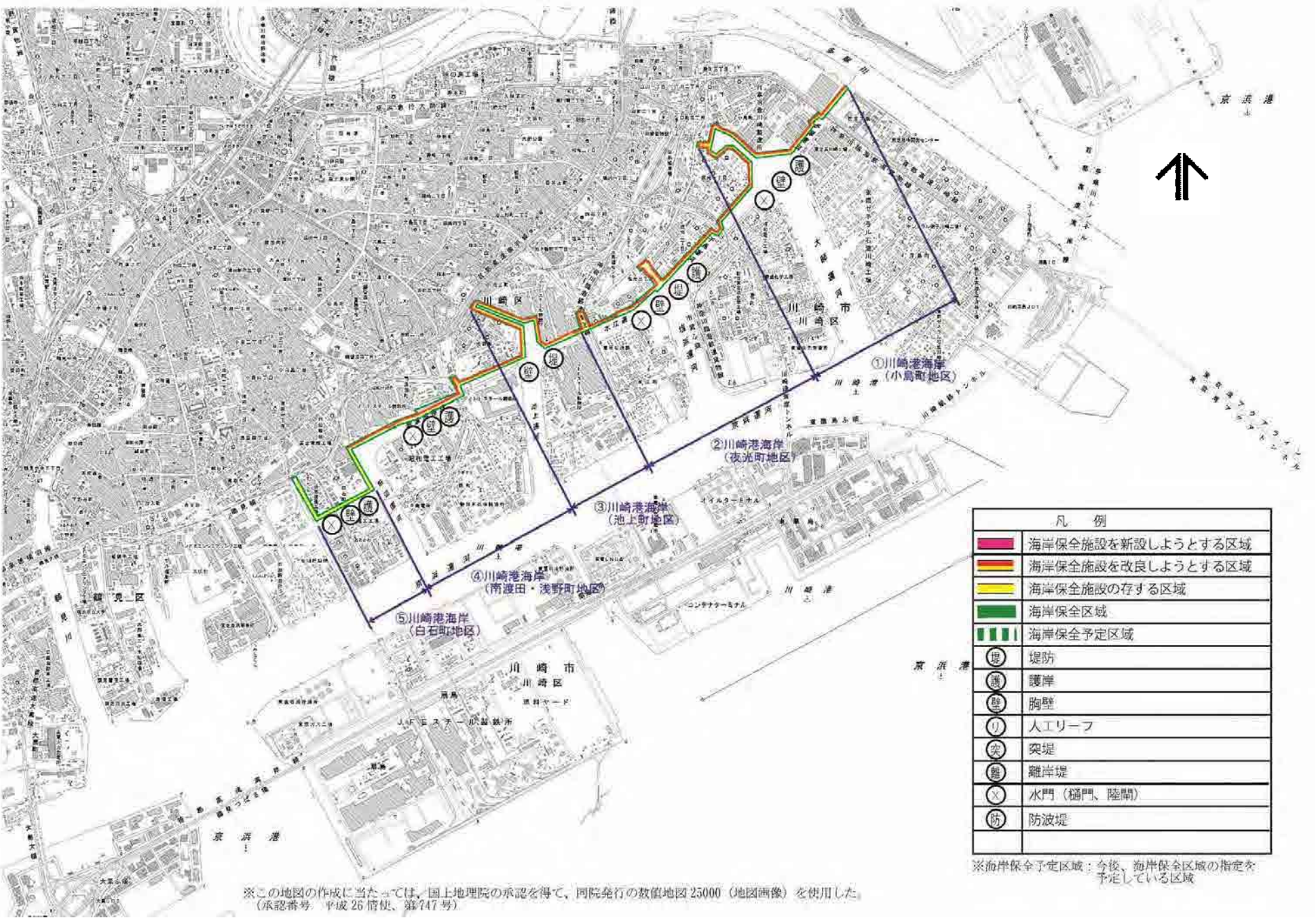
現行基本計画記載内容														
表-5.1-7 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その7）														
ゾーン名	番号	海岸名 (地区名等)	市名 (管理者)	所管	種類	新設・改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益の地域	維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	天端高 (T. P. m)	延長等 (m)	天端高 (T. P. m)				
浦賀・三浦ゾーン	25	北下浦漁港 (長沢)	横須賀市 (市)	水産庁	護岸		1,220	3.7～6.0	—	—	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸、波除堤、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤	改良	460	1.6～2.3	120	2.3				
						新設	—	—	560 (4基)	2.3				
					突堤		744 (11基)	-0.6～3.1	—	—				
					突堤 (導流堤)		93 (2基)	1.9～3.6	—	—				
					波除堤		77	1.9	—	—				
					防波堤		131	3.2～4.8	—	—				
					砂浜		—	—	—	—				
	26	北下浦漁港 (津久井)			護岸		82	4.0～5.0	—	—	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					突堤		190 (4基)	-0.2～3.2	—	—				
							300 (2基)	-1.5～-2.0	—	—				
					人工リーフ	新設	—	—	150 (1基)	-2.0				
							—	—	—	—				
	27	三浦海岸 (三浦)	三浦市 (県)	国土交通省 水管理・国土保全局	護岸		2,745	4.03～7.81	—	—	全区間が堆積傾向にある砂浜であり、海水浴場の適地となっている。そして海岸には岩礁が海上に露出した特異な地形や古墳等もあり、田園と住風景がミックスし、自然の香りを残している。そのため整備する場合はこうした資源を活用していく。	5	住宅地・森林	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。

変更記載内容（案）

表-5. 1- 7 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する基本的な事項（その 7）														
ゾ ー ン 名	番 号	海岸名 （地区名等）	市名 （管理者）	所管	種類	新設・ 改良	規模（現況）		規模（計画）		整備方針	平面図	受益 の地 域	維持又は修繕の方法
							延長等 （m）	天端高 （T. P. m）	延長等 （m）	天端高 （T. P. m）				
浦賀・三浦ゾーン	26	北下浦漁港 （長沢）	横須賀市 （市）	水産庁	護岸		1, 220	3. 7～6. 0	1, 220	6. 27	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸、波除堤、防波堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					離岸堤	改良	870 (5 基)	1. 6～2. 3	120	2. 3				
						新設	＝	＝	100 (1 基)	2. 3				
					突堤		744 (11 基)	-0. 7～3. 1	－	－				
					突堤 (導流堤)		93 (2 基)	1. 9～3. 6	－	－				
					波除堤		77	1. 9	－	－				
	27	北下浦漁港 （津久井）			護岸		82	4. 0～5. 0	－	4. 65	隣接する港湾区域と連携して、砂浜を海岸侵食から防護して維持・再生できる施設を整備する。	4	住宅地・道路	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な砂浜の維持に努める。
					突堤		190 (4 基)	-0. 3～3. 2	－	－				
					人工リーフ		300 (2 基)	-1. 5～-2. 0	－	－				
					離岸堤	改良	150 (1 基)	2. 2	－	－				
					砂浜		＝	＝	＝	＝				
					28	三浦海岸 （三浦）	三浦市 （県）	国土交通省 水管理・国土保全局	護岸					

※規模（計画）の天端高のうち、護岸、堤防、防潮堤及び門扉については、現在の整備計画または 2100 年時点の気候条件を想定した将来外力に対する必要な高さを示したものであるが、整備の実施にあたっては、気候変動の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮する。

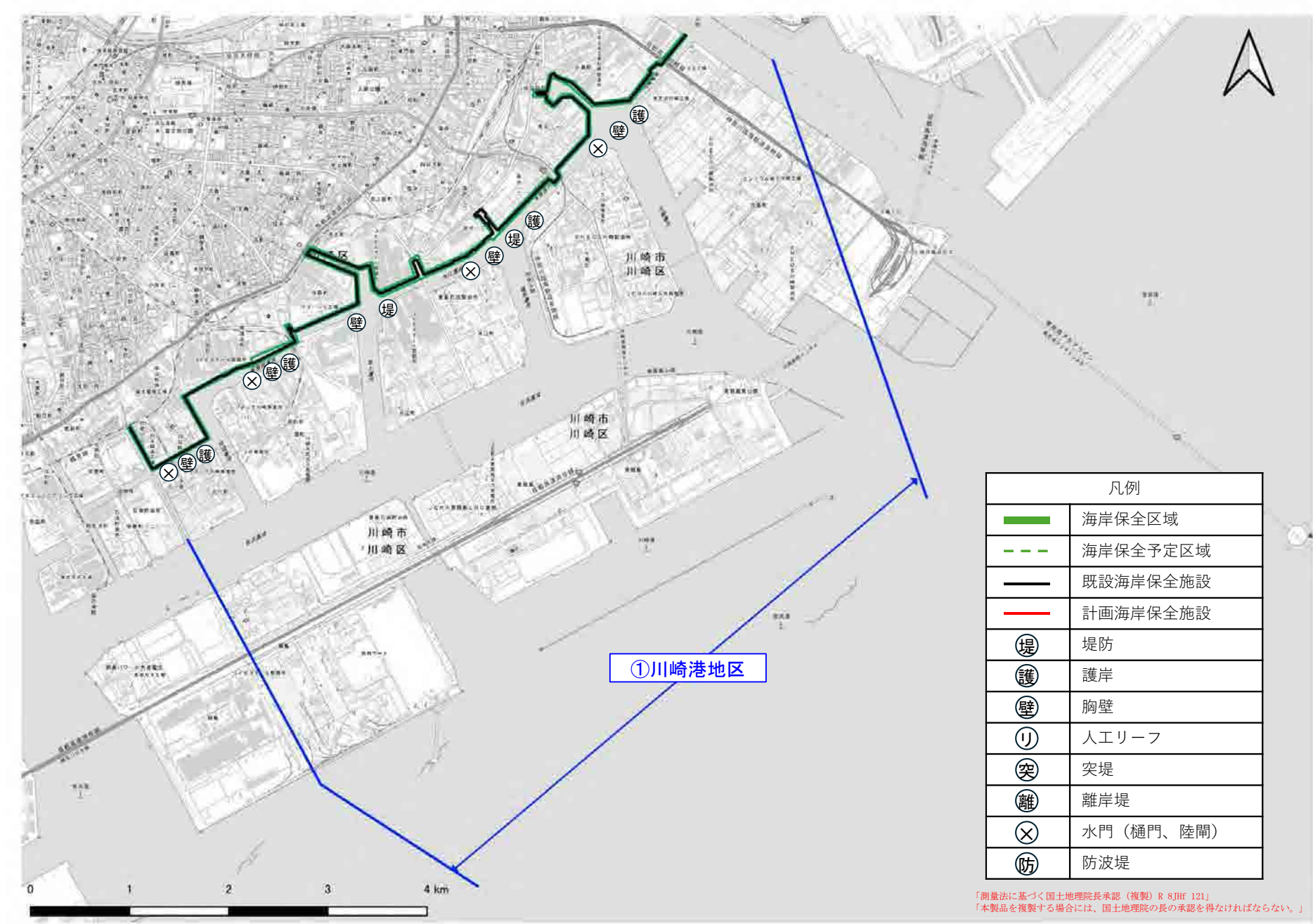
海岸保全施設平面図(1)



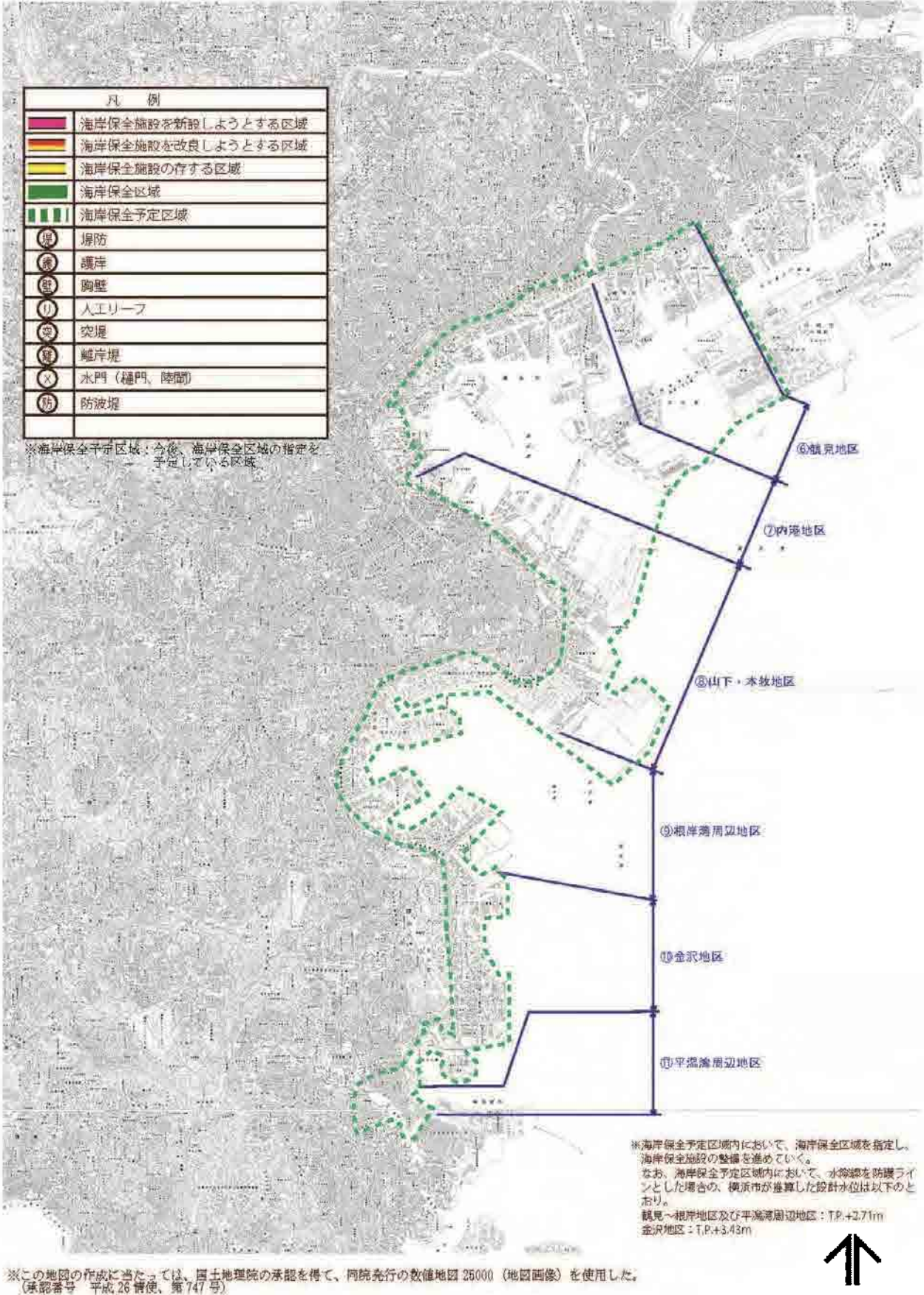
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	護岸
	胸壁
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	水門(橋門、陸閘)
	防波堤

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

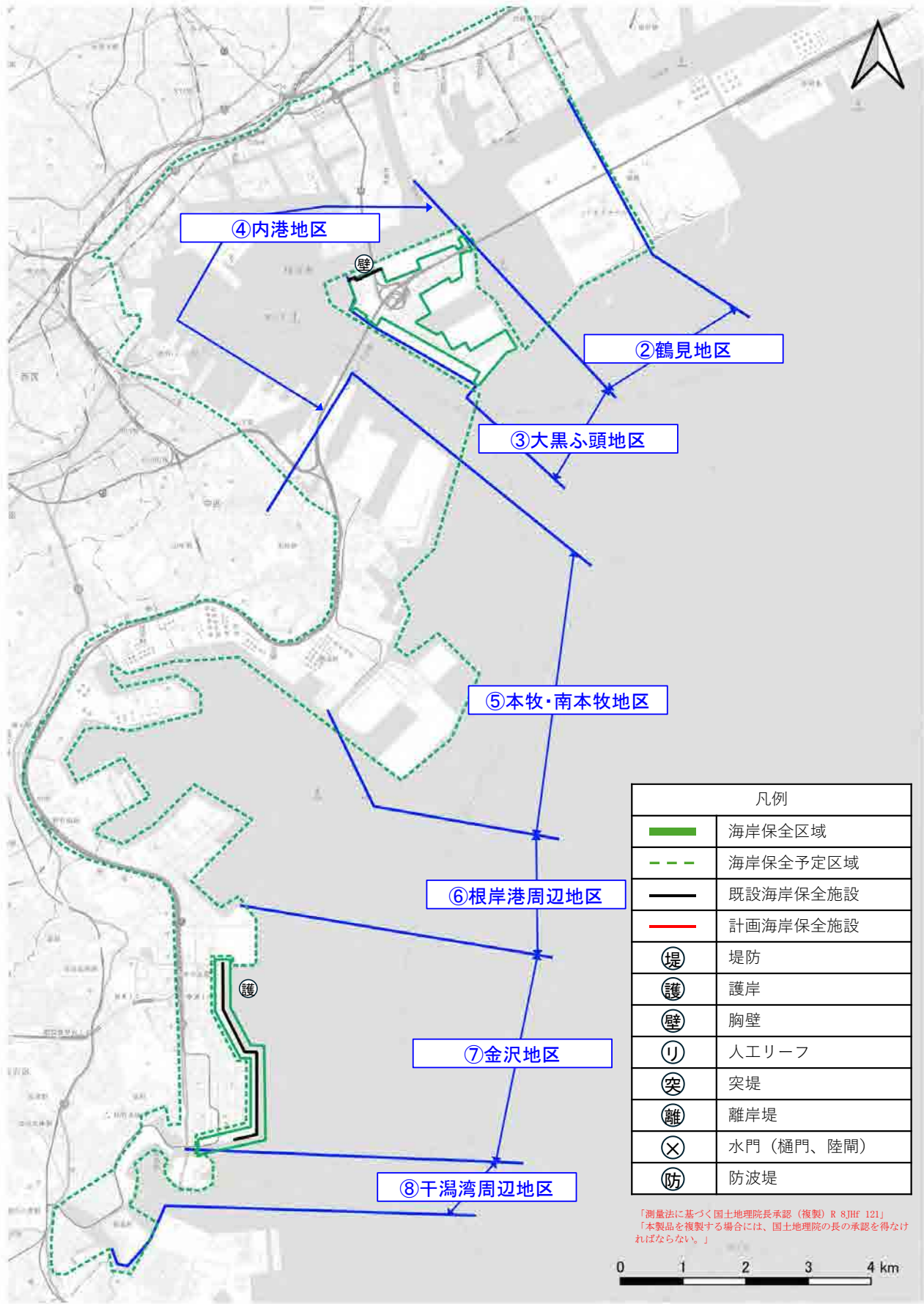
海岸保全施設平面図（1）



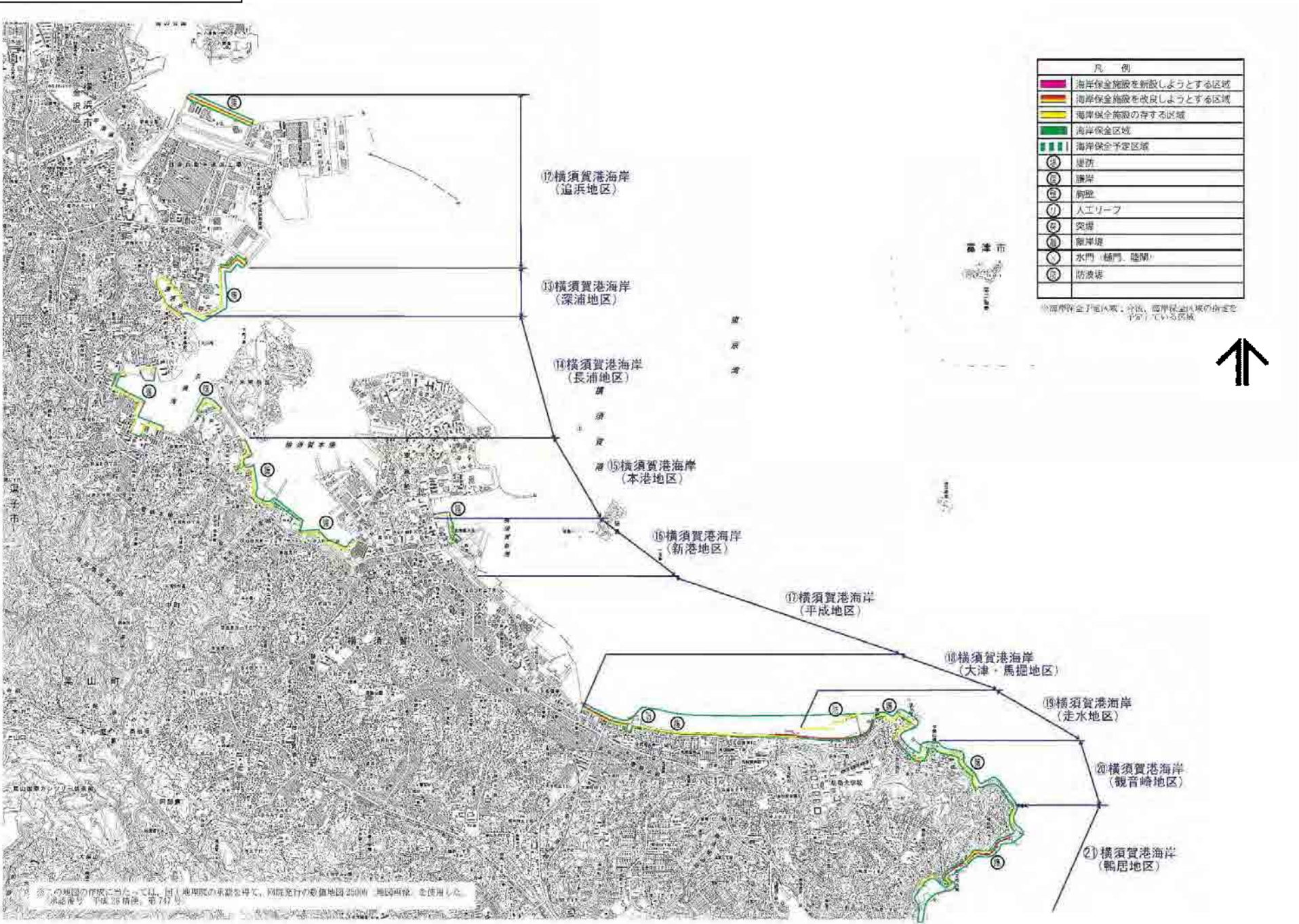
海岸保全施設平面図(2)



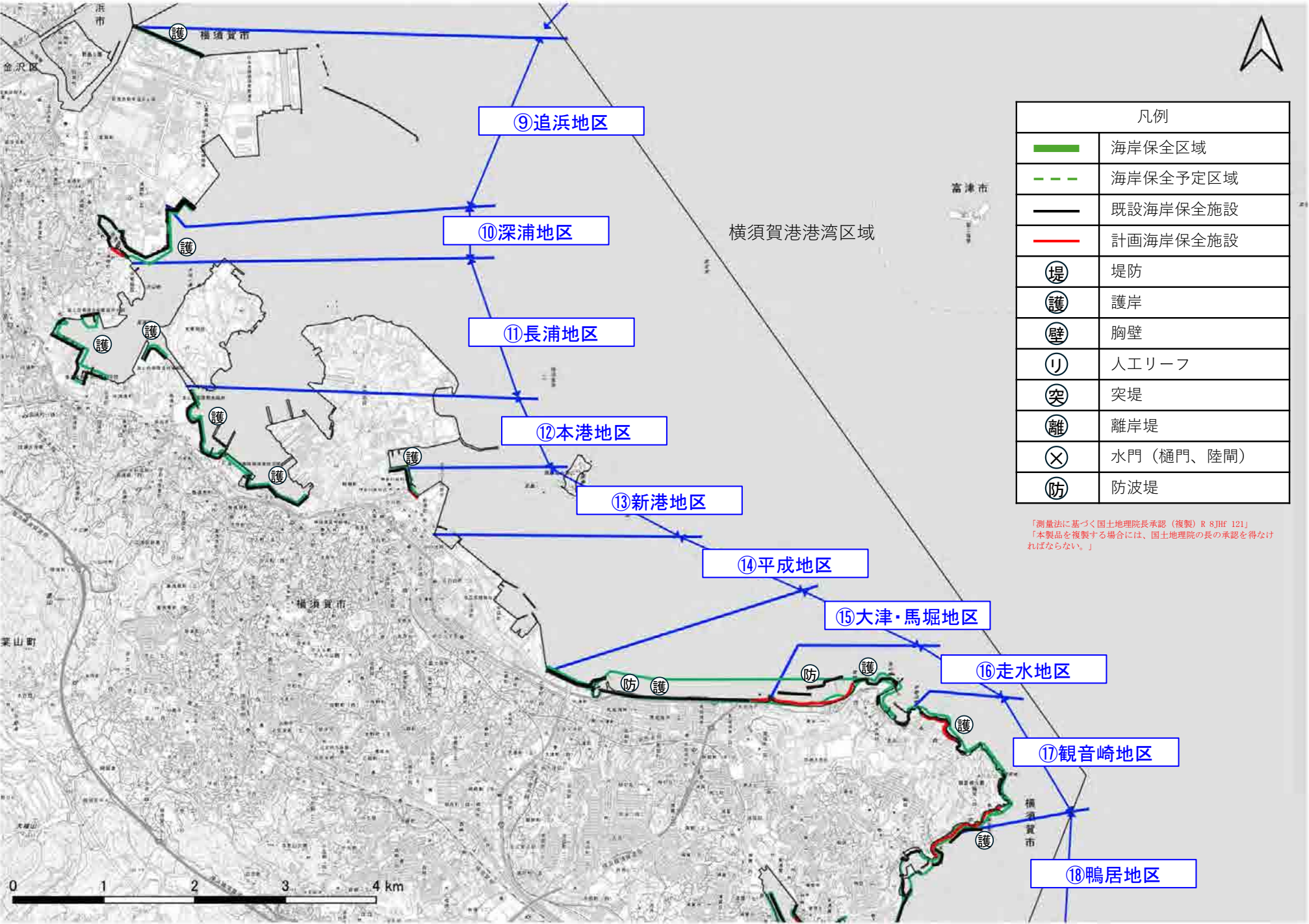
海岸保全施設平面図（2）



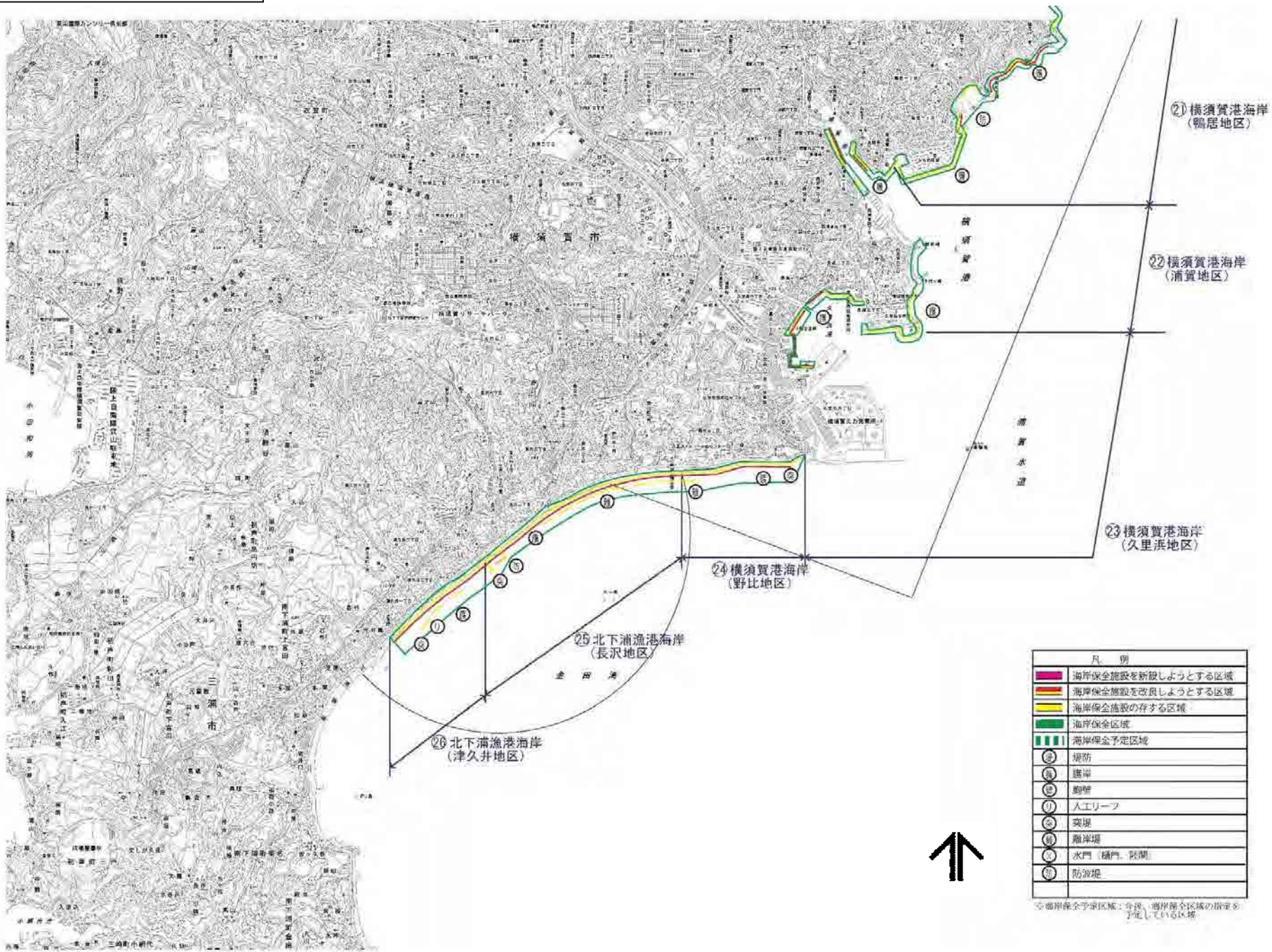
海岸保全施設平面図（３）



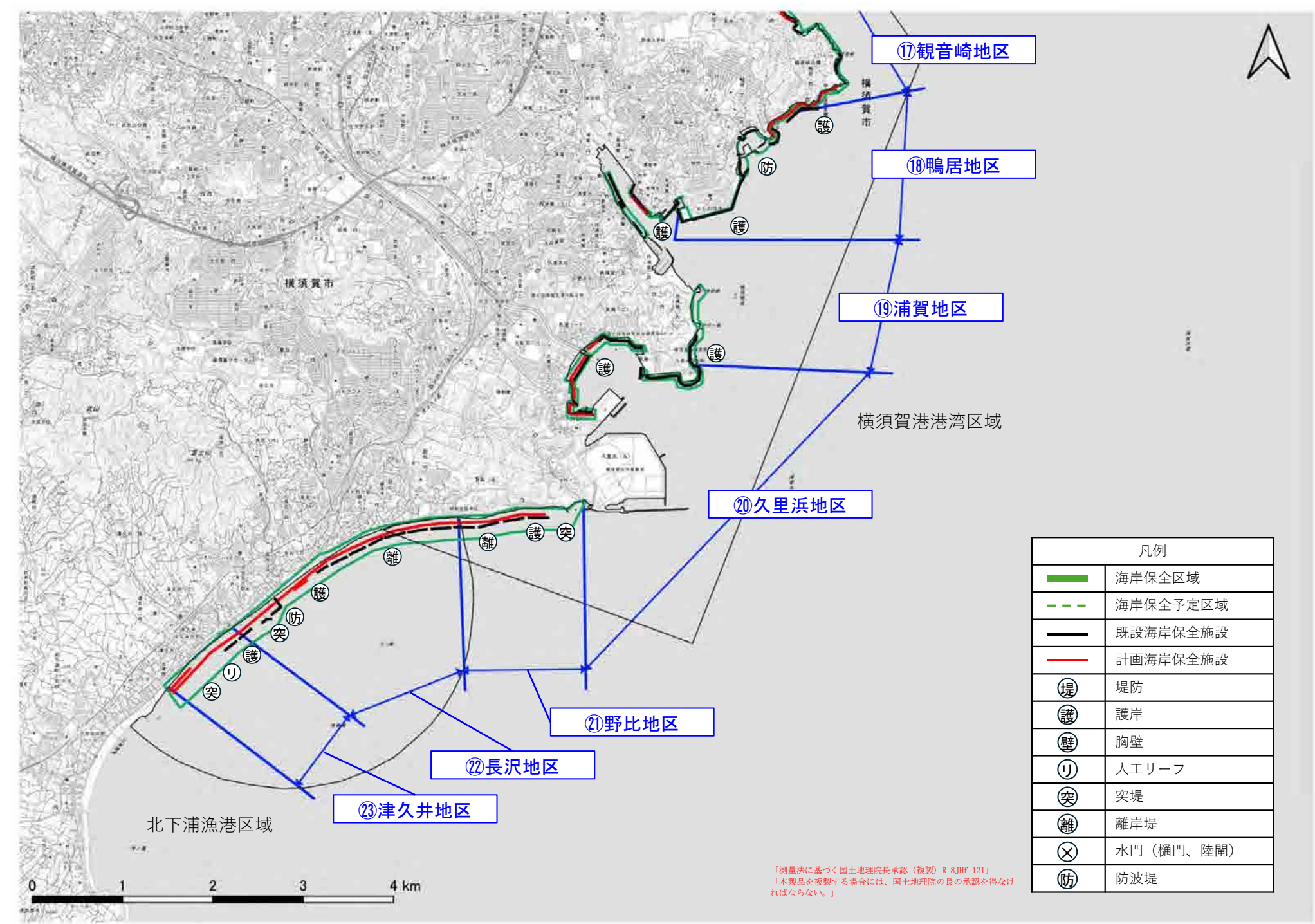
海岸保全施設平面図（3）



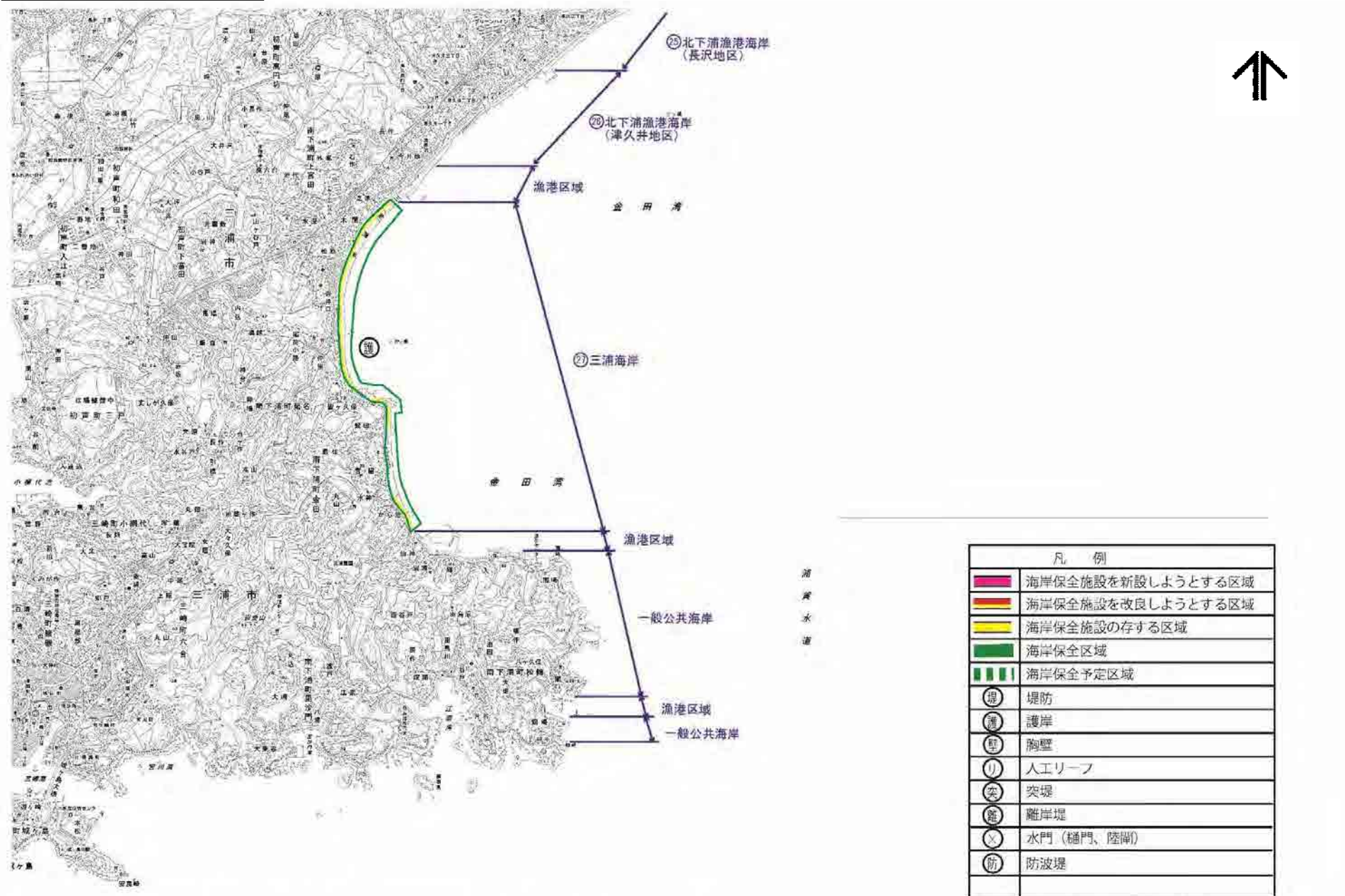
海岸保全施設平面図（４）



海岸保全施設平面図（４）



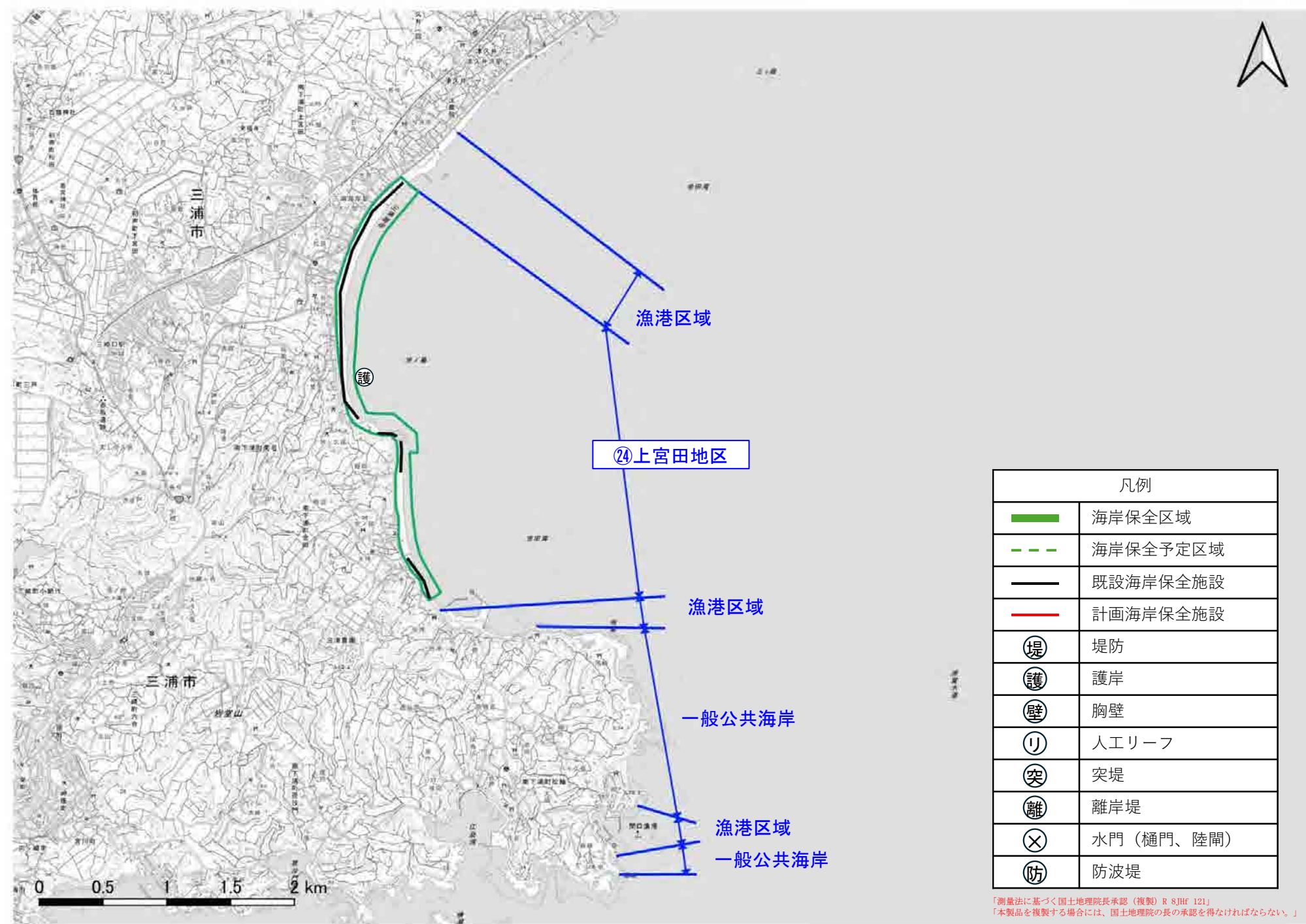
海岸保全施設平面図 (5)



※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を使用した。
（承認番号 平成 26 情使、第 747 号）

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

海岸保全施設平面図 (5)



受益地域

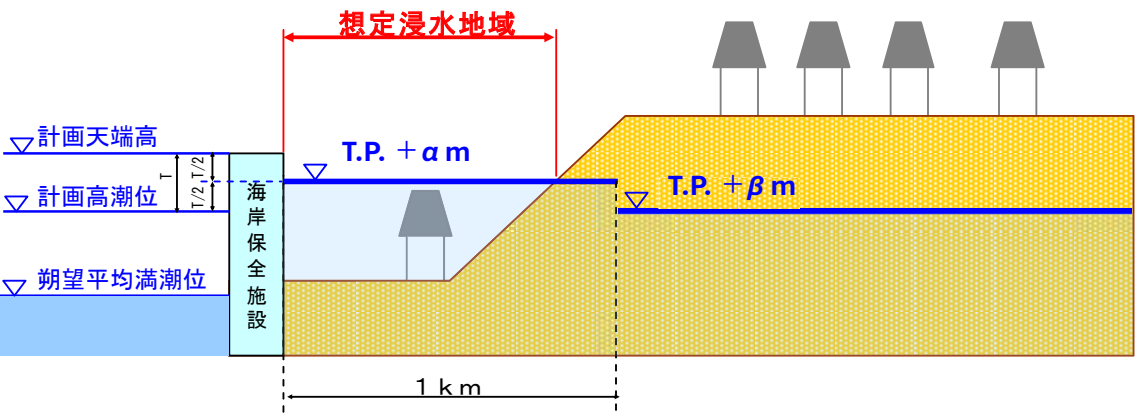
海岸保全施設の整備によって高潮災害などから防護される区域（受益地域）は、P. 5-17 以降に示す青色部となる。

なお、受益地域は、海岸保全施設が存在しない場合に、浸水が想定される地域（想定浸水地域）及び侵食が想定される地域（想定侵食地域）のうち、範囲の広い方とした。また、想定浸水地域及び想定侵食地域の範囲は、詳細な検討結果がある場合には、これによることとし、無い場合には、以下に示す方法により設定した。

(1) 浸水の想定される地域（想定浸水地域）

①現況汀線より 1 km 以内：地盤高が T.P. + α m 以下の地域

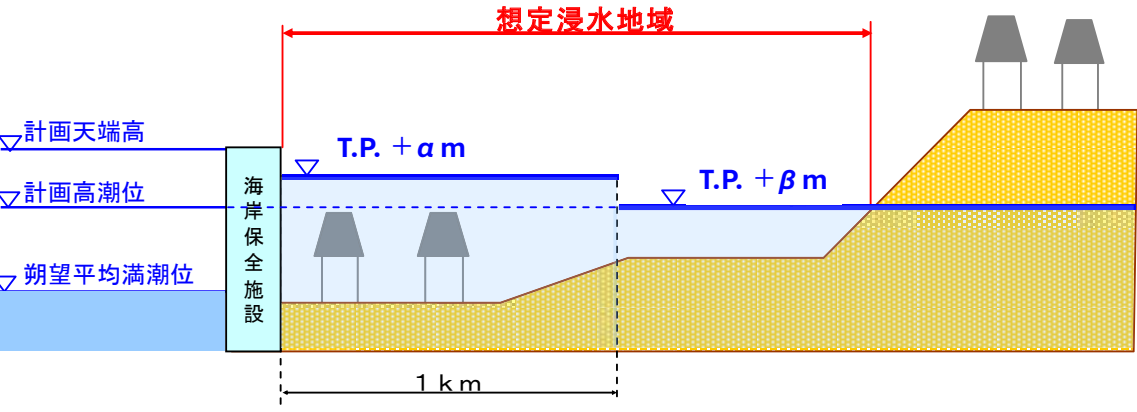
$\alpha = \text{計画高潮位}^* + 1/2 \times (\text{計画天端高} - \text{計画高潮位})$



【想定浸水地域の範囲（現況汀線より 1 km 以内）】

②現況汀線より 1 km 以遠：地盤高が T.P. + β m 以下の地域

$\beta = \text{計画高潮位}$



【想定浸水地域の範囲（現況汀線より 1 km 以遠）】

※ 計画高潮位＝朔望平均満潮位＋高潮偏差

受益地域

海岸保全施設の整備によって高潮災害などから防護される区域（受益地域）は、P. 5-17 以降に示す青色部となる。

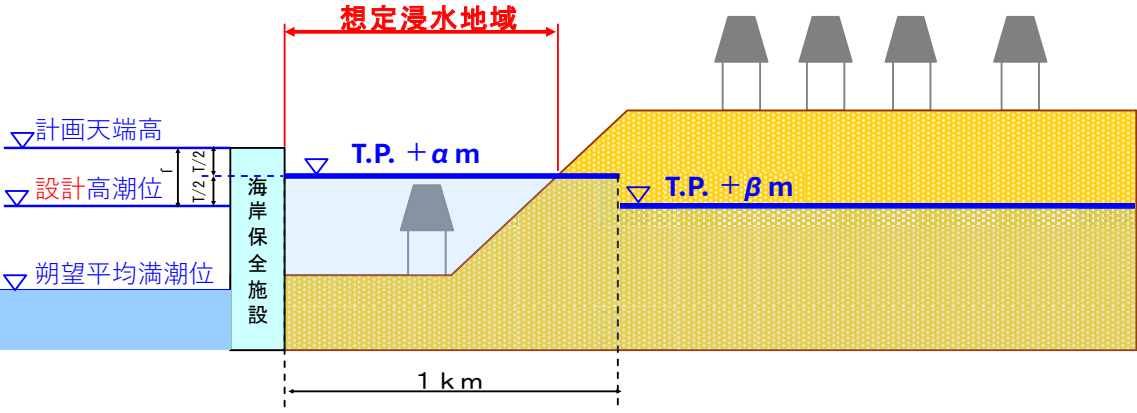
なお、受益地域は、~~海岸保全施設が存在しない場合に、~~浸水が想定される地域（想定浸水地域）及び侵食が想定される地域（想定侵食地域）のうち、範囲の広い方とした。また、想定浸水地域及び想定侵食地域の範囲は、詳細な検討結果がある場合には、これによることとし、無い場合には、以下に示す方法により設定した。

なお、津波が卓越する地域では、設計津波水位のレベルバックにより想定浸水地域を設定した。

(1) 浸水の想定される地域（想定浸水地域）

①現況汀線より 1 km 以内：地盤高が T.P. + α m 以下の地域

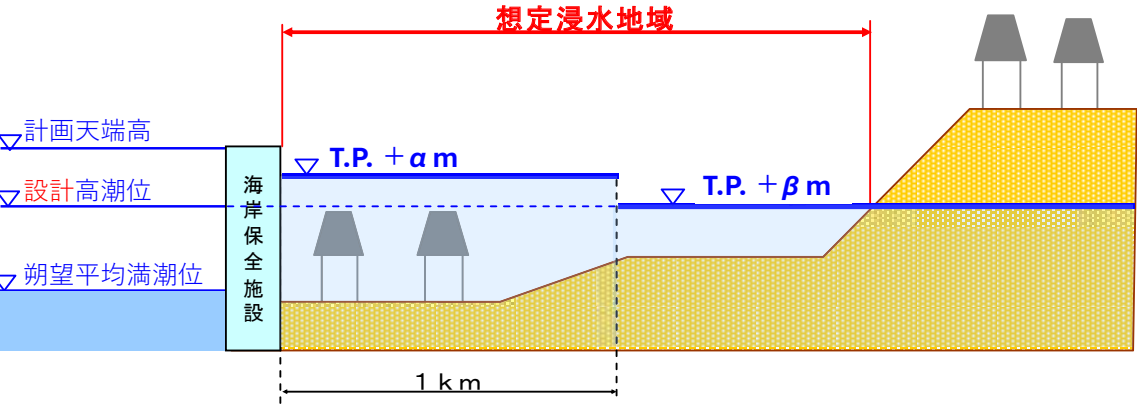
$\alpha = \text{設計高潮位}^* + 1/2 \times (\text{計画天端高} - \text{設計高潮位})$



【想定浸水地域の範囲（現況汀線より 1 km 以内）】

②現況汀線より 1 km 以遠：地盤高が T.P. + β m 以下の地域

$\beta = \text{設計高潮位}$

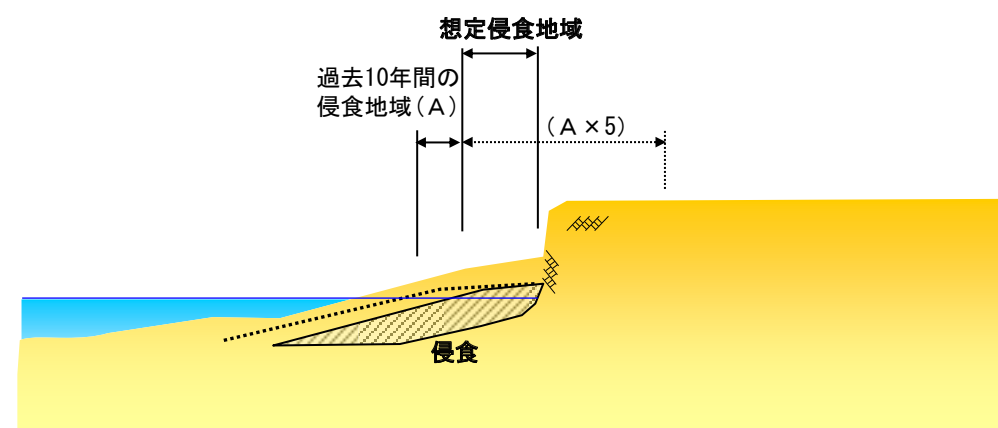
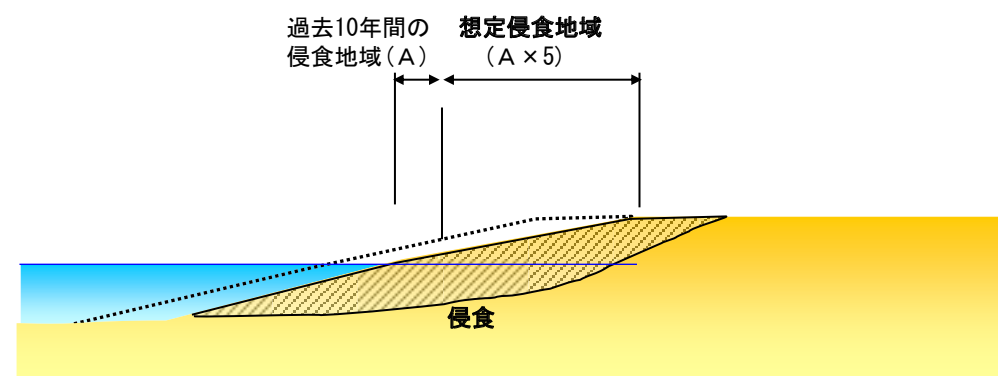
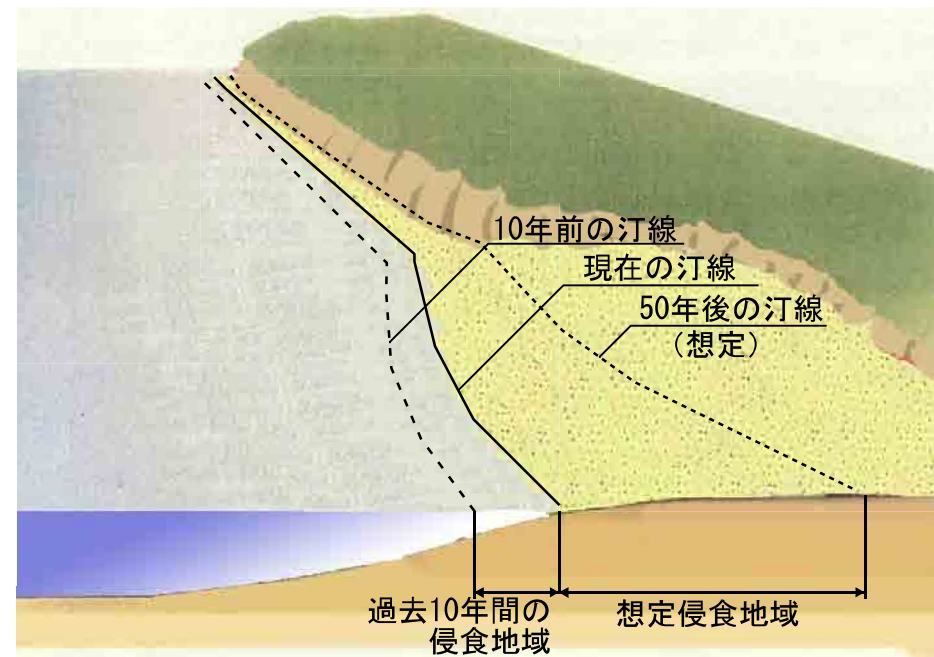


【想定浸水地域の範囲（現況汀線より 1 km 以遠）】

※ 設計高潮位＝朔望平均満潮位＋潮位偏差

2) 侵食の想定される地域（想定侵食地域）

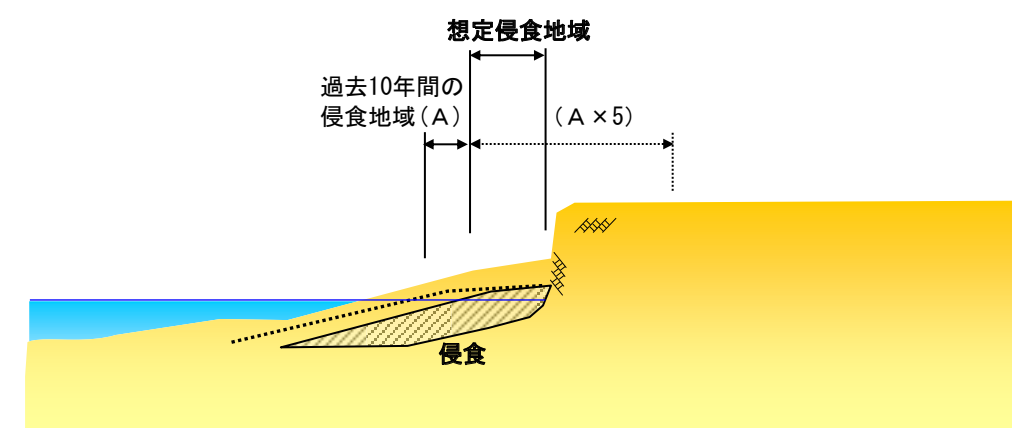
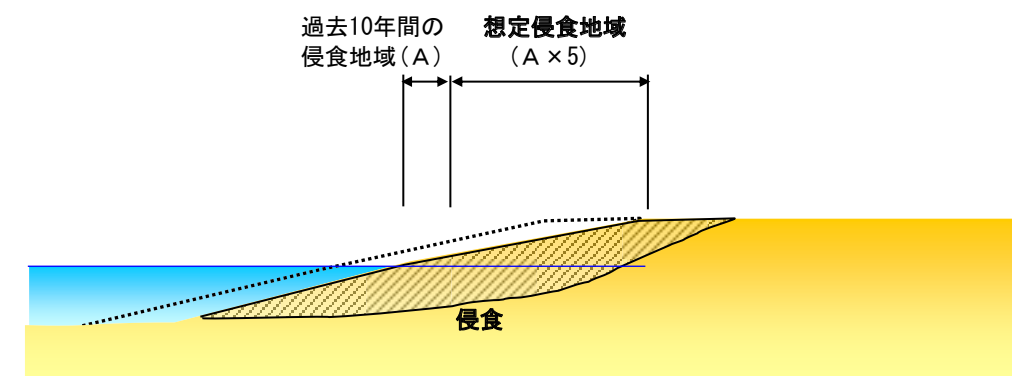
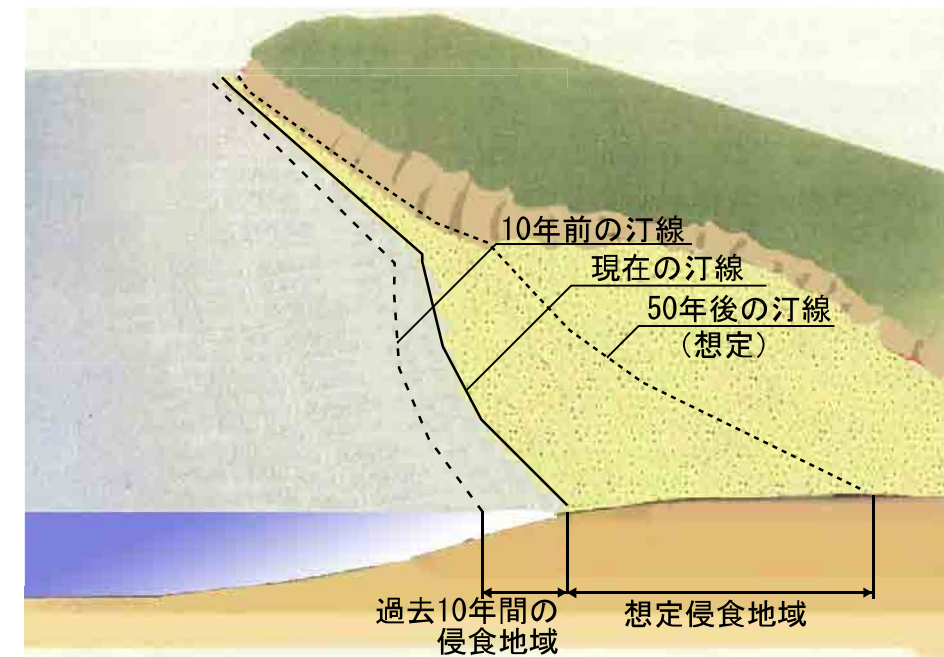
侵食による汀線後退が、現在と同じ速度で 50 年間進むと想定した場合の影響範囲



【想定侵食地域の範囲】

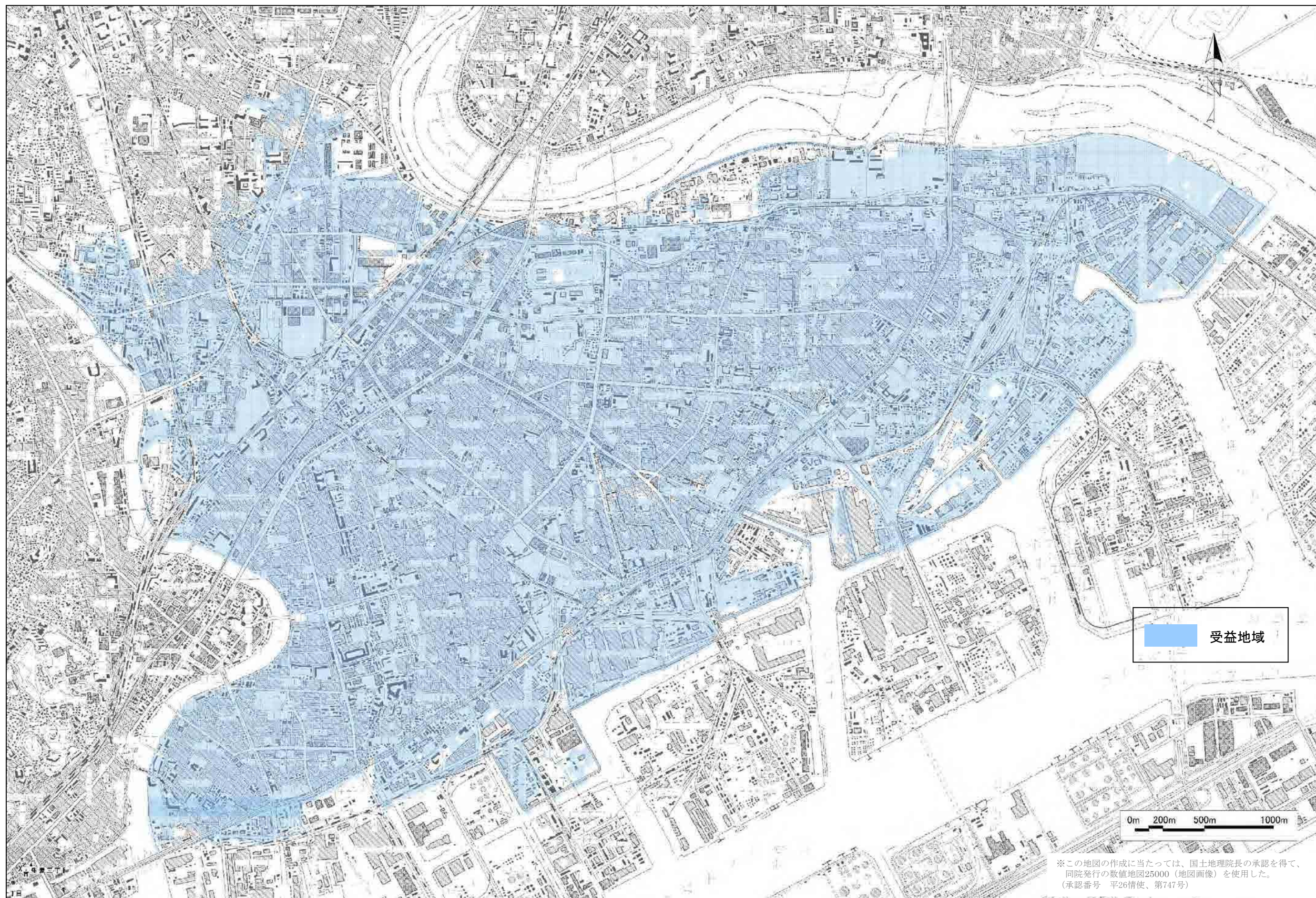
(2) 侵食の想定される地域（想定侵食地域）

侵食による汀線後退が、現在と同じ速度で 50 年間進むと想定した場合の影響範囲

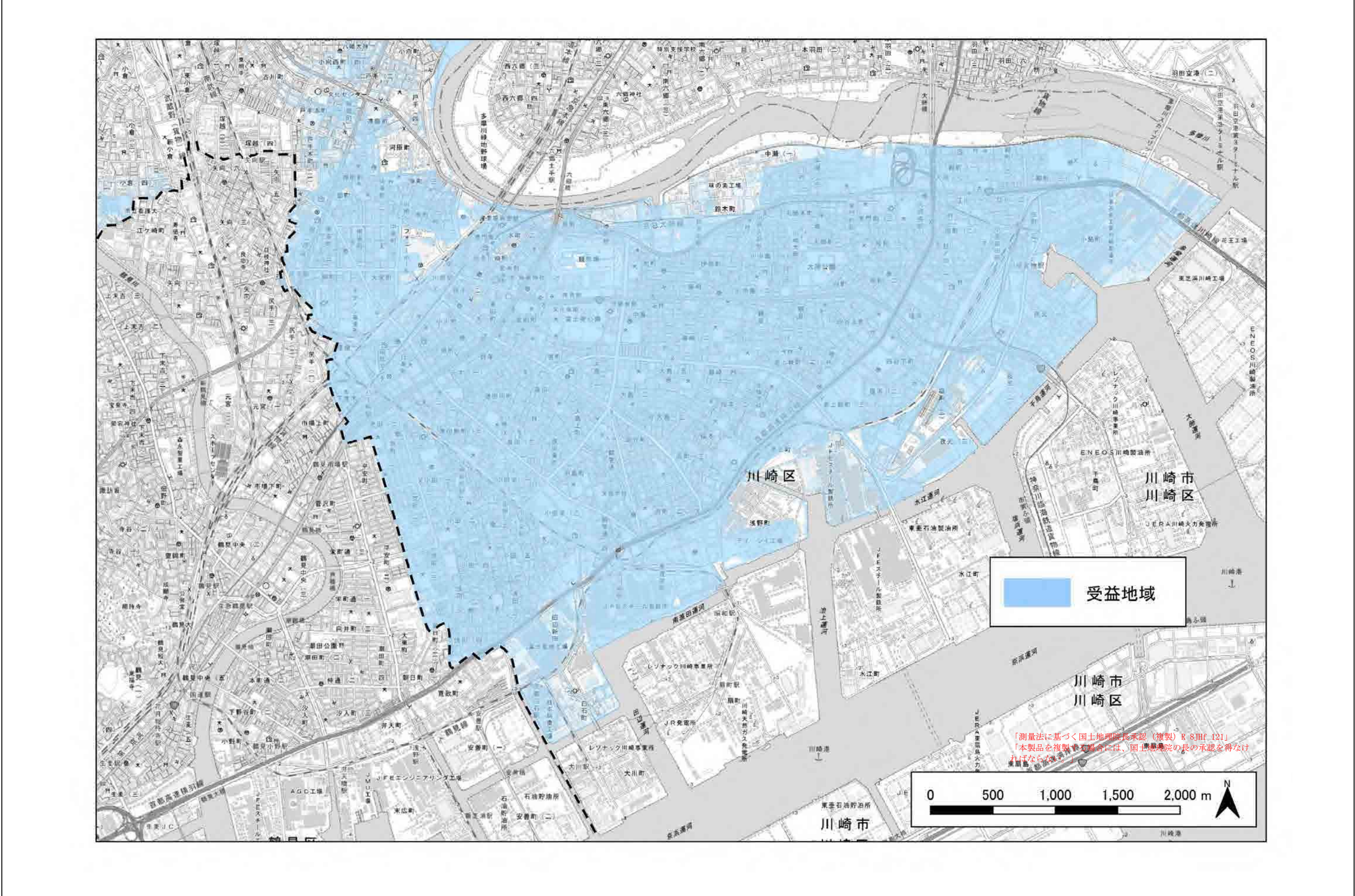


【想定侵食地域の範囲】

川崎ゾーン



川崎ゾーン



横浜ゾーン

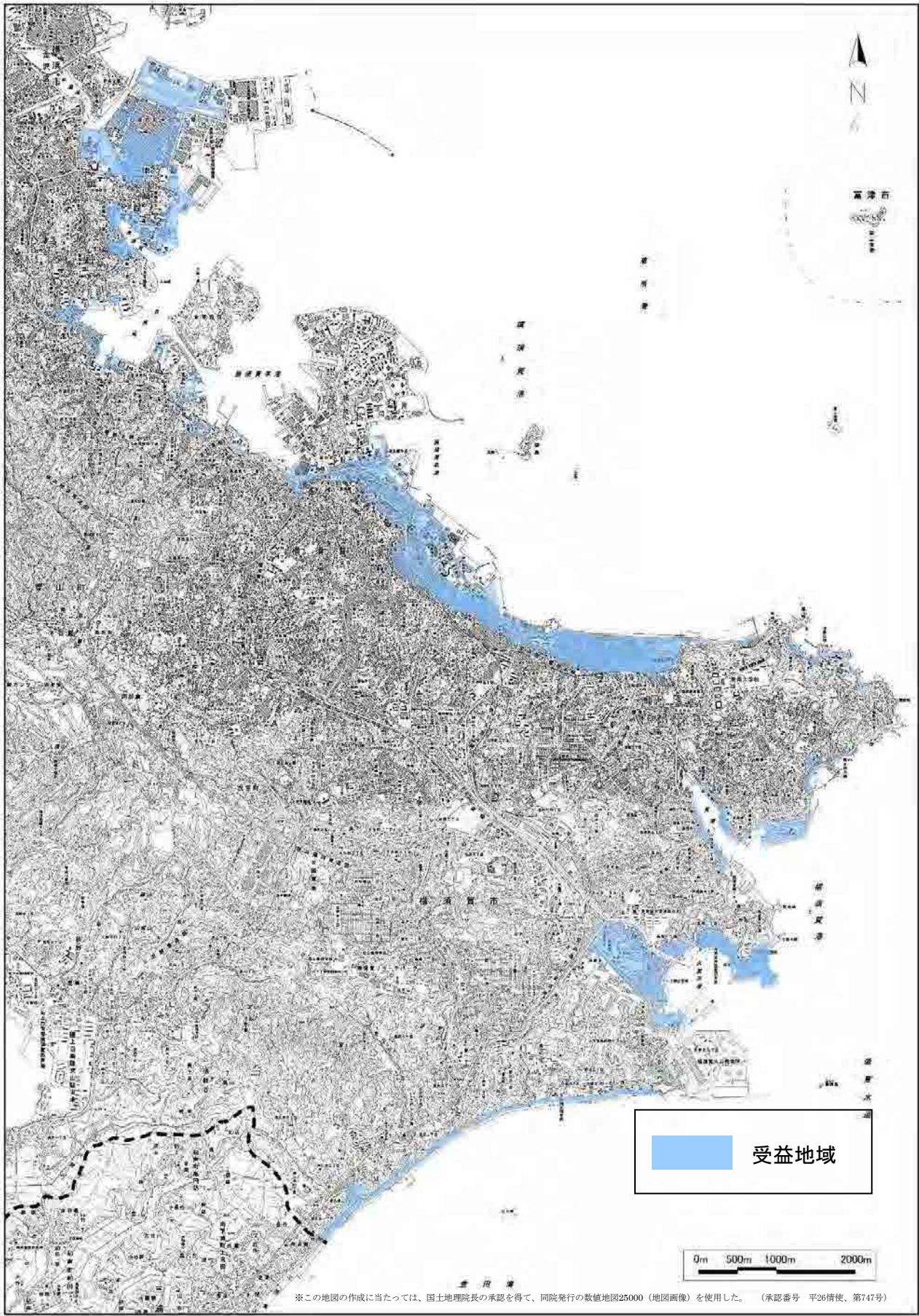


横浜ゾーン



横須賀ゾーン

横須賀ゾーン



浦賀・三浦ゾーン



浦賀・三浦ゾーン



現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	第 6 編 海岸保全基本計画の実施にあたって 6.1 計画実施時に配慮すべき事項 前章までに、東京湾沿岸の課題と在り方、それを実現するための施策を示した。本計画では、海岸保全基本計画を適切かつ効果的に実施していくために配慮すべき重要な事項を述べる。 6.1.1 連携と整合 神奈川県は、内陸部・沿岸部ともに自然度の高い山地、河川及び海岸を有し、大都市圏の中にありながら豊かな自然環境を擁している。動植物はこの豊かな自然環境の恩恵を受け、多様な動植物相を示す。 しかし、海岸域において、藻場や干潟の消滅、海岸侵食など自然環境が変化する傾向にあり、それに伴って動植物も減少する傾向にある。また、動植物の減少傾向は自然環境の変化によるものばかりではなく、護岸の整備などによる海岸の人工化、生活廃水の流入等による水質の悪化などもその原因となっている。 これらのことは本計画を実施していくうえで重要な課題であるだけでなく、沿岸の広域的な環境問題、社会問題として捉えるべきであり、この問題の解消を目指し総合的な対策を講じていく必要がある。海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図り、一体となった取り組みが必要である。 また海岸保全施設の整備の実施については、港湾、漁港、河川、砂防、利水等の各事業、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保するように努めるものとする。 6.1.2 地域住民の参画と情報公開 計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について示す等、海岸に関する情報を広く公開し、事業の透明性の向上を図るものとする。 6.1.3 調査等の推進 安全な海岸の実現と適切で効果的な海岸管理、施設計画等の検討を行っていくために、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、海岸に関する新しい技術の導入を図るものとする。 また、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇により、高潮、高波等の規模の増大、被害の激化が懸念されている。これらに関する調査を行っていくとともに、潮位、波浪等の監視体制を確立し、それらに対して必要な対策を検討していく必要がある。 この他に、海岸に関する技術のみならず幅広い分野の情報を共有し、それらの成果の活用と普及を図るものとする。 6.1.4 計画の見直し 本計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するために、適宜計画内容を再整理し、適切な見直しを行うこととする。また、将来想定される気候変動への影響を考慮した新たな海岸保全へ転換していく必要があるが、気候変動には不確実性があることに加え、海岸保全の対象は広範囲にわたり対策実施には長期間を要することから、段階的な整備の検討など柔軟に対応していく。 災害の発生等により海岸保全施設の急な整備が必要となった場合には、本計画の内容を踏まえたうえで、海岸保全施設の整備内容について適切な措置を行うこととする。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	なお、本計画の 4.2 海岸の保全に関する施策のうち、(1)海岸の防護のための施策、(2)海岸環境の整備及び保全のための施策及び(3)海岸における公衆の適正な利用を促進するための施策に記載された施策うち、関係行政機関、関係住民等との連携あるいは支援などに関わる施策については、基本的な方向を示したものであり、具体的には、今後、関係者間で協議を行ない、その都度、整理して行くものとする。 6.1.5 段階的な整備の考え方 「第 4 編 海岸保全の目標と施策について」における防護の目標は、2100 年時点の気候条件を想定した将来外力に基づき設定したものである。ただし、気候変動の予測には不確実性が伴うため、整備の実施にあたっては、気候変動による将来外力の不確実性、施設の耐用年数及び整備費用等の制約条件を十分に考慮し、順応的かつ段階的な整備も考えられる。なお、段階整備においては、今後 10 年程度における整備の目安として、検討時点から約 50 年後の水準を「当面の整備目標」として整備することも考えられるが、実施については各管理者の判断によるものとする。 段階整備イメージ

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	本計画は、SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」及び「14 海の豊かさを守ろう」と関連を持つことから、この視点を踏まえながら推進する。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
第 6 編 用語集 (50 音順) 青潮【あおしお】 富栄養化などにより異常発生したプランクトンが、海底に沈殿してバクテリア分解される際、海水中の酸素が大量に消費されてできた貧酸素水塊のこと。硫黄や硫黄酸化物の微粒子が乳青色に見えることから青潮と呼ばれる。 赤潮【あかしお】 富栄養化などによるプランクトンの異常繁殖により、水域が赤く変色する現象。 一級河川【いっきゅうかせん】 国土保全や国民経済上、特別に重要な水系の中で、政令で区間を示して指定された河川。 一般公共海岸【いっぱんこうきょうかいがん】 一般公共海岸区域：公共海岸区域のうち海岸保全区域以外の区域。 うちあげ高【うちあげだか】 防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのことである。原則として、[平成 14 年度東京湾海岸保全基本計画検討調査報告書（平成 15 年 3 月）、国土交通省関東地方整備局港湾空港部海域環境・海岸課] より、波浪変形シミュレーション等を行い、海岸毎に護岸の整備形態（直立式 or 緩傾斜＋養浜工など）を考慮し、うちあげ高を算出する。 但し、N 系の波が設計条件となる海岸、既往の波浪推算資料の方が波の大きい海岸等については、照査の上、波浪条件を設定する。 越波量【えっぱりょう】 越波により、堤防や護岸を乗り越えて陸側に入った海水の量。 NPO【えぬぴーおー】 [nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。 沿岸【えんがん】 海・湖・河川などの陸地に沿った部分。 海岸管理【かいがんかんり】 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧等の事実行為のみならず、海岸保全区域の占用の許可、行為の制限等の行政事務を含み、海岸保全区域について行われる海岸保全目的達成のためになされる行為をいう。 海岸侵食【かいがんしんしょく】 波の作用によって海岸線が後退する現象で、河川からの土砂供給量が減ったことや沿岸構造物の影響等が原因と考えられている。	第 7 編 用語集 (50 音順) 青潮【あおしお】 富栄養化などにより異常発生したプランクトンが、海底に沈殿してバクテリア分解される際、海水中の酸素が大量に消費されてできた貧酸素水塊のこと。硫黄や硫黄酸化物の微粒子が乳青色に見えることから青潮と呼ばれる。 赤潮【あかしお】 富栄養化などによるプランクトンの異常繁殖により、水域が赤く変色する現象。 一級河川【いっきゅうかせん】 国土保全や国民経済上、特別に重要な水系の中で、政令で区間を示して指定された河川。 一般公共海岸【いっぱんこうきょうかいがん】 一般公共海岸区域：公共海岸区域のうち海岸保全区域以外の区域。 うちあげ高【うちあげだか】 防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのことである。原則として、[平成 14 年度東京湾海岸保全基本計画検討調査報告書（平成 15 年 3 月）、国土交通省関東地方整備局港湾空港部海域環境・海岸課] より、波浪変形シミュレーション等を行い、海岸毎に護岸の整備形態（直立式 or 緩傾斜＋養浜工など）を考慮し、うちあげ高を算出する。 但し、N 系の波が設計条件となる海岸、既往の波浪推算資料の方が波の大きい海岸等については、照査の上、波浪条件を設定する。 越波量【えっぱりょう】 越波により、堤防や護岸を乗り越えて陸側に入った海水の量。 NPO【えぬぴーおー】 [nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。 沿岸【えんがん】 海岸線を境として、海域と陸域が相互に影響しあう範囲を指し、海岸、浅海域、港湾、背後地などを含む総合的な空間。 海岸管理【かいがんかんり】 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧等の事実行為のみならず、海岸保全区域の占用の許可、行為の制限等の行政事務を含み、海岸保全区域について行われる海岸保全目的達成のためになされる行為をいう。 海岸侵食【かいがんしんしょく】 波の作用によって海岸線が後退する現象で、河川からの土砂供給量が減ったことや沿岸構造物の影響等が原因と考えられている。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
海岸法〔かいがんほう〕 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として昭和３１年に制定された法。平成１１年に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。	海岸法〔かいがんほう〕 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として 1956（昭和31）年に制定された法。1999（平成11）年に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。さらに2014（平成26）年には、海岸管理における防災・減災対策の推進、水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立、海岸保全施設の適切な維持管理及び地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実を主な内容とする改正が行われた。
海岸保全基本計画〔かいがんほぜんきほんけいかく〕 海岸法に基づいて施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、防護・環境・利用等、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の７１沿岸区分ごとに定めるもの。	海岸保全基本計画〔かいがんほぜんきほんけいかく〕 海岸法に基づいて施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、防護・環境・利用等、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の71沿岸区分ごとに定めるもの。
海岸保全基本方針〔かいがんほぜんきほんほうしん〕 防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、平成１１年に改正された海岸法に基づき、主務大臣が定めることとされた海岸保全に関する基本的な方針であり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県知事が海岸保全基本計画を策定するに当たっての基本的な方向性をしめすものである。	海岸保全基本方針〔かいがんほぜんきほんほうしん〕 防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、1999（平成11）年に改正された海岸法に基づき、主務大臣が定めることとされた海岸保全に関する基本的な方針であり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県知事が海岸保全基本計画を策定するに当たっての基本的な方向性をしめすものである。
海岸保全区域〔かいがんほぜんくいき〕 津波、高潮、波浪、その他、海水または地盤変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として指定された区域をいう。	海岸保全区域〔かいがんほぜんくいき〕 津波、高潮、波浪、その他、海水または地盤変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として指定された区域をいう。
海岸保全施設〔かいがんほぜんしせつ〕 海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。	海岸保全施設〔かいがんほぜんしせつ〕 海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。
海底谷〔かいていこく〕 大陸棚または大陸斜面上にある谷。	海底谷〔かいていこく〕 大陸棚または大陸斜面上にある谷。
海洋性レクリエーション〔かいようせいれくりえーしょん〕 海洋で行うレクリエーション。ヨット、ダイビング、ボードセイリング、サーフィン等。 レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。	海洋性レクリエーション〔かいようせいれくりえーしょん〕 海洋で行うレクリエーション。ヨット、ダイビング、ボードセイリング、サーフィン等。 レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。
環境基準（健康項目、生活環境項目）〔かんきょうきじゅん〕 人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・土壌の汚染、水質汚濁、騒音など、環境上の条件についての基準。公害対策基本法に基づく。	環境基準（健康項目、生活環境項目）〔かんきょうきじゅん〕 人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・土壌の汚染、水質汚濁、騒音など、環境上の条件についての基準。環境基本法に基づく。
関東ローム〔かんとうろーむ〕 主として関東地方の台地や丘陵地の上部に分布している赤褐色の火山灰土。古い順に多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームと呼ばれている。日本統一地質分類法では火山灰質粘性土に分類される。特異な構造を持ち、自然状態での強度は大きいが、乱すと極端に強度が低下する性質を持つ。	関東ローム〔かんとうろーむ〕 主として関東地方の台地や丘陵地の上部に分布している赤褐色の火山灰土。古い順に多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームと呼ばれている。日本統一地質分類法では火山灰質粘性土に分類される。特異な構造を持ち、自然状態での強度は大きいが、乱すと極端に強度が低下する性質を持つ。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
近郊緑地保全〔きんこうりょくちほぜん〕 近郊緑地保全区域：首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。	近郊緑地保全〔きんこうりょくちほぜん〕 近郊緑地保全区域：首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。
計画高潮位〔けいかくこうちょうい〕 計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。	
原因者負担制度〔げんいんしゃふたんせいど〕 他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる制度。	原因者負担制度〔げんいんしゃふたんせいど〕 他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる制度。
公共海岸〔こうきょうかいがん〕 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線(最も海面が低下した時の汀線)までの水面。	公共海岸〔こうきょうかいがん〕 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線(最も海面が低下した時の汀線)までの水面。
恒流〔こうりゅう〕 海水の密度差・風や地形の影響、河川水・外洋水の流入により生じた非周期的な流れ。	恒流〔こうりゅう〕 海域に生じる流れのうち、潮汐流を除いた潮汐残差流、密度流、吹送流及び海浜流の総称。
港湾区域〔こうわんくいき〕 港湾管理者が港湾を管理するために必要な水域。	港湾区域〔こうわんくいき〕 港湾管理者が港湾を管理するために必要な水域。
護岸〔ごがん〕 高潮・侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を被覆する施設。	護岸〔ごがん〕 高潮・侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を被覆する施設。
国際戦略港湾〔こくさいせんりゃくこうわん〕 長距離の国際海上コンテナ運送を行う国際海上貨物輸送網の拠点として、また国内海上貨物輸送網との結節点として高い機能を備えた港湾で、国際競争力の強化を重点的に図る必要がある港湾として政令で定めるもの。国際コンテナ戦略港湾として阪神港（神戸港・大阪港）と京浜港（東京港・川崎港・横浜港）、国際バルク戦略港湾として釧路港・鹿島港・名古屋港などが指定されている。	国際戦略港湾〔こくさいせんりゃくこうわん〕 長距離の国際海上コンテナ運送を行う国際海上貨物輸送網の拠点として、また国内海上貨物輸送網との結節点として高い機能を備えた港湾で、国際競争力の強化を重点的に図る必要がある港湾として政令で定めるもの。国際コンテナ戦略港湾として阪神港（神戸港・大阪港）と京浜港（東京港・川崎港・横浜港）、国際バルク戦略港湾として釧路港・鹿島港・名古屋港などが指定されている。
朔望平均満潮位〔さくぼうへいきんまんちょうい〕 満潮と干潮との潮位差を潮差と呼ぶ。潮差は1ヶ月の間では、新月（朔）と満月（望）よりそれぞれ1～3日遅れた頃が最も大きく、これを大潮といい、朔及び望の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位を平均したものを朔望平均満潮位という沿岸の各潮位観測地点における潮位観測記録を基に設定する。	朔望平均満潮位〔さくぼうへいきんまんちょうい〕 満潮と干潮との潮位差を潮差と呼ぶ。潮差は1ヶ月の間では、新月（朔）と満月（望）よりそれぞれ1～3日遅れた頃が最も大きく、これを大潮といい、朔及び望の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位を平均したものを朔望平均満潮位という沿岸の各潮位観測地点における潮位観測記録を基に設定する。
刺網漁業〔さしあみぎょぎょう〕 刺網：海中に張って、網目に頭をさし込ませたり体をからませたりさせて魚を捕獲する網。浮刺し網・底刺し網などがある。	刺網漁業〔さしあみぎょぎょう〕 刺網：海中に張って、網目に頭をさし込ませたり体をからませたりさせて魚を捕獲する網。浮刺し網・底刺し網などがある。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
里親制度〔さとおやせいど〕 1985 年頃にアメリカのテキサス州で始められた制度で、海岸、道路や河川など行政の管理する公共施設の一定区間を「養子縁組」し、公共施設の維持管理を住民等から構成されるボランティア団体に任せるシステムである。Adopt system（アドプトシステム）と呼ばれ、近年、世界中に広まりつつある	里親制度〔さとおやせいど〕 1985（昭和 60） 年頃にアメリカのテキサス州で始められた制度で、海岸、道路や河川など行政の管理する公共施設の一定区間を「養子縁組」し、公共施設の維持管理を住民等から構成されるボランティア団体に任せるシステムである。Adopt system（アドプトシステム）と呼ばれ、近年、世界中に広まりつつある。
COD（化学的酸素要求量）〔しーおーでいー〕 水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもの。代表的な水質の指標の一つであり、酸素消費量とも呼ばれる。	COD（化学的酸素要求量）〔しーおーでいー〕 水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもの。代表的な水質の指標の一つであり、酸素消費量とも呼ばれる。
自然海岸〔しぜんかいがん〕 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。	自然海岸〔しぜんかいがん〕 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。
自然環境保全地域〔しぜんかんきょうほぜんちいき〕 高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域のことです。	自然環境保全地域〔しぜんかんきょうほぜんちいき〕 高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域のこと です。
重要港湾〔じゅうようこうわん〕 国際海上輸送網、又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。	重要港湾〔じゅうようこうわん〕 国際海上輸送網、又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。
受益地域〔じゅえきちいき〕 海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。	受益地域〔じゅえきちいき〕 海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。
循環流〔じゅんかんりゅう〕 一定空間の中を循環している流れ。	循環流〔じゅんかんりゅう〕 一定空間の中を循環している流れ。
人工海岸〔じんこうかいがん〕 海岸（汀線）が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。	人工海岸〔じんこうかいがん〕 海岸（汀線）が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。
スタンドアップパドルボード〔すたんどあっぷぱどるぼーど〕 サーフボードの上に立ったまま乗り、パドルを使用して自由に移動し、波が立つところでは波に乗ることもできるマリンスポーツ。	スタンドアップパドルボード〔すたんどあっぷぱどるぼーど〕 サーフボードの上に立ったまま乗り、パドルを使用して自由に移動し、波が立つところでは波に乗ることもできるマリンスポーツ。
設計津波〔せつけいつなみ〕 一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達するとされる津波。	設計高潮位〔せっけいこうちょうい〕 設計 高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。
設計津波〔せつけいつなみ〕 一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達するとされる津波。	設計津波〔せつけいつなみ〕 一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達するとされる津波。
せり上がり〔せりあがり〕 津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。	せり上がり〔せりあがり〕 津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
全窒素〔ぜんちっそ〕 TN（Total Nitrogen）、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。 湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。	全窒素〔ぜんちっそ〕 TN（Total Nitrogen）、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。 湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。
全燐〔ぜんりん〕 TP（Total Phosphorus）、総燐ともいう。無機態燐と有機態燐の合計量。 湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、燐は、燐イオン、燐化合物として存在しているが、全燐は、試料水中に含まれる燐の総量を測定するものである。燐は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量な燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。	全燐〔ぜんりん〕 TP（Total Phosphorus）、総燐ともいう。無機態燐と有機態燐の合計量。 湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、燐は、燐イオン、燐化合物として存在しているが、全燐は、試料水中に含まれる燐の総量を測定するものである。燐は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量な燐が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。
想定される最大の偏差〔そうていされるさいだいのへんさ〕 東京湾において高潮偏差が高くなる想定コースを9コース（台風7920号コース、伊勢湾台風コース、キティ台風コース等）設定し、台風規模を伊勢湾台風級として高潮予測シミュレーションを行った結果より得られる、海岸毎に最大となる高潮偏差。	想定される最大の偏差〔そうていされるさいだいのへんさ〕 東京湾において潮位偏差が高くなる想定コースを15コース（台風7920号コース、伊勢湾台風コース、キティ台風コース、昭和20年台風コース、平成30年台風コース）設定し、台風規模を伊勢湾台風級として高潮予測シミュレーションを行った結果より得られる、海岸毎に最大となる潮位偏差。
高潮〔たかしお〕 台風や低気圧により海水面が異常に上昇する現象。南に面した湾では、湾の西側を台風が通過するとき起こりやすい。	高潮〔たかしお〕 台風や低気圧により海水面が異常に上昇する現象。南に面した湾では、湾の西側を台風が通過するとき起こりやすい。
高潮偏差〔たかしおへんさ〕 〔平成11年度東京湾高潮対策調査報告書（平成12年8月）、運輸省第二港湾建設局企画課〕の成果より、各海岸に対して最悪となる偏差を抽出し、地形的特性等を考慮し区間毎に計画値を設定する。なお、横須賀市の追浜地区については、上記の成果がないことから、同条件で計算された〔東京湾の大規模高潮浸水想定（平成21年4月2日公表）、国土交通省港湾局〕の成果を補完的に用いて設定する。	
中潮帯〔ちゅうしおたい〕 潮間帯の一部。小潮平均干潮線～小潮平均満潮線。	中潮帯〔ちゅうしおたい〕 潮間帯の一部。小潮平均干潮線～小潮平均満潮線。
	潮位偏差〔ちよういへんさ〕 天文潮位（予測潮位）と実際の潮位との差。台風や低気圧、強風などの気象要因により生じる海面上昇・低下を表す値。
潮間帯〔ちようかんたい〕 満潮時に水没し干潮時に露出する部分。大潮最低干潮線～大潮最大満潮線。	潮間帯〔ちようかんたい〕 満潮時に水没し干潮時に露出する部分。大潮最低干潮線～大潮最大満潮線。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
鳥獣保護区〔ちょうじゅうほごく〕 野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為に規制がかかる。この法律の対象となる鳥獣は、通常、山野等に生息している野生の鳥獣で、生活環境の改善または農林水産業の振興に何らかの関連を持ち、狩猟の対象物としての価値などを持っているものをいう。環境大臣の設定する国設鳥獣保護区と、都道府県知事の設定する県設鳥獣保護区とがあり、土地に対する規制等には変わりはない。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、特定鳥獣保護区、誘致地区の保護区、愛護地区の保護区に分けられる。	鳥獣保護区〔ちょうじゅうほごく〕 野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為に規制がかかる。この法律の対象となる鳥獣は、通常、山野等に生息している野生の鳥獣で、生活環境の改善または農林水産業の振興に何らかの関連を持ち、狩猟の対象物としての価値などを持っているものをいう。環境大臣の設定する国設鳥獣保護区と、都道府県知事の設定する県設鳥獣保護区とがあり、土地に対する規制等には変わりはない。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、特定鳥獣保護区、誘致地区の保護区、愛護地区の保護区に分けられる。
鳥獣保護区特別保護地区〔ちょうじゅうほごくとくべつほごちく〕 大臣または知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。	鳥獣保護区特別保護地区〔ちょうじゅうほごくとくべつほごちく〕 環境大臣または知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。
潮上帯〔ちょうじょうたい〕 満潮時にも水没しない部分。小潮平均満潮線以上の高いところ。	潮上帯〔ちょうじょうたい〕 満潮時にも水没しない部分。小潮平均満潮線以上の高いところ。
潮流〔ちょうりゅう〕 潮の流れ。海の干満によっておこる海水の流れ。一日に二回ずつ、その流れの方向が逆になる。	潮流〔ちょうりゅう〕 潮の流れ。海の干満によっておこる海水の流れ。一日に二回ずつ、その流れの方向が逆になる。
津波〔つなみ〕 海底地震の際の地殻変動によって広範囲に海底が急激に上下運動し、それに応じて起こる周期の長い水波。	津波〔つなみ〕 海底地震の際の地殻変動によって広範囲に海底が急激に上下運動し、それに応じて起こる周期の長い水波。
津波高〔つなみだか〕 津波の高さ、と言う意味で用いられる表現。	津波高〔つなみだか〕 津波の高さ、と言う意味で用いられる表現。
定置網〔ていちあみ〕 定置網は別名大敷網とも称され、回遊する魚を誘い込んで捕る日本古来の漁法。	定置網〔ていちあみ〕 定置網は別名大敷網とも称され、回遊する魚を誘い込んで捕る日本古来の漁法。
低潮帯〔ていちょうたい〕 潮間帯の一部。大潮最低干潮線～小潮平均干潮線。	低潮帯〔ていちょうたい〕 潮間帯の一部。大潮最低干潮線～小潮平均干潮線。
堤防・防潮堤〔ていぼう・ぼうちょうてい〕 高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地地盤を盛土またはコンクリート打設などによって増高させる施設。	堤防・防潮堤〔ていぼう・ぼうちょうてい〕 高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地地盤を盛土またはコンクリート打設などによって増高させる施設。
天端高（計画天端高）〔てんばだか〕 構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、基本水準面（T.P.=0）から天端までの高さをいう。	天端高（計画天端高）〔てんばだか〕 構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、基本水準面（T.P.=0）から天端までの高さをいう。
二級河川〔にきゅうかせん〕 一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係のある河川のうち、都道府県知事が指定したもの。	二級河川〔にきゅうかせん〕 一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係のある河川のうち、都道府県知事が指定したもの。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
粘り強い構造〔ねばりづよいこうぞう〕 設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫。 ハザードマップ〔はざーどまっぷ〕 火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。 パブリックコメント〔ぱぶりっくこめんと〕 政府の政策立案過程で国民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。例えば行政機関が命令や規則を策定し、または変更することを検討している場合に、ホームページなどでその素案を公表し、国民から意見を募る。意見を述べようとする国民は、電子メールや郵便など定められた方法により、期限までに意見を述べる。 葉山層群〔はやまそうぐん〕 前期・中期中新世の地層。岩相は、下位から森戸硬質泥岩層・鑑摺砂岩泥岩互層・大山凝灰質砂岩層・矢部凝灰質砂岩泥岩互層に区分されている。2列の地塁を形成して、神奈川県の大井町半島の中央部を横断して分布する。 干潟〔ひがた〕 一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。 飛沫〔ひまつ〕 細かく飛び散る水滴。しぶき。 漂砂〔ひょうさ〕 沿岸域における砂の移動。移動する砂自体をさすこともある。 漂着ゴミ〔ひょうちゃくごみ〕 海岸に漂着したゴミ。 発生頻度の高い津波〔はっせいひんどのたかいつなみ〕 数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波のことである。設計津波の水位は、この津波を対象として、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月8日）に基づき設定する。 風衝地〔ふうしょうち〕 強風にさらされる当たりが強い地区。	粘り強い構造〔ねばりづよいこうぞう〕 設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫。 ハザードマップ〔はざーどまっぷ〕 火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。 パブリックコメント〔ぱぶりっくこめんと〕 政府の政策立案過程で国民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。例えば行政機関が命令や規則を策定し、または変更することを検討している場合に、ホームページなどでその素案を公表し、国民から意見を募る。意見を述べようとする国民は、電子メールや郵便など定められた方法により、期限までに意見を述べる。 葉山層群〔はやまそうぐん〕 前期・中期中新世の地層。岩相は、下位から森戸硬質泥岩層・鑑摺砂岩泥岩互層・大山凝灰質砂岩層・矢部凝灰質砂岩泥岩互層に区分されている。2列の地塁を形成して、神奈川県の大井町半島の中央部を横断して分布する。 干潟〔ひがた〕 一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。 飛沫〔ひまつ〕 細かく飛び散る水滴。しぶき。 漂砂〔ひょうさ〕 沿岸域における砂の移動。移動する砂自体をさすこともある。 漂着ごみ〔ひょうちゃくごみ〕 海岸に漂着したゴミ。 発生頻度の高い津波〔はっせいひんどのたかいつなみ〕 数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波のことである。設計津波の水位は、この津波を対象として、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成23年7月8日）に基づき設定する。 風衝地〔ふうしょうち〕 強風にさらされる当たりが強い地区。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
富栄養化〔ふえいようか〕 水中の溶存物とくに栄養塩類の増加による植物プランクトンなどの生物生産が増大する現象。 不法係留船〔ふほうけいりゅうせん〕 河川、湖沼、港、海岸などに、管理者の許可なく放置、係留している船舶のこと。 保安林〔ほあんりん〕 水源の涵養や土砂の流出防止、保健・風致等の目的を達成するため森林法第 25 条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定し、森林の施業や転用に一定の制限が課せられている森林。保安林には、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など 17 種類がある。 防波堤〔ぼうはてい〕 外海からの波を防ぎ、港湾内を穏やかに保つために海中に築造された突堤。（出典：三省堂大辞林） 景観上阻害要因になる場合がある。 三浦層群〔みうらそうぐん〕 中期中新世-鮮新世の地層。岩相は、三浦半島の三浦層群は、三崎層、初声層、逗子層、池子層に区分されているが、これらは一部同時異相の関係にある。三浦半島では、下位の葉山層群が 2 列の東西方向にのびた地塁を形成しているために、その上位の三浦層群は南部・中部・北部の 3 体に分かれて分布している。 面的防護方式〔めんてきぼうごほうしき〕 堤防、砂浜、離岸堤等を面的に配置し、高潮、侵食等から海岸を防護する整備方式。災害に対して粘り強く、耐久性に優れ、かつ海辺へのアクセスや景観等に優れている。堤防や消波工のみで海岸線を防護する線的防護方式に比して使われる。 藻場〔もば〕 沿岸浅海域で海草藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚生育場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。なお、アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。 ユニバーサルデザイン〔ゆにばーさるでざいん〕 小さな子供から成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のこと。 養浜〔ようひん〕 海岸に人工的に土砂を供給することにより海岸の生成、改良および維持を行い、侵食された海岸の回復を図る。 余裕高〔よゆうだか〕 堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大 1.0m を限度に決定されることが多い。	富栄養化〔ふえいようか〕 水中の溶存物とくに栄養塩類の増加による植物プランクトンなどの生物生産が増大する現象。 不法係留船〔ふほうけいりゅうせん〕 河川、湖沼、港、海岸などに、管理者の許可なく放置、係留している船舶のこと。 保安林〔ほあんりん〕 水源の涵養や土砂の流出防止、保健・風致等の目的を達成するため森林法第 25 条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定し、森林の施業や転用に一定の制限が課せられている森林。保安林には、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など 17 種類がある。 防波堤〔ぼうはてい〕 港内の静穏を確保するとともに、波浪等による影響から港湾を防護するために設置される外郭施設。 三浦層群〔みうらそうぐん〕 中期中新世-鮮新世の地層。岩相は、三浦半島の三浦層群は、三崎層、初声層、逗子層、池子層に区分されているが、これらは一部同時異相の関係にある。三浦半島では、下位の葉山層群が 2 列の東西方向にのびた地塁を形成しているために、その上位の三浦層群は南部・中部・北部の 3 体に分かれて分布している。 面的防護方式〔めんてきぼうごほうしき〕 護岸、砂浜、離岸堤、潜堤・人工リーフ等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置することにより、波浪等の外力を沖合から徐々に弱めながら海岸を防護する方式。 単一の施設（護岸のみ）を沿岸方向に配置する防護方式（線的防護方式とも呼ばれる）と比較して、一つの防護施設の破壊が直ちに背後地の大災害につながらないという利点を有する。 藻場〔もば〕 沿岸浅海域で海草藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚生育場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。なお、アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。 ユニバーサルデザイン〔ゆにばーさるでざいん〕 小さな子供から成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のこと。 養浜〔ようひん〕 海岸に人工的に土砂を供給することにより海岸の生成、改良および維持を行い、侵食された海岸の回復を図る。 余裕高〔よゆうだか〕 現象の不確実性等を総合的に考慮した上で、施設整備の段階において、各管理者が必要に応じて設定する高さ。

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
リアス式海岸〔リアスしきかいがん〕 〔rias coast〕出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られる。呼称はスペイン北西部ガリシア地方のリア（ria 入江）の多い海岸にちなむ。リアス海岸線。 離岸堤〔りがんてい〕 海岸より離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に石材や消波ブロック等を積み上げて造られた堤体で、消波または計画波高減衰効果あるいは海浜の前進を図る施設。	リアス式海岸〔リアスしきかいがん〕 〔rias coast〕出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られる。呼称はスペイン北西部ガリシア地方のリア（ria 入江）の多い海岸にちなむ。リアス海岸線。 離岸堤〔りがんてい〕 海岸より離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に石材や消波ブロック等を積み上げて造られた堤体で、消波または計画波高減衰効果あるいは海浜の前進を図る施設。

